

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年6月15日

【発行者名】 UBSオコーナー・エルエルシー
(UBS O' Connor LLC)

【代表者の役職氏名】 ディレクター
コナー・ビー・バーク
(Connor B. Burke, Director)
マネージング・ディレクター
アンドリュー・ディ・ホレンベック
(Andrew D. Hollenbeck, Managing Director)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 イリノイ州60606、シカゴ、ノース・ワッカー・
ドライブ1番
(One North Wacker Drive, Chicago, IL 60606, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 飯 村 尚 久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集
(売出)外国投資信託受益証
券に係るファンドの名称】 グローバル・M&Aオポチュニティ・ファンド
(Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund)

【届出の対象とした募集
(売出)外国投資信託受益証
券の金額】 米ドル建クラス受益証券 10億アメリカ合衆国ドル(約1,068億7,000万
円)を上限とする。
円建(ヘッジなし)クラス 1,000億円を上限とする。
受益証券
円建(ヘッジあり)クラス 1,000億円を上限とする。
受益証券
(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円換算は、便宜上、2020年4
月末日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ド
ル=106.87円)による。以下、別段の記載がない限り同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

グローバル・M & Aオポチュニティ・ファンド（Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund）（以下「ファンド」という。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

米ドル建クラス受益証券、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券（以下、総称して「受益証券」という。）は、いずれも記名式無額面受益証券であり、米ドル建クラス受益証券、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券の３種類である。

受益証券について、UBSオコーナー・エルエルシー（以下「管理会社」という。）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

受益証券は追加型である。

（３）【発行（売出）価額の総額】

米ドル建クラス受益証券 10億米ドル（約1,068億7,000万円）を上限とする。

円建（ヘッジなし）クラス受益証券 1,000億円を上限とする。

円建（ヘッジあり）クラス受益証券 1,000億円を上限とする。

（注１）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券はそれぞれ米ドル建および円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り米ドルまたは円をもって行う。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

受益証券１口当たり純資産価格

（注）受益証券１口当たり純資産価格については、後記（８）申込取扱場所に照会のこと。

（５）【申込手数料】

投資家は、以下の左の欄に記載された受益証券の対応する総口数の購入に関して、以下の右の欄に記載された受益証券の発行価格に対する料率の申込手数料を（購入した受益証券の発行価格に加えて）支払う必要がある。

申込口数	申込手数料
1万口未満	申込金額の3.85パーセント（税抜3.50パーセント）
1万口以上5万口未満	申込金額の1.65パーセント（税抜1.50パーセント）
5万口以上10万口未満	申込金額の0.825パーセント（税抜0.75パーセント）
10万口以上	申込金額の0.55パーセント（税抜0.50パーセント）

かかる申込手数料は、販売会社に対して支払われる。

上記にかかわらず、管理会社および日本の販売会社が、当該管理会社および販売会社の間の個別契約により別途合意した場合は、当該契約を適用することができる。

（６）【申込単位】

ファンドの申込書類（以下「申込書類」という。）は、日本円（または、適用ある場合、米ドル）による金額または受益証券口数のいずれかにより、希望する申込数を特定することを申込者に許容してい

る。受益証券の最低申込数は、（ ）日本円（もしくは、適用ある場合、米ドル）による特定の金額による申込みに関して、1,000万円（もしくはその米ドル相当額）、または（ ）特定の受益証券口数による申込みに関して、1,000口である。ファンドは異なる額を認めることができるが、各申込者は、最低申込数に従う。すなわち、申込単位は、1,000万円以上1円単位、または、1,000口以上1口単位である。

申込単位についての詳細は、日本における販売会社に照会のこと。

（ 7 ）【申込期間】

2020年7月1日（水曜日）から2021年6月30日（水曜日）まで

- （注1）日本における申込受付時間は、原則として、日本における販売会社の日本における営業日（以下「日本における営業日」という。）の午後4時（日本時間）までとする。上記時刻以降の申込みは、日本における翌営業日の申込みとして取り扱われる。日本における販売会社により異なる申込受付時間が設けられることがある。なお、申込みは、取引日（暦月の最終営業日）の5営業日前の日までを各月の申込期限とする。日本においては、当該申込期限までの日本における5営業日の間に申込みを受け付ける。
- （注2）日本において発注を取り扱うことが適当でないと代行協会が判断する日（以下「取扱除外日」という。）には、例外的に発注が取り扱われないことがある。
- （注3）ファンドは、米国人、ケイマン諸島の住民等（後記「第二部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等」を参照。）には販売しない。
- （注4）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。
- （注5）「営業日」は、（ ）（a）ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京およびケイマン諸島で銀行が営業を行う日ならびに（b）ニューヨーク証券取引所（NYSE）、ロンドン証券取引所（LSE）および東京証券取引所（TSE）（以下、個別に「取引所」という。）が営業を行う日または（ ）管理会社がその裁量で決定するその他の日である。ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京もしくはケイマン諸島の銀行が平日に臨時休業した場合および/または取引所が平日に臨時休業した場合、受託会社は、管理会社と協議の上、当該日をファンドに関する営業日とみなすか否かを決定する。

（ 8 ）【申込取扱場所】

日本における販売会社については、下記の照会先に問い合わせることができる。

S M B C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111（受付時間：日本における営業日の8：40～17：10）

（以下「販売会社」、「日本における販売会社」または「S M B C 日興証券」という。）。

（ 9 ）【払込期日】

投資者は、申込みの注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「国内約定日」という。）（通常、取引日の日本における翌々営業日）から起算して日本における4営業日目（受渡日）までに、米ドル建クラス受益証券については米ドルまたは日本円により、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券については日本円により、日本における販売会社に対して申込金額および申込手数料を支払うものとする。

申込金額は、日本における販売会社によって、ファンドの資産保管業務を行う管理事務代行会社であるMUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドのファンドの口座に、各取引日後5営業日（以下「支払日」という。）までに、米ドル建クラスについては米ドル、円建（ヘッジなし）クラスおよび円建（ヘッジあり）クラスについては日本円で払い込まれる。

（ 10 ）【払込取扱場所】

上記（ 8 ）申込取扱場所に同じ。

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（12）【その他】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

日本における販売会社は、管理会社との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する契約に基づき、ファンド証券の募集を行う。（販売会社については、後記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、1 ファンドの性格、（3）ファンドの仕組み」を参照のこと。）

管理会社は、S M B C 日興証券をファンドに関して代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社等に送付する等の業務を行う会社をいう。

（ハ）申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売会社は「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額および申込手数料の支払は、米ドルまたは日本円によるものとし、米ドルと日本円との換算は、各申込みについての国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するところによるものとする。

申込金額は、各支払日に最終的に管理事務代行会社のファンド口座に米ドルまたは日本円でそれぞれ払い込まれる。

（二）日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの形態

ファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立された免税会社であるAFSコントロールド・サブシディアリー・3・リミテッド（以下「受託会社」という。）および米国デラウェア州法に基づき設立された有限責任会社であるUBSオコーナー・エルエルシー（以下「管理会社」という。）によって締結された2019年10月18日付信託証書（以下「信託証書」という。）により、ケイマン諸島の信託法に基づいて設立されたオープン・エンド型ユニットトラストである。管理会社は、UBS AGの間接的な完全子会社であり、UBSアセット・マネジメント部門の一部である。受託会社は、ケイマン諸島の銀行業クラスA、信託業および無制限のミューチュアル・ファンド管理事務代行者の免許を保有し、ケイマン諸島におけるファンドの主たる事務所を提供するMUFGファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッド（以下「本店提供者」という。）の完全子会社である。受託会社は、その親会社の免許に基づいて信託業務を提供する権限を有する。アイルランドにおいてアイルランド法に基づき設立された会社であるMUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドは、ファンドの管理事務代行会社も務める（以下「管理事務代行会社」という。）。管理事務代行会社は、アイルランド中央銀行の監督を受けている。ファンドは、ケイマン諸島において、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）第4条（1）（b）に基づく「投資信託」としての規制を受ける。

ファンドは、3種のクラス受益証券を募集する。米ドル建クラス受益証券は米ドルで表示され、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券は日本円で表示される。ファンドは、管理会社の裁量により、為替ヘッジを用いることにより、円建（ヘッジあり）クラス受益証券の価格の為替相場による変動の影響を減少させ、または最小限化させようと試みる。

異なるクラス受益証券が発行されるものの、異なるクラス受益証券の申込金は分別管理は行われず、当該申込金および投資対象資産は、ファンドの単一かつ不可分の資産プールを構成する。受益証券の発行により受託会社によって受領された全ての申込手取金は、当該手取金が投資された資産が帰属する全ての収入、収益または利得と合わせて、ファンドの全ての受益者の利益のために保有される。クラス受益証券に関連して発生するファンドの負債は、当該不可分の資産と相償されるが、受託会社は、一般的に為替ヘッジにより生じる全ての利得および損失を円建（ヘッジあり）クラス受益証券に帰属させ、また、適切である場合、ファンドの他の資産または負債を一または複数の特定のクラス受益証券に帰属させることができる。

（2）【ファンドの沿革】

2019年10月18日 信託証書締結

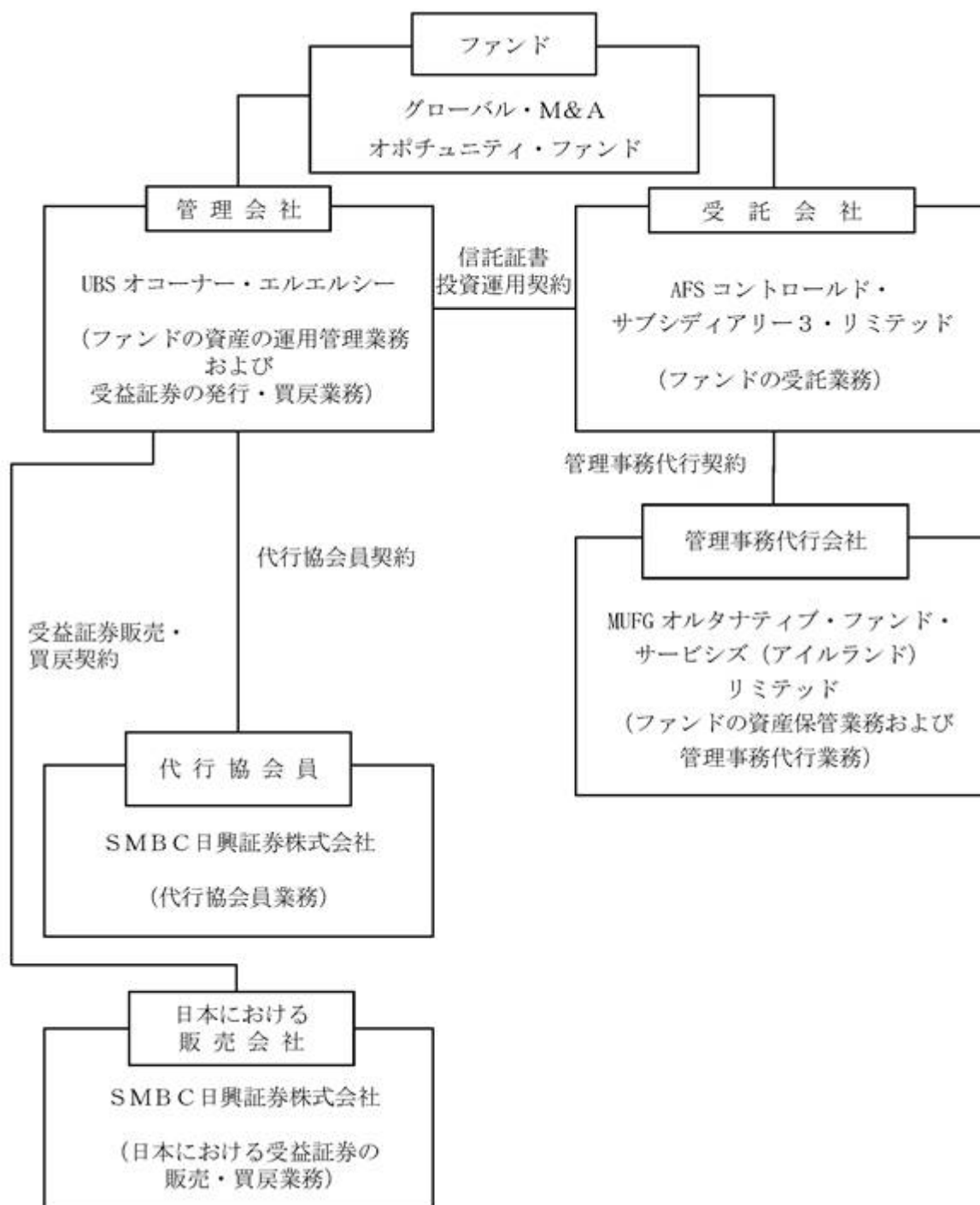
2019年11月25日 ファンドの当初申込期間の開始

2019年12月6日 ファンドの運用開始（設定日）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの関係法人



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
UBSオコーナー・エルエルシー (UBS O'Connor LLC)	管理会社	2019年10月18日付で受託会社との間で信託証書および2019年12月1日付で受託会社との間で改訂・再録投資運用契約（注1）を締結。管理会社は、ファンドの資産の運用管理業務および受益証券の発行・買戻業務を行う。
AFSコントロールド・サブシディアリー3・リミテッド (AFS Controlled Subsidiary 3 Ltd.)	受託会社	2019年10月18日付で管理会社との間で信託証書および2019年12月1日付で管理会社との間で改訂・再録投資運用契約（注1）を締結。受託会社は、ファンドの受託業務を行う。
MUFGオルタナティブ・ファンド・サービス（アイルランド）リミテッド (MUFG Alternative Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2019年10月29日付で受託会社との間で管理事務代行契約（注2）を締結。管理事務代行会社は、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務を行う。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2019年11月7日付で管理会社との間で代行協会員契約（注3）を締結。日本における受益証券の募集に関し、代行協会員業務を行う。 2019年11月7日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注4）を締結。日本における受益証券の募集に関し、受益証券の販売・買戻業務を行う。

（注1）投資運用契約とは、受託会社がファンドの資産の投資および再投資ならびにファンドに関する投資運用業務ならびに一定の運用および管理事務サービスの履行に関する自由裁量の責務を管理会社に委託する契約である。

（注2）管理事務代行契約とは、受託会社がその権限の一部を管理事務代行会社に授権する契約である。

（注3）代行協会員契約とは、日本における代行協会員が受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本における販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、米国デラウェア州の有限責任会社法（以下「デラウェア有限責任会社法」という。）に基づき、個人、法人、事業体およびミューチュアル・ファンドに運用および管理業務を提供する目的で設立された。

（ ）事業の目的

管理会社の目的は、直接または一もしくは複数の子会社もしくは関係会社を介して投資運用事業を遂行することを含むがそれらに限定されることなく、直接または子会社もしくは関係会社もしくはその双方を介して、デラウェア有限責任会社法に基づき設立された有限責任会社が合法的に遂行することができる方法による一切の事業および活動を行うことである。

（ ）資本金の額

2020年4月末日現在の資本金は、1株当たり1米ドルの株式1,000株に表示される1,000米ドル（約106,870円）である。

（ ）会社の沿革

2000年1月27日設立。

（ ）大株主の状況

（2020年4月末日現在）

名 称	住 所	所有株式数	比 率
UBSアセットマネジメント（アメリカス）インク （UBS Asset Management (Americas) Inc.）	アメリカ合衆国 ニューヨーク州10019、 ニューヨーク、アベニュー・オブ・ザ・ アメリカス1285 （1285 Avenue of the Americas, New York, New York, 10019, U.S.A.）	1,000株	100.00パーセント

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「ケイマン諸島信託法」という。）に基づき設立されている。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法により規制されている。

準拠法の内容

（ ）信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、信託に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託銀行は、一般的に保管銀行としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免除信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益権者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島の課税に服さないとの約定を取得することができる。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

信託法において特定の要件がないものの、免除信託においては、信託証書の変更を信託登記官に提出することが受託会社の推奨される慣行である。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法」の記載を参照。

(5) 【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

() ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは、目論見書を発行しなければならない。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすうるために必要なその他の情報を記載しなければならない。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともに、2019年11月6日にCIMAに提出された。目論見書の更新版（またはその補遺）は、受託会社による当該更新された目論見書または補遺の承認から21日以内に、申請手数料とともにCIMAに提出されなければならない。

() 受益者に対する開示

ファンドは、その監査人として、EYケイマン・リミテッド（EY Cayman Ltd.）（旧アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド（Ernst & Young Ltd.））を選任している。ファンドは、受益者に対し、その受益証券の適用ある報酬、経費、管理報酬および成功報酬を控除して計算された純資産価値を提供する。受益者は、少なくとも四半期毎に、ファンドの未監査の運用報告書を受領する。また、受益者は、ファンドの独立監査人による監査を受けたファンドの年次財務諸表も受領する。上記の情報は、<https://alternatives.ubs.com>において、オンラインで入手することができる。

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了する。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」という。）等においてこれを閲覧することができる。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(b) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、受託会社および管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、管理会社はあらかじめ、

変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各会計年度終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（ ）日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会員のウェブサイトにおいて提供される。

（ 6 ）【監督官庁の概要】

ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づく「ミューチュアル・ファンド」の定義に該当するため、同法第4条（1）（b）に基づき登録されている。ミューチュアル・ファンド法第4条（1）（b）に基づき、ファンドは、ケイマン諸島における主たる事務所として、免許を受けたミューチュアル・ファンド管理事務代行者（この場合においては本店提供者）を指定しなければならないが、ファンド自体が免許を取得する必要はない。その代わり、本店提供者は、ファンドの発起人が健全な評判を有すること、ファンドの管理事務を行うための十分な専門知識を有し、健全な評判を有する者が存在すること、ならびにファンドの事業および持分の募集が適切な方法で行われることを確信する必要がある。本店提供者は、ファンドがミューチュアル・ファンド法に違反して行為していること、支払不能の状況にあること、またはその他、その債権者もしくは受益者に不利になる方法で行為していることを確信する理由がある場合、ケイマン諸島金融庁に報告しなければならない。

ファンドは、規制ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島金融庁の監督に服する。ファンドは、英文目論見書、およびファンドに関する一定の規定された詳細、および本書の情報（およびかかる詳細）に重大な影響を及ぼす変更をケイマン諸島金融庁に提出しなければならない。ファンドはまた、毎年、会計年度末から6か月以内またはケイマン諸島金融庁が認める延長期間内に、承認された監査人による承認を受けた決算書を、ケイマン諸島金融庁が指定する明細を含む申告書とともにケイマン諸島金融庁に提出しなければならない。所定の手数料も毎年支払わなければならない。

ケイマン諸島金融庁はいつでも、ファンドに対し、決算書の監査を受け、これをケイマン諸島金融庁が指定する期間内にケイマン諸島金融庁に提出するよう指示することができる。また、ケイマン諸島金融庁は、受託会社に対し、ケイマン諸島金融庁がミューチュアル・ファンド法に基づく職務を遂行することができるよう合理的に要求するファンドに関する情報または説明をケイマン諸島金融庁に提供するよう要求することができる。

ケイマン諸島金融庁は、必要と考える時はいつでも、ミューチュアル・ファンド法および適用あるマネー・ロンダリングの防止に関する規則の規定が遵守されていることを確信する目的で、ファンドの事務または業務を調査する（立会検査またはケイマン諸島金融庁が決定するその他の方法によるものを含む。）。

受託会社は、ケイマン諸島金融庁に対し、ファンドに関するすべての記録の閲覧権を付与するか、または合理的な時期に当該記録を提供しなければならない。ケイマン諸島金融庁は、閲覧権を付与された記録の謄本または抄本を作成することができる。ケイマン諸島金融庁によるこれらの要求に従わない場合、受託会社の側に多額の罰金が科されることがあり、ケイマン諸島金融庁はファンドの清算を裁判所に申し立てることがある。

ケイマン諸島金融庁は、規制ミューチュアル・ファンドが、（i）支払期限の到来時に債務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性が高いこと、（ ）その投資家もしくは債権者に不利になる方法で事業を行っているかもしくは行おうと試み、もしくはかかる方法でその事業の任意清算を行っていること、（ ）適切な方法で管理されていないこと、または（ ）代表の地位にふさわしくない者を取締役、マネージャーまたは役員に任命したことを確信した場合、一定の措置を講じることができる。

ケイマン諸島金融庁の権限には、特に、受託会社の交代を要求する権限、適切な業務遂行についてファンドに助言を行う者を任命する権限、またはファンドの業務の監督を引き受ける者を任命する権限が含まれる。その他にも、上記以外の措置の承認を裁判所に申し立てる能力を含め、ケイマン諸島金融庁が利用可能な救済が存在する。

ケイマン諸島のデータ保護法

ケイマン諸島の2017年データ保護法（随時の改正を含む。）（以下「データ保護法」という。）の目的において、個人情報が入信に際して提供された受益者およびそのそれぞれの代表者、取締役、役員、代理人または実質的所有者について提供された個人データのデータ処理者は、受託会社とする。個人データは、申込書類に定めるプライバシー通知に従って処理されるものとする。プライバシー通知には、かかる個人データを処理する目的、かかるデータが開示または譲渡される状況、かかるデータに係る受益者の権利等が定められている。

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則

マネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達の防止を目的とした規則を遵守するファンドの責務の一環として、管理会社、受託会社または管理事務代行会社（管理事務代行会社の関連会社、子会社または関係者を含む。）は、投資予定者の身元、投資予定者の実質的所有者および投資予定者の資金源の入念な確認を求めることができる。

管理会社、受託会社または管理事務代行会社は、投資予定者および投資予定者の実質的所有者の身元を確認するために必要な情報を請求する権利を留保する。管理会社、受託会社または管理事務代行会社は、ファンドの受益証券の譲受人に関して、かかる身元の証明を要求する権利も留保する。状況により認められる場合、受託会社または管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止規則（改訂済み）またはその他の適用ある法律に基づき免除が適用される場合は、申込時に十分なデューディリジェンスが求められない場合があることに納得する。ただし、受益証券の持分からの収益または受益証券の持分の譲渡に係る支払いの前に、入念な確認を求めることができる。投資予定者または譲受人が確認のために必要な情報の提出を遅延し、またはこれを怠った場合、受託会社または管理事務代行会社は申込みの受領を拒否するか、遅らせること、または（場合により）受益証券のかかる譲渡の登録を拒否することができ、（受益証券の募集の場合）受領した資金は申込人の費用負担により当該金の送金元の口座に無利息で返金される。ファンドも、当該投資家の買戻しを行うことができ、受領した資金は当該投資家の費用負担により当該資金が振り出された口座に無利息で返金される。

管理会社、受託会社もしくは管理事務代行会社が、受益者への買戻しもしくは分配金の支払いが、適用あるマネー・ロンダリングの防止に関する法律もしくはOFACが管理する法律、規則および大統領命令、もしくは関連する法域におけるその他の法令（以下、総称して「AML/OFAC義務」という。）の違反もしくは侵害となる可能性があるかと疑うか、もしくは知らされた場合、または、その他受託会社もしくは受託会社を代理して管理事務代行会社が適用ある法令を遵守することを確保するために必要もしくは適切である場合、受託会社または管理事務代行会社は、買戻代金または分配金の受益者への支払いを拒否する権利も留保する。

投資予定者は、それぞれ、ファンドに対して、管理会社、受託会社または管理事務代行会社が、適用あるAML/OFAC義務に関連して要求する表明を行わなければならない。これには、かかる投資予定者が、（i）テロリスト、テロリスト集団として知られているかまたはその疑いのある者に関する入手可能なリスト、または米国政府およびファンドが業務を行っているすべての法域の政府により発行されるその他の制裁者リスト（OFACが管理する特別指定国民および不許可人物リスト、ならびに制裁が英国政府に

より可決された枢密院勅令により英国から海外領土に対して適用されている場合においては国際連合およびEUが採択した制裁リストを含み、それぞれの場合においてかかるリストは随時の修正される可能性がある。）に記載されている取引禁止対象の国、領地、個人または法人ではないこと、（ ）国際連合、OFAC、EUおよび／または英国が課す制裁が適用される国または領地に運営拠点を置いていないまたは住所を有しないこと、または（ ）その他の方法により国際連合、OFAC、EUまたは英国が課す制裁の対象（以下、総称して「制裁対象」という。）でないことの表明が含まれるが、これらに限られない。

また、かかる投資予定者は、ファンドに出資した資金が、直接的にも間接的にも、ケイマン諸島法、米国の連邦法、州法または国際法および規則（適用あるマネー・ロンダリングの防止に関する法律および規則を含むが、これらに限られない。）に違反しうる活動から派生したものでないことを、ファンドに対し表明しなければならない。さらに、かかる投資予定者は、当該投資予定者またはその関係者が、現在または過去において、2001年米国愛国者法またはケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則（改訂済み）（該当する方）に基づく定義に従い、外国政府高官もしくは政治的に影響力のある者、もしくはこれらの者の近親者もしくは身近な者、または取引禁止対象の外国シェル・バンクであるか否かをファンドに対して開示しなければならない。

投資予定者および受益者はそれぞれ、表明書に記載の情報の変更を認識した場合、速やかに、書面により、ファンドに対して通知することに同意する。投資予定者は、受託会社または管理事務代行会社が、当該受益者からの追加投資の禁止、当該受益者からの受益証券買戻請求の拒絶、当該受益者への買戻代金支払いの停止、および／または政府の規制に従った口座の資産の分離により、受益者の「口座凍結」を行う義務を法律上負うことがある旨を通知されている。受託会社または管理事務代行会社は、またOFACまたはその他の適用ある政府および監督機関に対して、当該措置を報告し、当該受益者の身元を開示しなければならないことがある。

申込者または関連当事者が制裁対象者であり、または制裁対象者となった場合、受託会社または管理事務代行会社は、直ちに、申込者に対して通知することなく、申込者が制裁対象者ではなくなるまで、または適用ある法律に基づき当該取引を継続するための許可が取得されるまで、申込者および／または申込者のファンドに対する持分の追加の取引を行うことを中止することが必要となることがある（以下「制裁対象者事由」という。）。制裁対象者事由の結果申込者が被る一切の債務、経費、費用、損害および／または損失（直接損失、間接損失または結果損失、利益の損失、収入の損失、評価の損失ならびにすべての利息、違約金および弁護士費用ならびに他の専門家の経費および費用を含むが、これらに限られない。）に関して、受託会社および管理事務代行会社または受託会社のその他のサービス提供会社は、いかなる性質の責任も負わないものとする。

ファンド、管理会社、管理事務代行会社またはそのそれぞれの委託先、代理人および関連会社は、ファンドまたはファンドを代理する管理事務代行会社が要求した情報および文書が適時に受益者から提供されなかった場合、受益証券の申込みの拒絶または処理の遅延の結果として生じた受益者が被った損失に対して責任を負わない。

ケイマン諸島居住者が、その他の者が犯罪行為に従事しているまたはテロリズムもしくはテロリストの資産に関与していることを知るもしくは疑うに至り、または知りもしくは疑うに至る合理的な根拠を有するに至り、当該知識または嫌疑が規制された分野での業務、その他の取引、専門的職業、事業または雇用の過程において得られた場合、かかる者は、（ ）その開示が犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関連する場合、ケイマン諸島金融報告庁（以下「FRA」という。）または指名された担当官（ケイマン諸島の犯罪収益法（その後の改正を含む。）に従い任命される。）に、または（ ）開示がテロリズムまたはテロリストへの資金提供およびテロリストの資産に関する場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（その後の改正を含む。）に従いFRAまたは巡査もしくは指名された担当官に対し、当該知識または嫌疑を報告することを要求され、かかる報告は、秘密保持義務または法律その他により課される情報開示の制限の違反として扱われないものとする。

受託会社またはケイマン諸島に居住する取締役もしくは代理人は、適用ある法律に基づき、規制当局、政府機関または行政庁からの情報開示請求に対し、情報（受益者に関する情報および該当する場合には投資家の実質的所有者および支配者の情報を含むが、これらに限られない。）の提供を強要されることがある。かかる請求は、例えば、金融庁法（その後の改正を含む。）に基づき、金融庁によって、金融庁自らもしくは海外の認可された規制当局のために、または税務情報庁法（その後の改正を含む。）ならびに関連規則、契約、協定および覚書に基づき、税務情報庁によって行われる。かかる法令に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務違反とはみなされず、一定の状況下においては、受託会社および取締役もしくは代理人は、当該請求が行われたことの開示を禁じられることがある。

投資予定者は、受益証券の申込みを行うことで、ケイマン諸島およびその他の法域のマネー・ロンダリングの防止に関する規則、税務情報交換規則および類似の法律に関連して管理会社、受託会社および管理事務代行会社が、請求に応じて、自らに関する情報を規制当局等に引き渡すことを自らのために、かつ、自らの実質的所有者を代理して承認する。

指名されたAMLマネー・ロンダリング防止責任者

ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則および金融庁が発行する指針に従い、ファンドは、マネー・ロンダリング防止コンプライアンス責任者、マネー・ロンダリング報告責任者およびマネー・ロンダリング報告責任者代理（以下「AMLマネー・ロンダリング防止責任者」という。）を務める自然人を任命する義務を負い、任命している。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの目的

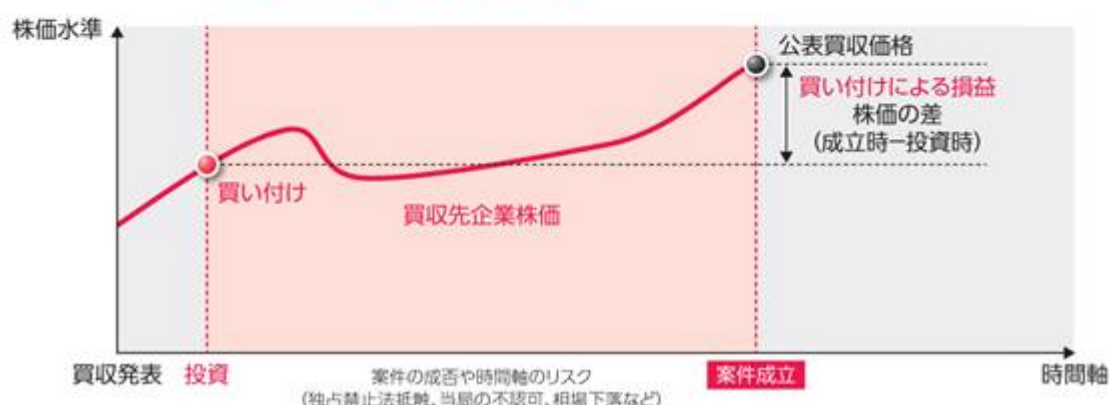
ファンドの投資目的は、一貫して高度にリスク調整されたファンドの資産の価値の上昇を実現することです。

ファンドの特色

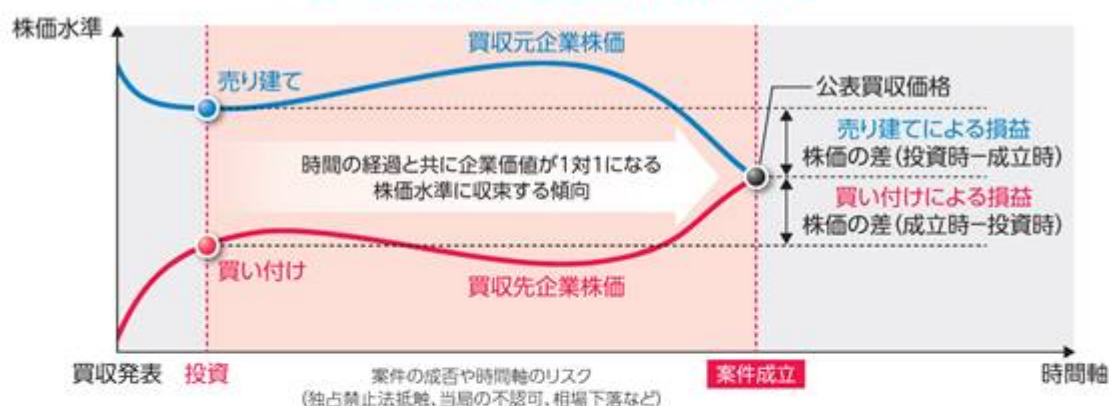
- 主として、公表された合併、買収または支配権をめぐる案件にかかる有価証券への投資を通じて、投資目的を達成することを追求します。
- 主に公表後の案件に対するマージャー・アービトラージ戦略(合併裁定戦略)を追求します。

買収方法は大きく分けると、「現金による買収」と、「株式交換による買収」の2通りがあります。

■現金による買収：現金による合併・買収の場合



■株式交換による買収：1対1の株式交換による合併・買収の場合



- ・上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。ファンドにおける合併裁定戦略の投資成果を保証するものではなく、買い付け、または売り建てた株式が予想された値動きをしない場合があります。
- ・また、上記の株価推移は、一般的な傾向を示したものであり、案件成立までに発生したイベントや市場状況等の影響を受けるため、必ずしも上記例示の通り推移することを保証するものではありません。

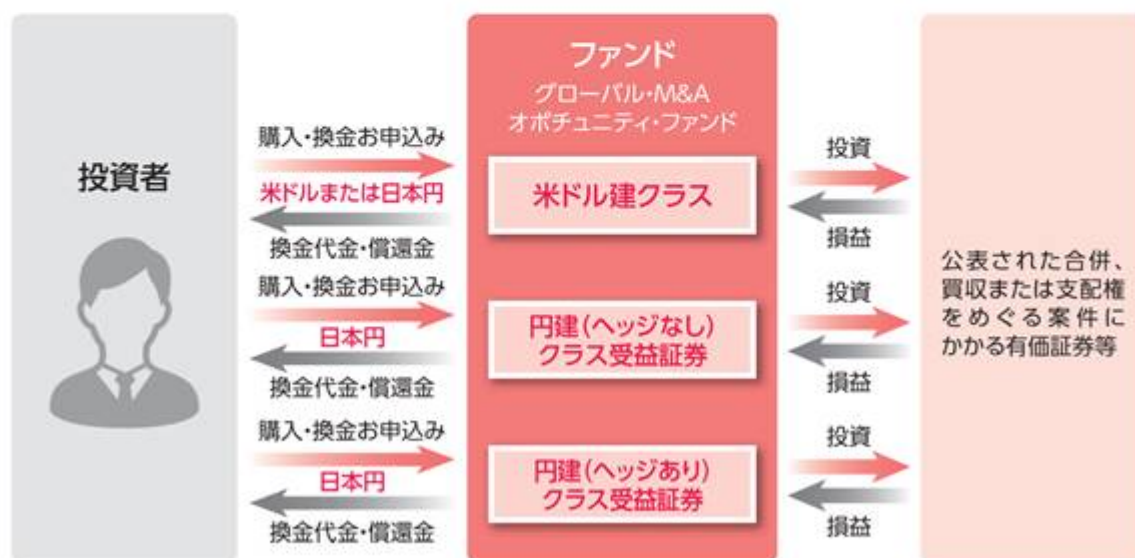
ファンドは、日本証券業協会によって公表された指針における「特化型運用ファンド」です。一般的に、「特化型運用ファンド」とは、「支配的な銘柄」が存在し、または「支配的な銘柄」が存在する可能性が高い投資ファンドをいいます。特定の発行体によって発行される銘柄の市場価値の総額が投資ファンドのポートフォリオ投資対象の10パーセントを超える場合、当該発行体の銘柄は、「支配的な銘柄」に該当します。ファンドは、随時、「支配的な銘柄」に対して集中して投資する見込みです。したがって、当該「支配的な銘柄」の発行体に支払不能、倒産または経営もしくは財務状況の悪化が生じた場合、ファンドには、大きな損失が発生することがあります。

運用プロセス

主として公表された案件を対象に、徹底した分析と独自の案件格付けを実施



■ファンドの仕組み



投資者は、受益証券の異なるクラス(すなわち米ドル建クラス受益証券、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券)を取得することができます。受益証券の各クラスは、米ドルおよび日本円という表示通貨および通貨ヘッジに関する事項を除いて、実質的に同一の投資目的および投資方針を有します。

投資プログラム

ファンドの投資目的は、一貫して高度にリスク調整されたファンドの資産の価値の上昇を実現することである。主として、公表された合併、買収または支配権争奪に関与する団体の有価証券に対する投資(当該有価証券を売付けることによるものを含む。)を通じて、ファンドは、その投資目的を達成することを追求するが、管理会社の意見において、魅力的な機会が存在する場合、ファンドは、他の種類の再編または企業事象に関与する団体に対する投資も行うことがある。また、ファンドは、随時、新規発行や貸付けへの参加および既存貸付けの取得に対する投資を含む他の世界の持分証券および債務証券に関連する戦略に対して投資することがある。

ファンドは、日本証券業協会(以下「JSDA」という。)によって公表された指針において意味するところによる「特化型運用ファンド」である。一般的に、「特化型運用ファンド」とは、「支配的な銘柄」が存在し、または「支配的な銘柄」が存在する蓋然性が高い投資ファンドをいう。特定の発行体によって発行される銘柄の市場価額の総額が投資ファンドのポートフォリオ投資対象の10パーセントを超える場合、当該発行体の銘柄は、「支配的な銘柄」に該当する。ファンドは、随時、その資産を「支配的な銘柄」に対して集中して投資する見込みである。したがって、当該「支配的な銘柄」の

発行体に支払不能、倒産または経営もしくは財務状況の悪化が生じた場合、ファンドには、大きな損失が発生することがある。

ファンドは、前記の戦略を追求するが、適当、かつ、ファンドの最良の利益になると管理会社は思料する他の投資戦略を、直接または間接的に追求することは妨げられない。適用法および（投資ガイドラインを含む）本書に定める明示的な制限に従い、管理会社は、いつでもファンドの投資戦略または投資方針を変更することができる。ファンドが利用する特定の方針またはファンドが行う特定の投資に係る本書における記述は、決してファンドの投資活動を制限するものと理解されるべきではない。ファンドは、本書に記載されていないが、ファンドの投資目的を追求するために管理会社が適切であると思料する、一切の投資戦略を利用し、および一切の投資を行うことができる。ファンドの投資プログラムは、投機的であり、重大なリスクを伴う。ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。また、市場が変化することから、ファンドが投資し、また魅力的な機会を収益化する市場または商品に関して、ファンドは制限されていない。ファンドは、収益配分の権利を提供する金融会社（例えば、ヘッジファンド運用者または証券業者）に対する持分投資等のオポチュニスティックな投資を行うことがある。

ファンドの投資戦略は、中期債、債券、銀行の債務、取引の請求権、クレジット・デフォルト・スワップおよび他の想定元本取引を含むスワップ、資産担保证券、普通株式または優先株式、株価指数、短期金融市場商品、上場投資信託（以下「ETF」という。）、指数に基づく取引、トータル・リターン・スワップ等のリスクを移転する取引、オプション取引ならびに先渡取引を含むすべての種類の債務証券、持分証券、通貨、貸付け、契約またはこれらのデリバティブ（以下、総称して「金融商品」という。）を含み、これらの金融商品は、投資目的またはヘッジ目的で保有されることがある。金融商品に対する投資は、取引所において、および店頭で（以下「OTC」という。）、ならびに私募を通じて行われることがある。ファンドは、買いポジションまたは売りポジションを取ることがあり、および投資戦略は、借入れまたはデリバティブ取引の形式によることがある相当のレバレッジを含むよう、拡張される見込みである。

ファンドは、時により、ファンドのポートフォリオに対する内部的な集中制限を採用することがあるが、（投資ガイドラインを含む）本書に別段の定めがある場合を除くほか、原則として、分散化についての公式の方針に服するものではなく、および時として、投資の留意事項、市場リスクおよび他の要素の観点から、高度にリスク調整されたファンドの資産の価値の上昇に関して最良の機会を提供すると管理会社が考える投資戦略、産業または会社に対して、ファンドのポートフォリオの保有を集中させることがある。

投資戦略

マージャー・アービトラージ 一般的に、マージャー・アービトラージにおいて、最終目標は、公表された合併、買収もしくは支配権争奪の対象企業もしくは被取得企業の有価証券を買付け、もしくは売付けることにより、または取引対価を売付け、もしくは買付けることによって、スプレッドの利益を確定し、またはその他鞘取りをすることである。取引の完了をもって対象会社の株主によって受領される対価は、通常、取引の決済の前の期間を通じた対象会社の市場価格を上回る。かかる価格の差分は、金銭の時間的価値および取引が終局的に完了するか否かについての不確実性を踏まえた取引対価に対して市場が付与した割引分を反映する。

スプレッドを得るため、ファンドは、対象企業の株式を買付け、これは、合併契約または他の事由の結果、取引の完了をもって、有効に取引対価の受領の引換えとなる。取引対価は、現金、買収企業の株式またはこれら双方の組み合わせとなり得る。取引対価の全部または一部が買収企業の株式を含む取引において、かかる株式に対する売りポジションを構築することが頻繁にある。取引対価の全部が金銭である取引において、一般的に対象企業の株式に対する買いポジションが取られる。売りポジションを構築することによって、買収企業の株式の変動する結果による取引対価の減少からファンド

を保護することを管理会社は追求する。取引に内在するリスクを市場が過剰に見積もっており、その結果過剰に広範なスプレッドとなっていると管理会社が判断するときにスプレッドが買付けられる。

管理会社は、調査志向の手法を同社のマージャー・アービトラージの活動に対して採用する。それぞれの状況において、管理会社は、利益および取引が成功して完了することに対する潜在的な障害を評価する。かかる分析は、取引に対して終局的に影響する多様な法律上、税務上および規制上の要素を斟酌することによって履行される。また、典型的には、以前の会社の公表物および提出物、さらに様々な主要な証券業者によって公表された業界特有および会社固有の報告書を含む様々な情報源を駆使することによって、取引の当事者に係る基礎的な分析が履行される。既存の、および潜在的なマージャー・アービトラージのポジションに関する分析は、規制上の手続、会社の基礎情報および資本市場における一般的な動向の継続的な監視を通じて、定期的に精査される。当該継続的な分析は、管理会社をして、一定の買いポジションを清算し、または売りポジションを買い戻すことによって利益を確保することまたは損失の最小化を試みるのが適切である機会を識別することを可能にさせると管理会社は見込んでいる。管理会社は、可能な場合、取引特有のリスクおよび市場リスクを最小化するため、株式ならびに株価オプションおよび指数オプションの両方を利用する。

オポチュニスティック ファンドは、マージャー・アービトラージ戦略を追求するが、ファンドは、オポチュニスティック投資も行うことがある。ポートフォリオ全体について、合算によるポートフォリオ水準で存在する望ましくないエクスポージャーに対して、管理会社の裁量において、ヘッジを実施するため、また市場において生じる機会を随時収益化するための手段として、ファンドは、オポチュニスティック投資を行うこともある。かかる投資の性質は、機会主義的であり、ならびに広範な取引および有価証券の種類を用いることがある。ポートフォリオ全体中の管理会社の個々の戦略の残部が意図しない市場エクスポージャーを生じる場合、オーバーレイ取引に関して、管理会社は、その裁量において、買いまたは売りのいずれかのエクスポージャーの市場ヘッジをなすことができる。

管理会社は、他の市場参加者にとって一般的に利用可能ではない投資機会の生かすことを追求する戦術的な投資を行うことがある。当該投資は、多様な方法により実現されることがあり、非公開会社に対する直接投資を含むことがある（ただし、これに限られない。）。管理会社は、これらの機会のそれぞれを評価し、および所与の機会に伴う便益がファンドの全体的な投資目的に沿うものである旨管理会社が思料する場合のみ投資を行う。

さらに、これを行うことがファンドの目的に合致すると管理会社が判断する場合、管理会社は、ファンダメンタル・アービトラージ、レラティブ・バリューおよびクレジット・アービトラージを含む（ただし、これらに限られない。）他の戦略を限定的に追求することがある。

リスク管理およびポートフォリオヘッジ

リスク調整された価値の上昇を最大化するため、管理会社は、個別のポジション、個々の戦略およびファンドの総ポートフォリオのリスク・パラメーターを定期的に監視する。管理会社のポートフォリオ運用および取引の構築において強調すべきは、全体的なポートフォリオの分散化および流動性を維持する一方、管理会社が思料するところによれば優れたリスクと利益とのパラメーターを有する機会を識別することを追求することである。さらに、ファンドは、個々のポートフォリオのリスク、相関およびリターンの性質に基づき、個々のポートフォリオの割当てを最適化することを目指す。

ストレス時における損失および業務上のガイドラインの監視といった測定を通じて、管理会社は、市場リスクを評価する。ストレス時における損失分析は、価格、ボラティリティ、金利、信用スプレッドおよびマージャー・アービトラージ・スプレッド・リスクの要素に関連する多様なシナリオ分析を通じて、テールリスクを把握する。（管理会社の外部の）UBS内のリスク管理グループは、UBSの内部規程によって必要とされるところにより、かかるリスクの測定を独立して計算および監視し、ならびに違反は、速やかな注意を確保するため、UBS上級経営陣に対して報告される。

管理会社は、ファンドのポジションに内在するすべての市場リスクおよび他のリスクをヘッジすることを目指していない。具体的に、管理会社は、特定のポジションに関して、またはファンドの全体

的なポートフォリオに関して、金利、外国為替相場、株価、ボラティリティ、信用スプレッドおよび流動性の変化に関連するリスクならびに売りポジションにおける買占めリスクを含む（ただし、これらに限られない。）一定のリスクをヘッジしないことを選択することがあり、またはこれら一定のリスクをヘッジすることが経済的に魅力的ではないと判断することがある。管理会社のリスク管理の手法および戦略がいかなる時点においても、およびすべての市況においても、成功するとの保証はない。

レバレッジ

ファンドは、随時変動し、また相当なものとなることがあるレバレッジを採用する。投資ガイドラインの遵守に従いつつ、ファンドが利用することができるレバレッジの金額に制限はない。レバレッジがプライム・ブローカーによって提供されることおよびファンドの他の資産が担保として供されることが見込まれる。ファンドは、管理会社の関連会社を含む証券業者、銀行および他のカウンター・パーティーからレバレッジを得ることがある。投資ガイドラインの遵守に従いつつ、他の手法の中でも、借入れ、証拠金取引による金融商品の買付けおよびオプション、先物、先渡取引、レポ契約およびリバース・レポ契約ならびにスワップ等本質的にレバレッジされているデリバティブ商品に対する投資を通じて、レバレッジが達成されることがある。

短期現金管理

ファンドは、剰余の現金残高を、管理会社によって適切であると判断される短期商品に対して投資することがある。受益証券の買戻しのため、または他の現金管理目的のため、ファンドに対して流動性を提供するため、ファンドは、プライム・ブローカーからの借入れを適用し、または管理事務代行会社との間の信用枠に依存することがある。ファンドは、管理会社の関連会社を含む他の定評ある金融機関からも、借入れを行い、またこれとの間の信用枠を入手することもある。ファンドの清算における分配に関して、当該債権者は、ファンドの受益者に優先する。

通貨ヘッジおよび交換

円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券は、日本円によって表示され、ならびに当該受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、日本円によって計算される。しかしながら、ファンドの資産は、米ドルによって表示される。日本円によりファンドによって受領された申込金額の実質的に全部は、金融商品に対する投資に先だって、関連する日においてファンドによって入手される関連する為替相場（以下「為替相場」という。）により、米ドルに交換される。

円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券の保有者は、日本円に対する米ドルの価値の下落のリスクの対象となる。ファンドは、管理会社の裁量において、当該リスクをヘッジするための直物取引もしくは先渡取引、通貨オプション取引および通貨先物取引または他の金融投資を行うことによって、円建（ヘッジあり）クラス受益証券（ただし、円建（ヘッジなし）クラス受益証券については行わない。）の価額に対する為替相場の変動の影響を低減または最小化することを試みることがある（以下「通貨ヘッジ」という。）。疑義を避けるため付言すると、ファンドは、円建（ヘッジなし）クラス受益証券に関して通貨ヘッジを行わない。

円建（ヘッジあり）クラス受益証券に対して、全体として、日本円に対する米ドルの価値の下落による円建（ヘッジあり）クラス受益証券の資産に係る損失の概算金額の支払を定期的に受ける権利を付与する、銀行間市場における外国為替取引および/または外国為替スワップのポジションをもって、通常通貨ヘッジが構成される。逆にいうと、通貨ヘッジにより、円建（ヘッジあり）クラス受益証券は、その通貨ヘッジの取引相手方に対して、米ドル高の結果円建（ヘッジあり）クラス受益証券が得る利益の概算金額を支払う必要がある。よって、通貨ヘッジは、円建（ヘッジあり）クラス受益証券に帰属すべき為替損失から防衛するために利用されるが、通貨変動に関連する利益を享受することも妨げる。

円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関する通貨ヘッジが可能であり、これが成功し、またはこれ自体が円建（ヘッジあり）クラス受益証券もしくはファンド一般に関して重大な損失を生じさせないとの保証はない（後記「３ 投資リスク、（１）リスク要因、リスク要因、ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク - 通貨ヘッジ」および後記「３ 投資リスク、（１）リスク要因、リスク要因、ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク - 受益証券のクラスは別個の法主体ではない（クラス間債務）」を参照のこと。）。円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関する通貨ヘッジは、定期的に調整されるが、当該通貨ヘッジは、必ずいずれの時点においても為替相場の変動に対する円建（ヘッジあり）クラス受益証券の全エクスポージャーをヘッジするとは限らず、また為替相場の変動に対する円建（ヘッジあり）クラス受益証券の未ヘッジのエクスポージャーが重大なものであることがある。投資予定者は、円建（ヘッジあり）クラス受益証券の為替相場のリスクが全ての時点においてヘッジされるということに依拠して円建（ヘッジあり）クラス受益証券に対して投資すべきではなく、また、その代わりに、日本円との関連において米ドルの急速な下落の場合または他の重大な市場のストレス時において、事前の通知の提供なくして円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関する通貨ヘッジが引上げられることがあることを想定すべきである。円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関する通貨ヘッジは、通常、管理会社または同社の関連会社によって、締結され、および管理される。管理会社は、ファンドをして、これに関して管理会社の関連会社がファンドの取引相手方である円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関する通貨ヘッジを行わせることがある。

受託会社がファンドを終了し、およびファンドの業務を清算することを決定する場合、受託会社は、管理会社と協議の上、受託会社の単独の裁量において、管理会社に対して、円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関する通貨ヘッジの締結を終結し、および米ドルによりファンドを清算することを指図することがある。当該状況において、当該清算期間中のファンドに対する受益者の投資に関して、受益者は、為替相場の変動の影響を受ける。

（２）【投資対象】

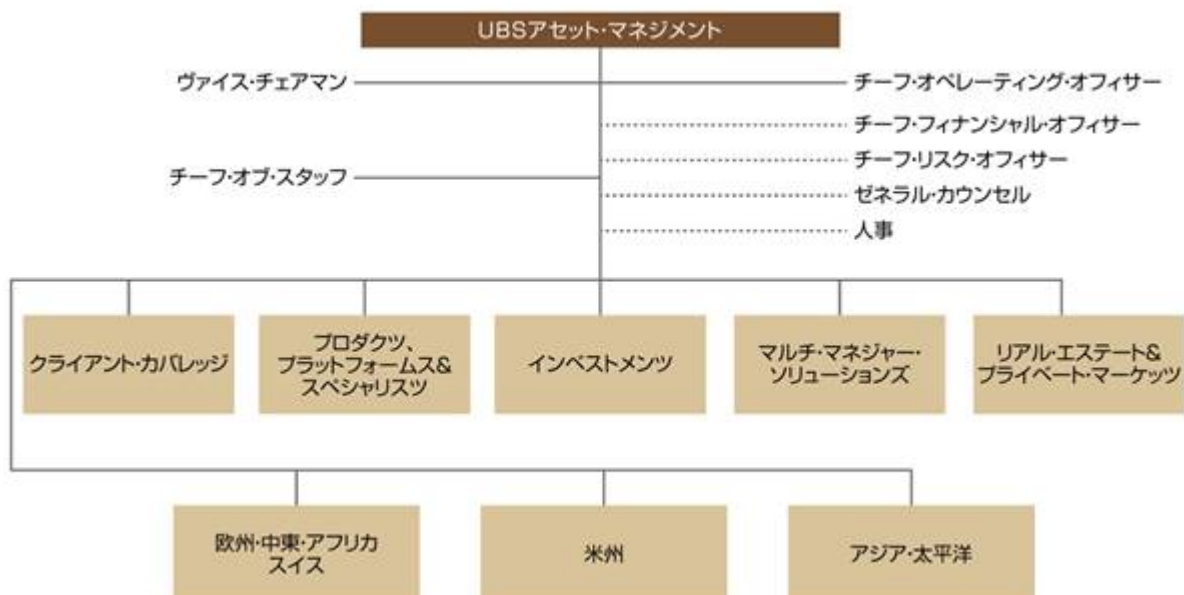
前記「（１）投資方針」を参照。

（３）【運用体制】

管理会社は、スイス銀行とスイス・ユニオン銀行の合併で1998年に設立されたUBS銀行の資産運用部門であるUBSアセット・マネジメント・グループに属している。UBS銀行およびUBSアセット・マネジメントは、グローバルな投資のプラットフォーム、強力な地域に根差した法人顧客管理および広範囲にわたる投資商品運用を提供している。

オコーナーは、UBSアセット・マネジメントのシングル・マネージャー・オルタナティブ投資部門の著名なブランドの一つであり、ファンドは「オコーナー」として知られている法人のプラットフォームで運用されている。投資運用チームは、シカゴ、ロンドン、ニューヨーク、香港およびシンガポールを拠点としている。





管理会社には、多数の投資戦略があるが、ファンドは、そのうちの一つであるグローバル・イベント・ドリブン戦略傘下のマージャー・アービトラージ・チームが主に運用する。



上記の運用体制は、2020年3月末日現在のものであり、今後予告なく変更になる場合がある。

UBSアセット・マネジメント・グループ

UBSアセット・マネジメント・グループは、UBSグループを構成する部門のうち資産運用部門として、機関投資家向け業務および投資信託業務を提供している。世界22か国に約3,500名のスタッフを擁し、約98兆円（うち機関投資家約68兆円、投資信託約30兆円）の運用資産を有する資産運用機関である（2019年12月末日現在）。

UBSオコーナー・エルエルシー

UBSオコーナー・エルエルシーは、UBS銀行の資産運用部門であるUBSアセット・マネジメント・グループに属している。

ファンドの運用は、UBSオコーナー・エルエルシーのマージャー・アービトラージ・チームが行う。

UBSオコーナー・エルエルシーの運用資産総額は、約57億米ドル（約6,092億円）（2020年4月1日時点）である。

（４）【分配方針】

管理会社は、受託会社をして、随時、信託証書と整合する方法により、一定の受益証券のクラスにつき、分配をさせることができる。しかし、現在受益証券に関して分配を行う意図は無く、分配は一切予定されていない。

（５）【投資制限】

投資ガイドライン

本書における相反するいかなる記載にかかわらず、管理会社は、ファンドに関して以下に掲げる特定の投資ガイドライン（以下「投資ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

- 1 管理会社は、ファンドの計算において、ファンドの総資産の50パーセント超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債または国債、会社の株式、コマーシャル・ペーパー、投資ファンドまたはミューチュアル・ファンドの受益証券／投資証券等。ただし、有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。）および当該「有価証券」を原資産とし、および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資するものとする。疑義を避けるため付言すると、パートナーシップの持分は、上記「有価証券」の定義には含まれない。
- 2 管理会社は、ファンドのために以下に掲げることを行わない。
 - （Ａ）自己取引を行い、または本人としての管理会社の職務執行者と取引を行うこと。
 - （Ｂ）管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を行うこと。
 - （Ｃ）当該取得の結果として管理会社が運用するすべての投資ファンド、投資口座および他の集合投資ファンドが保有する（投資法人を含む）会社の議決権付株式の総数が当該会社の発行済株式の50パーセントを超える場合において、当該会社の株式を取得すること。
 - （Ｄ）空売りの結果、ファンドのために空売りされる有価証券の総額が直近の純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。
 - （Ｅ）ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15パーセントを超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること。ただし、かかる制限は、当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な手段が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとする。
 - （Ｆ）一の発行体の株式または一の投資信託の受益証券について、一の発行体の当該株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」という。）が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において（当該株式等エクスポージャーは、JSDAの指針に従い計算される。）、当該株式または受益証券を保有すること。
 - （Ｇ）一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行体に係るデリバティブのポジションについて、当該取引相手方または当該デリバティブポジションに係る発行体に対して生じる純エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。）が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において（当該デリバティブ等エクスポージャーは、JSDAの指針に従い計算される。）、当該デリバティブのポジションを保有すること。
 - （Ｈ）一の団体により発行され、組成され、または引受けられた、（ｉ）有価証券（前記2（Ｆ）に定める株式または受益証券を除く。）、（ ）金銭債権（前記2（Ｇ）に定めるデリバティブを除く。）および（ ）匿名組合出資持分について、その金額（以下「債券等エクスポージャー」という。）が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において（当該債券等エクスポージャーは、JSDAの指針に従い計算される。）、当該（ｉ）有価証券、（ ）金銭債権および（ ）匿名組合出資持分を保有すること。（注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、かかる団体に対する支払債務が存在する場合は、支払債務の金額を控除することができる。）

- (I) 一の団体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の35パーセントを超えることとなる場合において、当該団体に対するポジションを保有すること。
- (J) デリバティブ取引（デリバティブの性質を有するワラントおよび他の証書を含む。）について、これを行った結果、金利、外国為替相場、金融商品の価格、市場または他の指標に係る変動その他の理由により発生するファンドのリスクに対応するため、あらかじめ管理会社によって定めた（管理会社が公正かつ合理的であると思料する方法である）方法に従い算出されるファンドのリスク相当額が純資産価額を超えることとなる場合において、かかるデリバティブ取引（デリバティブの性質を有するワラントおよび他の証書を含む。）を行うこと。
- (K) 特定の通貨ヘッジの商品の満期までの残存期間は、120日を超えてはならないこと。
- (L) 借入残高の総額が純資産価額の10パーセントを超える結果となる限度において、金銭の借入を行うこと。ただし、合併、併合またはこれに類する場合等、特別な状況において、当該10パーセントの制限を一時的に超える場合はこの限りではない。（疑義を避けるため付言すると、プライム・ブローカーとの間の証拠金取引は、上記の制限には含まれないものとする。）

これに反するいかなる記載にもかかわらず、前記投資ガイドラインの2（F）から2（I）に記載する制限に関して、市場価格の変動または関連する投資信託の純資産価額の総額の変動（いずれの場合による。）により、当該制限を超えることとなった場合、管理会社は、当該制限を超えた日から1か月以内に、ファンドのポートフォリオを投資ガイドラインに遵守するよう調整することを追求する。

管理会社は、ファンドの計算において、規制を受けている金融商品取引業者の自己資本比率規制において定められる標準的方式の「市場リスク相当額」の算出方法を用いた未決済のデリバティブ取引またはその他の類似の取引のリスク量を測定する。以上の目的において、「標準的方式」および「自己資本比率規制」とは、それぞれ日本の金融庁の規則に定める意味を有する。

ファンドは、JSDAによって公表された指針において意味するところによる「特化型運用ファンド」である。一般的に、「特化型運用ファンド」とは、「支配的な銘柄」が存在し、または「支配的な銘柄」が存在する蓋然性が高い投資ファンドをいう。特定の発行体によって発行される銘柄の市場価額の総額が投資ファンドのポートフォリオ投資対象の10パーセントを超える場合、当該発行体の銘柄は、「支配的な銘柄」に該当する。ファンドは、随時、その資産を「支配的な銘柄」に対して集中して投資する見込みである。したがって、当該「支配的な銘柄」の発行体に支払不能、倒産または経営もしくは財務状況の悪化が生じた場合、ファンドには、大きな損失が発生することがある。

ファンドの投資活動は、以上において記載している投資戦略、取引戦略または金融商品に限られるものではない。以上において掲げる投資戦略、取引戦略または金融商品のいずれかがファンド全体の投資プログラムに含まれ、またはこれらのいずれかがファンド全体の投資プログラムの構成要素であり続けることの保証はない（後記「3 投資リスク、（1）リスク要因、リスク要因」を参照のこと）。

3【投資リスク】

（１）リスク要因

リスク要因

ファンドへの投資は、投資額の全額を失うことを含む、大きなリスクを伴う。本「リスク要因」にてなされた開示に加え、とりわけ合理的に予見可能でない、または本書の日付現在ファンドに適用されないリスクがあるため、ファンドへの投資は、本項にて開示されていない追加的な重大なリスクにさらされる場合がある。当該リスクは、将来において、ファンドのパフォーマンス、または受益証券の保有者に重大な悪影響を有する可能性がある。

ファンドは、投資ガイドラインを遵守しつつ、多種の戦略および投資技術を用いて、金融商品に投資し、および積極的に金融商品の取引を行う場合がある。管理会社がファンドを入念に管理することにもかかわらず、投資プログラムが成功すること、用いられる多種の投資戦略および投資技術が相互に低い相関関係であること、またはファンドのリターンが受益者の非代替的投資と低い相関関係を示すことについて、何らの保証または表明はなされない。ファンドは以下のリスクを有する。

ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク

限定的な運用実績 ファンドは近時設定され、運用実績は限定的である。管理会社の役員および従業員は、UBSのための自己勘定取引および他の私募投資ファンドに関連して、何年もの間、本書記載のコア・ストラテジーを用いてきた。しかし、役員および従業員のこれらの過去のパフォーマンスは、ファンドの将来の成功と同義ではない。

限定的な流動性 ファンドの受益証券は自由に譲渡できない。受益者は、年間を通じて、重要な事前の書面による通知およびあらかじめ定められた期間を空けてのみ、受益証券の買戻しの請求をすることができる。ファンドが買戻制限額を超える買戻請求を受領した場合には、受託会社は、その裁量において、買戻制限額（または、受託会社が決定する場合がある、より大きな額）のみが買い戻されるよう、買戻額で按分してすべての買戻請求を削減する場合がある。さらに、ファンドが買戻請求に関連して受益者に適時に支払いを行うため十分な資産を換金できない場合、または当該請求に対応するためのファンドの資産の一部もしくは全部の処分が合理的でない、もしくは実行可能でない、もしくは受益者を害することを含むが、これらに限られない一定の場合には、ファンドは、買戻しまたは買戻代金の支払いを停止する場合がある（後記「第２ 管理及び運営、２ 買戻し手続等、（１）海外における買戻し」を参照のこと。）。したがって、ファンドへの投資は、投資について即座に換金する必要のない経験ある受益者にとってのみ適切である。

ファンドへの投資に関連するコスト 受益者は、管理報酬、成功報酬、およびその他のファンドの費用を負担する（後記「４ 手数料等及び税金、（３）管理報酬等」および「４ 手数料等及び税金、（４）その他の手数料等」を参照のこと。）。全体として、これらの報酬および費用は多額となる可能性があり、ファンドへの投資の価値に重大な悪影響を有し、および比較可能な投資ビークルの報酬および費用よりも高額となる可能性がある。

受益証券のクラスは別個の法主体ではない（クラス間債務） ファンドの受益者はファンドの個別のクラスの受益証券を保有する場合があるが、ファンドは単一の法主体であり、ファンドの債権者はファンドのすべての資産に対する請求権を行使することができる。したがって、ファンドのすべての資産は、特定の債務が唯一またはすべての受益証券のクラスではない部分に帰属する場合でも（例えば通貨ヘッジ）、ファンドのすべての資産はファンドのすべての債務を満たすために利用される場合がある。

ファンドは、円建（ヘッジあり）クラス受益証券の利益のために通貨ヘッジを行う場合がある。これらの通貨ヘッジの取り決めの相手方は、ファンドのすべての資産を引き当てとすることになる。したがって、ファンドの受益者は、当該受益者は通貨ヘッジの取り決めの利益を必要としないことがあ

るにもかかわらず、これらの通貨ヘッジの取り決めの結果として、全損のリスクを含む、投資の損失のリスクにさらされる。

銀行にかかる規制 管理会社、UBSおよびこれらの関連会社は、1956年米国銀行持株会社法（改正済み。以下「BHCA」という。）を含む米国および米国外の銀行にかかる規制および連邦準備制度（以下「連邦準備制度」という。）理事会による規制の対象となる。BHCAおよび他の適用ある銀行にかかる法律、規則、規制、ガイドラインおよびその統括規制機関の職員によるその解釈により、一方で、管理会社、UBSおよびその関連会社の間での取引および関係を制限する場合があります。他方で、ファンドの投資、活動および取引を制限する場合があります。BHCA、または他の既存の米国の銀行にかかる法律もしくは既存の規制が、ファンドに重大な悪影響を及ぼすことは想定されていない。しかし、米国の銀行規制の要求の変更がファンドの投資プログラムまたはパフォーマンスに重大な悪影響を有さないという保証はない（後記「BHCAの考慮事項」を参照のこと。）。

業務リスク ファンドは、業務リスクを制御するための適切な手を維持することについて、管理会社に依存している。業務リスクは、例えば、取引の確認もしくは決済の過誤、取引が適切に記帳、評価もしくは計上されない、または経済上の損失、ビジネスの混乱、顧客もしくは第三者に対する責任、当局による介入または外部評価の棄損をファンドが被る場合があるファンドの運用での他の同様の混乱を含む。ファンドのビジネスは、多数および多様な市場をまたぐ多数の取引を、日常的に、ファンドのまたはそのサービス提供会社の処理する能力に多分に依存している。結果として、ファンドは、金融、会計および他のデータ処理システムに多分に依存している。随時問題が生じファンドに対して重大な悪影響を有する場合があるが、ファンドは、重大な問題なく運用するためにこれらのシステムに依存している。

システム・リスク ファンドは、ファンドの活動を促進するための適切なシステムの維持を、管理会社および他のサービス提供会社に依存している。管理会社は、有価証券取引の取引および決済、即時の取引情報に基づいた一定の有価証券の評価、ファンドのポートフォリオおよび純資産の監視、ならびにリスク管理および他のファンドの活動の監督に重要なレポートの作成のため、コンピュータープログラムおよびシステムに広範に依存している。さらに、管理会社の運用の一部は、プライム・ブローカー、証券取引所ならびに他の種類の取引システム、市場における取引相手、保管会社および他のサービス提供会社を含む、第三者の運用するシステムと整合し、または依存している。管理会社は、当該第三者のシステムのリスクまたは信頼性を証する立場にない。その上、これらのプログラムまたはシステムは、コンピューター「ワーム」、ウイルスおよび停電を含むが、これらに限られない欠陥、故障、停止の対象となる場合がある。当該欠陥または故障は、ファンドに対し重大な悪影響を有する可能性がある。例えば、当該故障により取引の決済がなされない、取引の不正確な会計、記録または処理を引き起こす、および不正確なレポートの原因となり、ファンドの投資ポートフォリオおよびリスクを監督する管理会社の能力に影響する場合がある。

運用のための借入れ ファンドは、現金管理の目的のために、およびそうでなければ投資の満期前の換金の結果となる買戻しに対応するために、金銭を借り入れることができる。短期間の借入れを利用することは、いくつかの追加的なリスクを生じさせる。ファンドが債務に応じることができなかった場合、担保権を有する貸主は、担保として提供された一部のまたは全部の金融商品のポジションを換金することができ、ファンドは重大な損失を被ることとなる。不履行が生じると、他の証券業者、貸主、決済機関または他の取引相手とのファンドの契約に基づきクロス・デフォルトが引き起こされる場合があり、ファンドのパフォーマンスに対する重大な悪影響を作出または増加させる。ファンドがある時点において有する債務の額は、その資産に関連して多大である場合がある。結果として、運用結果は、利率およびファンドが借り入れることができる他の条項に依存する。ファンドは一般的には投資ガイドラインに従って金銭の借入れを制限するが、ファンドが取引および投資運用のために被る債務の水準について、制限は存在しない（「リスク要因、ファンドの投資技術に関するリスク、レバレッジ、利率、証拠金」を参照のこと。）。

不履行、ファンドの申込みの失敗 申込金額の支払期限は、各関連する申込日から5営業日後（ダブリン時間）である（「第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、（1）海外における販売、申込手続」を参照のこと。）。申込者がその申込みの支払いをできなかった場合で、当該申込みに関する受益証券が最終的に消却された場合には、関連する申込日および不履行日（ファンドにより付与された猶予期間を加える。）の間、当該期間の受益証券1口当たり純資産価格は不正確となる。ファンドは、不履行申込者が申込みの支払いを行わないことに関して一定の是正を行う場合がある。不履行申込者が不履行の時点で受益者である場合には、ファンドは、他に行うことのできる是正に加えて、適用ある不履行の額を上限として強制的に当該受益者の受益証券を買い戻す場合があり、これによる買戻代金を当該不履行の治癒に充てる場合がある。ファンドが申込者の支払いがなされない申込みを抹消することを選択しない限り、当該申込者は、ファンドの要求に応じて、当該申込みの全額を上限として、当該申込みの支払いを行う義務を有し続ける。本書記載の権利および是正は、ファンドが法令またはエクイティにより有する他の権利に追加的なものであり、それに限られないものとする（「リスク要因-ファンドの投資技術に関するリスク-レバレッジ、利率、証拠金」を参照のこと。）。

ファンドの資産および負債の評価 ファンドの日々の純資産価額の各計算のために、管理事務代行会社はポートフォリオの独立した評価を行う。管理事務代行会社は、合理的に実行可能な限り速やかに、管理会社と重大な相違の確認を行う。市場価格および第三者による価格のどちらも取得できない金融商品は、確立された書面による評価規則および手続に従って管理会社により誠実に評価され、ならびに管理事務代行会社により確認される。当該価格が金融商品の最終的な処分の際にファンドにより換金される価格や、実際に、金融商品が即時に処分された際に換金されるであろう価格を表すことの保証はない。

会計および純資産価額の算定 一般的に、ファンドの会計は米国において一般的に認められた会計原則（以下「米国会計基準」という。）による。米国会計基準の要件は、一定の種類の資産の算定公正価格、および収益または未実現利益もしくは損失の認識の時点等、一定の事項について、ファンドのポートフォリオが継続的投資ポートフォリオとして運用されるのではなく清算することを強いられた場合には、ファンドのポートフォリオの清算価格を反映しない場合がある。さらに、米国会計基準の評価は、特定の時点において換金された金融商品の価格を反映しない場合がある。状況次第で、当該相違は受益者および潜在的投資者に好影響または悪影響を与えるものと考えうる。例えば、米国会計基準に従って決定されるファンドの純資産価額がポートフォリオの潜在的に換金可能な価格より低い場合に、実際に、それらの有する潜在的価格からの割引により、申込みを行っている受益者が受益証券の購入により利益を得る場合がある。その代わりに、受益証券はファンドの利益の潜在的価値を反映しない純資産価額により買い戻される場合があり、米国会計基準に従って純資産評価により算定される成功報酬は、ポジションが売却された場合に実際に認識されない場合がある未実現利益を反映する場合がある。会計基準、規則または実務の変更は、同様の影響を有し、または当該影響を増大させる可能性がある（後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（イ）純資産価額の算定」を参照のこと。）。

未監査情報に基づく買戻請求受益者に対する買戻代金の支払い 本書記載のように、受益者がその受益証券の買戻しの請求を行った場合、受益証券が買い戻される買戻価格は、未監査の純資産価額に基づき、調整の対象とはならない。そのため、その受益証券の買戻しを請求している受益者は、ファンドの監査に際して、受益者の受益証券が買い戻される価格が低すぎるというリスクを負い、ファンド（およびその受益証券の買戻しを請求していない受益者）は、ファンドの監査に際して、受益者の受益証券が買い戻される価格が高すぎるというリスクを負う（後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し」を参照のこと。）。

通貨 ファンドは、その資産の一部を米国外通貨または価格が米ドル以外の通貨を参照して算定される米国外通貨建ての商品に投資する。しかし、ファンドは有価証券および他の資産を米ドルにて評

価する。ファンドは、すべてまたは一部の外国通貨エクスポージャーのヘッジを求める場合があれば求めない場合もある。ファンドの投資がヘッジされない場合には、ファンドの資産の価額は、米ドル為替相場ならびにファンドの多様な市場および通貨への投資の価格変動に伴い上下する。そのため、ファンドが投資を行っている他の通貨に対する米ドル価値の増加が、現地市場におけるファンドのポジションの価値について、増加の影響を減少させ、および減少の影響を増大させる。反対に、米ドルの価値の下落は、ファンドの米ドル外の有価証券に反対の影響を有する。また、ファンドは、通貨の変動に対するヘッジを行うためにオプションや先渡を駆使する場合があるが、当該ヘッジ取引が効果的であることの保証はなく、および当該技術は追加的なリスクを伴う。

通貨ヘッジ ファンドは、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券を日本円建てで発行し、管理会社は、基本的に、ファンドが日本円で受領する申込金額の実質的にすべてが、ファンドの投資目的のために米ドルに転換されることを期待している。その結果、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券の保有者は、日本円に対して米ドルの価値が低下するリスクにさらされる。円建（ヘッジなし）クラス受益証券について、ファンドはいかなる通貨ヘッジも行わない。円建（ヘッジあり）クラス受益証券について、ファンドは、管理会社の裁量により、通貨ヘッジを締結することにより、為替相場の変動が日本円の価値に及ぼす影響を軽減または最小化することを試みることがある。原則として、円建（ヘッジあり）クラス受益証券は、当該通貨ヘッジの費用を負担する。ファンドは1つの法主体であるため、当該資産および負債が帰属する受益証券のクラスにかかわらず、ファンドの資産のすべては、ファンドのすべての債務を弁済するために利用できる。したがって、ファンドの通貨ヘッジの損失が当該通貨ヘッジ取引が行われる円建（ヘッジあり）クラス受益証券の純資産価額を超える場合、他のクラスの受益証券の資産が当該損失を相殺するために使用される場合があり、これはファンドに重大な影響を及ぼす可能性がある（「受益証券のクラスは別個の法主体ではない（クラス間債務）」を参照のこと。）

利率 有価証券の価値は、一般的に、金利変動の結果として変化する場合がある。当該有価証券が安定した収益を約束する投資であったとしても、当該有価証券の価格は金利変動に反比例した影響を受け、そのため、市場価格の変動のリスクにさらされる。一般的に、固定利付証券の価値は、実勢金利が下落すると上昇し、金利が上昇すると下落する。金利の設定見直しにより、市場金利が、それぞれ、下落または上昇した場合、利率調整可能な有価証券は、同等の質および満期の利率調整不可能な証券に比べて、その価値が大幅に上昇または下落する可能性が低くなる。市場リスクは、発行体、国または地域リスクまたは認識されたリスクの変化に関連する。信用リスクは、発行体が元本および金利を支払う能力に関連する。固定利付証券の価値は、発行体の信用格付けまたは財務状況の変化により影響を受ける場合がある。さらに、金利の変動は、ファンドの借入費用に影響を及ぼす。金利の上昇は、ファンドの収益性を低下させ、レバレッジの利用を困難にする場合がある。

税務監査 ファンドは、税務当局の監査を受ける場合がある。所得税監査は、投資家がファンドの受益者ではなかった年も含めて、ファンドの課税額を増加させる場合がある。これはファンドの純資産価額を減少させ、すべての受益者の収益に影響を与える可能性がある。

所得税の不確実性に係る会計 従前「FIN 48」として知られていた、財務会計基準審議会編纂書第740号「所得税」（以下「ASC 740」という。）は、不確実な税務上の立場の認識に関する指針を提供している。ASC 740は、企業の財務書類において認識される前に、税務上の地位を満たすことが必要とされる最低認識水準を規定している。また、税務上の立場に関する認識、測定、分類、利子および罰則に関する指針も提供している。潜在的投資者は、とりわけ、ASC 740が、所得または他の課税のための留保を反映してファンドの純資産価額を減少させることを含めて、ファンドの純資産価額の定期的な計算に重大な悪影響を及ぼす可能性があることに留意しなければならない。これは、受益証券の申込みおよびその買戻しの時期に応じて、特定の受益者に利益または不利益をもたらす可能性がある。

FATCA 1986年米国内国歳入法典（改正済み）（以下「内国歳入法典」という。）第1471条から第1474条、それに基づく米国財務省規定、公表された指針、ならびに米国およびケイマン諸島政府間協

定および実施法令（以下、総称して「FATCA」という。）に基づき、ファンドは特定の所得に関して30パーセントの源泉徴収税の対象となる場合がある。米国およびケイマン諸島との間で締結された政府間協定に基づき、ファンドは、ケイマン諸島の税務情報当局に特定の受益者の氏名、住所、納税者識別番号および当該受益者に関する一定の他の情報を提供することをファンドに要求するケイマン諸島の規則を順守し、それが米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に当該情報を提供する場合、FATCAに基づく源泉徴収の対象にはならない。ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収がなされることを回避するためにFATCAに基づき課されたいかなる義務も遵守することを意図しているが、この点で成功するという保証はない。

受益者が、ファンドまたはその代理人に対して、FATCAに準拠し、ファンドへの支払いまたはファンドの利益のための支払いに対するFATCAに基づく米国連邦源泉徴収税の賦課を防止するために必要となる場合のある、正しい、完全かつ正確な情報または文書を提供しない場合、または受益証券の受益者による保有がファンドをFATCAに基づく源泉徴収税の対象とする場合、ファンドおよび受託会社は、必要な情報を提供しないために源泉徴収を生じさせた関連する投資者によって当該源泉徴収が経済的に負担されることを確実にするために、強制買戻し、または投資者の受益証券に関する買戻代金の処分を含むが、これらに限られない措置をとり、および／または救済措置を求める場合がある。受益者は、ファンドへの投資に対するこれらの規則が有する潜在的な意味合いについて、各自の税務顧問に相談すべきである。

多額の買戻しによる影響 ファンドのパフォーマンスへの不満足、管理会社の人員または運用の大規模な変更、ファンドの投資運用者としての管理会社の除名または変更、ファンド資産の清算の決断、他の受益者の買戻しに対する受益者の反応、受益者がファンドまたは管理会社に関係すると考える法律または規制上の問題を含むが、これらに限られない多くの出来事は、受益証券および／または管理会社が同じまたは同様の投資戦略をもって運用する他のファンドについて多額の買戻しを引き起こす可能性がある。多額の買戻しに対応するための措置（および管理会社および／またはその関連会社により運用されている他のファンドおよび口座（以下「他のクライアント」という。）のための同時にとられる同様の措置）は、金融商品の価格の下落および費用（例えば、取引費用および契約の解約費用）の増加の結果となる可能性がある。特定の資産の清算価値が時価を大幅に下回る場合があるため、ファンドの全体の価値も減少する場合がある。ファンドは、より流動性の高いポジションの売却を余儀なくされる場合があり、ファンドがそうでなければ維持するよりも多額の現金および現金等価物への投資を維持する必要がある場合があり、また、特定の投資および取引戦略に必要な融資またはデリバティブの相手方を獲得する能力が制限される場合があり、これらはファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

当初の大口投資者 ファンドの当初元本のかなりの部分は、管理会社の関連会社によって提供されることが期待されている。運用会社の関連会社に発行された受益証券は、ファンドが取引および投資業務を開始した後に追加の受益証券が発行されるにつれ、およそ1米ドルごとに買い戻されることが予想される。ただし、当該関連会社は、法律により、ファンドの設立の一年後の時点でファンドの発行済み受益証券の価額の3パーセントを下回るまでファンドへの投資を減額することを要求される場合がある。さらに、上記にかかわらず、当該管理会社の関連会社が期待された当初元本を投資するか否か、当該管理会社の関連会社がどの程度の元本（もしあれば）を投資するか、または当該管理会社の関係会社がファンドに投資した当該元本をどれほどの期間維持することがあるかに関して何ら保証はできず、当該関連会社は、取引日においてそのいずれかまたはすべての受益証券の買戻しを請求することを決定する場合がある。ファンドが他の受益者から多額の投資を受ける前に、当該関連会社の受益証券のかなりの部分の買戻しが行われることは、ファンドが本書に記載されている投資プログラムを実行する能力を著しく損ない、受託会社または管理会社（適用ある場合）がファンドを解散することを決定することに至る可能性がある。

分配金の支払い 合理的な努力にもかかわらず受益者に支払うことができない分配金および／または当該分配金の宣言日から6か月が経過しても請求がなされない分配金は、受託会社の裁量により、ファンドの名義で隔離口座に支払われる場合がある。ファンドはその口座に関して受託者とはされず、分配金は受益者に支払われるべき債務として残る。当該分配金の宣言日から6年の期間が経過しても請求されない分配金は、没収され、ファンドに返還される。

サイドレター、他の受益証券クラス ファンドは、管理会社と協議の上、英文目論見書の条項の適用を放棄もしくは修正する、または報酬、買戻し、譲渡、通知および透明性に関する条項を含むが、これに限られない条項に関して、特別またはより有利な権利を付与する裁量を有する。特定の受益者に特別なまたはより有利な条件を付与する理由は、とりわけ、ファンドへの投資の規模および期間ならびにUBSとの提携から生じる場合がある。当該放棄もしくは修正または特別もしくはより有利な権利の付与を行うために、ファンドは、とりわけ、（i）ファンドのポートフォリオの透明性がより高い、（ ）より頻繁な買戻しもしくはより短い買戻通知期間等の、異なるもしくはより有利な買戻しの権利、（ ）他の受益者に提供されるよりも多くの情報および／もしくは通知の権利、（ ）異なる報酬条項、ならびに／または（v）より有利な譲渡の権利を規定する、特定の受益者のための追加クラスの受益証券を将来的に設定する場合がある。一定の当該放棄、修正または特別もしくはより有利な権利の付与は、ファンドによりなされる場合があり、一定の場合には、別途の契約（以下「サイドレター」という。）を通じて管理会社によりなされる場合がある（後記「利益相反、サイドレター」を参照のこと。）。

投資者を代理する独立専門家の不在 管理会社は、ファンドの運営に関して、顧問およびその他の専門家と相談してきた。取引条件の交渉、受益証券の募集またはファンドの運用に関して、投資者または潜在的投資者を代理する顧問は選任されていない。潜在的投資者は、組成のプロセスに代理する者がいなかったため、自己および受益証券に関するファンドの条件が独立当事者間で交渉されていないことを認識しなければならない。

サイバーセキュリティ-違反 管理会社およびファンドの業務ならびにそれらの各サービス提供会社の業務は、技術情報および通信システムに依存している。当該システムの障害もしくはセキュリティ違反またはサイバー攻撃により、管理会社の業務およびファンドの業務に著しい支障をきたす可能性がある。当該障害または違反の場合、ファンドに関連する情報、ファンドの運営および受益者に関連する個人情報、紛失、損傷もしくは破損され、または不適切にアクセス、使用もしくは開示される可能性がある。

システムの障害、セキュリティ違反またはサイバー攻撃は、ファンドおよびファンドへの受益者の投資に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。管理会社、ファンドまたはその各々のサービス提供会社に対する当該システム障害、セキュリティ違反またはサイバー攻撃は、管理会社および／またはファンドは、違反の原因および範囲の科学的分析、サイバーセキュリティの強化および高度化、妨害破壊行為を受けた取引システムによる投資損失、ならびに専有情報の盗難および不正使用に関連する費用を含む、多額の費用を被る可能性がある。管理会社とファンドはまた、とりわけ、事業、取引能力、およびファンドから受益者への支払いを含む支払いを送金するファンドの能力の混乱、運用費用の増加、第三者に対する負債、規制介入、評判の低下などの被害を受ける可能性がある。

管理会社および他のサービス提供会社に関連するリスク

管理会社への依存 ファンドの成功は、ファンドの投資戦略を効果的に実行し、それによりファンドの投資目的を達成する投資手法を開発および駆使する管理会社の能力に大きく依存している。管理会社による主観的な決定により、ファンドが損失を被ったり、本来であれば資産となっていたであろう利益機会を逸したりする場合がある。

主要な従業員の慰留および動機付け ファンドのパフォーマンスは、高度なスキルを有する個人の能力と努力に大きく依存している。金融業界では、適格者の獲得競争が激化している。ファンドがポートフォリオを効果的に運用できるかどうかは、管理会社がその主要人員および従業員を引き付

け、慰留し、動機付けをする能力に依存している。業界では離職が想定されるが、受益者は、離職がファンドのパフォーマンスに与える場合がある影響を考慮すべきである。

競争 ファンドが投資する特定の市場は、魅力的な投資機会について極めて競争的である。したがって、管理会社は、当該環境において魅力的な投資機会を識別したり、成功裏に追求することができず、その結果、期待投資リターンが低下する場合がある。例えば、ファンドの事業の一部は、新規発行市場に依存する場合あり、入手可能および適切な新規発行の量、ならびに当該新規発行の十分な割り当てを受ける管理会社の能力に影響される。当該投資を行うために組織された企業の数が増加しており、その結果、ファンドの適切な投資の獲得競争が激化する場合がある。

管理会社に対するインセンティブ報酬 管理会社は、ファンドの資産の増加に基づいて報酬を受け取る。この業績報酬の取り決めは、管理会社が、当該報酬が支払われなかった場合よりも、リスクが高く、または投機的な投資を行うインセンティブを生み出す場合がある。さらに、業績報酬はファンドの純資産価額の未実現利益を含めた計算で算出されるため、当該報酬は実現利益のみに基づく場合よりも高額になる場合がある。

証券業者の選定 管理会社は、ファンドが利用する証券業者の選定に関連して利益相反を生じる場合がある。ファンドのポートフォリオ取引は、とりわけ最良執行に基づき、証券業者の取引遂行能力、その人員、信頼性および財務責任ならびに証券業者による調査および調査関連サービスの費用の提供または支払いの対価として、証券業者に割り当てられる。さらに、証券業者は、資金導入、販売活動の支援、技術、運営または設備に関するコンサルティングならびに他のサービスまたは品目を含むが、これらに限られない、管理会社にとっては有益であるが、必ずしもファンドにとっては有益ではない、他のサービスを提供する場合がある。当該サービスおよび品目は、管理会社の証券業者の選定に影響を及ぼす場合がある（後記「利益相反」を参照のこと。）。

ファンドの投資戦略に関連するリスク

マージャー・アービトラージ ファンドは、そのマージャー・アービトラージ投資に関して、提案された取引が完了しなかった場合、一般的に、多額の損失を被る可能性がある。合併、公開買付けおよび株式交換の提案の成立は、（i）しばしば提案された取引を禁止する訴訟を引き起こす対象会社の経営陣または株主の反対、（ ）政府機関の介入、（ ）提案者以外の会社との合併または友好的公開買付けを含む防衛戦略を追求する対象会社の努力、（ ）第三者による提案者の取得の試み、（ ）合併の場合、必要な株主の承認の取得の失敗、（ ）有価証券の価格の重大な変更をもたらす市場環境、（ ）適用される法的要件の遵守、（ ）適切な資金調達の達成ができないことなど、様々な要因により阻止または遅延される場合がある。

オポチュニスティック取引のリスク 管理会社のオポチュニスティック投資には、主要な世界の市場指数や個別の持分証券にかかるオプションやデリバティブを利用して、これらの市場のボラティリティに起因する機会を活用するとともに、ポートフォリオの不要な総エクスポージャーをヘッジすることが含まれている。オプション価格は、とりわけ、対象指数や持分証券のインプライドボラティリティの一定の水準に基づいている。ファンドがオプションを購入した後に対象指数または持分証券のボラティリティが低下した場合、ファンドは損失を被る。これらの損失は、関連するヘッジポジションの損失の可能性があるため、オプションに支払われたプレミアムを上回る場合がある。さらに、オプション価格は時間とともに下落し、ボラティリティの減少または上昇に伴って下落または上昇する傾向がある。ボラティリティの上昇によってファンドが保有するオプションの価値が上昇し、オプションの時価の下落を相殺しない限り、ファンドは損失を被ることになる。さらに、管理会社は、流動性の低い戦術投資を行う場合がある。

ファンダメンタル・アービトラージ 過小評価および過大評価された有価証券への投資機会の特定は困難な任務であり、当該機会が正しく認識され、または獲得されるという保証はない。過小評価および過大評価された有価証券への投資は、市場の資本の上昇よりも高い機会を提供するが、これらの投資は高度の財務リスクを伴い、多額の損失をもたらす可能性がある。

レラティブ・バリュ ファンドのレラティブ・バリュ投資戦略の成功は、有価証券、金融商品または市場の価格設定において認識した非効率性を特定し活用する管理会社の能力にかかっている。当該相違の特定と利用には不確実性が伴う。管理会社が投資機会を探し出したり、証券市場における価格設定の非効率性を活用できるという保証はない。管理会社が投資しようとする市場の価格設定の非効率性の低下は、ファンドの投資戦略の範囲を縮小することになる。ファンドのポジションの前提となっている誤った価格設定が、管理会社が期待する関係に収束しなかった場合、またはそれとはさらに相違した場合、ファンドは損失を被る場合がある。ファンドのレラティブ・バリュ投資戦略は、高いポートフォリオ回転率をもたらし、その結果、高い取引コストをもたらす場合がある。さらに、ファンドのレラティブ・バリュ戦略は、株式市場およびリスクフリー金利の動きと無関係であるように設計されている。採用されている投資戦略および市況に応じて、政治的危機、為替相場または金利の変更、有価証券の強制買戻し／償還、市場流動性の一般的な欠如などの不測の事態は、ファンドに重大な悪影響を及ぼす場合がある。さらに、伝統的なベンチマークとの相関が低いリスク管理による利益が最も重要である場合、特に市場の混乱やストレスが生じている期間中、ファンドのパフォーマンスが実際に伝統的なベンチマークと低い相関を示すか、当該ベンチマークと密接に相関していないという保証はない。

クレジット・アービトラージ戦略 ファンドのクレジット・アービトラージ戦略の成功は、多くの投資要因に依拠している。

キャピタル・ストラクチャー・アービトラージ ファンドのキャピタル・ストラクチャー・アービトラージ戦略の成功は、会社の資本構成の中で信用リスクの価格設定における非効率性を特定し活用する管理会社の能力にかかっている。市場機会の特定と活用には不確実性が伴う。管理会社が投資機会を見つけることができたり、価格の不一致を正しく活用できるという保証はない。ファンドが投資しようとする市場の価格設定の非効率性の低下は、ファンドの投資戦略の範囲を縮小する。ファンドのポジションの裏付けとなっている認識された価格設定の誤りが具体化しない場合、これらの投資戦略は失敗したり、損失を招いたりする可能性がある。

仕組商品アービトラージ ファンドの仕組商品アービトラージ戦略は、様々な種類の仕組商品およびデリバティブの売買を含む。これらの戦略の成功は、ポートフォリオ・リスクの非効率的な価格設定を特定し活用する管理会社の能力と、債務不履行までの時間の明示的ではない相関にかかっている。ファンドのポジションの裏付けとなる認識された価格設定の誤りが正確ではない場合、ファンドは損失を被る可能性がある。さらに、一部の仕組商品（CLOを含む。）について、確立された流動性の高い流通市場が存在しないため、当該有価証券の認識した価値を実現することが困難になる場合がある（「リスク要因-ファンドの投資技術に関連するリスク-非流動性投資」を参照のこと。）。

ファンドの投資技術に関連するリスク

分散に関する方針 ファンドは、（投資ガイドラインに記載されるものを除くほか）分散に関する正式なガイドラインを持っておらず、主にマージャー・アービトラージ戦略を追求することを意図している。その結果、ファンドのポートフォリオは、限られた数の銘柄、金融商品の種類、産業、セクター、戦略、国または地理的地域に大きく集中する可能性がある。当該リスクの集中により、ファンドが被る損失が増大する場合がある。

レバレッジ、金利、証拠金 ファンドの現金借入は投資ガイドラインに従って制限されるが、ファンドがその投資プログラムにおいて利用することができるレバレッジ（すなわち、証拠金の利用による）の額に制限はない。ファンドは、他の方法の中でもとりわけ、借入れ、証拠金による証券の購入、およびオプション、先物、先渡契約、レポおよびリバースレポならびにスワップなどの本質的にレバレッジされているデリバティブ商品の購入または締結によってレバレッジを得る場合がある。ファンドにより使用されるレバレッジの額は、いつでも、ファンドの元本との関連において相当な額となる場合がある。レバレッジは利益を増加させる場合があるが、ファンドは信用リスク、より大き

な市場リスクおよびより高い経常費用の影響を受ける。当該投資に悪影響を及ぼす市場への投資に関するレバレッジの影響は、ファンドの投資ポートフォリオに、当該投資がレバレッジされていない場合よりも大幅に大きい損失をもたらす可能性がある。また、レバレッジや資金調達へのアクセスは、市場要因や規制の変更を含む多くの要因によって損なわれる可能性があり、ファンドが適切なレバレッジや資金調達を確保または維持できるという保証はない。一般的な金利水準、および、特にファンドが借り入れることができる金利は、ファンドの運用成績に影響を及ぼす（「リスク要因 - ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク-運用のための借入れ」および後記「利益相反」も参照のこと。）。

証拠金の借入および先渡、スワップ、先物、オプションおよびその他のデリバティブ商品を伴う取引は、ファンドに追加リスクをもたらす可能性がある。当該取引では、取引相手と貸主（UBSを含む。）は、ファンドの義務を支えるために担保を提供することをファンドに要求する蓋然性が高い。担保として提供した有価証券またはその他の資産の価値が下落した場合、または証券業者が維持証拠金要求額を引き上げる場合（すなわち、資金調達可能なポジションの比率を引き下げる場合）、ファンドは「マージン・コール」の対象となる可能性があり、それに基づき、ファンドは追加資金を証券業者に預託するか、価値の下落を補うために担保資産の強制的な清算を行わなければならない。担保となっている有価証券の価値が急激に下落した場合、ファンドは証拠金債務の返済や追加担保を提供できるほど早く資産を換金することができず、相対的に低い価格で、下落している市場でポジションの強制的な清算を行うこととなり、それによって多大な損失を被る場合がある。さらに、担保を有する相手方および貸主は、一般的に、ファンドが提供した担保を売却、質入れ、二重担保とし、譲渡、使用またはその他の方法で処分する権利を有する。当該状況では、ファンドは、提供した担保を速やかに回収することができないか、または提供した担保のすべてを回収することができない場合があるため、取引相手の債務不履行のリスクに対するエクスポージャーを増加させる可能性がある。

さらに、各関連する申込日から5営業日後（ダブリン時間）までは、申込金は支払期限とならない（後記「第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、（1）海外における販売」を参照のこと。）。それにもかかわらず、各申込日に発行された受益証券は、当該受益証券が発行された時点からファンドの損益に参加する。ファンドが以後の申込金に関して投資を行うには余剰証拠金が十分でない場合、ファンドはいくぶん低いインプライド・レバレッジ要件で取引し、ファンドの利益の可能性に悪影響が及ぶ可能性がある（「リスク要因 - ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク-不履行、ファンドの申込みの失敗」も参照のこと。）。

空売り 空売りとは、ファンドが所有する場合も所有しない場合も有価証券を売却し、購入者に引き渡すために同じ有価証券を借りることを含み、借りた有価証券を後日置き換える義務がある。空売りは、有価証券の価格の下落が取引費用および有価証券の借入れ費用を超える限り、投資者が特定の有価証券の価格の下落によって利益を得ることを可能にする。空売りは、理論的には対象有価証券の価格は制限なく上昇し、したがって、ショート・ポジションをカバーするためにこれらの有価証券を購入する費用を増加させるので、無限の損失のリスクを生み出す。ファンドが空売りされた有価証券を借り入れる能力を維持できるという保証はない。当該場合には、ファンドは「買いから入る」可能性がある（すなわち、貸主に返却するために公開市場で有価証券を買い戻すことを強いられる。）。さらに、ショート・ポジションをカバーするために必要な有価証券が購入可能であるという保証はない。実際、ショート・ポジションを解消するために有価証券を購入すること自体が、有価証券の価格をさらに上昇させ、それによって損失を悪化させる可能性がある。

2008年第3四半期および第4四半期には、米国、イングランド、オーストラリアを含む多くの法域が、金融会社の株式証券（および場合によっては当該有価証券にリンクするデリバティブ）の空売りを禁止した。規制当局および議会は、いつでも、空売りに追加的な制限を課す場合がある。空売りに関する継続的または追加的な規制上の制限または禁止がある場合、管理会社が採用する特定の戦略

は、実行するには非経済的または非現実的になり、ファンドに潜在的な重大な損失をもたらす場合がある。

ヘッジ取引 ファンドは、ヘッジ目的のために、オプション、スワップ、キャップおよびフロア、ならびに先物取引および先渡取引および同様のデリバティブなどの様々な金融商品を利用することがある。ファンドはリスクの低減を目的としてヘッジ取引を行う場合があるが、当該取引は、すべての市場環境におけるリスク、あらゆる種類の望ましくないリスク、または未確認もしくは予期しないリスクを軽減する上で十分に有効ではない場合があり、ファンドが損失を被る結果となることがある。したがって、当該ヘッジ取引の結果、ファンドが当該ヘッジ取引に従事していなかった場合よりも、全体的なパフォーマンスが悪化する場合がある。さらに、ヘッジ手法には、以下のリスクの1つまたは複数に伴う。すなわち、（i）金融商品のパフォーマンスおよび価値と、ファンドの有価証券の価値または管理会社のその他の対象との不完全な相関関係、（ ）当該金融商品のポジションを解消するための流通市場の欠如の可能性、（ ）管理会社が予想していない金利、スプレッドまたはその他の市場の変動に起因する損失、（ ）追加証拠金またはその他の支払いの要件を満たすためのありうる義務（これらのすべてがファンドのポジションを悪化させる可能性がある。）、ならびに（v）ファンドが取引する1つまたは複数の相手方の一部履行の不履行または拒否。さらに、ヘッジ戦略が店頭デリバティブ取引の利用を含む場合、当該戦略は、ドッド・フランク・ウォール街改革・消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」という。）に従って採択された様々な規制の実施によって影響を受ける。管理会社は、一定のリスクをヘッジしない、またはヘッジを想定しないことを決定する場合はある。ファンドは、また、ヘッジできない特定のリスクにさらされる場合がある。

短期市場の考慮事項 管理会社の取引決定は、短期の市場の考慮事項に基づいて行われる場合がある。したがって、ポートフォリオの回転率は、取引に関連する多額の費用を発生させる可能性がある。

コントロール・ポジション ファンドは、随時、単独またはグループの一部として行動することにより、米国の公開会社の一定の種類の有価証券の10パーセントを超える実質的な所有権を取得する場合があり、または取締役を当該会社の取締役会に置く場合がある。その結果、証券取引法第16条に基づき、ファンドは、特定の追加報告要件の対象となる場合があり、当該有価証券の売買から生じる特定の短期利益を吐き出すことを求められる場合がある。そのような状況では、ファンドは、当該発行体の有価証券の売りポジションに入ることを禁止され、したがって、当該投資をヘッジする能力が制限される。

カウンター・パーティー・リスク ファンドが取引を行う市場の一部は、店頭市場または「証券業者間」市場である。当該市場の参加者は、通常、「取引所ベース」市場の参加者のような信用評価および規制監督の対象とはならない。ファンドがスワップ、派生商品もしくは合成商品またはこれらの市場におけるその他の取引に投資する場合には、ファンドは、取引相手方に関して信用リスクを負う場合があり、決済不履行のリスクも負う場合がある。これは、契約の条件に関する争い（善意であるか否かを問わない。）のため、または信用もしくは流動性の問題のために、ファンドは、相手方がその条件に従って取引を決済しないリスクさらされる。ファンドは、特定の取引相手方との取引、またはその取引の一部もしくは全部を1つの取引相手に集中させることを制限されない。ファンドが1つまたは複数の取引相手方と事業を行う能力、当該取引相手方の財務能力のいかなる独立した評価もないこと、および決済を容易にするための規制された市場がないことは、ファンドへの潜在的損失を増加させる場合がある。

非流動的な投資 ファンドは、運用資産の一部を、流動性の低い投資にて保有する場合がある。受益者がファンドに買い戻される場合、ファンドはこれらの投資を清算することができない場合がある。その場合には、残りの受益者はこれらの流動性の低い投資の大部分を保有することになる。また、受託会社が、管理会社と協議の上の受託会社の裁量により、市場の混乱、市場における取引の停

止またはその他の異常な事態により、ファンドの資産の価値を公正に計算することができないと判断した場合、ファンドは、受益証券の買戻しを行う受益者の権利を一時的に停止する場合がある。

ファンドの金融商品に関連するリスク

一般的な経済および市況 ファンドの活動の成功は、金利、信用の利用可能性、インフレ率、経済の不確実性、市場の混乱および景気後退の懸念などの一般的な経済および市況に影響される。これらの要因は、有価証券価格の水準およびボラティリティならびにファンドの投資の流動性に影響を及ぼすことがある。ボラティリティまたは非流動性は、ファンドの収益性を損ない、または損失をもたらす可能性がある。ファンドは、金融市場におけるボラティリティの水準によって悪影響を受ける可能性のある多額の取引ポジションを維持する場合があり、ポジションが大きくなればなるほど、損失を被る可能性は高くなる。

困難な市況に迅速に対応してもファンドが重大な損失を被る可能性があり、市況の広範かつ急速な変化によりファンドが重大な悪影響を被らないという保証はないことを理解することが重要である。

株式証券 ファンドは株式証券および株式デリバティブに投資する場合がある。これらの金融商品の価値は、一般に、発行体のパフォーマンスやエクイティ市場の動きによって異なる。その結果、管理会社の期待とパフォーマンスが異なる発行体の株式商品に投資する場合、または株式市場が一般的に単一の方法に動いた場合でファンドが当該一般的な動きに対してヘッジを行っていない場合、ファンドは損失を被ることがある。ファンドはまた、転換証券または私募の場合、転換証券の転換時に市場性のある普通株式を受け渡す場合、および売出しのために制限付き証券を届出する場合など、発行体が契約上の義務を履行しないリスクの影響を受けることがある。

債務証券一般 あらゆる種類の発行体の債務証券は、格付けの有無に関わらず、投機的な特徴を持つ場合がある。当該商品の発行者（ソブリン発行者を含む。）は、重大で継続的な不確実性に直面し、発行者が債務の条件に従って利息および元本を適時に支払う能力が損なわれる場合がある悪条件にさらされる場合がある。

金利リスク 金利の変動は、ファンドの債券投資の価値に影響を与える可能性がある。金利の上昇は、ファンドの債券投資の価値を低下させることがある。ファンドは、格付けの低い商品、より長期の満期を有する債務商品、利息を支払わない債務商品（ゼロ・クーポン債など）、または他の債務商品の形で非現金利息を支払う債務商品に投資する場合には、増大したより大きな金利リスクの影響を受けることがある。

ハイ・イールド 「ハイ・イールド」（非投資適格を含む。）債券は、一般に取引所で取引されておらず、その結果、これらの有価証券は店頭市場で取引され、取引所で取引されている市場よりも透明性が低く、買値／売値のスプレッドが広い。ハイ・イールド証券は、継続的な不確実性に直面し、事業、財務または経済状況が悪化し、発行体の適時に利息や元本の支払いを行う能力を失わせる可能性がある。ハイ・イールド証券は、一般に、ボラティリティが高く、発行者の資産の実質的にすべてによって担保され得る、発行者の他の発行済み有価証券および債務に劣後する場合も、劣後しない場合もある。ハイ・イールド証券は、財務上の制約や追加的債務の制限によって保護されない場合がある。格付けの低い債券や格付けのない債券の市場価格は、主に一般的な金利水準の変動に反応する格付けの高い有価証券に比べて、個々の企業の動向を大きく反映する傾向があり、格付けの高い有価証券よりも経済状況に敏感に反応する傾向がある。当該有価証券を発行する企業は、レバレッジが高く、伝統的な資金調達方法を利用できない場合がある。さらに、ファンドは、一般に取引されている有価証券を有していない発行体の債券に投資する場合があり、当該投資に関連するリスクのヘッジをより困難にする場合がある。

ファンドは、適用ある発行体の債務の歴史的に典型的であった利回りよりも、かなり高い利回りで一般的に取引されている発行体の債務に投資することがある。当該投資には、将来的に特約または支払いの不履行に陥る可能性が高い負債や、現時点で不履行に陥っており一般に投機的と考えられている負債が含まれる場合がある。不履行となった債務の弁済は、著しい不確実性を伴う。不履

行となった債務は、発行体が利息またはその他の支払いを行わないような、長期にわたる返済停止または破産手続の後にのみ返済される可能性がある。通常、当該返済停止または破産手続は、現金での支払いまたは不履行となった有価証券と発行体またはその関連会社の他の債務証券または株式証券との交換の形による元本の部分的な回収のみという結果となり、これは非流動的または投機的となることがある。

社債 会社が発行する社債、手形および短期債は、固定金利、可変金利または変動金利を支払う場合があり、ゼロ・クーポン債を含むことがある。社債商品は、信用格付の格下げの対象となる場合がある。他の商品は、最低の格付けを有するか、または格付けされていない場合がある。さらに、ファンドは、社債および関連する金融商品への投資に関連して、現物による利息の支払いを受ける場合がある（例えば、債務投資に関連してファンドが保有する元本は、当該債務投資に支払われるべき利息の額だけ増加する場合がある。）。当該投資は、現金での定期的な利息の支払いを提供する負債債務よりも市場価値の変動性が大きくなることもあり、不履行の場合には、ファンドは多額の損失を被ることがある。

バンク・ローンに伴うリスク ファンドは、銀行およびその他の金融機関が創出するローンおよびローン・パーティシペーションに投資する場合がある。これらの投資には、投資適格を下回る信用格付けの借入人に対する高レバレッジのローンが含まれる場合がある。当該ローンは、通常、1つまたは複数の商業銀行または金融機関によって交渉され、商業銀行および金融機関のグループの間でシンジケートされる民間企業ローンである。貸主に信用供与を促し、有利な金利を提供するために、借入人は貸主に、原則として一般には利用できない事業に関する広範な情報を提供することが多い。ファンドが当該情報を取得し、それが重要かつ非公開である場合には、ファンドは、情報が公開されるかまたはそうでなければ重要な非公開情報でなくなるまで、借入人の有価証券の取引を行うことができない。

ファンドは、将来資金を貸し付けるために、リボルビング・クレジット・フィーチャーまたはその他のコミットメントもしくは保証を伴う融資に直接またはパーティシペーションを通じて投資することができる。ファンドが要求された資金を借入人に貸し付けない場合、ファンドに対する請求および以前貸し付けた金額に対する相殺の可能性のある主張を引き起こす可能性がある。

ファンドは、直接的に（売却または譲渡により）または間接的に（パーティシペーションにより）バンク・ローンおよびその他の負債債務の利子を取得することができる。譲渡における譲受人は、通常、譲渡人のすべての権利および義務を承継し、債務に関する信用契約に基づく貸主となるが、その権利は、譲渡人の権利よりも制限される可能性がある。債務の一部に対するパーティシペーション持分は、通常、借主ではなく、信用契約の下で貸主として行動する金融機関のみとの契約関係に帰着する。パーティシペーション持分の保有者として、ファンドは一般に、借主による貸付契約の条件の遵守を強制する権利、条件の修正または放棄を承認する権利など、信用契約に基づく貸主の権利を行使する権利を有さず、またファンドは借主に対していかなる相殺の権利も有さず、ファンドはパーティシペーションを購入した債務を裏付ける担保から直接利益を得ることはできない場合がある。その結果、ファンドは、借入人とパーティシペーションを販売する機関の両方の信用リスクの影響を受ける。また、ファンドの貸付金の弁済期限が到来する時からファンドが当該代金を実際に受領する時の間に遅延が生じる場合がある。

転換証券 転換証券とは、特定の期間内に一定の価格または計算式で同一または異なる発行者の特定額の普通株式に転換または交換することができる株式または他の有価証券をいう。通常、転換証券の市場価値は、債務証券の場合と同じように機能する。転換証券は、転換証券の約定証書に設定された価格で発行者の選択により買戻し／償還される場合がある。ファンドが保有する転換証券が買戻しまたは償還の請求を受けた場合、ファンドは発行者が当該有価証券を買戻しまたは償還すること、当該有価証券を裏付け普通株式に転換すること、または当該有価証券を第三者に売却することを許可す

る必要がある。これらの行為はいずれもファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、転換証券は、市況に応じて流動性リスクの影響を受ける。

ディストレスト債務 ファンドは、脆弱な財務状況で、相当な資本ニーズまたは負の純資産、経営成績の低迷、または破産もしくは他の会社更生手続きおよび清算手続きを行う会社を含む特別な競争上もしくは製品の旧式化問題を経験している発行体の債務に投資することがある。これらの債務は、それに対応して高いリターンの可能性をもたらすことがあるが、特にリスクの高い投資である蓋然性が高い。さらに、破綻した企業に投資する固有のリスクは、当該発行体の真実の状況に関する情報を得ることがしばしば困難であることがあるということである。当該投資はまた、とりわけ、不正譲渡およびその他の無効な譲渡、または支払、貸主の債務、ならびに負債を株式または一定の権利剥奪として拒否、減少、劣後、再評価する破産裁判所の権限に関連する法律により、著しい悪影響を受ける場合がある。当該企業の債務は投機的なものとみなされることがあり、当該企業が予定通りに債務の支払いを行う能力は、著しく悪い金利変動、一般的な経済環境の変化、特定の産業に影響を与える経済的要因、または当該企業内の特定の展開によって影響を受けることがある。事業や財務上の困難に直面している企業への投資を成功させるために必要な財務上および法律上の分析の高度さの水準は、異常に高い。更生または同様の措置が成功する見通しがあり、またはファンドの投資を担保する資産の価値が十分であるという保証はない。

上場投資信託 ファンドは、特定のインデックスまたは産業に関連する会社のパフォーマンスおよび配当利回りに追従しようとする、受益証券が一般に取引される投資信託、オープン・エンド型ファンドまたは預託証券の投資証券であるETFに投資する場合がある。これらの指数は、広域ベース、セクター、または国際指数のいずれであることがある。しかし、ETF投資証券保有者は、一般的に、追跡するように設計された対象有価証券の保有者と同じリスクの影響を受ける。ETFはまた、それらの価格が追跡するように設計されている対象有価証券の価格の変化と完全には相関しない場合があるというリスク、ETFを取引する取引所の方針に基づいて、市況またはその他の理由によりETFの取引が停止するリスクを含むが、これらに限られない一定の追加的リスクを負う。さらに、ファンドは、ETFの他の投資証券保有者と共に、管理報酬を含むETFの費用の比例按分部分を負担することがある。したがって、受益者は、ファンド費用の保有比率に応じた負担に加えて、ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす場合のあるETFの同様の費用を間接的に負担することがある（「リスク要因 - ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク-ファンドへの投資に関連するコスト」を参照のこと。）。

非米国投資 ファンドは、ポートフォリオの一部を米国以外の会社および海外の金融商品に投資することがある。当該投資は、事業の不確実性に加えて、国や地域に影響を及ぼす社会的、政治的および経済的な不確実性によって悪影響を受けることがある。多くの金融市場は、米国ほど発展しておらず、効率的ではないため、流動性が低下し、価格の不安定性が高い場合がある。法的小および規制環境もまた、特に破産手続および会社更生に関して、異なっていることがある。当該非米国企業および外国に関しては、一般に入手可能な情報が少ないことがあり、財務会計基準および財務会計実務が異なる可能性がある。ファンドは、潜在的な著しく悪影響ある政治的および経済的発展、米国以外の預金の差し押さえまたは国有化、ならびに通貨封鎖その他にかかわらず、発行体の国外に所在する受益者に対する元本および利息の支払いに重大な悪影響を及ぼす可能性のある政府規制の変更可能性など、追加的なリスクにさらされる場合がある。また、一部の金融商品については、政府から有価証券取引税を徴収される場合、これは、当該投資の費用を増加させ、売却益を減少させ、または売却損を増加させる効果がある。一部の国々を源泉としてファンドが受け取る所得は、当該国が課する源泉徴収税およびその他の税金によって減額されることがある。ファンドが支払う当該税金は、当該投資からの純利益または収益を大幅に減少させる可能性がある。また、ファンドは、そのポートフォリオの一部を新興市場国に投資する場合があり、本項で議論するのと同じリスク（多くの場合より大きなレベル）、未発展の経済または市場へ投資することに伴う典型的な追加的リスクおよび特別な考慮事情の対象となる。当該追加的リスクには、より大きなインフレ・リスク、為替相場の大きなボラティリ

ティ、経済への政府の関与および支配の大きな可能性、役員および取締役の受託義務ならびに受益者の保護に関する会社法の整備が進んでいないことを含む（ただし、これに限られない。）リスクが含まれる。

一定の法域における取引の条件として、ファンドの取引相手方のいくつかは、ファンドが行おうとする一定の投資に関して、ファンドの投資者の国籍または出身国に関して表明することをファンドに要求する。当該状況において、ファンドは、ファンドの投資者の国籍または出身国がファンドの投資適格性を決定し、潜在的に利益機会の喪失につながるような法域または当該法域における特定の金融商品に対する直接投資の機会を放棄することがある。

デリバティブ商品全般 ファンドは、スワップおよびクレジット・デリバティブなど他のデリバティブ商品を締結することがある。一定のスワップ、オプションその他のデリバティブ商品には、市場リスク、流動性リスク、取引相手方の財務状況や信用力に関連する不履行のリスク、法的リスク、業務リスク等、様々なリスクの影響を受けることがある。さらに、ファンドは、将来、現在使用が意図されていない、または現在利用可能ではない一定の他のデリバティブ商品に関する機会を利用することがある。今後、現時点では判断できない特別なリスクが発生することがある。ファンドが参加するデリバティブ商品の規制および税務環境は進化および変化しており、規制の変更（米国のドッド・フランク法および欧州の欧州市場インフラ規則に基づくものを含む。）または当該金融商品の税務は、ファンドに重大な悪影響を及ぼすことがある。

取引所で取引されているデリバティブは、取引されている取引所およびそれらが保証されている清算機関の破綻のリスクの対象となるが、ファンドの店頭デリバティブへの投資は、取引所で取引されているデリバティブよりも相手方の破綻のリスクが高く、流動性が低い。2008年にはリーマン・ブラザーズ・ホールディング・インクの破産手続およびリーマン・ブラザーズ・インターナショナル（ヨーロッパ）リミテッドの経営に関連してデリバティブ市場に大きな混乱が生じ、米国政府によるアメリカン・インターナショナル・グループ・インクの救済に関する不確実性および多くの法域で課せられた緊急空売り規則が生じた。特に支払遅延や支払いが完全に失われた場合に、債務不履行により取引が満期前に終了した場合、混乱や不確実性によって多大な損失が生じる可能性がある。

オプション カバーされているコール・オプションの売主（ライター）（すなわち、ライターは対象有価証券を保有している。）は、対象有価証券の市場価格がプレミアムを除く購入価格を下回るリスクを負い、オプションの行使価格を上回る対象有価証券の利益を得る機会を放棄する。カバーされていないコール・オプションの売主は、対象有価証券の市場価格がオプションの行使価格よりも理論的には無制限に上昇するリスクを負う。コール・オプションの行使を満たすために必要な有価証券は、はるかに高い価格で購入する場合を除き、購入することができないことがある。コール・オプションの行使を満たすために有価証券を購入することは、それ自体が有価証券の価格を、時にはかなりの額上昇させ、それによって損失を悪化させる可能性がある。コール・オプションの買い手は、コール・オプションへの投資をすべて失うリスクを負う。

カバーされているプット・オプションの売主（すなわち、ライターは対象有価証券のショート・ポジションを保有している。）は、対象有価証券の売却価格（ショート・ポジションの取得）およびプレミアムを上回る対象有価証券の市場価格の上昇リスクを負い、オプションの行使価格を下回る対象有価証券の利益を得る機会を放棄する。カバーされていないプット・オプションの売主は、対象有価証券の市場価格がオプションの行使価格を下回るリスクを負う。プット・オプションの買主は、プット・オプションへの投資をすべて失うリスクを負う。

株価指数オプションの場合、ファンドが株価指数のオプションをうまく使用することは、一般的な株式市場または特定の業界もしくは市場セグメントの動向を正確に予測する管理会社の能力に従う。これには、個々の株式の価格変動を予測することとは異なる技術と手法が必要となる。

ファンドが米国でオプションを購入する場合、オプション・プレミアムの全額が支払われるため、証拠金の要求はない。外国取引所で取引される一定のオプションのプレミアムは、証拠金として支払

われる場合がある。ファンドが先物取引のオプションを売却する場合、当該オプションの原資産となる先物取引について設定された証拠金要件によって決定される金額およびオプションの現在のプレミアムに実質的に等しい金額の証拠金を預託することが必要となることがある。オプションの構築に課される証拠金要件は、アウト・オブ・ザ・マネー状態のオプションが行使されない確率を反映して調整されたものであるが、実際には、先物市場での取引に直接課される証拠金要件よりも高くなる可能性がある。店頭オプション（および、株式または通貨先渡、スワップ、その他の派生商品などの他の店頭商品）に証拠金の預託が要求されるか否かは、個別に交渉される取引当事者の信用決定および特定の契約に依拠することになり、ドッド・フランク法に基づいて公表された規則は、店頭商品の証拠金要件を要求することがあり、または要求する結果となることがある。

商品先物契約 先物の価格は、原資産である商品（例えばコモディティ）の価格に依存する。先物の価格は非常に不安定であり、先物契約の価格変動は、とりわけ、金利、需給関係の変化、貿易、財政、金融、通貨管理プログラムおよび政府の政策ならびに国内および国際的な政治・経済事象および政策によって影響を受ける可能性がある。さらに、特定の商品取引所は、「日次価格変動限度」または「日次制限」と呼ばれる規則により、特定の先物契約価格の一日の変動を制限しているため、先物ポジションは流動性が低いことがある。当該日次制限の下では、一取引日中、日次制限を超える価格で取引を実行することはできない。特定の先物契約の価格が日時制限に等しい金額まで上昇または下落すると、取引者がその制限またはその制限内で取引を行う意思がない限り、その契約のポジションをとることも清算することもできない。これにより、ファンドが不利なポジションを速やかに清算することを妨げ、ファンドに多額の損失を与え、または希望する取引を行うことを妨げる可能性がある。また、当該取引において通常必要とされる低い証拠金またはプレミアムは、多額のレバレッジを提供することがあり、有価証券または契約の価格の比較的小さな変化が不釣り合いに大きな利益または損失をもたらす可能性がある。特別な状況において、先物取引所またはCFTCが特定の先物契約の取引を停止し、または当該契約のすべてのオープンポジションの清算または決済を命令する可能性がある。先物への投資もまた、ファンドのポジションが取引している取引所またはその清算機関もしくは相手方の不履行のリスクの対象となる。

先物市場では、預入証拠金は、通常、売買された先物契約の価値に比べて低い。先渡、株式、通貨、その他のデリバティブ市場では、預入証拠金がさらに低い場合もあれば、全く必要ないこともある。当該低い証拠金預託は、これらの市場における取引には通常、高水準のレバレッジが伴っているという事実を示している。預入証拠金が少ないということは、先物契約や先渡契約の価格変動が相対的に小さいことが、投資者に即時かつ多額の損失をもたらすことがあることを意味する。たとえば、先物の購入時に先物価格の５パーセントが証拠金として預託されている場合、先物価格が５パーセント下落すると、契約が終了した場合には、ブローカー手数料を控除する前に預入証拠金が全額失われることになる。したがって、他のレバレッジ投資と同様に、先物、先渡契約または他の商品契約の売買は、投資額を超える損失をもたらす可能性がある。

株価指数先物契約の場合、株価指数先物契約の価格は、ある種の市場の歪みのために、対象株価指数の動きと完全には相関しないことがある。したがって、ファンドによる株価指数先物契約の成功は、市場の方向の動きを正確に予測する管理会社の能力に左右される。

先渡契約 ファンドは、取引所で取引されておらずかつ標準化されていない先渡契約およびそのオプションを締結する場合がある。その代わりに、銀行や証券業者はこれらの市場の当事者として行動し、個々の取引を個別に交渉する。ドッド・フランク法の結果、CFTCは現在、ノン・デリバブル・フォワード（当事者が受け渡しを行わないデリバブル・フォワードを含む。）の規制を行っている。先渡市場の変化は、増加する費用を伴い、結果的に面倒な報告要求となることがある。現時点では、先渡契約の日々の価格変動に制限はなく、投機的ポジション制限は適用されない。先渡市場で取引する当事者は、取引する通貨や商品の市場を継続的に作り続けることを要求されず、これらの市場は、時にはかなりの期間において、流動性の低い時期を経験する可能性がある。これらの市場で

は、特定の通貨や商品の相場を提示することを拒否する、または買う用意がある価格と売る用意がある価格との間に異常に広いスプレッドを持つ価格を提示する期間がある。先渡市場では、異常に高い取引量、政治的介入、またはその他の要因により、混乱が生じる可能性がある。政府機関による統制およびドッド・フランク法に基づく規則の実施により、当該先渡取引（および先物取引）は、管理会社がそうでなければ推奨するものよりも少なく、ファンドに損失を及ぼす可能性がある。市場の流動性の欠如または混乱は、ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。

スワップ契約一般 ファンドは、スワップ契約および類似のデリバティブ取引を締結することがある。スワップ契約は、その構造に応じて、株式証券、長期金利もしくは短期金利、外貨価値、企業の借入金利またはその他の要因に対するファンドのエクスポージャーを増加または減少させることがある。スワップ契約は、利用方法によっては、ファンドのポートフォリオ全体のボラティリティを増加または減少させることがある。スワップ契約のパフォーマンスにおける最も重要な要因は、個々の株式価値、特定の金利、通貨価値、およびファンドに支払われるべき支払金額を決定するその他の要因の変化である。スワップ契約がファンドによる支払いを要求する場合、ファンドは、支払期日に当該支払いを行う準備をしなければならない。ほとんどのスワップ契約および類似のデリバティブ取引は、現在取引所では取引されておらず、むしろ、銀行および証券業者がこれらの販売では当事者として機能している。結果として、ファンドは、ファンドが取引を行っているカウンター・パーティーの側で、当該契約に関して履行することが不可能または拒否されるリスクを負う。さらに、カウンター・パーティーの信用力が低下すると、当該取引相手とのスワップ契約の価値が低下し、ファンドが損失を被る可能性がある。投機的ポジション制限は、現在のところスワップ取引には適用されないが、ファンドが取引を行う相手方は、信用上の考慮の結果、ファンドが利用できるポジションの規模または期間を制限する場合がある。スワップ市場の参加者は、取引するスワップ契約の継続的な市場を形成する必要はない。ドッド・フランク法には、OTCデリバティブ市場を初めて包括的に規制する規定が含まれている。ドッド・フランク法は、上述のリスクのいくつかを低減することを部分的に意図しているが、この点におけるその成功は、ドッド・フランク法が完全に実施された後のしばらくの間、明らかではないことがあり、その過程には数年を要することがある。

クレジット・デフォルト・スワップ ファンドはクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）に投資することがある。CDSは、特定の者の信用またはグループの信用について、信用の改善または悪化を経験するという管理会社の見解を実行するために使用することができる。信用改善が期待される場合、ファンドは、リスクを負担するプレミアムを受け取るクレジット・デフォルト・プロテクションを売り付けることがある。当該場合には、信用事由が発生した際にファンドが支払いを行う義務は、参照企業の信用リスクに対するレバレッジされたエクスポージャーを創出する。ファンドは、管理会社の判断で、信用が悪化する可能性が高いと判断される場合、参照先企業に関するクレジット・デフォルト・プロテクションを買い付けることもある。当該場合には、ファンドは、信用事由があるかどうかにかかわらず、プレミアムを支払う。ハイ・イールド債のCDS市場は、より実績があり流動性の高い投資適格証券のCDS市場と比較して、比較的新しく急速に発展しており、より新しい市場は流動性が低く、特定の取引の離脱または参入がより困難になる可能性がある。

さらに、空売りおよびクレジット・デフォルト・スワップに関する新しい欧州連合規則（以下「空売り規則」という。）は、現在、欧州連合（以下「EU」という。）において適用されている。空売り規則は、とりわけ、欧州連合加盟国、欧州連合自身、および欧州連合内の他の特定の超国家的組織などの欧州連合の主権的発行体を参照するCDS取引を行う投資者の能力に制限を課す。空売り規則は、投資者がその発行体のソブリン債において買いポジションを有しているか、またはその他資産を保有しているか、またはその価値が関連するソブリン債の価値と相関している債務を負っていない限り、事実上、EUのソブリン発行体に関してCDSに基づいて信用プロテクションを購入することを妨げる。空売り規則はまた、EU加盟国の規制当局および欧州証券市場庁に対し、一定の状況においては、ソブリンCDSに異なった、または追加的な制限を課す権限を付与している。他の法域の規制当局や立法者も同様

の制限を実施することがある。したがって、管理会社は、これらの規制または他の同様の規制のために、特定のソブリン発行体に関連するCDS契約を使用することについて否定的な見解を完全に表明する立場にはないことがある。

ヘッジファンドに関連するリスク

規制の免除 一般に、ファンドおよび受益証券は、ケイマン諸島におけるファンドの登録を除き、いかなる国またはその他の法域においても登録される予定はない。したがって、いずれかの国または他の法域における登録によって提供されるいかなる保護も適用されない。証券業者が保有する予定の金融商品は、通常、分別口座で保有されないため、当該証券業者の債務不履行は、当該金融商品が分別口座で保有され、ファンド名義で登録されていた場合よりもさらに悪い影響をファンドに及ぼす可能性が高い。

ミューチュアル・ファンド法に基づく登録には、ケイマン諸島政府またはケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）によるファンドの利点の詳細な調査またはファンドの投資実績の実質的監督は含まれていない。ファンドの投資者のために、またはファンドの投資者が利用可能なケイマン諸島政府に対する、またはケイマン諸島政府により、課される財務上の義務または補償スキームはない。

ドッド・フランク法により、多くの新しい規制要件がファンドに課されている。かかる規制要件は、ファンドに一定の費用を課することがあり、ファンドが行う投資の種類の変更につながる場合がある。さらに、ファンドは、規制により要求される証券業者と取引することを意図しており、またはファンドのドッド・フランク法で義務付けられた報告要件を満たすことを約している。かかる遵守に伴う費用により、ファンドがそうでなければ追求するであろう特定の戦略が、実行するには収益性が低くなったり、経済的でなくなったりすることがある。

規制監督の強化 金融サービス業界、および特にヘッジファンドとその運用会社の活動に対し、厳格かつ多様な規制監督が課されつつある。ドッド・フランク法のような当業界の規制強化を提案する法律は、米国以外の法域の管轄機関でも、米国議会でも定期的に検討されている。ファンド、管理会社、それらが取引および投資を行う市場、またはそれらが取引を行う相手方に適用される規制に、将来どのような変更が行われるかを予測することは不可能である。当該法律、規制またはその他の監督により、ファンドおよび管理会社が、潜在的負債および法務上、コンプライアンス上およびその他に関わる費用の影響を受け、ファンドの収益性に重大な悪影響を及ぼし、受益者の身元に関してより透明性を高めることを求めることがある。規制監督の強化はまた、管理会社に対し、調査への対応ならびに新たな方針および手続きの実施等を含むがこれらに限られない、管理事務の負担を増やす可能性がある。このような負担は、管理会社のポートフォリオ運用活動に対する時間、注意および資源を減じることがある。さらに、通常の業務過程において、管理会社の役員が政府当局と連絡を取り、および/または質問票や調査への回答を求められることが予想される。例えば、このようなことは、登録投資顧問の調査に関しては一般的である。ファンドはまた、そのポジションおよび取引に関して規制当局の問合せの対象となることもある。

ヘッジファンドの事業リスクおよび規制リスク 法務上、税務上および規制上の変更は、ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。上述のとおり、ヘッジファンドの規制環境は変化しており、ドッド・フランク法から生じるものを含め、ヘッジファンドの規制の変更が、ファンドが保有する投資対象の価格に重大な悪影響を及ぼすことがあり、これにはかかる変更がなければ利用できたレバレッジを獲得する可能性、または特定の取引戦略を追求する可能性を含む。さらに、証券市場および先物市場は、包括的な法律、規制および証拠金要件の対象となる。SEC、その他の規制当局、自主規制機関および取引所は、市場の緊急時には特別な措置を講じる権限を有する。デリバティブ取引およびかかる取引に従事するファンドの規制は、法律が変化し続ける分野であり、行政および司法上の措置により変更されることがある。将来の規制変更がファンドに及ぼす影響が、重大かつ著しく悪い可能性がある。

管理会社は、CFTC規則4.13(a)(3)に従ってCP0としてCFTCに登録されていないものとしてファンドを運営する（以下「デミニミス免除規定」という。）。管理会社は、ファンドがデミニミス免除規定を遵守できない場合には、登録CP0としてファンドを運営する権利を留保する。デミニミス免除規定の遵守は、商品先物、有価証券先物、それらのオプションおよび特定のスワップ等、デミニミス免除規定に基づき禁止される商品のファンドの取引に重大な制限をもたらす可能性があり、また、かかる商品に代わり、ファンドは、取引手数料が高いか、および/または最善のヘッジではない制限されない商品を取引することがある。管理会社がファンドを登録CP0として運営しなければならなくなった場合、追加的な管理事務負担を課す規制監督の強化の対象となる。

市場の混乱、政府の介入、ドッド・フランク法 世界の金融市場は、ここ数年、広範かつ根本的な混乱を経験してきた。ファンドは、市場が混乱した場合、および過去の価格関係が著しく歪められたその他の異常な事態が生じた場合に、多大な損失を被ることがある。価格の歪みによる損失リスクは、混乱した市場では多くのポジションが流動性を失い、市場が動いているポジションを閉鎖することは、困難または不可能になるという事実によりさらに悪化する。ファンドが利用可能な銀行、証券業者およびその他の相手方からの資金調達は、通常、混乱した市場では減少する。当該減少は、ファンドに多額の損失をもたらすことがある。市場の混乱は、時に、ファンドに甚大な損失をもたらすことがあり、当該事態が、そうでなければ歴史的に見て低リスクの戦略のパフォーマンスに前例のないボラティリティとリスクをもたらす可能性がある。

2008年から2009年の金融危機を受け、2010年7月にドッド・フランク法が制定された。ドッド・フランク法は、以前は規制されていなかった市場、市場参加者および金融商品の規制に包括的な枠組みを確立し、他の多くの市場、市場参加者および金融商品の規制に大幅な変更をもたらしている。ドッド・フランク法の多くの規定により、すべての効力が発生する前に、適用される規制当局による規則の制定が求められており、かつドッド・フランク法は、複数の機関の報告および研究（追加の法的措置または規制措置をもたらす可能性がある。）を義務付けているため、ドッド・フランク法がファンド、管理会社、およびそれらが取引および投資を行う市場に及ぼす最終的な影響を予測することは困難である。ドッド・フランク法は、ファンドが従事し、またはドッド・フランク法がなかったと仮定すれば従事するであろう特定の投資戦略の実行を継続不能または非経済的なものとしてしまう可能性がある。ドッド・フランク法およびドッド・フランク法に基づき採択された規制が、ファンドの収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

ボルカー・ルールの遵守 ボルカー・ルールは、ドッド・フランク法内の規定で、部分的に特定の銀行等およびその関連会社がヘッジファンドのスポンサーとなることを禁じている（ただし、一部免除されることがある。）。UBSならびにその関連会社および子会社は、ファンドと締結できる一定の取引（デリバティブ取引を含むが、これに限られない。）につき、制限があり、ならびにUBSおよびその関連会社と子会社を一方とし、ファンドを他方とするその他特定の取引は、市場条件で締結しなければならない。

米国格付の下落懸念 2011年8月5日、スタンダード・アンド・プアーズはアメリカ合衆国の長期国債格付けをAAAからAA+に引き下げた。米国議会は連邦債務上限の引き上げに合意したが、かかる格下げは、当該合意の範囲内での財政再建計画は、米国政府の中期債務の動向を安定化させるには及ばないというスタンダード・アンド・プアーズの見方を反映している。今後、格下げが生じる可能性があり、また、今後の格下げが米国をはじめとする世界の金融市場や経済情勢に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、さらに、市場がかかる影響を予測することで、ファンドの財務状況や流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

欧州におけるソブリン債務危機および英国の欧州連合離脱（Brexit） 一部のEU加盟国のソブリン債務返済能力により、世界の市場および経済状況は負の影響を受けている。EU政府の金融支援プログラムの結果が依然として不確実であること、および他のEU加盟国が同様の財政問題を被る場合があることが、世界市場をさらに混乱させる可能性がある。特に、現在および今後も株式市場を混乱させ、EU

加盟国のソブリン債利回りの変動を激しくする可能性がある。これらの要因はファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

2016年6月23日、連合王国（以下「英国」という。）は、英国のEU離脱の「是非を問う国民投票」を実施し、その結果、英国のEU離脱（以下「Brexit」という。）が支持された。英国は、EU最大の金融サービス・セクターを有している。これまでの政治的プロセスおよび交渉の結果、Brexitには至っておらず、現在も英国はEUの一員である。Brexitが実際に実施された場合、それがファンドに及ぼす潜在的影響は、現時点では不明である。Brexitの条件によっては、英国、その他のEUおよび世界市場の経済状況は、景気低迷および増大するボラティリティにより悪影響を受ける可能性がある。Brexitに関しては不確実な部分が多いことも、経済に悪影響を及ぼし、金融市場、特にEUにおける（ただし、それに限定されない。）ボラティリティを高める可能性がある。当該ボラティリティおよび経済へのマイナスの影響は、ひいてはファンドの純資産価額、流動性および取引に悪影響を及ぼす可能性がある。Brexitにより、EU加盟国間に国民投票の要請および政情不安がさらに高まる可能性があり、英国内でもこれに付随するリスクがある。

店頭デリバティブ市場の規制 ドッド・フランク法には、店頭デリバティブ市場を初めて包括的に規制する規定が含まれている。

ドッド・フランク法は、最終的に、店頭デリバティブの大部分を規制市場で執行し、規制された清算機関で清算することを義務付けている。清算のために提出される店頭取引は、関連する清算機関が定める当初証拠金および変動証拠金の最低額要件、ならびにCFTC、SECおよび/または連邦健全性規制当局が要求する証拠金要件の対象となる。また、店頭デリバティブ取引業者は、通常、清算される店頭デリバティブ取引に対するファンドの担保要件を、規制上のおよび清算機関の最低額を超えて一方的に増額できるよう要求する。CFTCおよび米国の健全性規制当局はまた、清算されない店頭デリバティブに、証拠金要件、および店頭デリバティブ取引業者による顧客担保の保有に適用される新たな要件を課している。かかる要件は、ファンドが提供しなければならない担保金額および担保の提供に関連する費用を増加させる可能性がある。また、店頭デリバティブ取引業者は、ドッド・フランク法以前に広く認められていたように、自身の取引において当該証拠金を利用せず、顧客の取引を清算する清算機関に証拠金を預託しなければならない。これにより店頭デリバティブ取引業者のコストが上昇し、さらに今後も上昇を続け、かかる費用の上昇は、通常、事前差入および追加証拠金の増加、不利な取引価格設定ならびに清算口座維持手数料を含む新規または追加手数料の賦課という形で、他の市場参加者に転嫁される。

清算される店頭デリバティブに関しては、ファンドは清算機関と直接行うのではなく、CFTCまたはSECに登録され、清算会員として活動する店頭デリバティブ取引業者を通じて行う。ファンドは、別の清算会員である顧客がその清算会員に対する債務を履行できない間接的リスクに直面する可能性がある。当該シナリオは、顧客の清算会員への債務不履行に起因する当該清算会員による清算機関への債務不履行により生じる可能性がある。

また、CFTCでは、これまで店頭市場で相対で行われていた特定のデリバティブ取引を、規制された先物もしくはスワップ取引所または執行機関での執行を義務付けている。SECも、近い将来、一定の有価証券派生デリバティブに同様の要件を課す予定であるが、こうした類似のSEC要件が発効する時期は未定である。当該要件が、ファンドを含む投資信託が、高度に調整され、または個別化された取引の締結をより困難かつ高コストにする可能性がある。また、これにより、ファンドがそうでなければ実施するであろう特定の戦略を実施することが不可能、または実行するのがもはや経済的ではないほど高コストになる可能性がある。ファンドが当該取引所または執行機関を通じてデリバティブ取引を執行することを決定した場合（特に、ファンドが1または複数の当該取引所または執行機関の直接的な参加者となることを決定した場合）、ファンドは、当該取引所または執行機関の規則の対象となり、これにより追加リスクおよび負債が生じ、ならびに適用規制および関連する取引所または執行機関の規則に従うことになる。

店頭デリバティブの取引業者は現在、CFTCへの登録が義務付けられており、最終的にはSECに登録しなければならない。登録スワップ取引業者はまた、新たな証拠金要件の対象であり、新たな最低資本要件に従うことになり、業務上の行動指針、開示要件、報告および記録保管要件、透明性要件、ポジション制限、利益相反の制限、およびその他の規制上の義務の対象となる。当該要件は、店頭デリバティブ取引業者の費用全般をさらに増加させ、かかる費用は、市場の変化が継続するなか、市場参加者に転嫁される可能性がある。ドッド・フランク法がファンドに及ぼす全般的な影響は依然として不確定であり、店頭デリバティブ市場が、米国外の規制当局によって課せられている追加的、時に重複する規制要件とともに、かかる新しい規制制度に対応する方法については、まだ一部不明確である。

欧州市場インフラ規則 2012年8月16日、店頭デリバティブ、中央清算機関および取引情報蓄積機関に関する欧州市場インフラ規則（以下「欧州市場インフラ規則」という。）が施行された。

欧州市場インフラ規則は、デリバティブ契約に関し一定の要件を導入し、当該要件は、主にEUに認可された投資会社、信用機関、保険会社、UCITSおよびEUに認可されたオルタナティブ投資ファンド運用会社が運用するオルタナティブ投資信託等の「金融取引相手方」（以下「FC」という。）、ならびに金融取引相手方ではないEUに設立された事業体である「非金融取引相手方」（以下「NFC」という。）に適用される。店頭デリバティブ契約の取引が欧州市場インフラ規則が規定する基準額を超える取引を行うNFC（以下「NFC+」という。）は、一般的に、その店頭デリバティブ契約の取引が当該基準額を超えてないNFC（当該契約がNFCの商業活動または資金調達活動に直接関連するリスクを軽減するために締結されていることを理由に基準額算出から除外されている場合を含む。）よりも、欧州市場インフラ規則に基づくより厳格な要件に従う。

一般的に、デリバティブ契約に関する欧州市場インフラ規則の要件は、（ ）清算義務の対象となる店頭デリバティブ契約の強制的清算、（ ）清算されない店頭デリバティブ契約に関するリスク軽減手法、（ ）すべてのデリバティブ契約に関する報告および記録保管要件である。

FCおよびNFCは、取引相手方の身元にかかわらず欧州市場インフラ規則のリスク軽減義務を遵守しなければならないため、ファンドのようなEU外の取引相手方は、EU取引相手方と取引を行う際には、間接的に当該要件の対象となる可能性が高く、そのために欧州市場インフラ規則に基づく自らの義務を履行するために、EU外の取引相手方による遵守が求められる。欧州市場インフラ規則に基づく特定のリスク軽減義務（取引の報告、ポートフォリオの照合、および取引の適時確認等）は、二次的な措置（secondary measures）によってすでに実施されているものもあれば、その他担保授受の要件等、策定中のものもある。デリバティブに関するEU規則の枠組みおよび法制度は、欧州市場インフラ規則のみならず、現行の金融商品市場規則の改革を含む新しい指令・規則（指令2004/39/EC）（以下、総称して「第2次金融商品市場指令」という。）によっても定められている。第2次金融商品市場指令の規定の大部分は、2018年1月3日に発効した。

特に、第2次金融商品市場指令は、FCおよびNFC+の間において十分に流動性のある店頭デリバティブが第2次金融商品市場指令体制の要件を満たす取引機関において、取引の執行がなされるよう義務付ける予定である。かかる取引義務は、EUで設立された場合は、FCまたはNFC+に分類される第三国の相手方と取引するFCおよびNFC+にも適用される。

当該規則の今後の展開がファンドに及ぼす影響を完全に予測することは困難である。投資者になるうとする者は、欧州市場インフラ規則および第2次金融商品市場指令から生じる規制上の変更が、やがてデリバティブ契約の締結費用を著しく上昇させ、ファンドのデリバティブ取引に従事する能力に悪影響を及ぼす可能性があることを認識すべきである。

上記リスク要因のリストは、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に列挙し、または説明するものであることを意図していない。投資者になるうとする者は、ファンドへの投資を決定する前に、本書全体に目を通し、各自のアドバイザーに相談すべきである。さらに、ファンドの投資プログラムは、時とともに発展および変化するため、ファンドへの投資は、本書に記載されていない追加的かつ異なるリスク要因に左右される可能性がある。

利益相反

UBSは、金融サービスを、直接ならびにその部門および子会社を通じて提供する、グローバルな金融機関である。その部門には、投資銀行（株式、デリバティブ、債券販売およびプライム・ブローカー業務）、アセット・マネジメント（投資顧問および管理事務業務）、グローバル・ウェルス・マネジメント（富裕層顧客のためのカスタマイズされた投資顧問業務）、およびUBSスイス（スイスのリテール、会社および機関向けの金融商品およびサービス）が含まれる。管理会社は、UBSの間接完全子会社であり、UBSのアセット・マネジメント部門の一部である。ファンドは、管理会社の関連会社のサービスを利用し、多くの場合、管理会社はファンドにそのサービスの利用を要請する。法律で許容される範囲において、当該サービスには、金融商品の売買、デリバティブの仲介、プライムブローカーサービス、信用枠設定および融資、管理事務サービス、ならびに管理会社の関連会社との募集代行関係が含まれるが、これらに限られない。これらの関係の結果、多くの利益相反が存在する。

他の顧客

管理会社およびその関連会社は、株式、債券、グローバル通貨、コモディティ、デリバティブおよびその他の市場における主要な参加者である。したがって、管理会社およびその関連会社は、ファンドが投資する場合がある同一の金融商品を含む他の投資信託および口座のために積極的に取引に従事することがある。管理会社およびその関連会社は、ファンドの投資目的と類似または相違する投資目的を有し、および／または、ファンドの投資プログラムと類似または相違する投資プログラムに従う、他の投資ファンドおよび口座に対して投資運用サービスを提供し、その場合ファンドの利益とはならない。

他の投資信託または口座に使用される管理会社およびその関連会社の取引およびポートフォリオ戦略は、管理会社がファンドの運用に用いる取引および投資戦略と相反する可能性があり、ファンドが投資する、または投資しようとする場合のある金融商品の価格および利用可能性に悪影響を及ぼすことがある。管理会社およびその関連会社は、投資機会、アイデアまたは戦略を、ファンドと共有する義務を負わない。その結果、他の顧客および管理会社の関連会社は、適切な投資機会についてファンドと競合する場合がある。また、管理会社の関連会社の投資銀行業務およびコーポレート・ファイナンス業務が、適用される法律、規則またはUBSが課す内部規則に基づき、ファンドが特定の金融商品を売買する能力を制限する場合があるという事実からも、一定の利益相反が生じる場合がある。管理会社およびその関連会社は、ファンドが特定の投資を行うことができるように、管理会社およびその関連会社の財産的地位もしくは他の顧客のポジションを処分し、または取引に従事しない義務を負うものではない（後記「BHCAの留意事項」を参照のこと。）。さらに、管理会社は、その関連会社が主として保有するまたはシード・マネーを拠出する投資ファンドを運用することがあり、管理会社が同様の投資目的で運用する他の投資ファンドよりも当該投資ファンドに投資機会を割り当てるインセンティブを生み出すことがある。

管理会社およびその人員は、彼らがファンドの活動に必要なかつ適切と判断する限りの時間を当てる。投資運用契約の条項において、管理会社は、当該活動がファンドと競合する場合がある場合および／または管理会社およびその人員の多大な時間およびリソースを要する場合であっても、追加の投資ファンドを組成すること、その他の投資顧問関係を締結すること、または、その他の事業活動に従事することを制限されない。管理会社の人員が管理会社と関係のない事業体の役員または取締役／受託者の地位を求める場合には、当該人員は、その地位を引き受ける前に、管理会社の承認を得なければならない。これらの活動は、管理会社の人員の時間および労力がファンドの事業に専念するのではなく、一方でファンドの事業、他方で他の顧客および事業の運用との間で割り当てられるという点で、利益相反を生じさせるものと見ることができる。しかし、管理会社は、ファンドに影響を及ぼすすべての取引において誠実かつ公正を行使する受託者責任を受益者に負っている。

英国の関連する副顧問会社（以下「英国副顧問会社」という。）の投資運用活動に関連し、FCAの規則に基づき、管理会社は、管理会社とその顧客との間、また管理会社の複数の顧客との間で生じる利益相反が顧客の利益を損なう重大な危険を構成したり生じたりすることを防止するために、利益相反に関する方針を含む組織的および管理的な取決めを維持する。管理会社が特定の紛争に関して利益相反を管理する取り決めが十分であると考えない場合、受託会社がどのように進めていくかを決定できるように、管理会社は当該相反の性質をファンドに通知する。

投資判断

管理会社は、他の顧客について、ファンドの投資についての助言または行われた行為のタイミングや性質とは異なる助言または行為を行うことがある。管理会社は、可能な限り、投資機会をファンドに他の顧客との関係において、公平かつ公正な基準で、一定期間にわたって割り当てることを方針としている。管理会社は、一般的に、ファンドと、投資を行う他の顧客との間で、当該取引および投資機会を、それぞれ投資に利用可能な、レバレッジにより調整された相対的な額に基づき、比例按分で適切となるよう取引および投資機会を割り当てる。取引または投資機会（例えば、私募、オプションまたはスワップ）および／またはそれらに関連するヘッジポジションがファンドおよび他の顧客間で当該方法で配分されることが不適切、非現実的または望ましくない状況において、管理会社は、その裁量により、公正かつ公正であると判断する方法で当該取引および投資機会をファンドおよび他の顧客間で配分する。管理会社がファンドおよび他の顧客間で投資を割り当てる際に考慮する要因には、ファンドまたは他の顧客の投資戦略、ファンドおよび他の顧客のポートフォリオにおける集中および分散、税務上および規制上の問題、投資ガイドライン、既存ポートフォリオおよびキャッシュ・ポジションの性質および規模、リスク／リターン目標、ならびに予想される買戻し／償還および申込み（流動性）が含まれるが、これらに限られない。特定の状況において、ファンドまたは他のクライアントが相当な金額の利用可能な現金を有している場合、管理会社は特別な考慮を行うことがある。新規発行に関して、管理会社は、上記の要因を考慮して、ファンドおよび他の顧客が適切であり、当該発行を受け取る資格があるかどうかを決定する。

ファンドおよび他の顧客のために管理会社が行う投資判断は、ファンドおよび当該他の顧客の投資権限に基づき、それぞれ別個に行うことがある。管理会社は、当該取引または投資がファンドにとって不適切、非現実的または望ましくないと感じる場合、管理会社が他の顧客の口座のために売買し、交換することのできる金融商品を、ファンドのために売買し、交換する義務を負わないものとする。管理会社は、本書に規定される戦略を、他のファンドおよび口座の一部に使用し、ファンドが本書に規定される戦略に関与する水準を決定する裁量を有する。管理会社は、複数のポートフォリオ・マネージャーで運用する、各投資ファンドおよび口座の資産の運用に第一義的な責任を負う。ポートフォリオ・マネージャーは、複数の投資ファンドまたは口座に関して責任を負う場合がある。ポートフォリオ・マネージャーは、随時、自己の努力または源泉（例えば、管理会社が一般的に受け取っていない、または管理会社の他の人員によりもしくはその人員と共に生み出された投資アイデアまたは機会）を通じて投資アイデアまたは機会を生み出し、または受け取る。そのような場合、ポートフォリオ・マネージャーは、必須ではないが、投資アイデアまたは機会を、ファンドのポートフォリオ・マネージャーを含む他の投資ファンドおよび口座の他のポートフォリオ・マネージャーと共有することがある。

管理会社の取引チームによる取引の執行は、トレーダーがファンドおよび他の顧客の取引を委託された場合、利益相反を呈する場合がある。複数のファンドまたは口座のために取引を実行するトレーダーは、複数のファンドおよび口座に対する責任のために、特定のファンドまたは口座に対する忠実義務、時間および注意について相反する義務を有する場合がある。一部のトレーダーは、特定のファンドまたは口座のために運用される取引について、他のトレーダーよりも多くの裁量を有し、裁量的水準は、トレーダーに、ファンドを含む他のファンドまたは口座よりも、自分の時間および注意を1つのファンドまたは口座に集中させるためのより大きなインセンティブを提供することがある。

取引の過誤

管理会社は、ファンドのために行われた取引について、随時、ミスを犯すことがある。取引の過誤は、（ i ）意図された金額を超えるかまたはそれ未満の発注（購入または売却）、（ ）意図が購入／売却である有価証券の売却／購入、（ ）誤った有価証券の購入または売却、（ ）電子取引を入力する際のキー入力 of 過誤、および（ v ）従業員間の誤った意思疎通に関連して発生する可能性がある。上記は、網羅的なリストではない。

管理会社は、管理会社のフォームADVのパート2に記載されている取引過誤規程に従って全ての取引の過誤を確認し、それらを防止し、修正するための手段を採用することにより全ての取引の過誤を最小限に抑えるよう努める。

管理会社は、ある取引が管理会社によって補償されるべき過誤とみなされるか、または過誤ではなく、かつ、損失を発生させたが、管理会社によって補償されない取引であるかを判断する際に、利益相反の可能性に直面する。

自己／相互取引

管理会社およびその関連会社は、自己取引としてファンドとの間で取引を行うことがある。顧問法に基づき、管理会社は、当該取引の決済に先立って同意を得なければならない。受託会社は、ファンドおよびその受益者のために当該取引に対する同意を付与または保留するために行動する、管理会社とは関係のない1名または複数の独立した当事者で構成される利益相反審査委員会（以下「利益相反審査委員会」という。）を選任する。受益者は、その受益証券の購入により、当該利益相反審査委員会の手続きに同意する。

適用法令で許容される範囲において、ファンドはまた、管理会社の関連会社により発行された、または引受けられたもしくはその他の販売の主体となる、投資対象を購入する場合がある。ファンドはまた、管理会社およびその関連会社が取引関係を有する会社、または管理会社およびその関連会社が株式またはその他の利益を有する会社の金融商品に投資する場合がある。ファンドによる当該投資対象の購入、保有および売却は、当該会社における管理会社およびその関連会社の投資または当該会社とのその他の関係の収益性を高める場合がある。管理会社は、当該利益相反がファンドに対する受託者責任に見合った形で存在する場合には、当該投資判断を行う。

申込みまたは買戻しおよびある月におけるファンドの資産価値の変化の結果として、管理会社は、管理会社が望むエクスポージャーを維持するために、実行可能な範囲で、毎月初めにファンドのポートフォリオのほとんどの金融商品に対するファンドのエクスポージャーレベルを調整することを期待する。当該調整は、市場における金融商品の売買によって、または金融商品をファンドから他の顧客に譲渡することによって、またはその逆（以下「相互取引」という。）によって行う場合がある。管理会社は、ファンドおよび他の顧客の双方にとって（投資プログラム、リスク管理およびその他関連する事項を考慮した上で）最善の利益になる判断した場合に、相互取引を行う場合がある。金融商品は、一般的に、譲渡日の前日の営業終了時における金融商品の価格に相当する価格で、管理会社によって提供され、利益相反審査委員会によって承認され、譲渡される。管理会社は、相互取引を行うための手数料を請求しないものとする。相互取引は、利益相反審査委員会により承認され、相互取引で発生した費用は、管理会社の裁量により、譲受人と譲渡人との間で公平に配分される。ただし、取引所での相互取引の実施が要求され、UBSを含む執行証券業者から料金が発生する範囲において、管理会社は、当該取引に関する最善の執行を取得するよう努める。同様に、取引が中止となった場合、発生した費用は、管理会社の裁量により、譲受人と譲渡人との間で公平に配分される。

プライム・ブローカー

管理会社は、プライム・ブローカーを活用することを意図している。ファンドが新しいプライム・ブローカー契約を締結すべきであると提案する場合、管理会社は、プライム・ブローカーが利益相反を効果的に特定、監視および管理できるようにするために必要な内部方針、システムおよびコントロールを確立し、運用すると合理的に考えるプライム・ブローカーのみを選定する。ファンドは、プ

ライム・ブローカーのいずれかとの関係を使用または継続することを約しておらず、管理会社はファンドのために他のプライム・ブローカーを選定する場合がある。SECが義務づける開示を含むプライム・ブローカーズ・フォームBDは、一定の懲戒情報を含め、<http://brokercheck.finra.org>でアクセスすることができる。さらに、管理会社は、自己取引または代理人としての取引の双方において、自己の関連会社を通じて取引を行う場合があり、管理会社の関連会社が店頭取引の相手方となる場合がある。当該活動はすべて、最良執行を求め、利益相反を有効に管理する管理会社の義務に基づき、また適用法に基づき行われる。これらの取引関係の結果、管理会社の関連会社は、とりわけ、利益、手数料およびマークアップ/マークダウン、ならびにプライムブローカレッジおよび証券の借入および貸付サービスの提供に関連する収益を受け取ることになる。さらに、当該関係の結果として、管理会社の関連会社は、マージン・コール等、ファンドに関して悪影響を及ぼす措置を講じる場合がある。

管理会社の代表者は、UBSを含むプライム・ブローカーがスポンサーとなっているヘッジファンドへの投資に関心を有する投資者を対象とした会議およびプログラムにおいて、随時、発言する。これらの会議およびプログラムは、管理会社が、ファンドおよび自己が管理する他の投資ビークルの潜在的投資者に紹介することができる手段となる場合がある。プライム・ブローカーは、一般に、管理会社、ファンド、または潜在的投資者が、当該「資金導入」機会を提供することに対して補償を受けていない。しかし、プライム・ブローカーによるこれらの機会の提供および潜在的投資者への他の紹介ならびに他のサービスは、ファンドの活動に関連して当該プライム・ブローカーのサービスを利用するか否かを決定するに当たり管理会社に影響を及ぼす場合がある。

従業員投資

管理会社の役員は、管理会社が助言する特定の（ただしすべてではない。）ファンドに、ファンドが追求する戦略と同様の戦略を追求するファンドを含め、直接および間接的に、個人的に投資することを選択する場合がある。当該投資が行われれば、これらの投資の規模および性質は経時的に変化することが期待される。役員は、管理会社が運用するいずれかのファンドへの最低額の投資を維持することを要求されない。

管理会社の役員は、ファンドが投資または投資する会社の金融商品を取得し、保有する場合があり、随時、管理会社に対し彼らが金融商品を保有する会社への投資機会を紹介する場合がある。当該ファンドによる当該金融商品の購入、保有および販売は、管理会社の従業員の当該会社への投資または当該会社との他の関係の収益性を高める場合がある。管理会社は、当該ファンドによる自身が経済的利益を有する会社に対する潜在的投資を管理会社に紹介した従業員を投資判断のプロセスから除外し、当該ファンドに対する管理会社の受託者責任に合致した方法で当該投資判断を行う。

管理事務代行会社

管理事務代行会社は、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格を計算する責任を負い、これによりファンドの受益者の受益証券の実績およびファンドが管理会社に支払う報酬の金額を決定する。

特定の金融商品については、管理事務代行会社は、流動性のない有価証券や仕組商品など特定の金融商品の価格設定方法について、管理会社の意見を求める場合がある。管理会社は、確立された評価方針および手続に従って意見を提出することになるが、管理会社がファンドから受領する報酬は当該評価に基づくものであるため、当該金融商品のより高い評価を取得するインセンティブが存在する。

サイドレター

ファンドは、管理会社と協議の上、本書の条項の適用を放棄もしくは変更する、または手数料、買戻し、譲渡、通知、透明性に関する条項を含むがこれらに限定されない条項に関して特別な権利またはより有利な権利を付与する裁量を有する。

一般に、当該放棄または変更は、ファンドの異なるクラスの受益証券を発行することによって行われる場合がある。しかし、当該放棄または変更は、サイドレターを通じて行われる場合もある。特定の受益者に特別な条件またはより有利な条件を付与する理由は、とりわけ、投資の規模および期間、UBSとの提携、または受益者に特有の規制上の考慮から生じる場合がある。

一部の受益者は異なる重要な条件でファンドに投資する場合があるが、ファンドは、管理会社と協議の上、一般に、ファンドにおける他の受益者が実質的に不利益を被らないと考える場合に限り、当該条件を提示する。例えば、管理会社は、透明性などの条件に関連するサイドレターの権利は、投資者に適用される規則で要求される場合にのみ提供され、受領者に提供される情報がかなりの時間遅らせて伝達されることを要求すると予期している（「リスク要因 - ファンドの運営およびストラクチャーに関連するリスク-サイドレター、他の受益証券クラス」を参照のこと。）

贈答および接待

管理会社の従業員は、証券業者、管理事務代行者、プライム・ブローカー、弁護士、監査役およびその他の業務を行うサービスプロバイダーから贈答および接待を受けることがある。管理会社は、従業員が当該サービスプロバイダーから毎年受ける場合がある贈答の金額を制限するために（ディナーやスポーツイベントのチケットなど、毎年受け取る接待価値の金額上限はないが）、許容可能な業界標準に従って方針および手続きを維持する。管理会社の従業員が年間の接待の実質的な金額価値を受け取る場合がある限り、当該従業員が、贈答および接待を提供するサービスプロバイダーとの関係を維持または拡大するインセンティブがあることがある。管理会社、その関連会社およびその従業員は、年金コンサルタント、受託者または受託責任者などの投資者に関連する人物に対しても、贈答および接待を提供する場合がある。さらに、管理会社、その関連会社およびその従業員は、管理会社に有利な、または管理会社が支援する政策、立法、規制またはその他の事項を支援する公務員または候補者に対して、ファンドもしくは投資者に必ずしも有利ではない、またはファンドもしくは投資者が支援するとは限らない事項も含めて、許容された政治献金を行う場合がある。管理会社が贈答／接待または政治献金を提供する場合、管理会社は当該物品が適用される法律または規則で禁止されていないことを確認する必要がある。管理会社は、当該贈答／接待および政治献金の水準を監視し、管理会社の監督者が確認できるよう定期的な報告書を作成する。

レバレッジ

管理会社は、ファンドが利用するレバレッジを変更する権限を有しており、様々な形態でレバレッジを取得することがある。管理会社の管理報酬は、ファンドの純資産価額が増加するにつれて増加するため、ファンドの利益が増加するにつれて管理報酬が増加し、レバレッジを利用してファンドの利益、ひいては純資産価額を増加させることができるため、管理会社はファンドからの潜在的な報酬を増加させるためにレバレッジを増加させるインセンティブを有している。

銀行規制

特定の銀行法の適用の結果として、一方で管理会社またはその関連会社（UBSを含む。）と他方でファンドとの間に利益相反が生じることがある（後記「BHCAの留意事項」を参照のこと。）。

販売会社の報酬

販売会社は、一般的に、前払手数料および継続的報酬を受け取る。したがって、当該販売会社が、受益証券の購入および買戻しの請求について投資者に助言することには、利益相反が存在する。

受託会社および管理事務代行会社の他の行為

受託会社および管理事務代行会社（および各場合においてそれぞれの関連会社とともに）は、他の信託または集団投資スキームと同様の能力で随時行動するか、または関与する場合があり、そのうちのいくつかはファンドと同様の投資対象を有することがある。したがって、各々は、ファンドに関して各々が引き受けた活動と他の投資者に関して各々が引き受けたまたは引き受ける活動との間の運用時間、サービスおよびその他の機能の割り当てに関して相反する要求にさらされることがある。そのため、そのいずれかが、それぞれの事業の過程において、ファンドまたは受益者との潜在的な利益相反を有することがある。各当事者は常に、ファンドに関する受益者および／または受託会社に対する自己の義務を尊重する。

管理会社および／またはその関連会社のその他の現在および将来の活動は、追加的な利益相反を生じさせることがある。

潜在的投資者は、本書に記載されている利益相反のファンドへの投資に関する潜在的な影響について、自身のアドバイザーと相談すべきである。ファンドおよび管理会社は、潜在的投資者が保有する、または不合理努力もしくは費用を要することなく取得することができる、潜在的投資者が当該利益相反を評価する際に役立つことのある追加情報を提供する。

BHCAの留意事項

管理会社、UBSおよびそれらの関連会社は、BHCAおよび連邦準備制度による規制を含む米国および非米国の銀行法の対象となる。BHCAは、UBS、その子会社およびBHCA目的で管理する他の会社（以下「UBSおよびその関連会社」という。）に適用される。BHCAおよび他の適用される銀行法、規則、規制、指針およびそれらを管轄する規制機関の職員によるそれらの解釈は、一方では管理会社および／またはUBSおよびその関連会社とファンドとの間の取引および関係を制限する場合があります、他方ではファンドの投資、活動および／または取引を制限することがある。

BHCAおよび連邦準備制度の規則は、連邦準備制度がいつでもBHCAの目的上UBSがファンドを「支配」としていると判断する場合には、ファンドの活動および投資を制限することもある。そのような場合、ファンドはそれ自体がBHCAの規定の対象になる。BHCAまたは他の現行の米国の銀行法もしくは規則がファンドに重大な悪影響を及ぼすことは予想されない。しかし、米国銀行規制の要件の変更が、ファンドの投資プログラムまたは実績に重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

FHC（以下に定義される。）でもない銀行持株会社に適用されるBHCA第4（c）項の規定に基づき、UBSおよびその関連会社は、（a）あらゆる種類の議決権株式の発行済株式、または（b）特定の発行体の総資本（劣後債を含む。）（以下「エクイティ・リミット」という。）の合計に対して、一定の割合を超えて、直接または間接に、所有または支配することを禁止されている。多くの場合、エクイティ・リミットはあらゆる種類の議決権株式の5パーセントまたは全株式の25パーセントになることがある。UBSはまた、特定の発行体の「管理または方針に対する支配的影響力」を行使することを禁じられる。ファンドが投資する発行体は、これらの特定の発行体の中に含まれる可能性がある。ファンドもまた、各々の投資および活動に応じて、これらの特定の発行体の中に入る可能性がある。

UBSがBHCA目的でファンドを支配しているとみなされる場合、ファンドの保有は、発行者に関するエクイティ・リミットを決定するために、UBSおよびその関連会社の保有と合算され、また、BHCAに基づくエクイティ・リミットまたは他の要件に起因する発行者の保有有価証券に関する制限は、UBS、その関連会社およびファンド全体に適用される。

したがって、UBSおよびその直接または間接子会社が合計でファンドに関するエクイティ・リミットを上回る場合、ファンドの活動はノンバンク業務制限に従う必要がある。さらに、UBSおよびその直接または間接子会社がファンドを総計で支配している場合、ファンドの活動はノンバンキング業務制限に従う必要があり、ファンドの投資は、ファンドが投資する企業にエクイティ・リミットを適用してその支配を決定する目的で、UBSの投資と総計されることになる。

上記の制限は、ファンドによる活動、投資対象の種類および投資対象の規模を制限することがあるという点で、ファンドの活動およびパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼすことがある。UBSならびにその直接および間接子会社は、ファンドが特定の投資対象を所有もしくは維持すること、または特定の活動に従事することを可能にするために、投資対象を売却する、またはいかなる取引もしくは活動にも従事しない義務を負わないが、ファンドは、UBSをBHCA第4条（c）項に遵守させるために特定の投資対象を売却することを要求される場合がある。

BHCAは、銀行持株会社または非米国銀行が一定の基準を満たす場合、金融持株会社（以下「FHC」という。）になることを選択する権限を付与する。UBSは、2000年4月にFHCに選出された。FHCは、特定の銀行、証券、商業銀行および保険活動を含む、「本質的に金融」（または状況によっては、金融活動に「付随的」または「補完的」）な広範囲の活動に従事することがあり、従事する会社を取得することがある。FHCとして、UBSならびにその直接および間接子会社の合計がファンドに関するエクイ

ティ・リミットを超える場合、またはファンドを支配しているとみなされる場合、UBSは、ファンドへの投資を商業銀行活動として扱うことを選択することがある。FHCが商業銀行の権限の下で行った投資はエクイティ・リミットの対象ではなく、商業銀行の権限の下でFHCによって支配されている会社は、BHCA第4（c）条のノンバンク業務制限の対象ではない。しかし、当該投資は、FHCによる商業銀行業務を管轄する連邦準備制度のBHCAおよび規則（以下「商業銀行規則」という。）の規定の対象となる。商業銀行規則を遵守するために、ファンドのストラクチャー特定の特徴を修正する必要があるかもしれない、必要に応じて、ファンドの組織文書を修正して当該変更を行うことがある。商業銀行規則において、FHCは、特に、特定の「投資先企業」（商業銀行規則において定義される。）に対して行われた投資を10年間のみ保有することができ、またはより長い期間にわたって投資を保有するために連邦準備制度の承認を取得しなければならない。

他の方法として、UBSならびにその直接子および間接子会社の全体は、ファンドに対するエクイティ・リミットを超えないように、またはファンドを支配するとみなされないように、ファンドへの投資を構築することができる。この結果を達成するために、UBSは、例えば、ファンドへの最低額の投資を行い（零であり得る。）、BHCAおよび連邦準備制度によって認識される全ての支配の徴憑を除去することができる。

UBSは、ファンドの投資または活動に関連してその商業銀行権限を利用する義務を負わない。UBSがその商業銀行権限を利用できるかどうかは、UBSがそのFHCステータスを維持することに全面的に依拠している。また、UBSまたはその子会社（管理会社を含む。）は、ファンドがUBSによって支配されているとみなされることを避ける、またはUBSによって支配されているとみなされる場合にファンドをUBSによって支配されなくなるような措置を講じる義務を負っていない。ファンドがBHCAまたは他の銀行法の対象にならなくなるという保証はない。ファンドに適用される銀行規制要件または当該要件の変更が、ファンドの投資プログラムまたはパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼさないという保証はない。

さらに、ドッド・フランク法はBHCAを改正してボルカー規則を盛り込み、UBSおよびその関連会社を含む銀行事業体が、一定の限定された例外を除き、ヘッジファンドまたはプライベートエクイティファンドの持分を取得または保有すること、またはスポンサーとなることを一般的に禁止している。現時点で、ボルカー・ルールはファンドに重大な悪影響を及ぼすとは予想されていない。UBSはファンドの受益者であることがあるものの、UBSが保有する受益証券に関して代理人または名義人として単独で行動し、かつ、例外的に認められている範囲を超えて自己の資金を投資しないことが期待されているため、当該保有が禁止されることは予定されない。

信託証書および適用法に従い、管理会社は、将来、その単独の裁量により、受益者への通知または受益者の同意なしに、ボルカー・ルールまたはこれに基づき公布された規則を含むBHCAを遵守するために、管理会社、その関連会社（UBSを含む。）またはファンドに対する当該法律または規則の影響または適用性を減じ、排除し、またはその他修正するための措置を含む、必要または適切であると判断する措置を講じることがある。管理会社は、当該行動をとる際に、ファンドおよびその受益者に対する受託者義務を考慮するが、それにもかかわらず、ファンドおよび/または受益者は重大かつ不利な影響を受けることがある。規則への対応を決定する際、管理会社およびその関連会社は、受託者義務に従って、受益者の利益と相反する場合のある、自己の事業上の利益を考慮する。

（２）リスクに対する管理体制

管理会社は、ポートフォリオとオペレーショナル・リスクを管理するための非常に明確なフレームワークを採用している。管理会社は、運用管理機能とリスク/コンプライアンス・コントロール機能の間で職務の分離を実施する。リスク統制およびコンプライアンス・チームは、管理会社の経営陣ではなく、UBS AGコーポレート・センターに直接報告する。

リスク・コントロールは、その監督能力において、リスク（すなわち、信用スプレッド、ボラティリティ、金利、株式市場等）を測定するために、ポートフォリオの固有のリスクに寄与する根本的なリスク・ファクターを理解することが求められる。そして、これらのリスク・ファクターを用いて、ポートフォリオのVaRとストレス・ロスを計測する。リスク・コントロールは、主に信頼区間99パーセント、保有期間10日のVaRによるヒストリカル・シミュレーションを用いて行う。特定のヒストリカル・イベントは、現在のポートフォリオのエクスポージャーを用いて各リスク・ファクターに衝撃を与えた場合のストレス・ロス測定の基礎となる。さらに、これらのストレス・テストは、外国為替や金利などの資産クラスにまたがっており、ヘッジファンド空間におけるファンドのマクロ経済的な位置付けを反映している。通常、ストレス・ロスに関してポートフォリオに正式な上限を設けることはないが、複数のシナリオは現在のポートフォリオに対して日次ベースで実行される。その他の運用ガイドラインには、レバレッジ、発行体リスク限度額、ネット市場エクスポージャー限度額、セクター別および国別エクスポージャー限度額などが含まれる。集中リスクはファンド・レベルとプラットフォーム・レベルの両方で監視されている。

リスク・コントロールは、ポートフォリオのリスク・エクスポージャーを適時に分配するために、ポートフォリオ・マネジメント、物流、および事業領域の責任者に日次のリスク報告を行う。ポートフォリオ・マネジメントは、本ガイドラインの範囲内で運用する最終的な責任を負い、リスク・コントロールは、日次ベースで、独自に測定および報告を行う。ガイドライン違反があれば、それをフォローアップし、経営陣に伝える。運用ガイドライン違反が発見され、該当するポートフォリオ・マネージャーから違反が指摘された場合、正式な承認回答が必要となる。また、リスク管理チームは、運用上のガイドライン違反と、そこに到達するまでに要した解決方法と時間の長さをすべて記録するログの保存も行う。

さらに、UBSアセット・マネジメントのリスク管理プログラムは、上級ポートフォリオ・マネージャーを含む管理会社の上級管理職の参加を得て、リスク管理者を委員長とするリスク委員会を月次で開催し、管理会社のプラットフォームに影響を与えるリスク・プロファイルやその他のリスク問題について議論を行う。

システムの観点から見ると、すべての取引は捕捉され、管理事務者の総勘定元帳システムに反映される。管理会社の社内総勘定元帳システムは、管理事務者の活動に影響を与える。会社のリスクマネジメント・システムは、第三者が販売したシステムである。販売者はパッケージ化された取引機能を提供し、取引の捕捉とモデリング、価格設定、ポジション保持、損益分析、リスク分析にわたる一貫した業務フローを提供している。リスク・コントロールは、第三者が販売したシステムからポジション・データをフィードバックし、VaR、ストレス・テスト、ギリシャ指標などのリスク指標を日次で計算する。

業務上のリスク

UBSオペレーショナル・リスク・フレームワーク（以下「ORF」という。）方針は、オペレーショナル・リスクの管理とコントロールに関する一般的な要件と、それらが管理会社全体でどのように実施しなければならないかを概説している。ORFは、重大なリスクが開示され、評判が保護され、機能的損失が低減されることを確実にする。

UBSアセット・マネジメントのフロント・バック間フレームワーク（以下「FTB」という。）は、管理会社を含むUBSアセット・マネジメント内部でORFを実施し、オペレーショナル・リスクの支配とコントロールをサポートする。FTBの責任者は第1の防衛線に所属し、UBSアセット・マネジメントの最高執行責任者が専任のビジネス・リスク・マネジメント・チームを設置し、FTBの実施と管理を担当している。

管理会社の最高執行責任者を委員長とする「資産運用運営委員会」は、FTBを取り巻くコーポレートガバナンスを提供し、UBSアセット・マネジメント内の運用環境を監督している。ビジネス・リスク・マネジメント・チームは、定期的なビジネス・リスク評価を行い、オペレーショナル・リスクの測定とモニタリングを行い、問題点を把握し、改善措置の状況をUBS資産管理運営委員会に報告する。

FTBIは、キー・プロセス・コントロールを中心に構築され、管理会社を含むUBSアセット・マネジメント全体のビジネス機能に位置づけられており、内部統制評価プロセス（以下「ICAP」という。）の一環として半年ごとに評価される。管理会社のグローバル部門長および管理会社の最高執行責任者は、半期ごとに管理会社のICAPを検証する。

UBSコンプライアンス・アンド・オペレーショナル・リスク・コントロールは第2の防衛線を提供し、ORFの実施の有効性を独立して監視する責任を負い、管理会社を含むUBSアセット・マネジメント内のオペレーショナル・リスクを負う活動を監督する。

UBSグループ内部監査は、会社全体にわたってORFの実施の有効性を保証し、第3の防衛線を提供する。

(3) リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

＜ ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移 ＞

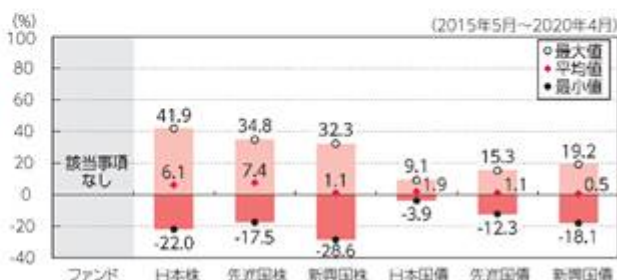
2015年5月～2020年4月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです(ただし、ファンドは2019年12月6日に運用を開始したため、年間騰落率および2019年12月5日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。)

米ドル建クラス受益証券

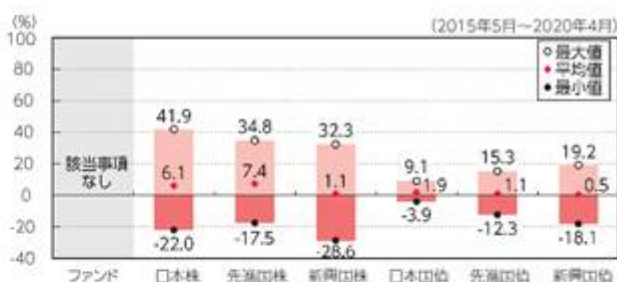


＜ ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較 ＞

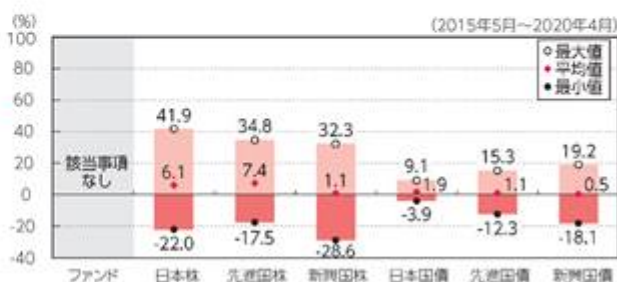
左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです(ただし、ファンドは2019年12月6日に運用を開始したため、年間騰落率は算出されません。)。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



円建(ヘッジなし)クラス受益証券



円建(ヘッジあり)クラス受益証券



出所:Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを
を基に森・濱田松本法律事務所が作成

（ご注意）

- ・ 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、ファンドについては分配金の支払実績はないため、分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ・ ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・ 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・ ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ・ ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

・ 代表的な資産クラスを表す指数

日本株……………TOPIX(配当込み)

先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株……………S&P新興国総合指数

日本国債……………BBGパーフレイズE1年超日本国債指数

先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項なし。

日本国内における申込手数料

受益証券の申込みにあたって、以下の通り申込手数料が課せられる。

申込口数	申込手数料
1 万口未満	申込金額の3.85パーセント（税抜3.50パーセント）
1 万口以上 5 万口未満	申込金額の1.65パーセント（税抜1.50パーセント）
5 万口以上10万口未満	申込金額の0.825パーセント（税抜0.75パーセント）
10万口以上	申込金額の0.55パーセント（税抜0.50パーセント）

（注）管理会社および日本における販売会社が書面により別途合意する場合には、当該合意に従うものとし、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられ、または申込手数料が課せられない取扱いとなる場合がある。

申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社である。

支払金額は、申込価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料と当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額である。申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価である。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

該当事項なし。

日本国内における買戻手数料

買戻手数料は課せられない。

（３）【管理報酬等】

受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、毎年、年間1万米ドルの受託報酬（以下「受託報酬」という。）を受領する。受託報酬は、管理事務代行会社の標準的な報酬体系の一部に含まれており、また、合理的な支払金および立替費用（電話、テレックス、電信および郵便費用を含むが、これらに限られない。）を含むものである。

受託報酬は、ファンドに対して受託会社として履行する同社の職務およびこれに付随する業務の対価として、支払われる。

2019年12月末日に終了した会計年度に、受託報酬は支払われていない。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、年間14万米ドルを最低報酬とする、ファンドの純資産価額の年率0.07パーセントの報酬をファンドから毎月後払いで支払いを受ける（以下「管理事務代行報酬」という。）。管理事務代行会社報酬および手数料は、随時の変動および再交渉の対象である。

管理事務代行報酬は、ファンドの資産の管理事務代行業務、受益証券の発行、譲渡および買戻しに関する登録名義書換事務ならびに他の管理事務代行会社として履行する同社の職務の対価として支払われる。

2019年12月末日に終了した会計年度における管理事務代行報酬は、8,055米ドルであった。

管理報酬

ファンドは、投資運用契約に従い、（管理報酬が計算された日付時点で買戻しを実行する前に、また、ファンド費用（管理報酬を除く。）を控除した後で（ただし、成功報酬（もしあれば）を計上する前に））各暦日に発生し、年率1.10パーセントで計算される月次管理報酬（以下「管理報酬」という。）を毎月後払いで管理会社に支払う。管理会社の関係会社の保有する受益証券は、管理報酬を負担しないが、個別に受益証券ごとに按分したファンド費用を負担する。

管理報酬は、ファンドのポートフォリオ資産の投資運用業務ならびに受益証券の発行および買戻し業務ならびに他の同社の運用管理の職務の代価として支払われる。

2019年12月末日に終了した会計年度における管理報酬は、21,145米ドルであった。

成功報酬

ファンドは、投資運用契約に従い、各営業日に通常発生し、各受益証券に関する新規利益の15パーセントに等しい成功報酬（以下「成功報酬」という。）を、毎月後払いで管理会社に支払う。成功報酬は、各暦月の最終営業日に、受益証券の月内の買戻しまたは譲渡（買い戻されるか、または、譲渡される受益証券に関する買戻しまたは譲渡に限る。）に基づき支払われる。成功報酬は、適用あるクラス受益証券を表示する通貨（米ドル建クラス受益証券については米ドル、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券については日本円）で計算され、報告される。円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関しては、各成功報酬は、ファンドの米ドル建て資産に関して、為替相場による変動が当該受益証券の1口当たり純資産価格に与える影響を考慮することなく計算される。また、円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関しては、成功報酬は、為替ヘッジに関する費用または損益を考慮することなく計算される。管理会社の関連会社の保有する受益証券は、成功報酬を負担しないが、個別に受益証券ごとに按分したファンド費用を負担する。

受益証券に関する「新規利益」は、特定の日付時点における適用あるクラス受益証券の1口当たり純資産価格（当該時点で計算される成功報酬を控除する前）が当該日時点における適用あるクラス受益証券の1口当たりハイ・ウォーター・マークを上回る金額（もしあれば）である。

特定の日付時点の「受益証券1口当たりハイ・ウォーター・マーク」は、当該時点における適用あるクラス受益証券の発行済みの受益証券口数で除した、当該日の適用あるクラス受益証券のハイ・ウォーター・マークに等しい。

「ハイ・ウォーター・マーク」は、成功報酬が支払われた直近の月末時点の（かかる成功報酬が支払われた後の）適用あるクラス受益証券の純資産価額総額または当該クラス受益証券について成功報酬が支払われていなかった場合、ファンドの当初申込日に発行されたすべての適用あるクラス受益証券の申込代金総額に等しく、いずれの場合も、当該クラス受益証券の継続申込みの金額により増加し、当該クラス受益証券についての継続買戻しにつき（買い戻される受益証券の口数に基づき）比例して減少する。

「営業日」は、（i）（a）ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京およびケイマン諸島で銀行が営業を行う日ならびに（b）ニューヨーク証券取引所（NYSE）、ロンドン証券取引所（LSE）および東京証券取引所（TSE）（以下、個別に「取引所」という。）が営業を行う日または（ ）管理会社がその裁量で決定するその他の日である。ニューヨーク、ロンドン、ダブリン、東京もしくはケイマン諸島の銀行が平日に臨時休業した場合および/または取引所が平日に臨時休業した場合、受託会社は、管理会社と協議の上、当該日をファンドに関する営業日とみなすか否かを決定する。

管理会社は、追加の成功報酬の対象となる利益を認識するために、従前に管理会社に支払われた成功報酬を回収する必要はない。

取引日以外の時点で受益者が受益証券を買い戻した場合または譲渡した場合、発生した成功報酬は、買戻価格に反映される。

成功報酬は、ファンドのポートフォリオ資産の投資運用業務ならびに受益証券の発行および買戻し業務ならびに他の同社の運用管理の職務の代価として支払われる。

2019年12月末日に終了した会計年度における成功報酬は、23,947米ドルであった。

販売報酬

販売会社は、当該販売会社および管理会社の間で締結された販売・買戻契約に基づき、ファンドの資産から、当該販売会社を通じて購入された受益証券に関して、ファンドの純資産価額の年率0.50パーセントの販売報酬（以下「販売報酬」という。）を四半期毎に後払いで受領する。

各販売報酬は、受託証券の販売、申込および買戻しの取扱い、運用報告書の交付、既存受益者に対する一定の情報提供等ならびに他の付随する業務を含む同社の職務の対価として支払われる。

2019年12月末日に終了した会計年度に、販売報酬は支払われていない。

代行協会員報酬

ファンドの代行協会員であるSMB C日興証券株式会社（以下「代行協会員」という。）は、ファンドの日々の純資産価額の年率0.10パーセントの報酬（以下「代行協会員報酬」という。）を当該四半期に後払いで受領する権利を有する。さらに、管理会社の書面による同意にしたがい、代行協会員が顧客サービスのためにファンドを代理して負担した合理的な支払金および立替費用は、ファンドが負担する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書および他の文書の販売会社および他の販売会社に対する交付、日本における受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびにこれらに付随する業務を含む同社の職務の対価として支払われる。

2019年12月末日に終了した会計年度に、代行協会員報酬は支払われていない。

（４）【その他の手数料等】

ファンド費用

ファンドは、以下を含むが、これらに限られないその運営に関するすべての費用を負担する。仲介手数料、為替手数料、調整手数料および利用者手数料、証拠金勘定およびその他の負債の利息、空売りされる有価証券の借入手数料、保管報酬、銀行業手数料、源泉徴収および名義書換手数料、事業体レベルの税金、ETFへの投資に関連する報酬および費用、為替および通貨ヘッジに関連する費用、投資に関連する専門家報酬（コンサルタントおよび専門家の費用を含むが、これらに限られない。）、弁護士報酬、投資に関連する旅費、取引執行、清算、決済、確認および／または調整に関連して発生する費用、RPAを通じて支払われるリサーチ費用、ソフト・ダラー協定を通じて支払われるリサーチ費用、ブライム・ブローカー、取引相手方および／またはその他の業務提供者に関連する報酬および費用ならびにファンドの投資対象の購入、売却または移転に関連するその他の費用。

ファンドは、以下を含むが、これらに限られない非取引関連費用も負担する。データおよびソフトウェア提供者への報酬、研究開発に関連する技術費用、規制上の報告費用（報告義務（SEC、CFTC、金融庁および関東財務局により課される規制上の報告義務を含むが、これらに限られない。）の遵守に関連する費用ならびにファンドまたはファンドに関する管理会社に関連する規制上の届出準備に係る立替費用を含むが、これらに限られない。）を含む、弁護士、会計、監査および納税申告に係る費用、事業体レベルの税金、政府および規制に係る費用（届出費用を含む。）、ファンドの登記上の事務所および主たる事業所の維持に関連する費用、ファンドの子会社の設立および運営に関連する費用、ライセンスまたは許可の取得に関連する費用、コーポレート・ライセンシング報酬、管理報酬および成功報酬、利益相反審査委員会の報酬および費用、取締役および役員の損害賠償保険料（受託会社および利益相反審査委員会に対する損害賠償責任保険に関する保険料を含むが、これに限られない。）、設立費用、ファンドの受益証券の申込みおよび販売に関連して生じた費用（受益証券の追加のクラスおよびシリーズの設

定に伴う費用および報酬（準拠書類の作成または修正および申込文書の修正または補遺に伴う報酬および費用等）を含む。）、管理事務代行報酬、受託会社の報酬および費用、代行協会および本店提供者の報酬および費用、販売会社の報酬および費用、受益者への情報提供において発生した費用（ファンドの書類および報告書の翻訳に伴う報酬を含む。）、ファンドに関連するその他の類似費用、ならびにあらゆる特別費用。ファンドおよび一または複数の他の顧客に利益をもたらす商品およびサービスに関してファンドが負担する費用は、一般に、当該商品およびサービスの利用に応じて、またはファンドおよび他の顧客の各々の純資産価額（レバレッジ調整後）に応じて比例按分ベースでファンドおよび他の顧客に配分される。受託会社は、管理会社と協議の上、受託会社が公平かつ平等な割り当てと判断したところにより、一または複数のクラス受益証券またはシリーズ受益証券に費用を割り当てることができる。管理会社またはその関連会社が、ファンドを代理して上記のいずれかの業務（法律、会計、受益者への報告、監査および納税申告に係る業務を含むが、これらに限られない。）を行う場合またはかかる業務の費用をファンドを代理して支払う場合、ファンドは、管理会社またはその関連会社に対し、かかる費用またはその割り当てられた負担部分を払い戻す。

上記に記載のファンドの運営費用、取引関連費用および非取引関連費用（以下、総称して「ファンド費用」という。）は、毎日発生する。

一般に、ファンドの会計および純資産価額の算定は、米国会計基準に従って行われる。ただし、ファンドの設立費用（ファンドの運用における第1会計年度の監査費用を含む。）は、受託会社が適切とみなす範囲で、会計の目的上、60か月の期間を上限としてファンドにより償却されることがある。最大60か月の期間を超えて当該費用を償却することは、米国会計基準からの逸脱であり、かかる逸脱により、一定の状況において、ファンドの監査済年次財務諸表に関する資格が生じることがある。かかる場合、ファンドは、（i）未償却の費用を認識することにより資格を回避する旨、または（ ）財務報告の目的で米国会計基準に従う変更を行うが、ファンドの純資産価額の計算の目的で費用を償却する旨を決定することができる。（ ）に基づき、米国会計基準に従う変更が、財務報告の目的でファンドの財務諸表に対してのみ行われた場合、ファンドの会計年度末の純資産価額およびある年度のファンドの財務諸表において報告された純資産価額には相違が生じる。ファンドがその開始から60か月以内に終了した場合、一切の未償却の費用が認識される。受益者が、ファンドが費用を償却する60か月の期間の終了前にファンドの受益証券を買い戻した場合、ファンドは、買い戻される受益証券口数に基づき、未償却の費用の比例的負担部分を期限前償却することができ（ただし、義務ではない。）、買戻代金をかかる期限前償却費用の金額分減額することができる。

2019年12月末日に終了した会計年度におけるその他の手数料等（前記「（3）管理報酬等」に記載された報酬を除く。）は4,512米ドルであった。

（5）【課税上の取扱い】

本項に記載される内容は、情報提供のみを目的としている。各投資予定者は、ファンドへの投資に関する税金の取扱いについて、自己の税務専門アドバイザーに確認すべきである。税務上の影響は、投資予定者の個々の状況に応じて様々に異なる場合がある。さらに、一定の帰属の規則を適用した結果、ファンドの直接的な受益者ではないが受益証券を所有しているとみなされた者に対しては、（本項に記載されない）特別な税制が適用される場合がある。

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、売却その他の処分に伴う税金等の取り扱いについて専門家に相談することが推奨される。

（A）日本

2020年5月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
- 日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。
- (ニ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)
- (ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。
- (ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(二) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。

(ホ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（ホ）と同様の取扱いとなる。

(ト) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) 米国

以下は、投資予定者が考慮すべきファンドおよびその受益者に対する米国連邦所得税課税の一定の側面についての概要である。本概要は、英文目論見書の日付の時点で有効な米国連邦所得税に関する法律、規則、行政上の決定および司法の決定に基づく。本項の記述を不正確または不完全にするような行政上、司法上または立法上の変更が行われないという保証はない。本概要は、特定の投資者または米国連邦所得税法に基づき特別の取扱いに服する一定の投資者に関連する場合がある税務上の影響すべてについて論じているわけではない。さらに、本概要は、非居住外国人および外国法人以外の者によるファンドへの投資に適用される米国連邦所得税制については扱っていない。各投資予定者は、ファンドへの投資に関する米国連邦所得税の影響について、自己の税務アドバイザーに確認すべきである。

ファンド ファンドは、米国連邦所得税の目的において法人に分類される。外国法人として、ファンドは、一般に、取引活動および投資活動によってファンドが実現する所得または利益については、当該所得または利益と実質的に関連するとみなされる米国取引または米国事業にファンドが従事しておらず、または従事しているとみなされないことを条件として、米国連邦所得税の課税対象とならない。ファンドは、（i）ファンドが株式、有価証券または商品の取引業者とみなされず、かつ、顧客との間でデリバティブのポジションについて定期的に締結、引受け、清算、譲渡またはその他の終了の申し出を行っていない場合、（ ）ファンドの米国事業活動（もしあれば）が自己勘定による株式または有価証券、組織化された商品取引所で通常取引される種類の商品（ただし、当該場所で通常完了される種類の取引とする。）およびデリバティブへの投資および／またはこれらの取引のみで構成される場合、（ ）ファンドの投資対象であり、米国連邦所得税の目的においてみなし事業体、パートナーシップまたはトラストに分類される事業体が米国取引または米国事業に従事しておらず、または従事しているとみなされない場合ならびに（ ）ファンドが内国歳入法典第897条に定義される「米

国不動産持分（United States real property interest）」の処分を行っていない場合、そのように従事しているとはみなされない。ファンドは、上記の要件を満たす方法により自己の業務を行うことを意図している。ただし、ファンドが米国内で取引または事業を行っているとみなされないことを完全に保証することはできないため、ある年度においてファンドが米国取引または米国事業に従事し、または従事しているとみなされた場合、ファンド（ただし、受益者のいずれでもない。）には、当該年度について米国連邦所得税を申告した上で、当該米国取引または米国事業と実質的に関連する自己の所得および利益について、米国人税率により税金の支払義務が生じる点に留意されたい。さらに、ファンドには、一般に、当該米国取引または米国事業から得る利益のうち再投資されない利益の30パーセントに相当する支店利益税の支払義務が生じる。

また、ファンドは、（i）ポートフォリオの利息に関する除外規定および源泉徴収税に関するその他の適用可能な除外規定に該当しない米国源泉の利子所得、（ ）米国源泉の配当所得または配当相当支払金ならびに（ ）その他の米国源泉の固定／確定の年次／定期的な利益、収益または所得（いずれの場合も、当該金額が米国取引または米国事業と実質的に関連していない範囲に限る。）の総額について、30パーセントの米国源泉徴収税が課せられる。上記の目的において、利息は、一般に、記名式の債券に関して支払われた場合には、ファンドが一定の必要な証明書を提供することを条件として、またはその他の一定の状況において、ポートフォリオの利息に関する除外規定に該当する。ただし、債券に関する利息は、（i）ファンドが当該債券の発行体の10パーセントの株式を保有する株主であるとみなされる場合、（ ）ファンドが被支配外国法人であり、かつ、当該債券の発行体に関して関係者であるとみなされる場合または（ ）当該利息が当該債券の発行体の一定の財務情報（例えば、発行体の収入金、売上高、所得または利益）を参照することにより決定されている場合もしくは偶発的利息であるとみなされる場合、ポートフォリオの利息に関する除外規定に該当しない。

「FIRPTA」ルールに基づく「米国不動産持分」（「米国不動産保有法人（United States real property holding corporation）」の一定の株式およびその他の持分を含む。）の処分から得る利益は、一般に、米国取引または米国事業と実質的に関連する利益と同一の方法により米国連邦所得税の課税対象となる。さらに、米国不動産持分を処分した場合に得る受取金総額についても、15パーセントの料率により源泉徴収の対象となる場合がある。米国不動産持分の売却から得る受取金の一部についての源泉徴収は、付加税ではない。すなわち、そのように源泉徴収された金額は、ファンドの米国連邦所得税額に対して控除され、または当該金額がファンドの米国連邦所得税額を超えた場合には還付される場合がある。

非米国受益者 非居住外国人または外国法人である受益者は、一般に、資本的資産として保有する受益証券の売却、交換または買戻しによって実現された所得または利益について、当該所得もしくは利益が米国取引もしくは米国事業と実質的に関連する場合を除き、または非居住外国人により実現された利益の場合には当該個人が課税年度中に183日以上米国に滞在し、かつ、その他の一定の条件が満たされる場合を除き、当該米国連邦所得税の課税対象とならない。

FATCAの遵守 一般にFATCAとして知られる米国の法律により、通例、米国源泉所得の非米国金融機関（投資事業体を含む。）への一定の支払いについては、当該非米国金融機関が、当該非米国金融機関に直接的または間接的に口座を保有している一定の米国人の氏名／名称、住所および納税者番号のほか当該口座に関するその他の一定の情報を内国歳入庁に開示する場合を除き、30パーセントの源泉徴収税が課せられる。米国およびケイマン諸島は、FATCAに関して「モデル1」政府間協定（以下「US IGA」という。）を締結している。US IGAによりケイマン諸島の金融機関に関する上記の要件は緩和されたが、US IGAにより、一般に、同様の情報をケイマン諸島政府に対し、そして最終的には内国歳入庁に対し開示することが義務付けられる。ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税の課税を回避するために、FATCAおよびUS IGAに基づき自己に課せられたいかなる義務も遵守することを意図しているが、この点についてはファンドが成功するという保証はない。（下記「一定のケイマン諸島の税制度」を参照のこと。）

（Ｃ）ケイマン諸島

一定のケイマン諸島の税制度

以下は、公募により受益証券を購入する者に関する一定のケイマン諸島の税務上の影響についての概要である。本記載は、ケイマン諸島の適用法およびケイマン諸島の顧問法律事務所であるオジエの助言に基づく。本記載は、特定の受益者に関連する場合がある税務上の影響すべてについて扱っているわけではない。投資予定者は、受益証券の取得、保有および処分に関するケイマン諸島の税務上の影響のほか、自己が市民であり、居住者であり、もしくはドミサイルを有する法域または自己が事業を行う法域の税法の効果について、自己の税務顧問に確認しなければならない。

ファンドの課税 現在、ケイマン諸島には直接税が存在しないため、ファンドおよび受託会社に支払われる利息、配当および利益は、いかなるケイマン諸島の税金も課せられることなく受領される。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（改正済み）に従って「特例信託（exempted trust）」として登録されており、ケイマン諸島の財務長官から非課税証明書を交付された。当証明書は、ファンドの設定日から50年間、所得もしくは資本的資産、収益もしくは評価益に対して課せられる税金もしくは義務または遺産税もしくは相続税と同種の税金を課すことを定めたケイマン諸島で以後に制定されるいかなる法律も、ファンドに含まれる資産もしくはファンドに発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関して、受託会社もしくはファンドの投資者に対して適用されない旨を定める。

ファンドは、ケイマン諸島においては税金を課せられないが、ファンドの投資から得る所得または利益に関して、その他の国において源泉徴収される場合がある税金の支払義務を負う場合がある。

自動的情報交換 FATCAおよび共通報告基準 ケイマン諸島で設立された投資事業体として、ファンドは、以下に記載するような（および随時導入されるその他の）自動的情報交換の制度により、各投資者およびそれぞれの課税上の地位に関する一定の情報を収集し、かかる情報をケイマン諸島の税務当局と共有すること（ただし、ケイマン諸島の税務当局は、その後、かかる情報を当該投資者が税法上の居住者となっている法域の税務当局と交換する場合がある。）を義務付けられている。

FATCAに従い、ファンドは、US IGAにより定義される「特定米国人（Specified U.S. Person）」の金融口座について米国財務省に通知させることを目的とした広範なデューディリジェンスおよび報告要件を遵守することを義務付けられている。これらの要件の遵守を怠った場合、ファンドには、一定の米国源泉所得について、および2019年1月1日以降は受取金総額についても米国源泉徴収税を課せられる場合がある。US IGAに従い、ファンドが特定米国人により保有される金融口座を特定し、これをケイマン諸島の税務当局に直接的に報告する限り（ただし、ケイマン諸島の税務当局は、その後、かかる情報を内国歳入庁に提供する。）、ファンドは、これらの要件を遵守しているとみなされ、源泉徴収税を課せられることはない。

FATCAの実施に向けて政府間アプローチを幅広く活用する一方、OECDは、オフショアで行われる租税回避の問題に世界的規模で取り組むために、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。CRSに従い、CRS参加国を本拠地とする金融機関（ファンドなど）は、投資者および（必要に応じて）当該金融機関が所在する法域と情報交換に関して適切な合意を締結しているその他のCRS参加国に居住する実質的支配者の個人情報および口座情報について、各自の地域の税務当局に報告しなければならない。CRS参加国の税務当局は、年に一度、かかる情報を交換する。ケイマン諸島は、CRSを実施する法律を制定した。その結果、ファンドは、ケイマン諸島が採用したCRSのデューディリジェンスおよび報告要件を遵守することを義務付けられる。

ファンドがFATCAおよびCRSに基づく自己の義務を満たし、かつ、かかる情報を継続的に更新することができるように、各投資予定者は、投資に先だって、自己およびその課税上の地位に関する情報をファンドに提供することが要求される。投資予定者は、かかる情報をケイマン諸島の税務当局に開示するファンドの義務について留意すべきである。各投資予定者は、投資者が要求された情報をファンドに提供することを怠ったことによりファンドが源泉徴収税を負担した場合ならびにその他の関連す

る費用、利息、罰金ならびにその他の損失および債務が生じた場合、これらが当該投資者によって経済的に負担されるようにするために、ファンドが当該投資者のファンドに対する持分に関してファンドが必要とみなす措置を講じる場合があることを了解する。上記には、FATCAもしくはCRSに基づき結果的に生じる米国源泉徴収税もしくは罰金について投資者に責任を負わせること、および／または当該投資者のファンドに対する持分の強制買戻しもしくは強制清算が含まれるが、これらに限られない。当該行為または補償により影響を受けるいかなる受益者も、米国IGA、CRS規制またはケイマン諸島が国際的な租税の透明性を確保し、および／もしくは向上させる目的で締結し、もしくは、実行する将来のいかなるIGAもしくは合意、法令、規則に適合するため、ファンドによりまたはファンドを代理して行われた行為または補償の結果として生じた損失または債務の形式について、ファンド（またはその代理人または委託先）に対して請求するものとする。

投資予定者は、FATCA、CRSならびに（例えば）EU加盟国、スイスおよび／またはその他の法域の間の国際租税情報交換条約から生じるその他の見込まれる報告制度または源泉徴収税制度の潜在的な影響について、自己の税務顧問に確認すべきである。

「特定米国人」とは、米国の市民もしくは居住者、米国で設立され、もしくは米国もしくはそのいずれかの州の法律に基づき設立されたパートナーシップもしくは会社、次の場合における信託、すなわち、（i）当該信託の事務管理に関する実質的にすべての問題について、米国内の裁判所が適用法に基づき命令もしくは決定を言い渡す権限を有し、かつ、（ ）一または複数の特定米国人が当該信託に関するすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、または米国の市民もしくは居住者である直系卑属の地位をいう。本項は、内国歳入法典に従って解釈される。

米国源泉徴収要件／国際租税情報交換条約の遵守 FATCAに基づき、ファンドは、一定の所得について30パーセントの源泉徴収税を課せられる場合がある。米国とケイマン諸島の間で締結された政府間協定に基づき、ファンドは、一定の受益者の氏名／名称、住所および納税者番号ならびにかかる者に関するその他の一定の情報をケイマン諸島の税務情報庁（以下「ケイマンTIA」という。）に提供するように（ただし、ケイマンTIAは、その後、かかる情報を内国歳入庁に提供する。）ファンドに義務付けたケイマン諸島の規則を遵守する限り、FATCAに基づく源泉徴収税の対象となることはない。ファンドが当該規則を遵守することができるという保証はない。さらに、FATCAは、ファンドへの一定の情報の提供を怠った受益者またはFATCAを遵守しない一定の「外国金融機関（foreign financial institutions）」である受益者に対する「パススルー（passthru）」支払いについて源泉徴収を行うようファンドに義務付ける内容に修正される可能性がある。

ファンドがFATCAを遵守し、かつ、ファンドへの支払いもしくはファンドのために行われる支払いについてFATCAに基づく米国連邦源泉徴収税の課税を防止するために必要な場合がある適切な、完全な、および正確な情報もしくは書類を受益者がファンドもしくはその代理人に提供することを怠った場合、またはそうでないにせよ当該受益者が受益証券を所有することによってファンドがFATCAに基づく源泉徴収税を課せられることになった場合、ファンドおよび受託会社は、その裁量により、FATCAに基づく自己の義務を満たすためにファンドが要求した情報をファンドに提供することを怠った受益者について、必要な情報の提供を怠ったことにより当該源泉徴収を生じさせた当該受益者によって当該源泉徴収分が経済的に負担されるようにするために、何らかの措置を講じ、および／または何らかの救済を求める場合がある（強制買戻しを含むが、これに限られない。）。受益者は、ファンドへの自己の投資に関するFATCAの見込まれる影響について、自己の税務顧問に確認することが推奨される。

第三国の金融当局への報告に関して類似の制度を導入するために、ケイマン諸島政府によって、US IGAと類似する追加的な政府間協定がその他の第三国との間で締結される可能性がある。

5【運用状況】

運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2020年4月末日現在)

資産の種類	国 名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
株式	アメリカ合衆国	181,799,696	65.39
	ドイツ	22,288,099	8.02
	オランダ	15,343,742	5.52
	日本	4,559,554	1.64
	イタリア	3,940,548	1.42
	スウェーデン	58,197	0.02
	小計	227,989,836	82.00
タームローン	アメリカ合衆国	29,398,236	10.57
社債	アメリカ合衆国	10,752,600	3.87
転換社債	アメリカ合衆国	6,507,181	2.34
	フランス	3,077,067	1.11
	小計	9,584,248	3.45
スワップ	アメリカ合衆国	1,251,154	0.45
	フランス	183,125	0.07
	ニュージーランド	166,724	0.06
	ドイツ	50,131	0.02
	日本	11,840	0.00
	スペイン	4,849	0.00
	香港	- 1,133	0.00
	オランダ	- 3,423	0.00
	イギリス	- 25,337	- 0.01
	小計	1,637,930	0.59
株式オプション	アメリカ合衆国	1,285,086	0.46
新株引受権	アメリカ合衆国	911,798	0.33
先物取引	日本	48,742,534	17.53
	アメリカ合衆国	- 48,889,833	- 17.58
	小計	- 147,299	- 0.05
公債	アメリカ合衆国	- 1,939,925	- 0.70
小 計		279,472,510	100.52
現金・その他の資産（負債控除後）		- 1,442,478	- 0.52
合 計 （純資産総額）		278,030,032 （約29,713百万円）	100.00

（注）「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2020年４月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	業種	利率 (%)	満期 (年/月/日)	数量／額面	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資 比率(%)
								単価	金額	単価	金額	
1	TIFFANY & CO	アメリカ 合衆国	普通 株式	一般消費財・ サービス	-	-	264,137	132.87	35,095,910	126.50	33,413,331	12.02
2	Refinitiv/Thomson Reuters(F&R)9/18(USD) Cov - Lite - TLB - LIEN1	アメリカ 合衆国	ターム ローン	-	-	-	29,966,354	0.99	29,633,082	0.98	29,395,195	10.57
3	E*TRADE FINANCIAL CORP	アメリカ 合衆国	普通 株式	金融	-	-	693,067	38.20	26,474,855	40.61	28,145,451	10.12
4	INNOGY SE	ドイツ	普通 株式	資本財・ サービス	-	-	352,657	48.61	17,143,683	47.48	16,743,791	6.02
5	LEGG MASON INC	アメリカ 合衆国	普通 株式	金融	-	-	281,603	48.20	13,573,364	49.83	14,032,277	5.05
6	TD AMERITRADE HOLDING CORP	アメリカ 合衆国	普通 株式	金融	-	-	344,870	40.70	14,034,655	39.27	13,543,045	4.87
7	WABCO HOLDINGS INC	アメリカ 合衆国	普通 株式	資本財・ サービス	-	-	99,217	132.53	13,148,988	134.38	13,332,780	4.80
8	QIAGEN N.V.	ドイツ	普通 株式	ヘルスケア	-	-	288,811	40.44	11,678,695	41.63	12,022,913	4.32
9	AABA_ESCROW	アメリカ 合衆国	普通 株式	-	-	-	550,321	21.30	11,724,036	21.80	11,996,998	4.32
10	WRIGHT MEDICAL GROUP NV	アメリカ 合衆国	普通 株式	ヘルスケア	-	-	396,937	28.06	11,136,739	29.12	11,558,805	4.16
11	ANIXTER INTERNATIONAL INC	アメリカ 合衆国	普通 株式	情報技術	-	-	96,391	95.33	9,189,255	92.86	8,950,868	3.22
12	TECH DATA CORP	アメリカ 合衆国	普通 株式	情報技術	-	-	47,657	136.59	6,509,548	140.64	6,702,480	2.41
13	TAUBMAN CENTERS INC	アメリカ 合衆国	普通 株式	不動産	-	-	153,114	50.20	7,686,555	43.10	6,599,213	2.37
14	CAESARS ENTERTAIN CORP 5.000% 10/01/24 CVT	アメリカ 合衆国	転換 社債	一般消費財・ サービス	5.000	2024/10/ 1	4,560,255	1.51	6,884,583	1.42	6,488,180	2.33
15	IAC/INTERACTIVECORP	アメリカ 合衆国	普通 株式	通信・ サービス	-	-	27,908	223.16	6,227,953	223.48	6,236,880	2.24
16	ACACIA COMMUNICATIONS INC	アメリカ 合衆国	普通 株式	情報技術	-	-	89,305	67.30	6,010,267	67.69	6,045,055	2.17
17	NAVISTAR INTL CORP 6.625% 11/01/25 SR:144A	アメリカ 合衆国	社債	資本財・ サービス	6.625	2025/11/ 1	6,476,000	1.04	6,726,546	0.86	5,588,140	2.01
18	OSRAM LICHT AG - TEND	ドイツ	普通 株式	資本財・ サービス	-	-	108,784	44.27	4,816,234	44.20	4,808,625	1.73
19	TELECOM ITALIA-RSP	イタリア	普通 株式	通信・ サービス	-	-	11,637,199	0.53	6,212,315	0.40	4,632,824	1.67
20	LINE株式会社	日本	普通 株式	情報技術	-	-	85,900	48.36	4,153,998	49.17	4,223,670	1.52
21	DELPHI TECHNOLOGIES PLC 5.000% 10/01/25 SR:144A	アメリカ 合衆国	社債	一般消費財・ サービス	5.000	2025/10/ 1	4,467,995	1.03	4,613,267	0.94	4,205,500	1.51
22	CAESARS ENTERTAINMENT CORP	アメリカ 合衆国	普通 株式	一般消費財・ サービス	-	-	419,873	11.52	4,836,125	9.66	4,055,973	1.46
23	FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	イタリア	普通 株式	一般消費財・ サービス	-	-	427,704	12.59	5,383,915	8.78	3,755,895	1.35
24	LOGMEIN INC	アメリカ 合衆国	普通 株式	情報技術	-	-	43,762	83.38	3,648,778	85.46	3,739,901	1.35
25	EL PASO ELECTRIC CO	アメリカ 合衆国	普通 株式	公益事業	-	-	54,279	67.67	3,672,808	68.00	3,690,972	1.33
26	IBERIABANK CORP	アメリカ 合衆国	普通 株式	金融	-	-	78,282	37.93	2,969,102	41.46	3,245,572	1.17

27	GRANDVISION NV	オランダ	普通 株式	一般消費財・ サービス	-	-	121,622	30.28	3,682,223	26.51	3,224,333	1.16
28	INGENICO GROUP SA 0.000% 06/26/22 SR:ING CVT	フランス	転換 社債	情報技術	0.000	2022/ 6 /26	15,741	200.85	3,161,506	195.48	3,077,067	1.11
29	NAVISTAR INTERNATIONAL CORP	アメリカ 合衆国	普通 株式	資本財・ サービス	-	-	112,355	35.58	3,997,416	23.77	2,670,678	0.96
30	FITBIT INC - A	アメリカ 合衆国	普通 株式	情報技術	-	-	370,676	6.46	2,396,137	6.69	2,479,822	0.89

【投資不動産物件】

該当事項なし（2020年4月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2020年4月末日現在）。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2019年12月6日（運用開始日）から2020年4月末日までの期間における各月末の純資産の推移は、以下の通りである。

米ドル建クラス受益証券

	純 資 産 総 額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第1会計年度末 (2019年12月末日)	14,536	1,553	100.41	10,731
2019年12月末日	14,536	1,553	100.41	10,731
2020年1月末日	20,558	2,197	100.60	10,751
2月末日	54,957	5,873	99.75	10,660
3月末日	90,592	9,682	96.00	10,260
4月末日	93,870	10,032	99.94	10,681

円建（ヘッジなし）クラス受益証券

	純 資 産 総 額	1 口当たり純資産価格
	百万円	円
第 1 会計年度末 (2019年12月末日)	1,262	10,069
2019年12月末日	1,262	10,069
2020年 1 月末日	2,669	10,039
2 月末日	8,350	9,898
3 月末日	13,938	9,587
4 月末日	14,442	9,947

円建（ヘッジあり）クラス受益証券

	純 資 産 総 額	1 口当たり純資産価格
	百万円	円
第 1 会計年度末 (2019年12月末日)	801	10,013
2019年12月末日	801	10,013
2020年 1 月末日	987	10,083
2 月末日	2,667	9,966
3 月末日	5,088	9,555
4 月末日	5,296	9,926

< 参考情報 >

純資産総額および受益証券 1 口当たり純資産価格の推移

(2019年12月6日(運用開始日)～2020年4月末日)



【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

下記の各会計年度における収益率は、以下の通りである。

米ドル建クラス受益証券

会計年度	収益率
第 1 会計年度	0.41%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末現在の 1 口当たり純資産価格 (当該会計年度の分配金 (税引き前) の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末現在の 1 口当たり純資産価格 (分配落ちの額) (ただし、第 1 会計年度については当初申込価格 (米ドル建クラス受益証券については 100 米ドル、円建 (ヘッジなし) クラス受益証券および円建 (ヘッジあり) クラス受益証券については 10,000 円))

以下同じ。

円建（ヘッジなし）クラス受益証券

会計年度	収益率
第1会計年度	0.69%

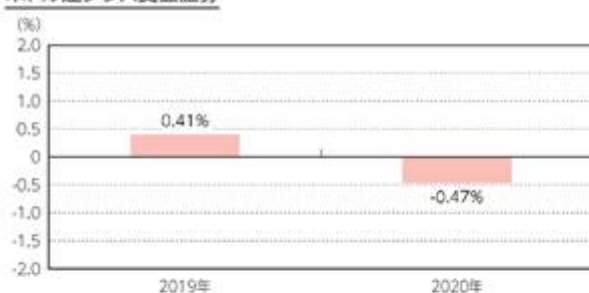
円建（ヘッジあり）クラス受益証券

会計年度	収益率
第1会計年度	0.13%

< 参考情報 >

収益率の推移

米ドル建クラス受益証券



円建（ヘッジなし）クラス受益証券



円建（ヘッジあり）クラス受益証券

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度(暦年)または期間末現在の受益証券1口当たり純資産価格(当該会計年度(暦年)または期間の分配金(税引き前)の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度(暦年)または期間の直前の会計年度(暦年)末現在の受益証券1口当たり純資産価格(分配落ちの額)(ただし、2019年については当初申込価格(米ドル建クラス受益証券については100米ドル、円建(ヘッジなし)クラス受益証券および円建(ヘッジあり)クラス受益証券については10,000円))

(注2) 2020年については2020年1月1日から同年4月末日までの収益率です。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は以下の通りである。

米ドル建クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	144,767 (144,767)	0 (0)	144,767 (144,767)

(注) () の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

円建（ヘッジなし）クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	125,299 (125,299)	0 (0)	125,299 (125,299)

円建（ヘッジあり）クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第 1 会計年度	79,972 (79,972)	0 (0)	79,972 (79,972)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売

受益証券の申込み

受益証券は、金商法第2条第3項第1号に基づき、日本で募集される。

ファンドは、米ドル建クラス受益証券、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券の3種のクラス受益証券を募集する。受益証券は、通常、各取引日の取引時間および受託会社が随時決定するその他の時間に毎月募集される。受益者が受益証券を販売会社を通じて購入している限り、当該受益者は、通常、販売会社に支払うべきまたは販売会社の指示による申込手数料を支払うよう要求される。

ファンドの申込書類は、日本円（または、適用ある場合、米ドル）による金額または受益証券口数のいずれかにより、希望する申込数を特定することを申込者に許容している。受益証券の最低申込数は、（ ）日本円（もしくは、適用ある場合、米ドル）による特定のコличествоによる申込みに関して、1,000万円（もしくはその米ドル相当額）、または（ ）特定の受益証券口数による申込みに関して、1,000口である。ファンドは異なる額を認めることができるが、各申込者は、最低申込数に従う。ファンドは、投資予定者からの受益証券の申込みの受理を拒否することができる。管理会社は、発行される受益証券口数を制限することまたは受益証券を発行しないことを決定することができ、その場合、関連する申込金額は、実際に得られた利息と共に、申込者に返金される。上記にかかわらず、管理会社および販売会社が、両者間の別途の契約により別段の合意をする場合、当該合意が適用されることがある。

受益証券は、その時点の受益証券1口当たり純資産価格を受益証券1口当たり購入価格（以下「購入価格」という。）として募集される。ファンドは現在、単一シリーズの米ドル建クラス受益証券、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券をそれぞれ募集しているが、受託会社は、管理会社と協議の上、将来、追加シリーズの米ドル建クラス受益証券、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券を発行することを決定することができる。

上記に加えて、ファンドは米ドル建てのクラス受益証券を管理会社の関連会社に対して、勧誘することができる。当該受益証券は、管理報酬または成功報酬が発生しないものの、個別の受益証券で按分したファンド費用を負担する。管理会社の関連会社に対して発行された受益証券は、買戻しが想定されておらず、追加受益証券は、ファンドがその取引と投資運用を開始した後に発行される。もっとも、当該関係会社は、法令により、ファンドの設立から1年後の時点において、ファンドの発行済み受益証券の価額の3パーセントを超えないように、ファンドへの投資を減少させることを要請されることがある。また、上記にかかわらず、当該管理会社の関連会社が期待された当初元本を投資するか否か、当該管理会社の関連会社がどの程度の元本（もしあれば）を投資するか、または当該管理会社の関係会社がファンドに投資した当該元本をどれほどの期間維持することがあるかに関して何ら保証はできず、当該関係会社は、いずれかの買戻し日において、その保有する一部または全部の受益証券の買戻しを要請することを決定できる。（前記「第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、 リスク要因、ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク - 当初の大口投資家 - 」を参照のこと。）

受託会社は、管理会社と協議の上、その裁量により、決定される時期に、他のクラスの受益証券を設定することができる。他のクラス受益証券は、課される報酬、表示通貨、基準通貨ならびに情報、議決権、分配および買戻しに関する権利ならびに最低当初申込数または最低追加申込数等につき、異なる条件を設定することができる。

申込手続

受益証券の申込みに関心のある者は、ファンドの申込書類が送付され、最終営業日時点のニューヨークにおける営業終了直後の申込みのため、暦月の最終営業日より5営業日以上（または投資家の申込書類に記載されているこれより長い期間）前（ダブリン時間）に、記入済みの申込書類を管理事務代行会社に返送することが要求される。ファンドは、申込書類が他の時点で受領されることを許可することができる。ファンドは、投資予定者からの受益証券の申込みの受理を拒否することができる。申込金は、申込みが行われた営業日から5営業日以内に管理事務代行会社によって受領されなければならない。申込金の支払不履行または支払遅延の結果としてファンドが被った損失、経費または費用は、申込者が負担する。（前記「第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、リスク要因、ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク-不履行、ファンドの申込みの失敗」を参照のこと。）

申込確認書

受益証券を表章する券面は、発行されない。要求があった場合、申込完了の確認書（該当する申込日時点で申込者に対し発行された受益証券口数を記載する。）が当該受益証券が発行された申込日以後実務上可能な限り速やかに、申込書類に記載された住所宛で申込者に送付される。

適合性要件

ファンドの投資予定者は、非米国人でなければならない。また、投資予定者は、英文目論見書および申込書類に記載されているその他の適合性要件を満たさなければならない。投資予定者は、投資のために受益証券を購入することを表明しなければならない。管理会社は、（i）その裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒否すること、および（ ）受益証券の購入または保有から除外された受益者が保有するすべての受益証券をいつでも買い戻すことができる。

米国人およびケイマン諸島の一般市民は、受益証券を購入することはできず、また、各投資予定者は、とりわけ、その他の適用ある制限に従って、いかなる時点においても、直接または間接的に、米国人または非米国人の勘定または利益のために受益証券が取得されていないことおよび保有されないことをファンドに証明するよう要求される。受益者は、当該情報に変更が生じた場合、直ちにファンドに通知しなければならない。米国人ではないことを証明するのは、各受益者の責任である。

各投資予定者は、受益証券への投資の適合性および当該投資と購入者の全体的な投資プログラムおよび財務・税務ポジションとの関係を判断するために、自身の顧問と協議するよう推奨される。受益証券の各購入者は、すべての必要な助言および分析の後、上記の勘案事項に照らして、ファンドへの投資が適切であることをさらに表明するよう要求される。

（注1）「米国人」とは、次のA. からC. に記載される者をいう。

A. 1933年米国証券法（その後の改正を含む。）（以下「米国証券法」という。）のレギュレーションSに基づく米国人の定義：

（1）米国証券法のレギュレーションSに従い、「米国人」とは、以下を意味する。

（ ）米国に居住する自然人

（ ）米国の法律に基づき組織または設立されたパートナーシップまたは法人

（ ）遺産管理人または管財人が米国人である財団

（ ）受託者が米国人である信託

（ ）米国に所在する外国の事業体の代理機関または支店

（ ）米国人の利益のためにまたは米国人の勘定において証券業者またはその他の受託者が保有する一任ではない勘定またはこれに類似する勘定（財団または信託を除く。）

（ ）米国で組織され、設立され、または（個人の場合には）米国に居住する証券業者またはその他の受託者が保有する一任勘定またはこれに類似する勘定（財団または信託を除く。）

（ ）以下の場合におけるパートナーシップまたは法人：（A）米国外の法域の法律に基づき組織または設立されている場合、および（B）米国証券法に基づく登録がなされていない有価証券に投資することを主たる目的として米国人により設立されている場合。ただし、自然人、財団または信託ではない適格投資家（米国証券法に基づくルール501（a）に定義される。）により組織または設立され、かつかかる適格投資家により所有されている場合はこの限りではない。

- (2) 上記(1)にかかわらず、米国で組織され、設立され、または(個人の場合には)米国に居住する証券業者またはその他の専門受託者が、非米国人の利益のためにまたは非米国人の勘定において保有する一任勘定またはこれに類似する勘定(財団または信託を除く。)については、「米国人」とみなされないものとする。
- (3) 上記(1)にかかわらず、遺産管理人または管財人として行為する専門受託者が米国人である財団は、以下の場合には、米国人とみなされないものとする：() 米国人ではない財団の遺産管理人または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権をしており、かつ、() 当該財団が米国以外の法律を準拠法としている場合。
- (4) 上記(1)にかかわらず、受託者として行為する専門受託者が米国人である信託は、米国人ではない受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有しており、かつ、当該信託の受益者(および当該信託が取消可能な場合には信託設定者)が米国人ではない場合には、米国人とみなされないものとする。
- (5) 上記(1)にかかわらず、米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習の実務および文書に基づき設定および運営される従業員給付制度は、米国人とみなされないものとする。
- (6) 上記(1)にかかわらず、米国外に所在する米国人の代理機関または支店は、以下の場合には、「米国人」とみなされないものとする：() 当該代理機関または支店が、有効な事業上の理由から営業を行う場合、および() 当該代理機関または支店が、保険または銀行業務に従事しており、かつ、その所在する法域においてそれぞれ相当の保険または銀行業に関する規制を受けている場合。
- (7) 国際通貨基金、国際復興開発銀行、米州開発銀行、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、国際連合およびこれらの部局、関係者、年金基金ならびにその他の類似する国際機関およびその部局、関係者および年金基金は、「米国人」とみなされないものとする。
- B. 個人については、その時点で有効な米国所得税法の意味における米国市民または「外国人居住者」。一般に、現在、米国所得税法において、「外国人居住者」という用語には() 米国移民帰化局が発行した外国人登録証(グリーンカード)を所持する者、または() 「実質的居住」基準を満たす者を含むと定義されている。原則として、「実質的居住」基準は、現在の暦年度について() かかる暦年度中に少なくとも31日、米国に居住し、かつ() かかる暦年度中に米国に居住した日数、1年前の暦年度中の居住日数の3分の1、および2年前の暦年度中の居住日数の6分の1の合計が183日か、それ以上である場合に満たされる。
- C. 個人以外については、() 米国においてまたは米国もしくはいずれかの州の法律に基づいて設立された法人またはパートナーシップ、() (a) 米国の裁判所が運営に関して第一次的監督権を行使できる場所に所在し、(b) 1人以上の米国人がすべての実態的な決定を支配する権限を有する信託、および() あらゆる源泉からの全世界での利益に対して米国の租税を支払う責任を負う財団。
- (注2) 「非米国人」とは、CFTC規則第4.7条に基づき以下のとおり定義される「非米国人」である。
- A. 米国の居住者でない自然人
- B. 米国以外の法域の法律に基づき設立され、かつ米国以外の法域に主たる営業所を置くパートナーシップ、法人またはその他の事業体(パッシブ投資を主たる目的として設立された事業体を除く。)
- C. その所得に対しその源泉を問わず米国の所得税が課されない財団または信託
- D. ブール、投資会社またはその他の類似事業体等主にパッシブ投資を目的に組織された事業体。ただし、非米国人またはその他適格者としての資格がない者が保有する当該事業体への参加権は、合計で当該事業体の受益権の10パーセント未満を表章すること、および、当該事業体が、非米国人である参加者によりその運営者がCFTC規則パート4の一定要件を免除されているブールへの非米国人としての資格がない者による投資の促進を主な目的として設立されていないことを条件とする。
- E. 米国以外で設立され、その主たる営業所が米国以外である事業体の従業員、役員もしくは経営者のための年金制度

（２）日本における販売

日本においては、申込期間中の営業日に日本における販売会社により受益証券の募集の取扱いが行われる。日本における申込受付時間は、原則として、午後４時（日本時間）までとする^{（注）}。申込期間中の上記時刻以降の申込みは、翌営業日の申込みとして取り扱われる。その場合、販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

なお、申込みは、取引日（暦月の最終営業日）の５営業日前の日までを各月の申込期限とする。日本においては、当該申込期限までの日本における５営業日の間に申込みを受け付ける。

（注）詳しくは日本における販売会社へ照会のこと。

ファンドの申込書類は、日本円（または、適用ある場合、米ドル）による金額または受益証券口数のいずれかにより、希望する申込数を特定することを申込者に許容している。受益証券の最低申込数は、（ ）日本円（もしくは、適用ある場合、米ドル）による特定の金額による申込みに関して、1,000万円（もしくはその米ドル相当額）、または（ ）特定の受益証券口数による申込みに関して、1,000口である。ファンドは異なる額を認めることができるが、各申込者は、最低申込数に従う。すなわち、申込単位は、1,000万円以上１円単位、または、1,000口以上１口単位である。

受益証券の申込みにあたって、以下の通り申込手数料が課せられる。

申込口数	申込手数料
1,000口以上１万口未満	申込金額の3.85パーセント（税抜3.50パーセント）
１万口以上５万口未満	申込金額の1.65パーセント（税抜1.50パーセント）
５万口以上10万口未満	申込金額の0.825パーセント（税抜0.75パーセント）
10万口以上	申込金額の0.55パーセント（税抜0.50パーセント）

支払金額は、申込価格に申込口数を乗じて得た申込金額に、申込手数料と当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額である。申込代金は、国内約定日（通常、取引日の日本における翌々営業日）から起算して、日本における４営業日目（受渡日）までに支払われる。

（注）管理会社および日本における販売会社が書面により別途合意する場合には、当該合意に従うものとし、上記料率を上限として、上記と異なる申込手数料が課せられ、または申込手数料が課せられない取扱いとなる場合がある。

申込手数料に関する照会先は、日本における販売会社である。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、申込金額の支払と引換えに販売会社から取引残高報告書または他の通知書を受領する。投資者による申込代金の支払は、米ドル建クラス受益証券については米ドル貨または円貨、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券については円貨によるものとし、円貨で支払われる場合、米ドル貨と円貨との換算は、各申込みについての国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによる。

日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

日本における販売会社は、その独自の判断において、購入者が過度な取引を行った履歴がある場合、受益証券の買付注文を拒否する合理的な努力を行うことについて合意している。受益証券の短期取引をすべて防止できる保証はない。

前記「（１）海外における販売」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し

受益証券の買戻し

以下に記載される買戻制限に従い、受益者は、通常、申込書類に定める手続後、少なくとも５営業日前の書面による通知（または投資家の申込書類もしくは英文目論見書補遺に定めるその他の通知）を管理事務代行会社へ送付することにより、取引日の取引時間にその受益証券の一部または全部の毎月買戻しを要請する権利を有するものとする。ファンドの受益証券は、管理会社が、受託会社と協議の上、その裁量により承認または同意するその他の時期および条件で買い戻すことができる。管理会社が、受託会社と協議の上、別段の承認または同意をしない限り、すべての買戻しは、該当する取引日の取引時間に行われる。

「取引日」とは、暦月の最終営業日を意味する。

「取引時間」とは、各暦月の最終営業日のニューヨークにおける営業終了直後の時間を意味する。

受益証券の買戻しに関連して受益者がファンドへ送付する通知は、管理会社の裁量により、受託会社と協議の上、ファンドが純資産価額の報告を停止したまたは買戻しを停止している状況を除き、受益者による撤回はできなくなる。ファンドは、その単独の裁量により、買戻しに関連して発生した一定の費用を当該買戻しを行う受益者の買戻金額から差し引くことができる。管理会社は、純資産価額の報告または受益証券の買戻しが停止されている期間を含め、管理会社がその裁量により適切とみなす状況において、いつでも、理由を問わず、受益者が保有する受益証券の全部または一部を強制的に買い戻すことができ、ファンド資産の清算およびファンドの段階的縮小に関連して強制的に買い戻すことができる。

受益証券は、該当する報酬および費用（成功報酬および管理報酬を含むがこれに限られない。）の発生後の該当する取引日の受益証券１口当たり純資産価格に基づいて、受益証券１口当たりの価格（以下「買戻価格」という。）で買い戻される。

受益証券の買戻しを要請する受益者は、対応する受益証券が表示されている通貨により、買戻代金を受領する。買戻代金は、現金により支払われる。

受益証券の買戻しの場合、（未監査データに基づいて算出された）買戻代金の支払いは、一般的に、該当する取引日から４営業日以内（ダブリン時間）に行われる。買戻代金の支払いは、残余する受益者やファンドにとって有害でない方法によりファンド資産を清算する管理会社の能力等、一定の要因により遅延することがある。

ファンドが取引日１日で１億５,０００万米ドルを超える買戻請求を受領した場合、受託会社は、その裁量により、１億５,０００万米ドル（または管理会社が、受託会社と協議の上、決定するこれより多い金額）がファンドから買い戻されるよう、買戻請求金額に応じてすべての買戻請求を比例按分して減額することができる（以下「買戻制限」という。）。買戻制限に従って買戻請求が減額された受益者は、追加受益証券が買い戻されることを希望する場合、追加の買戻請求を提出しなければならない。買戻制限によって買戻しが減額されたいかなる受益者に対しても、その後の取引日において、優先権は与えられない。

管理会社は、受託会社と協議の上、ファンドが米国法により、米国財務省もしくは類似の政府部門もしくは部局との合意により、または該当する政府間協定もしくは実施法により、当該受益者に対する買戻代金の支払いに関して留保するか、またはその他当該受益者に関する支払いを留保するよう要求される場合、受益者に関する買戻代金を減額することができる。

管理会社は、受託会社と協議の上、影響を受ける受益者に書面による通知をした上で、以下に定める期間中、純資産価額の算定および／もしくは報告、申込み、受益者の選択による受益証券の買戻し（全部または一部を問わない。）、受益証券の購入、受益証券の買戻し、ならびに／または受益証券の買戻しに関連する受益者への支払いを停止することができる。（i）ファンドの投資対象が上場されている証券取引所が通常の休日および週末以外に閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間、（ ）その結果として、ファンドによる投資対象の処分を合理的に実施することができな

いか、ファンドの受益者の利益を大幅に損なうと管理会社が（受託会社と協議の上）判断する緊急事態に相当する事情が存在する期間、（ ）ファンドの投資対象の価格もしくは価値、または上記の証券取引所における時価を算定するために通常使用する通信手段が故障している期間、またはその他の理由で、ファンドが所有する投資対象の価格もしくは価値が合理的に迅速かつ正確に確認できない場合、（ ）投資対象の換金もしくは取得に伴う資金の送金が通常の為替相場で実行できないと管理会社が（受託会社と協議の上）判断する期間、（ ）ファンドの投資対象に関連する財務情報に重大な調整が行われる可能性があるとして管理会社が（受託会社と協議の上）判断する期間、（ ）ファンドが買戻代金に関して適時に支払いを行うことができない期間、（ ）管理会社が、受託会社と協議の上、純資産価額の計算、受益証券の申込みの受理、償還、買戻しまたは買戻価格の支払いを実行不可能または望ましくないものとする状況が存在すると誠実に判断する期間、または（ ）管理会社の裁量（受託会社と協議の上）によるその他の理由による場合。当該停止が解除された場合、英文目論見書に記載される買戻しに関する他の制限に従うことを条件として、受益者が当該請求をいつ行ったかにかかわらず、すべての保留中の買戻請求は、請求金額に応じて比例按分で履行される。さらに、管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に書面で通知することにより、マネー・ロンダリング防止法および規則、またはファンド、管理会社またはファンドのその他の業務提供者もしくはこれらの関連会社に適用されるその他の法的要件を遵守するために管理会社が（受託会社と協議の上）必要であるとみなす期間中、当該受益者の買戻権または当該受益者に対する買戻代金の全部もしくは一部の支払いを停止することができる。

（２）日本における買戻し

買戻しは、日本における販売会社の営業日に受け付け、ファンドの取引日に取り扱われる。日本の受益者は、以下の制限に従い、買戻しを行う取引日の午後４時（日本時間）までに販売会社を通じて管理事務代行会社へ書面による通知を行うことにより、取引日において、１口以上１口単位による受益証券の買戻しを行うことができる。上記時刻以降の買戻請求は、翌営業日の買戻請求として取り扱われる。受益証券は、当該取引日のニューヨークにおける営業終了時現在の受益証券１口当たり純資産価格で買い戻される。

なお、買戻請求は、取引日（暦月の最終営業日）の５営業日前の日までを各月の買戻請求期限とする。日本においては、当該買戻請求期限までの日本における５営業日の間に申込みを受け付ける。

買戻代金の支払は、原則として、国内約定日（通常、取引日の日本における翌々営業日）から起算して４営業日目に行われる。

買戻手数料は課せられない。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売会社を通じて行い、米ドル建クラス受益証券については米ドル貨または円貨、円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券については円貨によるものとし、円貨で支払われる場合、米ドル貨と円貨との換算は、各買戻しについての国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによる。

前記「（１）海外における買戻し」の記載は、適宜、日本における買戻しにも適用されることがある。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の算定

ファンドの純資産価額（以下「純資産価額」という。）は、その資産から決定日時点の負債を差し引いた額に等しい。ファンドの評価方針は以下の通りである。

受益証券1口当たり当初純資産価格は、当初購入価格である。ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、通常、各営業日のニューヨークの営業終了時点で計算される。受益証券1口当たり純資産価格は、期首の各受益証券の純資産価額に応じてファンドの受益証券間でファンドの投資対象の実現または未実現の増減を比例按分して配分することにより増減する。

すべての同じクラスの受益証券は、発行日にかかわらず、受益証券1口当たり純資産価格は同じである。

ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は、該当するすべての費用および報酬を控除後、為替相場に基づいて、受益証券の表示通貨（米ドル以外の通貨で表示される受益証券については為替相場に基づく）で受益者に報告される。ファンドの純資産価格および受益証券1口当たり純資産価格は、一般に、当該純資産価格が計算される時点から1営業日以内の日付時点で受益者に報告される。

一般に、受益証券1口当たり純資産価格のファンドの会計処理および決定は、米国会計基準に従って行われる。可能な限り、費用、報酬およびその他の債務は、米国会計基準をガイドラインとして発生する。さらに、積立金（米国会計基準に従っているか否かを問わない。）は、見積もられたまたは発生済みの費用、報酬、債務または偶発債務のために設定することができる。当該積立金は、発生した債務に関連づけられることができるが、特定の投資家がファンドの受益者でない従前の期間において当該債務に関していかなる利息の発生もなく、または、積立金が設けられることもない。（前記「第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、リスク要因、ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク-会計および純資産価額の算定」、前記「第1 ファンドの状況、3 投資リスク、（1）リスク要因、リスク要因、ファンドの運用およびストラクチャーに関連するリスク-所得税の不確実性に係る会計」および前記「2 買戻し手続等、（1）海外における買戻し」を参照のこと。）

管理会社によって設立された評価委員会（以下「評価委員会」という。）は、ファンドが取引する金融商品の評価手法を決定する。これは、受託会社により承認される。一般的に、証券取引所に上場されている金融商品は、当該金融商品が取引されている主たる取引所における評価が決定される日付（または証券取引所が当該日に取引していない場合には、当該証券取引所が営業している直前の日）時点の最終の売却価格で評価される。上場先物契約の価額は、当該契約が売買された取引所で価額が決定された日の決済価格である。米国の取引所で取引される株式オプション、指数オプションおよびワラントは、通常、複数の証券取引所の仲値（すなわち、最終「買呼値」および「売呼値」の平均）で値洗いされる。米国以外の証券取引所で取引される株式オプション、指数オプションおよびワラントの価額は、当該オプションおよびワラントが売買される取引所で価額が決定される日付の決済価格である。アセット・スワップ、OTCオプション、クレジット・デフォルト・スワップ、株式トータル・リターン・スワップおよびその他のデリバティブの価額は、通常、市場データを使用する定量的価格設定モデルに基づき評価され、取引に対する相手方もしくは第三者提供者（デリバティブの場合）または独立当事者（有価証券の場合）によって提供される取引値によって確認される。取引所で取引されない有価証券および流動性の低い上場証券（普通株、優先株、債券、ローン、転換社債および資産担保証券を含むが、これらに限られない。）の価額は、市場データ情報源および管理会社からの情報を用いた独立した指値を使用して決定され、当該価額を、証券業者の指値および/または独立した価格情報源から取得した価格の平均に基づく複合価格と比較することにより、確認される。指値または

価格が取得できない場合、または、当該指値または価格が公正価値を表示しないとみなされる場合は、株式、債券または転換証券の公正価値は、取引の頻度および取引量、気配のスプレッド、ポジションの規模およびその他の関連する要因等の要因を考慮して、管理会社によって誠実に決定される。通常、社債およびその他の非転換固定利付証券は、仲値を使用して、外部ベンダーからの情報提供に基づいて日々価格設定される。多くの証券業者の値付情報源およびベンダーの情報源は、独立して入手される。管理会社の社員は、必要に応じて、十分なベンダーの情報源および／または証券業者の指値が入手できない場合、または適切な価格を表すと考えられない場合には、外部の投資専門家を通じて、追加の情報源を入手することができる。特定の場合、純資産価額はより直近の市場データを反映するために調整されることがある。

可能な場合はいつでも、取引所に上場されていない金融商品の証券業者による指値の写しが、指値を提供した証券業者、取引相手方または独立した第三者（場合による。）から管理事務代行会社に直接送付される。ファンドの純資産価額が計算される各期間中、管理事務代行会社は、ポートフォリオの独立した評価を行い、管理会社との重大な齟齬を確認する。当該齟齬を解決することができない場合、評価委員会に上申される。市場価格および第三者からの価格のいずれも入手することができない、ファンドが保有する金融商品は、評価委員会からのインプットを用いて管理会社が誠実に評価し、管理事務代行会社が審査する。金融商品および／またはファンドのポジションの評価に関するすべての重要事項は、確立された書面による評価方針および評価手順を適用する評価委員会と協議の上、受託会社が合理的に決定し、これらの決定は最終的かつ確定的である。ファンドが一または複数の集団訴訟和解による手取金を受領した場合、当該和解による手取金は、ファンドにより保持される（集団訴訟和解の発生原因となる事由が発生した時点においてファンドの受益者だった者への分配は行われない。）。

（２）【保管】

ファンドまたは受託会社に関して取得された投資対象およびその他の財産または資産は、安全保管の目的で一または複数のファンドのブライム・ブローカーに預託される。

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

ファンドは、以下の事由のいずれかが最初に発生した時点で終了する。

- （a）ファンドを継続することまたはファンドを別の法域に移転することが違法となった場合、または受託会社もしくは管理会社の合理的な判断により実行不能もしくは推奨不可となり、もしくは受益者の利益に反するようになった場合
- （b）すべての発行済受益証券が任意買戻しまたは強制買戻しによって買い戻された場合
- （c）受益者が受益者決議により終了を決定した場合
- （d）ケイマン諸島の信託法（改正済み）に基づくファンドの特例信託としての登録が中止され、その結果、終了することが適切であると受託会社が判断した場合
- （e）受託会社が退任の意向を書面により通知した場合または受託会社が任意清算を開始した場合において、管理会社が当該通知または当該清算開始から90日以内に、受託会社の後任として受託会社の職務を引き受ける用意がある別の会社を任命することができず、または任命することを手配できなかった場合
- （f）管理会社が退任の意向を書面により通知した場合または管理会社が強制清算もしくは任意清算を開始した場合において、受託会社が当該通知または当該清算開始から90日以内に、管理会社の後

任として管理会社の職務を引き受ける用意がある別の会社を任命することができず、または任命することを手配できなかった場合

（g）信託証書の日付に開始し、当該日付の150年後に終了する期間の最終日の前日に終了する期間が満了した場合

ファンドの終了時、管理会社は、予定されるファンドの終了およびファンドの資産の分配について、受益者に通知する。「受益者決議」とは、発行済受益証券の純資産価額の過半数の保有者によって書面により同意された決議、または信託証書に従って招集および開催された受益者総会において、本人もしくはは代理人が出席した発行済受益証券の純資産価額の過半数の保有者により可決された決議をいう。

ファンドの終了後、受託会社は、ファンドの資産の売却を手配し、終了後の合理的期間内に、投資者に対し、その保有する各クラスの受益証券の口数に応じて、当該クラスに帰属するファンドの資産の現金化から得るすべての現金受取金を分配する。受託会社は、ファンドの終了に関連して自己が負担する経費を控除する場合がある。

（4）【計算期間】

ファンドの計算期間は、各年の12月31日に終了する。

（5）【その他】

（イ）発行限度額

ファンド受益証券の発行限度口数は設けられていない。

（ロ）信託証書の変更

10日前の書面による受益者への通知（受益者集会により撤回されることがある。）に基づき、受託会社は、場合によってはその影響を受ける受益者の最善の利益に適うと判断するような方法および範囲において、信託証書の条項に修正、変更、改訂または追加を行うことを信託証書により認められている。ただし、（i）かかる修正、変更、改訂または追加のいずれも、かかる修正、変更、改訂または追加を承認する受益者決議を受託会社が前もって得ることなしに行われず（ただし、受託会社は、かかる修正、変更、改訂または追加が、受託会社の判断によれば、その影響を受ける当該時点の既存の受益者の利益を著しく害するものでなく、かつ、その影響を受ける受益者に対するいかなる責任からも受託会社を免除するように作用するものでない旨を書面により証明する場合はこの限りでない。）、また、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加のいずれも、受益者に対し、その保有する受益証券に関して何らかの追加的な支払いを行い、またはそれに関して何らかの責任を引き受ける義務を負わせることはない。

信託証書に定める重要な事項の修正については、公表され、または受益者に通知される。

（ハ）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、当該修正が書面により、かつ、当事者が法的拘束力を意図して署名したものでなければ、修正することができない。投資運用契約の条項に定めるところにより、投資運用契約の条項のいかなる変更または修正も、書面により、かつ、当事者による署名によるものでない限り有効ではなく、また、投資運用契約に組み込まれていないいかなる口頭による合意または契約も、各当事者を拘束するものではない。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれかの当事者が3か月以上前に他の当事者に対し代行協会員契約に記載の住所宛、書面により通知することにより終了されない限り、効力を有し続けるが、かかる終了は、日本において代行協會員の指定が要求されている限り、管理会社の日本における後任の代行協會員が指定されることを条件とする。代行協會員から代行協会員契約終了の通知があった場合、管理会社は、遅滞なく後任の代行協會員を指定するものとする。

代行協会員契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、いずれかの当事者から他方当事者に対する書面による通知後3か月で終了する。ただし、終了後も第7条および第9条は、その効力を維持する。

受益証券販売・買戻契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益証券の名義人として登録されている受益者のみが、管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使することができる。

したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の投資者は、受益証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の投資者は、販売会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の投資者は、本人の責任において権利行使（もしあれば）を行う。

受益者の有する権利は次の通りである。

- 分配請求権

ファンドが相当の分配可能な利益を有することは想定されていない。

- 買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

- 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有する。

- 受益者集会に関する権利

受託会社は、信託証書の規定に基づき要求があった場合、または、発行済受益証券の総資産価額の3分の2以上の保有者からの書面による要求があった場合、受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の通知は、当該受益者集会の日付の21暦日前までに、信託証書により定められた方法により、受益者に送付されなければならない。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決についての要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に規定されるとおりとする。受益者は、ファンドに保有する受益証券1口につき1個の議決権を有する。

（２）【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、以下の権限を委任されている。

- （ ）管理会社またはファンドに対するケイマン諸島および日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限
- （ ）日本におけるファンド受益証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限

なお、財務省関東財務局長に対するファンド受益証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人および金融庁長官に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健
東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの第一会計年度の日本語の財務書類は、米国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されている。なお、各クラス受益証券の情報に関しては、それぞれの通貨で表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、下記の2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1 米ドル = 106.87円

(1) 【貸借対照表】

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド

貸借対照表

(米ドルで表示)

2019年12月30日現在

	(米ドル)	(千円)
資産		
現金	417,753	44,645
投資有価証券 - 公正価値 (取得原価: 30,192,340米ドル)	30,623,974	3,272,784
デリバティブ資産	144,372	15,429
証券業者からの未収金	21,061,104	2,250,800
未収配当金および未収利息	32,406	3,463
その他資産	177,086	18,925
資産合計	52,456,695	5,606,047
負債		
売り渡し有価証券 - 公正価値 (売値: 10,868,871米ドル)	11,256,740	1,203,008
デリバティブ負債	9,876	1,055
証券業者への未払金	614,961	65,721
買戻未払金	7,038,100	752,162
管理会社への未払金	45,185	4,829
未払分配金	5,206	556
未払費用およびその他の負債	9,530	1,018
負債合計	18,979,598	2,028,350
純資産	33,477,097	3,577,697

受益証券1口当たり純資産価格

円建 (ヘッジなし) クラス (発行済口数125,299口を基準とする)	10,069円	
円建 (ヘッジあり) クラス (発行済口数79,972口を基準とする)	10,013円	
米ドル建クラス (発行済口数144,767口を基準とする)	100.41米ドル	10,731円

注記を参照のこと。

(2) 【損益計算書】

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
損益計算書
(米ドルで表示)

2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間

	(米ドル)	(千円)
投資有価証券、デリバティブ取引および為替に係る 実現および未実現損益		
投資有価証券および為替に係る実現純利益	87,045	9,302
デリバティブ取引および為替に係る実現純損失	(37,179)	(3,973)
投資有価証券および為替に係る未実現評価損益の純額	13,650	1,459
デリバティブ取引および為替に係る未実現評価損益の純額	134,496	14,374
投資有価証券、デリバティブ取引および為替に係る純利益	198,012	21,162
投資収益		
利息	3,492	373
配当金（源泉徴収税5,681米ドル控除後）	13,256	1,417
投資収益合計	16,748	1,790
費用		
分配金	14,166	1,514
管理報酬（注記3）	21,145	2,260
成功報酬（注記3）	23,947	2,559
その他費用	12,567	1,343
費用合計	71,825	7,676
投資純損失	(55,077)	(5,886)
運用による純資産の純変動	142,935	15,275

注記を参照のこと。

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
純資産変動計算書
(米ドルで表示)

2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間

	(米ドル)	(千円)
運用		
投資純損失	(55,077)	(5,886)
投資有価証券および為替に係る実現純利益	87,045	9,302
デリバティブ取引および為替に係る実現純損失	(37,179)	(3,973)
投資有価証券および為替に係る未実現評価損益の純額	13,650	1,459
デリバティブ取引および為替に係る未実現評価損益の純額	134,496	14,374
運用による純資産の純変動	<u>142,935</u>	<u>15,275</u>
資本取引		
円建（ヘッジなし）クラスの発行	11,539,786	1,233,257
円建（ヘッジあり）クラスの発行	7,355,776	786,112
米ドル建クラスの発行	14,476,700	1,547,125
米ドル建（マネジメント）クラスの発行	7,000,000	748,090
米ドル建（マネジメント）クラスの買戻し	<u>(7,038,100)</u>	<u>(752,162)</u>
資本取引による純資産の純変動	<u>33,334,162</u>	<u>3,562,422</u>
純資産の純変動	33,477,097	3,577,697
期首現在の純資産	-	-
期末現在の純資産	<u>33,477,097</u>	<u>3,577,697</u>

注記を参照のこと。

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
キャッシュ・フロー計算書
（米ドルで表示）

2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間

	(米ドル)	(千円)
運用活動		
運用による純資産の純変動	142,935	15,275
運用による純資産の純変動を運用活動に使用した 現金純額に一致させるための調整：		
投資有価証券の購入	(43,483,918)	(4,647,126)
投資有価証券の売却手取額	13,328,988	1,424,469
売り渡し有価証券（未買戻し）の借入れ	(391,458)	(41,835)
売り渡し有価証券（未買戻し）の売り付け	11,312,254	1,208,941
投資有価証券および為替に係る実現純利益	(89,335)	(9,547)
投資有価証券および為替に係る未実現評価損益 資産および負債の変動：	(43,765)	(4,677)
デリバティブ資産	(144,372)	(15,429)
証券業者からの未収金	(21,061,104)	(2,250,800)
未収配当金および未収利息	(32,406)	(3,463)
その他資産	(177,086)	(18,925)
デリバティブ資産	9,876	1,055
証券業者への未払金	614,961	65,721
管理会社への未払金	45,185	4,829
未払分配金	5,206	556
未払費用およびその他の負債	9,530	1,018
運用活動に支出した現金純額	<u>(39,954,509)</u>	<u>(4,269,938)</u>
財務活動		
発行	<u>40,372,262</u>	<u>4,314,584</u>
財務活動から得た現金純額	<u>40,372,262</u>	<u>4,314,584</u>
現金の純変動	417,753	44,645
期首現在の現金	<u>-</u>	<u>-</u>
期末現在の現金	<u>417,753</u>	<u>44,645</u>

注記を参照のこと。

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド

財務書類に対する注記

2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間

1．組織

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド（以下「ファンド」という。）は、ケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島の信託法に基づき登録され、2019年12月6日より運用を開始した免除トラストである。ファンドは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づいて登録されている。ファンドの投資目的は、一貫して高度にリスク調整されたファンドの資産の価値の上昇を実現することである。主として、公表された合併、買収または支配権争奪に関与する団体の有価証券に対する投資（当該有価証券を売付けることによるものを含む。）を通じて、ファンドは、その投資目的を達成することを追求するが、管理会社の意見において、魅力的な機会が存在する場合、ファンドは、他の種類の再編または企業事象に関与する団体に対する投資も行うことがある。

ファンドの顧問は、投資顧問会社として米国証券取引委員会に登録されているデラウェアの有限責任会社であるUBS オコーナー・エルエルシー（以下「管理会社」という。）である。管理会社は、ファンドの一部の資産について投資助言を提供するため、一もしくは複数の子会社の従業員を利用し、または一もしくは複数の子会社を副投資顧問会社として利用することがある。管理会社は、UBSアセットマネジメント（アメリカス）インクの完全所有子会社である。UBSアセットマネジメント（アメリカス）インクおよび系列の副投資顧問会社は、UBS AG（UBS）の完全所有子会社であり、さまざまな運用および管理支援サービスを管理会社に提供するUBSアセット・マネジメントの一員である。

ファンドの管理事務代行会社は、MUFGオルタナティブ・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッドである（以下「管理事務代行会社」という。）。管理事務代行会社は、ファンドの帳簿および記録の維持を含む一定の管理事務代行業務をファンドに提供し、ファンドの受益証券の登録事務代行会社として役割を果たす。管理事務代行会社の関連会社により完全所有され、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の条項に従って信託業務をおこなう免許を受けている信託会社であるAFSコントロールド・サブシディアリー 3・リミテッド（以下「受託会社」という。）が、ファンドの受託会社として選任されている。

2．重要な会計方針の要約

管理会社は、ファンドの構造、目的および活動について評価し、投資会社としての特徴に合致していると判断した。よって、当該財務書類は、会計基準編纂書（以下「ASC」という。）第946号「金融サービス - 投資会社」に記載されるガイダンスを適用した。以下は、財務書類を作成する際に使用された重要な会計方針および報告基準の概要である。

見積りの使用

本財務書類は、米国において一般に認められている会計原則（以下「GAAP」という。）に基づいて作成されている。財務書類の作成にあたり、財務書類および注記の金額に影響を与える見積みおよび条件設定が経営陣に要求される。実際の結果は、かかる見積みとは異なることがある。

投資取引

売り渡し有価証券（未購入）を含む投資取引は、約定日ベースで計上される。配当は配当権利落日に認識され、利益は発生時に計上される。有価証券取引の実現損益は先入先出法による原価法により計上している。

金融商品の公正価値

ファンドの資産および負債の公正価値は、ASC第825号「金融商品」に基づく金融商品として適格であり、財務書類に表示される簿価と近似している。

ASC第820号「公正価値による測定」は、財務報告のための公正価値の定義を明確にし、公正価値測定に使用される枠組みを確立し、公正価値測定についての開示規定を強化する。管理会社は、評価技法の優先順位に基づいて、ファンドの金融資産を3段階の公正価値階層に分類した。評価階層は、測定日現在の金融資産または負債の評価額に対するインプットが観察可能かどうかに基づいている。金融商品の評価階層における分類は、公正価値測定に重要なインプットの最も低い段階に基づく。

公正価値階層の3つの段階は、以下の通りである。

第1段階 - 評価方法へのインプットは、活発な市場における同一の資産または負債の公表価格(調整前)である。

第2段階 - 評価方法へのインプットには、活発な市場における類似の資産および負債の公表価格、および資産または負債に関して直接または間接的に観察可能なインプットが含まれる。

第3段階 - 評価方法へのインプットは観察不可能であり、公正価値測定にとって重要である。これには、資産または負債に関する市場活動が、もしあったとしても、ほとんど存在しない状況が含まれる。

公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産の売却により受け取る、または負債の譲渡により支払うであろう価格である。公正価値は、入手可能な場合には、観測可能な市場価格またはパラメータに基づいているか、あるいは、市場標準モデルを用いた価格またはパラメータから算出されている。これらの評価モデルには、一定レベルの推計と判断が含まれており、そのレベルは商品または市場の価格透明性と商品の複雑性によって決まる。公正価値で計上された資産および負債は、上述のとおり、その価値を測定するために使用されたインプットに関連する判断の水準に基づいて、開示目的上分類される。

観察可能なインプットの入手の可能性は、金融資産または負債によって変化し得るものであり、たとえば商品の種類や、商品が新規なのか、活発な取引所で取引されているのか、流通市場で取引されているのか、現在の市況等、多種多様な要因に影響される。評価が市場においてよりほとんど観測可能でないかまたは観察不可能なモデルまたはインプットに基づいている限りにおいて、公正価値の決定は、より多くの判断を必要とする。したがって、公正価値の算定において管理会社が行使した判断の度合いは、第1段階に分類された資産および負債が最も小さく、第3段階に分類された資産および負債が最も大きいものとなる。公正価値の測定に使用されるインプットは、一定の場合、公正価値階層の複数の異なる段階に入ることがある。

評価プロセスは、ファンドの受託会社が承認した管理会社の評価方針および手続き（「評価方針」）によって管理されている。評価方針は、すべての投資対象の評価を管理し、以下に述べる各投資タイプごとの評価指針および価格設定会議を規定している。さらに、評価方針は、評価委員会（「評価委員会」）を設定する。評価委員会メンバーには、管理会社の法務チーム、コンプライアンスチーム、商品管理チーム、評価チーム、市場リスク管理チームの代表者が含まれる。評価委員会は、特に、評価方針の遂行について責任を負う。評価委員会は、必要と判断した場合、受託会社に問題を上申する。また、評価委員会は、あらゆる新たな投資タイプおよび、未公開証券または観察不能なインプットに基づいて評価が行われる有価証券への投資に対して実施される評価方法についても、検討し、承認する。評価委員会の投票権を持つメンバーは、管理会社の最高執行責任者が議長を務める非投資チームの人物であるが、評価委員会は、その結論に達する際に投資チームの人物から意見を得ることができる。管理会社の商品管理チームは、ファンドの管理事務代行会社の代表者が出席する月次評価会議を開催し、評価プロセスおよび独立した情報源から著しく乖離する評価について話し合う。これらの項目が解決できない場合は、適宜、評価委員会に上程される。

管理会社は、ファンドのすべての資産および負債の評価について責任を負う。管理事務代行会社はまた、評価方針に定義されるとおり、すべての資産および負債について独立したレビューを実施する。評価

方法に変更があった場合は、管理事務代行会社と評価委員会がレビューする。重要な変更があれば、受託会社がレビューし、承認する。

評価委員会に加えて、管理会社は事前承認を必要とする取引に関する委員会（TRPA委員会）を設置した。この委員会は、商品管理、税務、評価、法務、コンプライアンス、市場リスク管理および情報技術を含む管理会社の内部管理チームの代表者で構成される。TRPA委員会の検討事項として、取引に先立つ新しい商品タイプの承認と、休眠商品タイプの年次評価が行われる。休眠状態になった商品タイプは、取引に先立ってTRPA委員会の再承認が必要となるであろう。TRPA委員会は、当該商品の公正価値の決定に使用する関連価格モデルまたは価格情報源を評価し、評価方法について合意する。また、管理会社の商品管理チームは、毎日の損益報告をレビューし、投資評価の妥当性を評価するのに役立つように重大な変更を分析する。また、一部の流動性の低い投資対象については、古いプライシングの見直しや価格のバック・テストングを実施し、その結果の概要が四半期ごとに評価委員会に報告され、レビューされる。

以下は、公正価値で測定される金融商品に使用される評価方法の説明であり、前記の評価階層に従った当該金融商品の一般的な分類が含まれる。以下に開示されている評価方法は一般的なガイドラインであり、実際の評価方法は、最も適切な公正価値評価を提供するために、商品ごとに異なる可能性がある。これらの金融商品の未実現評価損益の純額は、損益計算書に反映される。

上場商品

一般的に、証券取引所に上場されている金融商品の公正価値は、当該金融商品が売買されている主たる取引所における最終の売却価格またはその日の公表終値によって決定される。上場されている普通株式および優先株式の公正価値は、この方法で決定される。上場投資信託の公正価値は、終値の公式な複合体によって決定される。上場オプションは、規制のある取引所で取引されている基準デリバティブ取引（「デリバティブ」）を表している。米国以外の取引所で取引されているオプションの公正価値は、その商品が取引されている取引所の相場の決済価格によって決定される。米国の上場オプションの公正価値は、取引所の仲値によって決定される。上場普通株式、優先株式、投資信託、オプションは、通常、公正価値階層の第1段階に分類される。取引所外で取引されているものの、証券業者により活発に提示されている場合は、公正価値階層の第2段階に分類される。公表されることがほとんどないか、または価格決定ソースが公正価値を表すとみなされない場合には、管理会社が実施する分析など他のインプットおよび仮定を、公正価値階層の第3段階に当該証券を分類する可能性のある評価に使用することがある。

債券

債券の公正価値は、市場価格、証券業者の気配値、外部の価格提供者または妥当な価格透明性のあるその他の価格情報源を用いて決定される。市場価格に基づいて評価される債券の種類には、世界中の政府により保証される債券が含まれる。これらの債券は、通常、公正価値階層の第1段階に分類される。上述の市場ほど活発ではないと考えられる市場で取引されているが、市場価格、証券業者の気配値、外部の価格提供者または妥当な価格透明性のあるその他の価格情報源に基づいて評価されている債券には、転換社債や社債が含まれる。このような債券は通常、公正価値階層の第2段階に分類される。債券価格がほとんど提示されない場合、または価格決定情報源が公正価値を表すとみなされない場合には、管理会社が実施する分析など他のインプットおよび仮定を、公正価値階層の第3段階に当該証券を分類する可能性のある評価に使用することがある。

店頭デリバティブ

店頭デリバティブの公正価値は、通常、取引相手方の相場に加え、観察可能な市場データに基づくインプットまたは観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを使用した市場標準定量価格モデルを使用して決定される。適切なモデルが、当該商品に固有の契約条項および特定のリスクに基づいて選択される。評価モデルには、デリバティブの条件、観測可能な市場価格、金銭の時間的価値、信用スプレッド、イールド・カーブ、ボラティリティの測定を含む（ただし、これらに限られない。）さまざまなインプットが必要である。ある種のスワップのように、流動性のある市場で取引される店頭デリバティブについては、一般的にモデルのインプットを検証・観察することができ、またモデルの選択は管理会社による重要な判断を必要としない。また、これらのモデル評価は、取引の相手方または独立の当事者によって提

示された相場価格と比較することによって検証される。ファンドは、店頭オプションおよび差金決済取引を行う。これらの金融商品への重要なインプットは、一般的に市場で観察可能なインプットによって確認できるため、これらの金融商品は、通常、公正価値階層の第２段階に分類される。これらの商品の中には、頻繁に取引されず、そのため価格形成の透明性がほとんどないかまたは全くないこと、または評価モデルへの重要なインプットの最低レベルが容易に観察できないものがあることから、公正価値階層の第３段階に分類されるものもある。

ファンドの機能通貨は米ドルであるが、ファンド受益証券の一部は円建てである。円建（ヘッジあり）クラス受益証券については、外貨建の受益証券の純資産価額の変動を最小限に抑えるため、ファンドは管理事務代行会社の関連会社と先渡為替取引を締結する。先渡為替取引の公正価値は、個々の契約についての価格を算出するため、入手可能なさまざまな先渡通貨決済についての独立した仲値およびそれらの決済日の間の補間的な価額を入手することにより決定される。これらの契約は、通常、公正価値階層の第２段階に分類される。かかる先渡為替取引による損益は、損益計算書のデリバティブ取引および為替に係る実現および未実現損益に含まれ、円建（ヘッジあり）クラス受益証券に割り当てられる。ファンドは、円建（ヘッジなし）クラス受益証券の為替ヘッジを行わない。

階層別内訳

以下の表は、2019年12月30日現在の階層ごとの金融商品の公正価値を示している。

	第1段階 (米ドル)	第2段階 (米ドル)	第3段階 (米ドル)	合計 (米ドル)
資産				
投資有価証券：				
普通株式	27,677,170	1,082,498	-	28,759,668
転換社債	-	1,416,552	-	1,416,552
社債	-	376,552	-	376,552
上場オプションおよび 上場ワラント	71,202	-	-	71,202
投資有価証券合計	27,748,372	2,875,602	-	30,623,974
デリバティブ取引：				
先渡為替取引	-	23,461	-	23,461
差金決済取引	-	266,618	-	266,618
デリバティブ取引合計	-	290,079	-	290,079
資産合計	27,748,372	3,165,681	-	30,914,053
負債				
売り渡し有価証券（未買戻し）				
普通株式	10,660,467	-	-	10,660,467
上場投資信託	596,273	-	-	596,273
投資有価証券合計	11,256,740	-	-	11,256,740
デリバティブ取引：				
差金決済取引	-	155,583	-	155,583
デリバティブ取引合計	-	155,583	-	155,583
負債合計	11,256,740	155,583	-	11,412,323

金融商品に関するより詳細な情報については、要約投資有価証券明細表を参照のこと。上表の先渡為替取引および差金決済取引の残高は、取引先との相殺前の階層ごとの総額を基準として報告している。デリバティブ・ネットティングに関する詳細は注記6を参照のこと。

証券業者からの未収金および証券業者への未払金

証券業者からの未収金および証券業者への未払金は、未収・未払手数料、未決済の受取債権および支払債務の純額、外貨残高、現金、外貨、証拠金残高および証券業者で保有する担保に関する正味未実現損益を含む。ファンドは、同一のマスター・ネットティング契約のもとで同一の取引相手との間で実行される正味デリバティブ・ポジションに関して認識される公正価値と、現金担保受取債権および支払債務に対して認識される公正価値の金額を相殺しないことを選択した。証拠金残高は、ファンドの有価証券の一部と証券業者が保有する現金残高によって担保されている。証拠金の借方残高に対して、ファンドは、所定の指標金利とスプレッドに基づく変動金利を負担する。特定の有価証券への投資は、一定の制限のもと、証券業者が有価証券を売却または再提供することができる条件で証券業者に差し入れられている。売却された有価証券に関連する証券業者の現金および有価証券のうち、まだ購入されていないものについては、その証券が購入されるまで一部制限される。

以下の表は、貸借対照表における証券業者からの未収金および証券業者への未払金の内訳を示している：

	証券業者からの未収金	証券業者への未払金
	(米ドル)	(米ドル)
未決済取引	149,107	(448,418)
差入担保現金	3,727,077	-
証券業者からの未収金 / への未払金純額	17,184,920	(166,543)
合計	21,061,104	(614,961)

税金

現在、ケイマン諸島の政府によって課せられているインカム・ゲイン税またはキャピタル・ゲイン税はない。ファンドが支払う税金は、一定の投資収益に適用される源泉徴収税と、特定の管轄区域におけるキャピタルゲイン税のみである。2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間について、本財務書類にその他の税負債または税費用は計上されていない。

ASC第740号「法人税」は、財務書類において不確実な法人税の取扱いをどのように認識、測定、表示および開示すべきかを規定している。ファンドは、ファンドの確定申告作成にあたり実施されるまたは実施予定の法人税の取扱いについて、適切な税務当局により法人税の取扱いが「どちらかといえば」肯定されるかどうか決めるために評価を行った。すべての重要な税務管轄地域および調査の対象となるオープン・タックス・イヤーについてのこうした分析に基づき、重要な法人税の取扱いはすべて、「どちらかといえば」の基準を満たすとされた。したがって、利息または制裁金を含むいかなる追加の税金費用も2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間については計上されなかった。ファンドが利息および制裁金を計上する必要がある場合には、それらは損益計算書の支払利息およびその他費用にそれぞれ含まれる。

一般的に、ファンドが事業を行う管轄地域の税務当局は、確定申告が行われた日または証券取引が発生した日から各期間内に、確定申告または証券取引の調査を開始することができる。よって、特定の確定申告または証券取引は、引き続き調査の対象である。

外貨換算

ファンドの機能通貨は米ドルである。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、独立の値付機関により報告される為替レートの仲値で米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の投資有価証券の購入および売

却ならびに収益および費用は、当該取引日の為替レートでそれぞれ換算されている。当該換算から生じる損益は、損益計算書の実現および未実現損益に含まれる。

3．報酬

管理報酬

英文目論見書に定義されるとおり、管理会社には管理報酬が毎月後払いで支払われる。管理報酬は、買戻しおよび成功報酬に先立ち、ファンドの純資産価額の年率1.10パーセントで計算される各暦日現在で発生する。管理会社の関連会社が保有する受益証券は、管理報酬を一切負担しない。

成功報酬

英文目論見書に定義されるとおり、管理会社は、円建（ヘッジなし）クラス受益証券、円建（ヘッジあり）クラス受益証券および米ドル建クラス受益証券に関する新規利益の15パーセントに相当する月次成功報酬を得る。成功報酬は各営業日に発生し、各暦月の最終営業日および受益証券の月内の買戻しまたは譲渡時に支払われる。成功報酬は、該当する受益証券のクラスが表示されている通貨で計算され、報告される。円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関しては、各成功報酬は、かかる成功報酬を計算する対象期間におけるファンドの米ドル建て資産に関する為替レートの変動による当該受益証券の純資産価額への影響を一切考慮せずに計算される。さらに、円建（ヘッジあり）クラス受益証券に関しては、成功報酬は、為替ヘッジに関する費用、損失を考慮に入れずに計算される。管理会社の関連会社が保有する受益証券は、いかなる成功報酬も負わない。

4．関連当事者

管理会社の関連会社であるUBSインベストメント・バンクは、ファンドの執行ブローカーおよびプライム・ブローカーのひとつである。2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間、ファンドに発生したUBSインベストメント・バンクとの投資取引に係る手数料およびその他手数料は0米ドルであった。

一定の委託売買契約では、管理会社およびその関連会社が、ファンドおよびその他の関連ファンドから支払われる仲介手数料に関連するソフトダラー・クレジットを受け取ることを定めている。当該クレジットは、管理会社が、提供されるであろう調査および関連サービスのために使用することができ、証券業者に対して支払われる。ソフトダラー・クレジットの使用によって管理会社が取得した調査サービスは、ファンドまたは管理会社が管理するその他のファンドの利益のために利用することができる。

管理会社に対する債務は、未払管理報酬および成功報酬である。

2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間に保有された米ドル建クラス受益証券（マネジメント）のすべては、管理会社の関連会社が保有している。

5．リスク管理

ファンドは、その投資およびデリバティブ金融商品の価値変動を伴う市場リスクならびに取引相手方が契約不履行に陥った場合の評価損から生じる信用リスクの影響を受ける。管理会社は、ファンドの市場リスクおよび信用リスクの管理および監視において積極的な役割を果たし、正式な管理手続きを定めており、これらは継続的にレビューされる。

管理会社は、管理会社およびその関連会社全体に渡る異なる分野の上級職員で構成される投資リスク委員会を選任している。投資リスク委員会は定期的開催され、リスク・マネージャーおよびリスク・コントロールによって実施された分析に基づいて、市場リスクおよび信用リスクに対するファンドの潜在的なエクスポージャーを検討する。

市場リスク

管理会社は、個別ポジションおよびファンドの総額ポートフォリオのリスクパラメーターおよび予想ボラティリティを監視する。さらに、管理会社は、各投資のリスクおよび利点の特徴を定期的に評価したうえで、選択的かつ動的にポジションの規模設定を行い、ポートフォリオのリスクを制御することを目指す。

す。定期的な値洗いポートフォリオのモニタリングは、管理会社が投資を監視するのに役立つ。管理会社はまた、システミック・ポートフォリオ・リスク、および個々のポジション固有のリスクを特定し、ヘッジするために独自の統計的モデルを開発し、使用している。管理会社は、一般的に、認識される高付加価値のリスク・エクスポージャーに帰属するファンドのリターンを高めることを目的として、一定のポートフォリオ・リスクのヘッジに努めているが、ファンドのポジションに内在するすべての市場リスクまたはその他のリスクのヘッジを試みるものではない。

売り渡し有価証券（未買戻し）は、特定の金融商品を契約した価格で引き渡すというファンドの債務を表し、その結果、市場で金融商品を時価で購入するコミットメントを生じる。したがって、売り渡し有価証券（未買戻し）の売却を満たすファンドの最終的な債務は、貸借対照表で認識される金額を超えることがある。

信用リスク

ファンドのポジションは、現金、証券業者からの未収金およびデリバティブ資産を含むすべて、証券業者、取引相手方およびその他の金融機関に保有されている。これらの当事者が債務を履行できない場合、ファンドは信用リスクを負う。ファンドがこれらの企業と取引関係を結んだ結果、ファンドは一定の証券業者に信用リスクを著しく集中させる可能性がある。ファンドがデリバティブまたは合成商品（CFD）に投資する限度において、あるいはそれが店頭取引に影響する範囲において、ファンドは、取引相手方に関する信用リスクを負い、決済不履行のリスクも負うことがある。管理会社は、このリスクを最小限に抑えるために、日次の証拠金モニタリングおよび管理手順を採用し、エクスポージャーレベルを監視している。管理会社は、複数の事業体と取引を行い、より高い信用格付けの取引相手方に取引量を割り当てることにより、トレーディング活動に付随する信用リスクの分散を図っているが、その努力が成功する保証はない。さらに、管理会社は、柔軟性を維持するために、可能な場合には複数の取引相手方にわたって活動を維持しようとする。管理会社の目標は、営業リスク、取引相手方信用リスク、取引相手方決済リスクおよび金融リスクのバランスをとることである。さらに、取引相手方の信用リスクを軽減するためのマスター・ネットリング取引の使用に関する詳細については、注記6を参照のこと。

このような関係を日々監視すること以外にも、これらの関係はさまざまな契約によって支配されている。一般的に、これらの契約は、店頭契約に関する国際スワップデリバティブ協会（ISDA）の契約のような業界標準の契約である。これらの契約は、各当事者の基本的な権利、責任および義務を定めたものである。これらの契約には、金融取引条件ならびに解約および債務不履行時の条項に関する情報も含まれている。ファンドの取引戦略は、これらの契約の存在に依拠している。ファンドの契約相手方は、通常、個別の取引または契約全体を終了させることができる複数の特定事象を有している。これらの事象は一般的に、特定期間における運用資産の減少または一定の基準値を下回るパフォーマンスに最も関連している。万一、「トリガーイベント」が発生した場合、取引相手方は個々の取引または契約全体を終了させる権利を有しており、ファンドのポートフォリオに重大な影響を及ぼすことがある。ファンドは、2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間について、いかなるトリガーイベントの発生も認識していない。特定のスワップ契約には、追加の担保を差し入れるか、特定の信用リスク関連事象が発生した時点で直ちに負債残高を決済することをファンドに要求する条項が含まれている。

ファンドは、転換社債および社債に投資している。そのような投資が売却または満期になるまで、ファンドは、債券の期日到来時に発行体が債務を履行するかどうかに関連する信用リスクの影響を受ける。

為替リスク

ファンドは、資産の一部を米ドル以外の通貨または米ドル以外の通貨建ての金融商品に投資することがあり、その価格は米ドル以外の通貨を参照して決定される。しかし、ファンドは、有価証券およびその他の資産を米ドルで評価している。ファンドは通常、外貨エクスポージャーの全部または一部をヘッジすることを目指している。ファンドの投資がヘッジされていない場合、ファンドの資産の価値は、米ドルの為替相場ならびに様々な地域市場および通貨におけるファンドの投資の価格変化に伴って変動する。

6. デリバティブ取引

ファンドは通常の業務において、トレーディング目的でデリバティブ取引を行っている。デリバティブは、取引所取引または店頭取引のいずれかである。取引所で取引されるデリバティブは、規制された取引所で取引される標準的な契約である。店頭取引は、取引相手方との間で締結される特定の契約である。

店頭契約と取引所取引契約に関連するリスクの主な相違点は、信用リスクと流動性リスクである。取引所取引の契約については、取引所や清算機関の役割により信用リスクは限定的である。店頭取引契約に係る取引相手方信用リスクによるファンドの最大損失リスクは、受領した担保または支払った担保を差し引いた未実現利益金額に、未決済の約定金額を加えた金額に限られる。2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間におけるデリバティブ取引には、先渡為替取引、オプション取引およびスワップ取引が含まれている。これらのデリバティブ取引の詳細は、次のとおりである。

先渡取引

ファンドは、投資目的を遂行する通常の過程において、為替リスクを負う。ファンドは、外国通貨の価値の変動に対するエクスポージャーを得るため、またはその変動に対するヘッジのために、店頭先渡取引を利用することがある。先渡取引とは、将来の定められた日に、定められた価格で通貨を購入または売却することに二当事者が同意する現物市場取引である。このような契約を締結する際、ファンドは為替相場が予想外に動くリスクを負うが、その場合、ファンドは先渡取引から予定される利益を達成できず、損失を被る可能性がある。先渡取引は、規制されていない市場で取引されており、典型的には現金決済によって清算される。

オプション

ファンドは、通常の投資目的の遂行において、株価リスク、金利リスクおよび為替リスクの影響を受ける。ファンドは、株式、金利または外貨の価値の変動に対するエクスポージャーを得るため、またはヘッジするために、取引所または店頭オプションを使用することができる。オプションとは、プレミアム支払のために、オプションの売主から、またはオプションの売主に対して、所定の期限内に、または所定の期日に、所定の価格で金融商品を購入または売却する権利を保有者に付与する契約のことである。ファンドによって締結されたオプションは、取引相手方に信用リスクを生じさせるものではない。なぜなら、オプションはファンドに債務を負わせるものであり、取引相手方には履行する債務がないからである。ファンドが売却したオプションは、ファンドの債務の充足度が貸借対照表で認識される金額を上回る可能性があるため、オフバランスシート・リスクの対象となる。オプションは、通常、売却、行使または満了によって清算される。

スワップ

ファンドは、投資目的を遂行する通常の過程において、株価リスクの影響を受ける。ある場合には、ファンドは株価エクスポージャーを得るため、または株価リスクをヘッジするためにスワップ契約を結ぶことがある。スワップとは、CFDを含むもので、原株式の金額に基づいてキャッシュフローを交換することを二当事者間が合意する契約である。スワップは規制のない市場で取引され、清算されるか満期まで保有される。契約金額または想定元本ではなく、未実現損益は、将来の近似キャッシュ・フローを表している。ファンドは、調達額の支払いまたは受領に対し、合意された原株式数に基づいて株式リターンを受領または支払うことを選択することができる。スワップは、原株式の価格変動と発生済の資金額に基づいて時価評価され、変動がある場合には、その変動は、デリバティブ取引および為替に係る未実現評価損益として損益計算書に計上される。スワップのリスクには、契約の価値またはキャッシュ・フローに影響を与える市況の変動、ならびに取引相手方の契約に基づく債務の履行不能が含まれる。

下記の表は、2019年12月30日現在のファンド保有のデリバティブ取引について、2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの間の主なリスク・エクスポージャー、貸借対照表上の表示および取引レベル別の内訳である。下表の数値は、取引相手方のネットティングおよびデリバティブ取引に基づき受領したまたは担保として計上された現金の影響を除いているため、ファンドのネット・エクスポージャーを表すものではない。

主なリスク エクスポージャー	デリバティブ資産				デリバティブ負債			
	投資有価証券 公正価値 (米ドル)	デリバ ティブ 公正価値 (米ドル)	平均想定 ** 元本 (米ドル)	平均 取引数***	売り渡し 有価証券 (未買戻し) 公正価値 (米ドル)	デリバ ティブ 公正価値 (米ドル)	平均想定 ** 元本 (米ドル)	平均 取引数***
株式	71,202	266,618	10,914,498	39,500	- *	(155,583)	8,731,736	-
為替	- *	23,461	7,342,449	-	- *	- *	-	-
デリバティブ 取引合計	71,202	290,079			-	(155,583)		

* 2019年12月30日現在、未決済のデリバティブ取引はない。

** 金額は、為替予約およびスワップの平均想定元本を反映している。

*** 数量には、オプションの平均契約株式同等物が反映されている。

以下の表は、2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間の損益計算書上の主なリスク・エクスポージャー別および表示別のデリバティブ活動に関連するファンドの損益を示したものである。これらの損益は、経済的にヘッジする目的でデリバティブ取引が実行された可能性があり、したがって、デリバティブ取引に係る一定の損益が、有価証券に起因する一定の損益を相殺する可能性があるという文脈で考慮されなければならない。

主なリスク エクスポージャー	デリバティブ			
	取引および 為替に係る 実現純損益 (米ドル)	投資有価証券 および為替に係る 実現純損益 (米ドル)	デリバティブ取引 および為替に係る 未実現純評価損益 (米ドル)	投資有価証券および 為替に係る 未実現純評価損益 (米ドル)
株式	(37,179)	(981)	111,035	(11,389)
為替	-	-	23,461	-
合計	(37,179)	(981)	134,496	(11,389)

以下の表は、デリバティブ取引の主な商品種類別の公正価値を総額で示したものである。公正価値の総額は、取引相手方のネットティングと担保の両方の影響を除外しているため、ファンドのエクスポージャーを示すものではない。下表はまた、カウンターパーティ・ネットティングによる貸借対照表上の相殺額と、デリバティブの価値まで反映された執行可能な信用補完契約に基づいて差し入れられ受領した現金および有価証券担保額も示している。

	認識された デリバティブ 総額 (米ドル)	貸借対照表上 相殺された 総額 (米ドル)	貸借対照表に 表示された デリバティブ 純額 (米ドル)	貸借対照表上 相殺されない 金融商品 (米ドル)	(受取) 差入 担保 [*] (米ドル)	純額 (米ドル)
デリバティブ資産						
先渡為替取引	23,461	-	23,461	-	-	23,461
差金決済取引	266,618	(145,707)	120,911	-	-	120,911
上場オプション	-	-	-	71,202	-	71,202
合計	290,079	(145,707)	144,372	71,202	-	215,574
デリバティブ負債						
差金決済取引	(155,583)	145,707	(9,876)	-	9,876	-
合計	(155,583)	145,707	(9,876)	-	9,876	-

- * 差入担保は、取引相手方による関連デリバティブ負債の公正価値まで反映される。デリバティブ取引の想定エクスポージャーからデリバティブ資産の公正価値を控除した金額を担保として計上している。2019年12月30日現在、デリバティブ取引のために差し入れられた現金担保の総額は3,727,077米ドルであり、これは取引相手方により相殺され、貸借対照表上の証券業者への未払金に含まれている。

7．財務保証

ファンドは、さまざまな損失補償を含む契約を締結する。これらの取り決めによりファンドが影響を受ける最大額は不明である。しかしながら、ファンドは、これまでこれらの契約による請求または損失を被っておらず、損失のリスクは少ないと予測している。

8. 受益証券

ファンドは、米ドル建クラス受益証券、円建（ヘッジあり）クラス受益証券および円建（ヘッジなし）クラス受益証券の3つの個別のクラスの受益証券を発行している。あるクラスの受益証券に関連して生じるファンドの債務は、当該不可分の資産から充当されることになる。ただし、受託会社は、為替ヘッジのすべての損益を円建（ヘッジあり）クラス受益証券に帰属させ、適切であれば、ファンドの他の資産および負債も、1つまたは複数の特定の受益証券のクラスに帰属させることができる。

受益証券は、金融商品取引法第2条第3項第1号に基づく募集として、日本国内で公募されている。

受益証券は毎月、暦月の最初の営業日および受託会社が随時決定するその他の日に発行される。円建（ヘッジなし）クラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券は、当初、受益証券1口当たり1万円の申込価格で募集され、米ドル建てクラス受益証券は、当初、受益証券1口当たり100米ドルの申込価格で募集される。当初募集の後、受益証券は、引き続き、実勢の受益証券1口当たり純資産価格で継続募集される。ファンドは現在、円建て（ヘッジなし）クラス受益証券、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券および米ドル建てクラス受益証券の単独のシリーズを提供しているが、管理会社は、将来、円建て（ヘッジなし）クラス受益証券、円建て（ヘッジあり）クラス受益証券および米ドル建てクラス受益証券の追加シリーズの発行を決定することができる。ファンドにおける受益証券の当初募集の最低申込数は、特定の日本円（または該当する場合、米ドル）の金額の募集に関して、(i)1,000万円(もしくはその米ドル相当額)、または特定の受益証券口数による申込みに関して、()1,000口とする。

ファンドはまた、管理会社の関連会社に対して、米ドル建ての受益証券クラス（米ドル建て（マネジメント）クラス受益証券）を提供する。当該受益証券は、管理報酬または成功報酬を負わない。管理会社の関連会社に発行された受益証券は、ファンドが取引および投資業務を開始した後に追加の受益証券が発行されることから、おおそドル・ベースで買い戻されると予想される。しかしながら、かかる関連会社は、ファンドの設立後1年の時点で、ファンドの発行済み受益証券の価値の3パーセントを超えないようにファンドへの投資を減らすことを法律により必要とされることがある。

一般的に、受益証券保有者は、5営業日前に管理会社に書面で通知することにより、暦月の最初の営業日をもって、受益証券の一部または全部の買い戻しを請求する権利を有することになる。

2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日の期間の受益証券取引は、以下の通りである。

	2019年 12月6日の 当初発行の 受益証券 口数	追加の 受益証券の 発行	受益証券の 買戻し	2019年 12月30日 現在の 発行済 受益証券 口数
円建（ヘッジなし）クラス	125,299.00	-	-	125,299.00
円建（ヘッジあり）クラス	79,972.00	-	-	79,972.00
米ドル建クラス	144,767.00	-	-	144,767.00
米ドル建（マネジメント）クラス	70,000.00	-	(70,000.00)	-

9. 財務ハイライト

以下は、2019年12月6日(運用開始日)から2019年12月30日の期間における受益証券1口当たりの情報、トータル・リターンおよび平均純資産額に対する割合である。

	円建（ヘッジなし） クラス （日本円）	円建（ヘッジあり） クラス （日本円）	米ドル建 クラス （米ドル）
受益証券1口当たりの運用実績			
期首現在純資産価格	10,000	10,000	100.00
運用からの（損）益：			
投資純損失	(16)	(16)	(0.16)
投資有価証券、 デリバティブ取引および 外国為替による純利益	85	29	0.57
運用からの利益合計	69	13	0.41
期末現在純資産価格	10,069	10,013	100.41
トータル・リターン（％）*			
成功報酬控除前の トータル・リターン	0.72	0.19	0.46
成功報酬	(0.03)	(0.06)	(0.05)
成功報酬控除後の トータル・リターン	0.69	0.13	0.41
平均純資産額に対する割合（％）*			
成功報酬以外の費用	0.13	0.13	0.13
成功報酬	0.07	0.07	0.07
費用合計	0.20	0.20	0.20
投資純損失（％）	(0.16)	(0.16)	(0.16)

* トータル・リターンおよび割合は、年率換算していない。

財務ハイライトは、各クラス受益証券全体として計算したものである。各投資者の利回りおよび収益比率は、資本取引の時期により上記とは異なることがある。

１０．後発事象

管理会社は、財務書類が公表可能になった日付である2020年４月20日までのファンドの財務書類に存在する後発事象の可能性について評価し、以下に述べるもの以外に、財務書類の修正または開示についての認識される／認識されない後発事象はないと判断した。

会計期間末以降、コロナウィルス（COVID-19）として知られる公衆衛生状態の拡大のニュースの進行により、世界市場はマイナスの影響を受けている。この状況は引き続き流動的であり、その影響の範囲は、感染拡大の期間と広がり、感染拡大防止に関する規制や勧告が金融市場に及ぼす影響、経済全体への影響など、今後の展開次第であるが、いずれも不確実性が高く、予測も不可能である。COVID-19の感染拡大が長期間続いた場合、ファンドの投資およびパフォーマンスは悪影響を受ける可能性がある。

ファンドは2020年４月14日までに、245,530,905米ドルの取得申込と、8,621,542米ドルの買戻しを記録した。

（３）【投資有価証券明細表等】

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンド
要約投資有価証券明細表
（米ドルで表示）

2019年12月30日現在

銘柄	株数	公正価値 （米ドル）	純資産 比率（％）
投資有価証券			
普通株式			
米州：			
通信サービス		1,946,311	5.81
一般消費財・サービス			
Caesars Entertainment Corporation	41,777	565,661	1.69
その他		2,858,048	8.54
一般消費財・サービス合計		3,423,709	10.23
金融			
TD Ameritrade Holding Corporation	42,699	2,133,669	6.37
ヘルスケア			
WellCare Health Plans Inc	20,670	6,836,809	20.42
その他		1,402,413	4.19
ヘルスケア合計		8,239,222	24.61
資本財・サービス		251,844	0.75
情報技術			
Cypress Semiconductor Corp.	112,356	2,620,142	7.83
その他		2,475,050	7.39
情報技術合計		5,095,192	15.22
米州合計（取得原価：20,808,763米ドル）		21,089,947	62.99
アジア：			
ヘルスケア		44,262	0.13
素材		594,462	1.78
不動産		4,702	0.01
アジア合計（取得原価：623,641米ドル）		643,426	1.92
欧州：			
通信サービス		1,034,000	3.09
一般消費財・サービス		1,921,596	5.74
生活必需品		310,208	0.93
資本財・サービス		579,679	1.73
情報技術		565,822	1.69
不動産		663,540	1.98
公益事業		1,951,450	5.83
欧州合計（取得原価：6,946,275米ドル）		7,026,295	20.99
普通株式合計（取得原価：28,378,679米ドル）		28,759,668	85.90

銘柄	額面 (米ドル)	公正価値 (米ドル)	純資産 比率(%)
投資有価証券（承前）			
転換社債			
米州：			
一般消費財・サービス			
Caesars Entertainment Corporation (5%, 10/1/2024)（取得原価：1,362,717米ドル）	739,000	1,416,552	4.23
社債			
米州：			
一般消費財・サービス		320,549	0.96
エネルギー		56,003	0.17
社債合計（取得原価：368,353米ドル）		376,552	1.13
上場オプション			
米州：			
通信サービス		15,917	0.05
エネルギー		55,285	0.17
上場オプション合計（取得原価：82,591米ドル）		71,202	0.22
投資有価証券合計（取得原価：30,192,340米ドル）		30,623,974	91.48

銘柄	株数	公正価値 (米ドル)	純資産 比率(%)
売り渡し有価証券（未買戻し）			
普通株式			
米州：			
一般消費財・サービス		806,371	2.41
金融			
The Charles Schwab Corporation	46,283	2,213,253	6.61
ヘルスケア			
Centene Corporation	69,865	4,404,290	13.16
不動産		570,254	1.70
米州合計（売却代金：7,727,346米ドル）		7,994,168	23.88
アジア：			
一般消費財・サービス		86,229	0.26
素材		465,229	1.39
アジア合計（売却代金：524,833米ドル）		551,458	1.65
欧州：			
通信サービス		1,017,170	3.05
生活必需品		281,697	0.84
資本財・サービス		145,503	0.43
不動産		670,471	2.00
欧州合計（売却代金：2,053,252米ドル）		2,114,841	6.32
普通株式合計（売却代金：10,305,431米ドル）		10,660,467	31.85
上場投資信託			
米州：			
情報技術（売却代金：563,440米ドル）		596,273	1.78
売り渡し有価証券（未買戻し）合計 （売却代金：10,868,871米ドル）		11,256,740	33.63

銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産 比率(%)
デリバティブ取引(オプションを除く)		
先渡し取引		
先渡し為替取引	23,461	0.07
スワップ		
差金決済取引 - ロング:		
米州:		
一般消費財・サービス	67,675	0.20
ヘルスケア	163,433	0.49
米州合計	231,108	0.69
アジア:		
一般消費財・サービス	(264)	(0.00)
欧州:		
一般消費財・サービス	17,622	0.04
生活必需品	(1,750)	(0.01)
エネルギー	(9,066)	(0.03)
金融	(104)	(0.00)
ヘルスケア	(5,000)	(0.01)
資本財・サービス	1,677	0.01
情報技術	(816)	(0.00)
公益事業	(4,638)	(0.01)
欧州合計	(2,075)	(0.01)
差金決済取引 - ロング合計	228,769	0.68

銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産 比率(%)
デリバティブ取引(オプションを除く)(承前)		
スワップ(承前)		
差金決済取引 - ショート:		
米州:		
ヘルスケア	(53,924)	(0.16)
指数	(10,294)	(0.03)
米州合計	(64,218)	(0.19)
欧州:		
一般消費財・サービス	(65,885)	(0.19)
エネルギー	7,909	0.02
ヘルスケア	4,460	0.01
欧州合計	(53,516)	(0.16)
差金決済取引 - ショート合計	(117,734)	(0.35)
スワップ合計	111,035	0.33
デリバティブ取引(オプションを除く)合計	134,496	0.40

デリバティブ取引は、ASC815「デリバティブおよびヘッジ」に従い、取引相手方によるネットティング前の総額で反映されている。

注記を参照のこと。

[次へ](#)

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Assets and Liabilities
(Stated in United States Dollars)

December 30, 2019

Assets

Cash	\$ 417,753
Investments in securities, at fair value (cost \$30,192,340)	30,623,974
Derivative assets	144,372
Due from brokers	21,061,104
Dividends and interest receivable	32,406
Other assets	177,086
Total assets	52,456,695

Liabilities

Securities sold, not yet purchased, at fair value (proceeds \$10,868,871)	11,256,740
Derivative liabilities	9,876
Due to brokers	614,961
Redemptions payable	7,038,100
Due to Investment Manager	45,185
Dividends payable	5,206
Accrued expenses and other liabilities	9,530
Total liabilities	18,979,598
Net assets	\$ 33,477,097

Net asset value per share

YEN Class (based on 125,299.00 shares outstanding)	JPY 10,069
YEN Class (Hedged) (based on 79,972.00 shares outstanding)	JPY 10,013
USD Class (based on 144,767.00 shares outstanding)	\$ 100.41

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Operations
(Stated in United States Dollars)

Period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019

**Realized and unrealized gains (losses) on investments
in securities, derivative contracts and foreign
currency**

Net realized gain on investments in securities and foreign currency	\$ 87,045	
Net realized loss on derivative contracts and foreign currency	(37,179)	
Net unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency	13,650	
Net unrealized appreciation/depreciation on derivative contracts and foreign currency	<u>134,496</u>	
Net gain on investments in securities, derivative contracts and foreign currency		\$ 198,012

Investment income

Interest	3,492	
Dividends (net of withholding tax of \$5,681)	<u>13,256</u>	
Total investment income	16,748	

Expenses

Dividends	14,166	
Management fees (Note 3)	21,145	
Performance fees (Note 3)	23,947	
Other	<u>12,567</u>	
Total expenses	<u>71,825</u>	
Net investment loss		<u>(55,077)</u>
Net change in net assets resulting from operations		<u>\$ 142,935</u>

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Changes in Net Assets
(Stated in United States Dollars)

Period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019

Operations

Net investment loss	\$ (55,077)
Net realized gain on investments in securities and foreign currency	87,045
Net realized loss on derivative contracts and foreign currency	(37,179)
Net unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency	13,650
Net unrealized appreciation/depreciation on derivative contracts and foreign currency	134,496
Net change in net assets resulting from operations	<u>142,935</u>

Capital share transactions

YEN Class subscriptions	11,539,786
YEN Class (Hedged) subscriptions	7,355,776
USD Class subscriptions	14,476,700
USD Class (Management) subscriptions	7,000,000
USD Class (Management) redemptions	(7,038,100)
Net change in net assets resulting from capital share transactions	<u>33,334,162</u>

Net change in net assets	33,477,097
Net assets at beginning of period	-
Net assets at end of period	<u>\$ 33,477,097</u>

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Statement of Cash Flows
(Stated in United States Dollars)

Period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019

Operating activities

Net change in net assets resulting from operations	\$ 142,935
Adjustments to reconcile net change in net assets resulting from operations to net cash used in operating activities:	
Purchases of investments in securities	(43,483,918)
Proceeds from sales of investments in securities	13,328,988
Covers of securities sold, not yet purchased	(391,458)
Sales of securities sold, not yet purchased	11,312,254
Net realized gain on investments in securities and foreign currency	(89,335)
Net unrealized appreciation/depreciation on investments in securities and foreign currency	(43,765)
Changes in assets and liabilities:	
Derivative assets	(144,372)
Due from brokers	(21,061,104)
Dividends and interest receivable	(32,406)
Other assets	(177,086)
Derivative liabilities	9,876
Due to brokers	614,961
Due to Investment Manager	45,185
Dividends payable	5,206
Accrued expenses and other liabilities	9,530
Net cash used in operating activities	(39,954,509)

Financing activities

Subscriptions	40,372,262
Net cash provided by financing activities	40,372,262
Net change in cash	417,753
Cash at beginning of period	-
Cash at end of period	\$ 417,753

See accompanying notes.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements

Period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019

1. Organization

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund (the Trust) is an exempted unit trust organized in the Cayman Islands and registered under the Cayman Islands Trusts Law and commenced operations on December 6, 2019. The Trust is registered under the Cayman Islands Mutual Funds Law. The Trust's investment objective is to realize consistently high risk-adjusted appreciation in the value of its assets. The Trust seeks to achieve its investment objective primarily through investments in the securities of entities involved in announced mergers, acquisitions or contests for control (including by shorting such securities), however, the Trust also may make investments in entities involved in other types of restructuring or corporate events when, in the manager's opinion, attractive opportunities exist.

The Trust's advisor is UBS O'Connor LLC (the Investment Manager), a Delaware limited liability company, which is registered with the U.S. Securities and Exchange Commission as an investment adviser. The Investment Manager may use certain personnel of one or more of its affiliates, or engage one or more of its affiliates as sub-advisers to provide investment advice for certain assets of the Trust. The Investment Manager is a wholly-owned subsidiary of UBS Asset Management (Americas) Inc. UBS Asset Management (Americas) Inc. and any affiliated sub-advisers are wholly owned subsidiaries of UBS AG (UBS) and are part of UBS Asset Management, which provides various operational and managerial support services to the Investment Manager.

The Trust's administrator is MUFG Alternative Fund Services (Ireland) Limited (the Administrator). The Administrator provides certain administrative services to the Trust, including maintenance of the Trust's books and records, and serves as registrar for the Trust's units. AFS Controlled Subsidiary 3 Ltd. (the Trustee), a trust company, wholly-owned by an affiliate of the Administrator and licensed to undertake trust services pursuant to the provisions of the Banks and Trust Companies Law (as amended) of the Cayman Islands, has been appointed as trustee to the Trust.

2. Summary of Significant Accounting Policies

The Investment Manager has evaluated the structure, objectives and activities of the Trust and determined that it meets the characteristics of an investment company. As such, these financial statements have applied the guidance set forth in Accounting Standards Codification (ASC) 946, *Financial Services—Investment Companies*. The following is a summary of significant accounting and reporting policies used in preparing the financial statements.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**Use of Estimates**

The financial statements have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (GAAP). The preparation of these financial statements requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from such estimates.

Investment Transactions

Investment transactions, which include securities sold, not yet purchased, are accounted for on a trade-date basis. Dividends are recognized on the ex-dividend date, and interest is accrued as earned or incurred. Realized gains and losses on securities transactions are recorded on a first-in, first-out cost basis.

Fair Value of Financial Instruments

The fair value of the Trust's assets and liabilities, which qualify as financial instruments under ASC 825, *Financial Instruments*, approximates the carrying amounts presented in the financial statements.

ASC 820, *Fair Value Measurement*, clarifies the definition of fair value for financial reporting, establishes a framework used to measure fair value and enhances disclosure requirements for fair value measurements. The Investment Manager has categorized the Trust's financial instruments, based on the priority of the valuation technique, into a three-level fair value hierarchy. The valuation hierarchy is based upon the observability of the inputs to the valuation of the financial asset or liability as of the measurement date. A financial instrument's categorization within the valuation hierarchy is based on the lowest level of input that is significant to the fair value measurement.

The three levels of the fair value hierarchy are as follows:

Level 1 – Inputs to the valuation methodology are quoted prices (unadjusted) for identical assets or liabilities in active markets.

Level 2 – Inputs to the valuation methodology include quoted prices for similar assets and liabilities in active markets, and inputs that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly.

Level 3 – Inputs to the valuation methodology are unobservable and significant to the fair value measurement. This includes situations where there is little, if any, market activity for the asset or liability.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

Fair value is the price that would be received in the sale of an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. Where available, fair value is based on observable market prices or parameters, or derived from such prices or parameters using market standard models. These valuation models involve some level of estimation and judgment, the degree of which is dependent on the price transparency for the instruments or market and the instrument complexity. Assets and liabilities recorded at fair value are categorized for disclosure purposes based on the level of judgment associated with the inputs used to measure their value as described above.

The availability of observable inputs can vary depending on the financial asset or liability and is affected by a wide variety of factors, including, for example, the type of product, whether the product is new, whether the product is traded on an active exchange or in the secondary market and the current market conditions. To the extent that the valuation is based on models or inputs that are less observable or unobservable in the market, the determination of fair value requires more judgment. Accordingly, the degree of judgment exercised by the Investment Manager in determining fair value is least for assets and liabilities classified as Level 1 and greatest for assets and liabilities classified as Level 3. In certain cases, inputs used to measure fair value may fall into different levels of the fair value hierarchy.

The valuation process is governed by the Investment Manager's Valuation Policy and Procedures (the Valuation Policy), which has been approved by the Trustee of the Trust. The Valuation Policy governs the valuation of all investments and defines the valuation principles and pricing conventions for each investment type as described below. In addition, the Valuation Policy establishes a valuation committee (the Valuation Committee). The Valuation Committee membership includes representation from the Investment Manager's Legal, Compliance, Product Control, Valuation and Market Risk Control teams. The Valuation Committee is specifically responsible for the implementation of the Valuation Policy. The Valuation Committee will escalate issues to the Trustee as deemed necessary. The Valuation Committee also reviews and approves the valuation methodology implemented for any new investment types, as well as for investments in private securities or securities where the valuation is driven by unobservable inputs. The voting members of the Valuation Committee are non-investment team personnel, chaired by the Investment Manager's Chief Operating Officer, although the Valuation Committee may obtain input from investment team personnel in reaching their conclusions. The Product Control team of the Investment Manager holds a monthly valuation meeting attended by representatives of the Trust's Administrator to discuss the valuation process and any valuations that significantly diverge from the independent sources. If these items cannot be resolved, they are escalated to the Valuation Committee as appropriate.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

The Investment Manager is responsible for the valuation of all assets and liabilities of the Trust. The Administrator also performs an independent review of all assets and liabilities, as defined by the Valuation Policy. Any changes to the valuation methodology are reviewed by the Administrator and the Valuation Committee. Any material changes are reviewed and approved by the Trustee.

In addition to the Valuation Committee, the Investment Manager has created a committee for transactions requiring pre-approval (TRPA Committee). This committee is comprised of representatives from the logistics teams of the Investment Manager, including Product Control, Tax, Valuation, Legal, Compliance, Market Risk Control and Information Technology. Under the TRPA Committee's remit is the approval of new instrument types prior to trading, and also an annual evaluation of dormant instrument types. An instrument type made dormant would need re-approval through the TRPA Committee prior to trading. The TRPA Committee evaluates the relevant pricing models or pricing sources to be used in determining the instrument's fair value and agrees on a valuation methodology. The Product Control team of the Investment Manager also reviews daily profit and loss reporting and analyzes material changes to assist in evaluating the reasonableness of investment valuations. In addition, reviews of stale pricing and back-testing of prices for certain less liquid investments are performed, and a summary of these results is provided to the Valuation Committee on a quarterly basis for review.

The following is a description of the valuation methodologies used for instruments measured at fair value, including the general classification of such instruments pursuant to the valuation hierarchy as described above. The valuation methodologies disclosed below are general guidelines and the actual valuation methodology could vary from instrument to instrument to provide the most appropriate fair value measurement. The net unrealized appreciation/depreciation on these instruments is reflected in the statement of operations.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)*Exchange-Traded Instruments*

Generally, the fair value of financial instruments that are listed on a securities exchange are determined by their last sales price or the official closing price on the date as of which the value is being determined on the primary exchange on which such financial instruments are trading. The fair values for exchange-traded common and preferred equity securities are determined in this manner. The fair value of exchange-traded funds is determined by the official composite of the closing prices. Exchange-traded options represent standard derivative contracts (derivatives) traded on a regulated exchange. The fair values for non-U.S. exchange-traded options are determined by the settlement price as quoted on the exchange on which the instrument is traded. The fair value of U.S. exchange-traded options is determined by the composite exchange mid price. Exchange-traded common and preferred equity securities, funds and options are generally classified within Level 1 of the fair value hierarchy. If they trade outside of exchanges, but are actively quoted by brokers or dealers, they are classified within Level 2 of the fair value hierarchy, but if they are rarely quoted or the quotes or pricing sources are not deemed to be representative of fair value, other inputs and assumptions, such as analysis performed by the Investment Manager, may be used in the valuation that may result in the classification of the security within Level 3 of the fair value hierarchy.

Fixed Income Instruments

The fair value for fixed income instruments is determined by using quoted market prices, broker or dealer quotations, external pricing providers or alternative pricing sources with reasonable levels of price transparency. The types of instruments valued based on quoted market prices include bonds backed by governments worldwide. These securities are generally classified within Level 1 of the fair value hierarchy. The types of instruments that trade in markets that are not considered to be as active as the markets described above, but are valued based on quoted market prices, broker or dealer quotations, external pricing providers or alternative pricing sources with reasonable levels of price transparency, include convertible bonds and corporate bonds. Such instruments are generally classified within Level 2 of the fair value hierarchy. If a fixed income instrument is rarely quoted or the quotes or pricing sources are not deemed to be representative of fair value, other inputs and assumptions, such as analysis performed by the Investment Manager, may be used in the valuation that may result in the classification of the security within Level 3 of the fair value hierarchy.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)*Over-the-Counter Derivatives*

The fair values for over-the-counter (OTC) derivatives are generally determined using market standard quantitative pricing models using inputs based on observable market data or inputs corroborated by observable market data in addition to counterparty quotes. The appropriate model is selected based upon the contractual terms of and specific risks inherent in the instrument. Valuation models require a variety of inputs, including, but not limited to, the terms of the derivative, observable market prices, time value of money, credit spreads, yield curves and measures of volatility. For OTC derivatives that trade in liquid markets, such as certain swaps, model inputs can generally be verified and observed, and model selection does not require significant judgment by the Investment Manager. These model valuations are also validated by comparing such values to quotes provided by the counterparty to the transaction or an independent party. The Trust trades OTC options and contracts for differences. As the significant inputs for these instruments can generally be corroborated to market observable inputs, these instruments are generally classified within Level 2 of the fair value hierarchy. Certain of these instruments may be classified within Level 3 of the fair value hierarchy because they trade infrequently and therefore have little or no pricing transparency, or the lowest level of significant input to the valuation model may not be readily observable.

Although the Trust's functional currency is the U.S. Dollar, a portion of the Trust's units are denominated in Japanese Yen (JPY). For the YEN Class (Hedged) Units the Trust enters into forward currency contracts with an affiliate of the Administrator to minimize the fluctuations of the net asset values of the units denominated in foreign currencies. The fair value for forward currency contracts is determined by obtaining independent mid-market quotes for various forward currency settlements as available and interpolating values falling between those settlement dates to arrive at a value for the individual contract. These contracts are generally classified within Level 2 of the fair value hierarchy. Gains and losses from such forward currency contracts are included in realized and unrealized gains (losses) on derivative contracts and foreign currency in the statement of operations and are allocated to the YEN Class (Hedged) Units. The Trust does not enter into a currency hedge for the YEN Class Units.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)*Breakdown by Levels*

The following table represents the fair value of financial instruments shown by level at December 30, 2019:

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Assets				
Investments in securities:				
Common equities	\$ 27,677,170	\$ 1,082,498	\$ -	\$ 28,759,668
Convertible bonds	-	1,416,552	-	1,416,552
Corporate bonds	-	376,552	-	376,552
Exchange-traded options and warrants	71,202	-	-	71,202
Total investments in securities	27,748,372	2,875,602	-	30,623,974
Derivative contracts:				
Forward currency contracts	-	23,461	-	23,461
Contracts for differences	-	266,618	-	266,618
Total derivative contracts	-	290,079	-	290,079
Total assets	\$ 27,748,372	\$ 3,165,681	\$ -	\$ 30,914,053
Liabilities				
Securities sold, not yet purchased:				
Common equities	\$ 10,660,467	\$ -	\$ -	\$ 10,660,467
Exchange-traded funds	596,273	-	-	596,273
Total investments in securities	11,256,740	-	-	11,256,740
Derivative contracts:				
Contracts for differences	-	155,583	-	155,583
Total derivative contracts	-	155,583	-	155,583
Total liabilities	\$ 11,256,740	\$ 155,583	\$ -	\$ 11,412,323

For more detailed information about the financial instruments, refer to the condensed schedule of investments. The balance of forward currency contracts and contracts for differences in the table above are reported on a gross basis by level before netting by counterparty. See Note 6 for further discussion on derivative netting.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**Due from Brokers and Due to Brokers**

Due from brokers and due to brokers include accrued commissions, net receivables and payables for unsettled trades, net unrealized gains and losses on foreign currency balances, cash, foreign currencies, margin balances and collateral held at the brokers. The Trust has elected to not offset fair value amounts recognized for cash collateral receivables and payables against fair value amounts recognized for net derivative positions executed with the same counterparty under the same master netting arrangement. Margin balances are collateralized by certain of the Trust's securities and cash balances held by the brokers. In relation to margin debit balances, the Trust is charged interest at fluctuating rates based on a predefined index rate and a predefined spread. Certain investments in securities are pledged to the brokers on terms that permit the brokers to sell or repledge the securities, subject to certain limitations. Certain cash and securities at the brokers that are related to securities sold, not yet purchased, are partially restricted until the securities are purchased.

The following table presents the breakout of the due from and due to brokers in the statement of assets and liabilities:

	<u>Due from Brokers</u>	<u>Due to Brokers</u>
Unsettled transactions	\$ 149,107	\$ (448,418)
Cash collateral	3,727,077	-
Net receivable from/(payable to) brokers	17,184,920	(166,543)
Total	<u>\$ 21,061,104</u>	<u>\$ (614,961)</u>

Taxation

There is currently no taxation imposed on income or capital gains by the government of the Cayman Islands. The only taxes payable by the Trust are withholding taxes applicable to certain investment income and capitals gains taxes in certain jurisdictions. For the period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019, no other tax liability or expense has been recorded in the financial statements.

ASC 740, *Income Taxes*, defines how uncertain tax positions should be recognized, measured, presented and disclosed in the financial statements. The Trust has evaluated tax positions taken or expected to be taken in the course of preparing the Trust's tax returns to determine whether the tax positions are more likely than not to be sustained by the applicable tax authority. Based on this analysis of all significant tax jurisdictions and open tax years subject to examination, all material tax positions were deemed to meet a more likely than not threshold. Therefore, no additional tax expense, including any interest or penalties, was recorded for the period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019. To the extent the Trust is required to record interest and penalties, they would be included in interest expense and other expenses, respectively, in the statement of operations.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

Generally, the tax authorities in the jurisdictions in which the Trust conducts its business can initiate examinations of tax returns or security transactions within various time periods from the date the returns are filed or the date the security transactions occurred. As a result, certain tax returns or security transactions are still subject to examination.

Foreign Currency Translation

The functional currency of the Trust is the United States Dollars (U.S. Dollar). Assets and liabilities denominated in a currency other than the U.S. Dollar are translated into U.S. Dollars at the mid-market rate of exchange as reported by an independent pricing service. Purchases and sales of investments and income and expenses denominated in currencies other than U.S. Dollars are translated at the rates of exchange on the respective dates of such transactions. The resulting gains and losses from such translation are included in realized and unrealized gains (losses) in the statement of operations.

3. Fees**Management Fee**

As defined in the Confidential Offering Memorandum, the Investment Manager earns a management fee, payable monthly in arrears. The management fee is accrued as of each calendar day, calculated at a rate of 1.10% per annum of the Trust's net asset value, prior to any redemptions and performance fees. Units held by the Investment Manager's affiliates will not bear any management fees.

Performance Fee

As defined in the Confidential Offering Memorandum, the Investment Manager earns a monthly performance fee equal to 15% of the New Profit in respect of YEN Class Units, YEN Class (Hedged) Units and USD Class Units. The performance fee is accrued on each business day and is payable as of the last business day of each calendar month and upon any intra-month redemption or transfer of Units. The performance fee will be calculated and reported in the currency in which the applicable class of Units is denominated. With respect to the YEN Class Units and the YEN Class (Hedged) Units, each performance fee will be calculated without taking into account any effect on the net asset value of such Units due to fluctuations in the exchange rate with respect to the Trust's USD-denominated assets during the period in respect of which such performance fee is being calculated. Additionally, with respect to the YEN Class (Hedged) Units, the performance fee will be calculated without taking into account any expenses, profits or losses relating to any currency hedge. Units held by the Investment Manager's affiliates will not bear any performance fees.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

4. Related Parties

UBS Investment Bank, an affiliate of the Investment Manager, is one of the Trust's executing and prime brokers. The Trust incurred \$0 in commissions and other charges on investment transactions with UBS Investment Bank for the period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019.

Certain brokerage arrangements provide that the Investment Manager and its affiliates receive soft dollar credits related to brokerage commissions paid by the Trust and other affiliated funds. Such credits can be used by the Investment Manager for research and related services that would then be paid for, or provided by, the brokers. The research services obtained by the Investment Manager through the use of soft dollar credits can be for the benefit of the Trust or other funds managed by the Investment Manager.

Due to Investment Manager represents payables for the management fees and performance fees.

All of the USD Class (Management) Units held during the period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019, were held by affiliates of the Investment Manager.

5. Risk Management

The Trust is subject to market risk associated with changes in the value of its investments and derivative financial instruments, as well as credit risk from the loss of appreciation if a counterparty fails to perform. The Investment Manager takes an active role in managing and monitoring the Trust's market and credit risks and has established formal control procedures, which are reviewed on an ongoing basis.

The Investment Manager has appointed an Investment Risk Committee comprised of senior personnel from different disciplines throughout the Investment Manager and its affiliates. The Investment Risk Committee meets regularly and reviews the Trust's potential exposures to market and credit risks based on analyses performed by Risk Managers and Risk Control.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

5. Risk Management (continued)**Market Risk**

The Investment Manager monitors the risk parameters and expected volatility of individual positions and the Trust's aggregate portfolio. Additionally, the Investment Manager seeks to control portfolio risks through selective and dynamic sizing of positions based on a regular evaluation of each investment's risk and reward characteristics. Regular mark-to-market portfolio monitoring helps the Investment Manager monitor the investments. The Investment Manager has also developed and uses proprietary statistical models to identify and hedge systemic portfolio risk, as well as individual position specific risk. While the Investment Manager generally seeks to hedge certain portfolio risks in an effort to increase the proportion of the Trust's return attributable to perceived high value-added risk exposures, the Investment Manager does not attempt to hedge all market or other risks inherent in the Trust's positions.

Securities sold, not yet purchased, represent obligations of the Trust to deliver specified financial instruments at contracted prices, thereby creating commitments to purchase the financial instruments in the market at prevailing prices. Consequently, the Trust's ultimate obligation to satisfy the sale of securities sold, not yet purchased, may exceed the amount recognized in the statement of assets and liabilities.

Credit Risk

All of the Trust's positions, including cash, due from brokers and derivative assets are held with its brokers, counterparties and other financial institutions. In the event these parties are unable to fulfill their obligations, the Trust would be subject to credit risk. As a result of the Trust's trading relationship with these firms, the Trust could have a significant concentration of credit risk with a certain broker(s). To the extent the Trust invests in derivatives, synthetic instruments (contracts for differences) or it effects OTC transactions, the Trust may take on credit risk with regard to parties with whom it trades and may also bear the risk of settlement default. In an effort to minimize this risk, the Investment Manager employs a margin monitoring and management protocol on a daily basis to monitor exposure levels. The Investment Manager attempts to diversify the credit risk associated with its trading activities by trading with multiple entities and allocating transaction volume to counterparties with higher credit ratings, but it cannot guarantee its efforts will be successful. In addition, the Investment Manager attempts to remain active across multiple counterparties where possible in order to maintain flexibility. The goal of the Investment Manager is to balance operating, counterparty credit, counterparty settlement and financial risks. Additionally, refer to Note 6 for further discussion on the use of master netting arrangements to help mitigate counterparty credit risk.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

5. Risk Management (continued)

Aside from daily monitoring of such relationships, these relationships are governed by various contracts. Generally, these contracts are standard industry agreements such as International Swaps and Derivatives Association (ISDA) agreements for OTC contracts. These agreements set forth each party's basic rights, responsibilities and duties. These agreements also contain information regarding financial terms and conditions, as well as termination and events of default provisions. The Trust's trading strategies are dependent upon the existence of these agreements. The Trust's counterparties usually have multiple specified events under which they can terminate individual transactions or the entire agreement. These events are most commonly related to declines in assets under management or performance below certain thresholds during a specified period. Should a "trigger event" occur, counterparties have the right to terminate individual transactions or entire agreements, which could severely impact the Trust's portfolio. The Trust is not aware of any trigger events occurring during the period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019. Certain swap agreements contain provisions that require the Trust to either post additional collateral or immediately settle any outstanding liability balances upon the occurrence of specific credit risk related events.

The Trust invests in convertible bonds and corporate bonds. Until such investments are sold or mature, the Trust is exposed to credit risk related to whether the issuer will meet its obligation when the securities come due.

Currency Risk

The Trust may invest a portion of its assets in non-U.S. currencies, or in instruments denominated in non-U.S. currencies, the prices of which are determined with reference to currencies other than the U.S. Dollar. The Trust, however, values its securities and other assets in U.S. Dollars. The Trust generally seeks to hedge all or any portion of its foreign currency exposure. To the extent the Trust's investments are not hedged, the value of the Trust's assets will fluctuate with U.S. Dollar exchange rates as well as the price changes of the Trust's investments in the various local markets and currencies.

6. Derivative Contracts

In the normal course of business, the Trust enters into derivatives for trading purposes. Derivatives are either exchange-traded or OTC contracts. Exchange-traded derivatives are standard contracts traded on a regulated exchange. OTC contracts are private contracts negotiated with counterparties.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

6. Derivative Contracts (continued)

The primary differences in risks associated with OTC contracts and exchange-traded contracts are credit and liquidity risks. For exchange-traded contracts, credit risk is limited due to the role of the exchange or clearing corporation. The Trust's maximum risk of loss from counterparty credit risk on OTC contracts is limited to the unrealized gain amount on any open contracts, net of any collateral received or collateral paid, plus any unsettled trade amounts. For the period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019, derivatives include forward currency contracts, options and swaps. Details of these derivatives are provided below.

Forward Contracts

The Trust is subject to foreign currency exchange risk in the normal course of pursuing its investment objectives. The Trust may use OTC forward contracts to gain exposure to or hedge against changes in the value of its foreign currencies. A forward contract is a cash market transaction in which two parties agree to the purchase or sale of a currency at a specified price on a specified date in the future. Upon entering into such contracts, the Trust bears the risk of exchange rates moving unexpectedly, in which case, the Trust may not achieve the anticipated benefits of the forward contract and may realize a loss. Forward contracts are traded in unregulated markets and are typically liquidated by settling cash.

Options

The Trust is subject to equity price risk, interest rate risk and foreign currency exchange risk in the normal course of pursuing its investment objectives. The Trust may use exchange-traded or OTC options to gain exposure to or hedge against changes in the value of its equities, interest rates or foreign currencies. Options are contracts that grant the holder, for a premium payment, either the right to purchase or sell a financial instrument at a specified price within a specified time or on a specified date from or to the writer of the option. Options written by the Trust do not give rise to counterparty credit risk, as they obligate the Trust and not its counterparty to perform. Options written by the Trust are subject to off-balance-sheet risk, as the Trust's satisfaction of the obligations may exceed the amount recognized in the statement of assets and liabilities. Options are typically liquidated by selling, exercising or through expiration.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

6. Derivative Contracts (continued)

Swaps

The Trust is subject to equity price risk in the normal course of pursuing its investment objectives. In certain instances, the Trust may enter into swap contracts to obtain equity price exposure or to help hedge against equity price risk. Swaps, which include contracts for differences, are agreements between two parties to exchange cash flows based on an agreed amount of underlying equity shares. Swaps are traded in unregulated markets and are either liquidated or held to maturity. The unrealized gain or loss, rather than the contract or notional amounts, represents the approximate future cash flows. The Trust may elect to receive or pay equity returns based on the agreed number of underlying shares versus paying or receiving a financing amount. Swaps are marked to market based on the move of the underlying equity security and the accrued financing amount, and the change, if any, is recorded as unrealized appreciation/depreciation on derivative contracts and foreign currency in the statement of operations. The risks of swaps include changes in market conditions affecting the value of the contract or the cash flows and the possible inability of the counterparty to fulfill its obligations under the agreement.

The following table sets forth the Trust's derivative contracts held at December 30, 2019, by primary risk exposure, location in the statement of assets and liabilities and trading levels for the period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019. The values in the tables below exclude netting by counterparty and the effects of cash received or posted as collateral pursuant to derivative contracts, and therefore, are not representative of the Trust's net exposure.

Primary Risk Exposure	Derivative Assets				Derivative Liabilities			
	Investments in Securities Fair Value	Derivatives Fair Value	Average Notional**	Average Contracts***	Securities Sold, Not Yet Purchased Fair Value	Derivatives Fair Value	Average Notional**	Average Contracts***
Equity	\$ 71,202	\$ 266,618	\$ 10,914,498	39,500	\$ -	\$ (155,583)	\$ 8,731,736	-
Foreign exchange	-	23,461	7,342,449	-	-	-	-	-
Total derivative contracts	\$ 71,202	\$ 290,079			\$ -	\$ (155,583)		

* No open derivative contracts at December 30, 2019.

** Amounts reflect average notional outstanding for forward currency contracts and swaps.

*** Amounts reflect average contract share equivalents outstanding for options.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

6. Derivative Contracts (continued)

The following table sets forth the Trust's gains and losses related to derivative activities by primary risk exposure and location in the statement of operations for the period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019. These gains and losses should be considered in the context that derivative contracts may have been executed to economically hedge securities and accordingly, certain gains or losses on derivative contracts may offset certain gains or losses attributable to securities.

Primary Risk Exposure	Net Realized Gain (Loss) on Derivative Contracts and Foreign Currency	Net Realized Gain (Loss) on Investments in Securities and Foreign Currency	Net Unrealized Appreciation/ Depreciation on Derivative Contracts and Foreign Currency	Net Unrealized Appreciation/ Depreciation on Investments in Securities and Foreign Currency
Equity	\$ (37,179)	\$ (981)	\$ 111,035	\$ (11,389)
Foreign exchange	-	-	23,461	-
Total	\$ (37,179)	\$ (981)	\$ 134,496	\$ (11,389)

The table below presents the fair value of derivative contracts by major product type on a gross basis. Gross fair values exclude the effects of both counterparty netting and collateral, and therefore are not representative of the Trust's exposure. The table below also presents the amounts that have been offset in the statement of assets and liabilities due to counterparty netting, as well as cash and securities collateral posted and received under enforceable credit support agreements reflected up to the value of derivatives.

	Gross Amounts of Derivatives Recognized	Gross Amounts Offset in the Statement of Assets and Liabilities	Net Amounts of Derivatives Presented in the Statement of Assets and Liabilities	Financial Instruments not Offset in the Statement of Assets and Liabilities	Collateral (Received) Pledged*	Net Amount
Derivative Assets						
Forward currency contracts	\$ 23,461	\$ -	\$ 23,461	\$ -	\$ -	\$ 23,461
Contracts for differences	266,618	(145,707)	120,911	-	-	120,911
Exchange-traded options	-	-	-	71,202	-	71,202
Total	\$ 290,079	\$ (145,707)	\$ 144,372	\$ 71,202	\$ -	\$ 215,574
Derivative Liabilities						
Contracts for differences	\$ (155,583)	\$ 145,707	\$ (9,876)	\$ -	\$ 9,876	\$ -
Total	\$ (155,583)	\$ 145,707	\$ (9,876)	\$ -	\$ 9,876	\$ -

* Collateral pledged is reflected up to the fair value of the related derivative liabilities by counterparty. Collateral is posted based on notional exposure of derivative contracts net of the fair value of derivative assets. At December 30, 2019, the total cash collateral pledged for derivative contracts is \$3,727,077, which is included in due from brokers in the statement of assets and liabilities, net by counterparty.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

7. Financial Guarantees

The Trust enters into contracts that contain a variety of indemnifications. The Trust's maximum exposure under these arrangements is not known. However, the Trust has not had prior claims or losses pursuant to these contracts and expects the risk of loss to be remote.

8. Units

The Trust issues its units of beneficial interest (Units) in three (3) separate classes: USD Class Units, YEN Class Units and YEN Class (Hedged) Units. The liabilities of the Trust arising in relation to any class of Units will be met from such undivided assets; provided, however, the Trustee will attribute all gains and losses on any currency hedge to the YEN Class (Hedged) Units and may, if appropriate, also attribute other assets and liabilities of the Trust to one or more particular classes of Units.

The Units are offered in Japan as a public offering under Article 2, Paragraph 3, Item 1 of the Financial Instruments and Exchange Law.

Units are issued monthly as of the first business day of a calendar month and at such other times as the Trustee may from time to time determine. YEN Class Units and YEN Class (Hedged) Units are initially offered at a purchase price of JPY10,000 per Unit and USD Class Units are initially offered at a purchase price of \$100 per Unit. After the initial issuance of Units, Units may continue to be offered at the prevailing net asset value per Unit. The Trust is currently offering a single series of YEN Class Units, YEN Class (Hedged) Units and USD Class Units; however, the Investment Manager, may determine to issue additional series of YEN Class Units, YEN Class (Hedged) Units and USD Class Units in the future. The minimum initial subscription size for Units in the Trust will be (i) JPY10,000,000 (or its equivalent in U.S. Dollars), with respect to offers to subscribe for a specific amount of JPY (or U.S. Dollars, as applicable), or (ii) 1,000 Units, with respect to offers to subscribe for a specific number of Units.

The Trust also offers a class of Units (USD Class (Management) Units) denominated in U.S. Dollars to an affiliate of the Investment Manager. Such Units will not bear management fees or performance fees. It is anticipated that the Units issued to the Investment Manager's affiliate will be redeemed, on an approximately dollar-for-dollar basis, as additional Units are issued after the Trust commences its trading and investment operations. Such affiliate, may, however, be required by law to reduce its investment in the Trust to not more than 3% of the value of the Trust's outstanding Units as of the first anniversary of the establishment of the Trust.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

8. Units (continued)

Generally, unitholders will have the right to request redemption of any or all Units as of the first business day of a calendar month, by providing five business days prior written notice to the Administrator.

Unit transactions for the period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019, were as follows:

	Initial Shares Issued on December 6, 2019	Additional Shares Issued	Shares Redeemed	Shares Outstanding at December 30, 2019
YEN Class	125,299.00	-	-	125,299.00
YEN Class (Hedged)	79,972.00	-	-	79,972.00
USD Class	144,767.00	-	-	144,767.00
USD Class (Management)	70,000.00	-	(70,000.00)	-

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

9. Financial Highlights

The following represents the per unit information, total return and ratios to average net assets for the period from December 6, 2019 (Commencement of Operations) to December 30, 2019:

	YEN Class	YEN Class (Hedged)	USD Class
Per share operating performance			
Beginning net asset value	JPY 10,000	JPY 10,000	\$ 100.00
Income (loss) from operations:			
Net investment loss	(16)	(16)	(0.16)
Net gain on investments in securities, derivative contracts and foreign currency	85	29	0.57
Total from operations	69	13	0.41
Ending net asset value	JPY 10,069	JPY 10,013	\$ 100.41
Total return*			
Total return before performance fee	0.72 %	0.19 %	0.46 %
Performance fee	(0.03)	(0.06)	(0.05)
Total return after performance fee	0.69 %	0.13 %	0.41 %
Ratios to average net assets*			
Expenses other than performance fee	0.13 %	0.13 %	0.13 %
Performance fee	0.07	0.07	0.07
Total expenses	0.20 %	0.20 %	0.20 %
Net investment loss	(0.16) %	(0.16) %	(0.16) %

*Total return and ratios are not annualized.

The financial highlights are calculated for each class taken as a whole. An individual investor's return and ratios may vary from these returns and ratios based on the timing of capital transactions.

10. Subsequent Events

The Investment Manager has evaluated the possibility of subsequent events existing in the Trust's financial statements through April 20, 2020, the date the financial statements were available to be issued and has concluded that there are no recognized or non-recognized subsequent events for financial statement adjustment or disclosure, other than as noted below.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Notes to Financial Statements (continued)

10. Subsequent Events (continued)

Subsequent to the fiscal year end, the global markets have been negatively impacted by the evolving news of the spread of the public health condition known as coronavirus (COVID-19). This situation continues to be fluid and the extent of the impact will depend on future developments, including (i) the duration and spread of the outbreak, (ii) the repercussions on the financial markets of restrictions and advisories related to containing the outbreak, and (iii) the effects on the economy overall, all of which are highly uncertain and cannot be predicted. If the COVID-19 outbreak continues for an extended period of time, the Trust's investments and performance may be adversely affected.

Through April 14, 2020, the Trust recorded subscriptions of \$245,530,905 and redemptions of \$8,621,542.

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Condensed Schedule of Investments
(Stated in United States Dollars)

December 30, 2019

Description	Shares	Fair Value	Percent of Net Assets
Investments in securities			
Common equities			
Americas:			
Communication Services		\$ 1,946,311	5.81 %
Consumer Discretionary			
Caesars Entertainment Corporation	41,777	565,661	1.69
Others		2,858,048	8.54
Total Consumer Discretionary		3,423,709	10.23
Financials			
TD Ameritrade Holding Corporation	42,699	2,133,669	6.37
Health Care			
WellCare Health Plans Inc	20,670	6,836,809	20.42
Others		1,402,413	4.19
Total Health Care		8,239,222	24.61
Industrials		251,844	0.75
Information Technology			
Cypress Semiconductor Corp.	112,356	2,620,142	7.83
Others		2,475,050	7.39
Total Information Technology		5,095,192	15.22
Total Americas (cost \$20,808,763)		21,089,947	62.99
Asia:			
Health Care		44,262	0.13
Materials		594,462	1.78
Real Estate		4,702	0.01
Total Asia (cost \$623,641)		643,426	1.92
Europe:			
Communication Services		1,034,000	3.09
Consumer Discretionary		1,921,596	5.74
Consumer Staples		310,208	0.93
Industrials		579,679	1.73
Information Technology		565,822	1.69
Real Estate		663,540	1.98
Utilities		1,951,450	5.83
Total Europe (cost \$6,946,275)		7,026,295	20.99
Total common equities (cost \$28,378,679)		28,759,668	85.90

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Condensed Schedule of Investments (continued)
(Stated in United States Dollars)

Description	Par Value	Fair Value	Percent of Net Assets
Investments in securities (continued)			
Convertible bonds			
Americas:			
Consumer Discretionary			
Caesars Entertainment Corporation (5%, 10/1/2024) (cost \$1,362,717)	\$ 739,000	\$ 1,416,552	4.23 %
Corporate bonds			
Americas:			
Consumer Discretionary		320,549	0.96
Energy		56,003	0.17
Total corporate bonds (cost \$368,353)		376,552	1.13
Exchange-traded options			
Americas:			
Communication Services		15,917	0.05
Energy		55,285	0.17
Total exchange-traded options (cost \$82,591)		71,202	0.22
Total investments in securities (cost \$30,192,340)		\$ 30,623,974	91.48 %

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Condensed Schedule of Investments (continued)
(Stated in United States Dollars)

Description	Shares	Fair Value	Percent of Net Assets
Securities sold, not yet purchased			
Common equities			
Americas:			
Consumer Discretionary		\$ 806,371	2.41 %
Financials			
The Charles Schwab Corporation	46,283	2,213,253	6.61
Health Care			
Centene Corporation	69,865	4,404,290	13.16
Real Estate		570,254	1.70
Total Americas (proceeds \$7,727,346)		7,994,168	23.88
Asia			
Consumer Discretionary		86,229	0.26
Materials		465,229	1.39
Total Asia (proceeds \$524,833)		551,458	1.65
Europe:			
Communication Services		1,017,170	3.05
Consumer Staples		281,697	0.84
Industrials		145,503	0.43
Real Estate		670,471	2.00
Total Europe (proceeds \$2,053,252)		2,114,841	6.32
Total common equities (proceeds \$10,305,431)		10,660,467	31.85
Exchange-traded funds			
Americas:			
Information Technology (proceeds \$563,440)		596,273	1.78
Total securities sold, not yet purchased			
(proceeds \$10,868,871)		\$ 11,256,740	33.63 %

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Condensed Schedule of Investments (continued)
(Stated in United States Dollars)

Description	Fair Value	Percent of Net Assets
Derivative contracts (excluding options)		
Forward contracts		
Forward currency contracts	\$ 23,461	0.07 %
Swaps		
Contracts for differences – long:		
Americas:		
Consumer Discretionary	67,675	0.20
Health Care	163,433	0.49
Total Americas	231,108	0.69
Asia:		
Consumer Discretionary	(264)	(0.00)
Europe:		
Consumer Discretionary	17,622	0.04
Consumer Staples	(1,750)	(0.01)
Energy	(9,066)	(0.03)
Financials	(104)	(0.00)
Health Care	(5,000)	(0.01)
Industrials	1,677	0.01
Information Technology	(816)	(0.00)
Utilities	(4,638)	(0.01)
Total Europe	(2,075)	(0.01)
Total contracts for differences – long	228,769	0.68

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

Condensed Schedule of Investments (continued)
(Stated in United States Dollars)

Description	Fair Value	Percent of Net Assets
Derivative contracts (excluding options) (continued)		
Swaps (continued)		
Contracts for differences – short:		
Americas:		
Health Care	\$ (53,924)	(0.16) %
Index	(10,294)	(0.03)
Total Americas	(64,218)	(0.19)
Europe:		
Consumer Discretionary	(65,885)	(0.19)
Energy	7,909	0.02
Health Care	4,460	0.01
Total Europe	(53,516)	(0.16)
Total contracts for differences – short	(117,734)	(0.35)
Total swaps	111,035	0.33
Total derivative contracts (excluding options)	\$ 134,496	0.40 %

Derivative contracts are reflected gross before netting by counterparty in accordance with ASC 815,
Derivatives and Hedging.

See accompanying notes.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

米ドル建クラス受益証券

(2020年4月末日現在)

	米ドル (dは除く。)	円 (dは除く。)
a. 資産総額	183,962,790	19,660,103,367
b. 負債総額	90,092,814	9,628,219,032
c. 純資産総額 (a - b)	93,869,976	10,031,884,335
d. 発行済口数	939,242口	
e. 1口当たり純資産価格 (c / d)	99.94	10,681

円建（ヘッジなし）クラス受益証券

(2020年4月末日現在)

	円 (dは除く。)
a. 資産総額	28,303,647,647
b. 負債総額	13,861,255,613
c. 純資産総額 (a - b)	14,442,392,034
d. 発行済口数	1,451,964口
e. 1口当たり純資産価格 (c / d)	9,947

円建（ヘッジあり）クラス受益証券

(2020年4月末日現在)

	円 (dは除く。)
a. 資産総額	10,378,669,354
b. 負債総額	5,082,786,171
c. 純資産総額 (a - b)	5,295,883,183
d. 発行済口数	533,538口
e. 1口当たり純資産価格 (c / d)	9,926

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（１）ファンド証券の名義書換

アイルランドにおいてアイルランド法に基づき設立された会社であるMUFGオルタナティブ・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッドは、ファンドの管理事務代行会社を務め、当該立場においてファンドの投資に関する登録・名義書換事務代行業務および保管業務を提供する。

すべての受益者は、信託証書の規定に従い、受託会社が随時承認する様式の書面により、その保有する受益証券を譲渡することができる。ただし、譲受人は、まず、当該時点において有効な、該当するまたは適用ある法域の法律の規定または政府その他の要求もしくは規制または受託会社の方針を満たすために受託会社が要求する、または受託会社が別途要求する情報を提供しなければならない。受託会社は、まず、かかる譲渡に対する事前の同意を与えなければならない。さらに、譲受人は、受益証券の当該譲渡が（i）適格投資家に対するものであること、（ ）譲受人は自己の勘定で当該受益証券を取得すること、および（ ）受託会社がその裁量で要求する当該事項について、受託会社に書面で表明することを要求される。

受託会社は、譲渡書面につき、譲渡人および譲受人によるか、またはその代理による署名を要求することができる。譲渡が完了し、当該譲渡に関して譲受人の氏名が受益者名簿に受益者として記載される時点まで、譲渡人は、受益者であり続け、当該譲渡対象の当該受益証券に対する権利を有するものとみなされる。

いかなる受益者も、当該受益者の受益証券のすべてもしくは一部またはそれに関する権利、利益もしくは利得につき、受託会社の書面による事前の同意（受託会社は、その単独の裁量により、かかる同意を行うかまたは留保することができ、管理会社に対して通知を行うものとする。）を得ずして、（任意または非任意に、直接または間接的に）売却、交換、譲渡、権原移譲、権利移譲、質権設定、担保権設定またはその他処分を行うことはできない。受託会社は、購入契約において行われた表明に依拠して同意を与えることにつき、責任を負わず、かつ完全に保護されるものとする。かかる制限に違反して譲渡された受益証券は、第16（a）条に従い強制買戻しまたは売却の対象となるものとする。受託会社および管理会社は、申込みまたは移譲に係る文書の検討後、管理会社が、受託会社に対し書面にて通知するところに従い、かかる売却または移譲が、1933年米国証券法（改正済）もしくは日本の金融商品取引法の登録要件に違反するか、または1940年米国投資会社法（改正済）もしくは日本の金融商品取引法に基づく投資会社としての登録をファンドに義務付ける旨判断し、かつ受託会社に助言した場合、受益証券の当該売却または移譲を実行してはならない。関連法の変更または適用ある募集・販売制限等の変更により、かかる承諾を与えることがファンドの利益に対し悪影響を及ぼすか、適用法令に違反することとなると受託会社またはその適法に任命された代理人が考える場合には、受託会社またはその適法に任命された代理人は、本項に基づく受益証券の譲渡に関する事前の同意を与えてはならない。

（２）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定に基づき要求があった場合、または、発行済受益証券の総資産価額の3分の2以上の保有者からの書面による要求があった場合、受益者集会を招集しなければならない。各受益者集会の通知は、当該受益者集会の日付の21暦日前までに、信託証書により定められた方法により、受益者に送付されなければならない。

すべての受益者集会における出席、定足数および多数決についての要件ならびに受益者の議決権については、信託証書に規定されるとおりとする。受益者は、ファンドに保有する受益証券1口につき1個の議決権を有する。

（３）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

譲渡制限に関しては、前記「（１）ファンド証券の名義書換」を参照のこと。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本の額

2020年4月末日現在の資本金は、1株当たり1米ドルの株式に表示される1,000米ドル（約106,870円）である。会社の設立（2000年1月27日）以来、資本の額の増減はない。

（2）会社の機構

管理会社は、適法に選任された職務執行者によって運営される。職務執行者の員数は有限責任会社契約書に定める通りとし、当該員数は職務執行者が随時決定するところにより変更され得る。各職務執行者は、当該職務執行者の後任が指名されるまで、または当該職務執行者の早期の辞任もしくは解任までは当該役職に留まるものとする。管理会社の社員または在任職務執行者は、以下に定める議決により、欠員を補充するために追加の職務執行者を指名することができる。管理会社の社員とは、2000年1月27日付有限責任会社契約書に署名した者および以降社員と認められた者である。職務執行者は管理会社の社員であることを要しない。

管理会社は年次職務執行者会を開催することを要しないものとする。定例職務執行者会は職務執行者によって決定される時期および場所で開催される。一部または全職務執行者は会議電話により会議に参加することができる。当該時に在任する職務執行者の半数が議事の審議上の定足数を構成するものとする。ただし、いかなる場合も定足数は職務執行者2名未満であってはならない。法律または有限責任会社契約書により別異に明示的に規定される場合を除き、定足数の成立した会議に出席する職務執行者の過半数の行為が職務執行者の行為とされる。職務執行者会会議に代わり、全職務執行者の書面による全員一致の同意によって措置をとることができる。

職務執行者は、当該時に在任する全職務執行者の過半数により可決された決議により、単一または複数の委員会を設定することができ、各委員会は一名または複数名の職務執行者で構成される。かかる委員会は、職務執行者の決議に定める限度内で、管理会社の事業および業務の運営上、職務執行者の一切の権能および権限を行使するものとし、また行使することができる。

管理会社の社員は、デラウェア有限責任会社法に基づき要求される所によりまたは職務執行者によって請求される所により、有限責任会社契約書に定める事項に関し随時議決を行うことができるものとする。管理会社の社員は、総会での決議の採択によるかまたは書面による全員一致の承認によりその議決を行使するものとする。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資運用事業を行うことを主たる目的とする。

管理会社は、受託会社（またはその適式に授權された代理人もしくは被授權者）の書面による請求または助言に従い善意で行いまたは行わせしめられた事柄について責任を負わない。

2020年4月1日現在、管理会社は12本の投資信託を管理しており、管理会社の運用実績は、スイス最大の金融機関であるUBS AGの自己資金運用を含めた運用資産残高で2020年4月1日現在約57億米ドル（約6,092億円）に及ぶ。

2020年4月1日現在、管理会社は3本のケイマン籍オープン・エンド型免税投資信託を管理しており、その純資産額の合計は約3億1,060万米ドル（約332億円）である。

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、米国における法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エルエルピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について、2020年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝106.87円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【2019年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

UBS オコーナー・エルエルシー

貸借対照表

2019年12月31日

	米ドル	千円
資産		
現金	18,171,358	1,941,973
未収顧問報酬	51,001,306	5,450,510
関連会社からの債権	757,069	80,908
その他の資産	1,786,129	190,884
資産合計	71,715,862	7,664,274
負債および株主持分		
未払金および未払債務	38,195,003	4,081,900
関連会社に対する債務	13,783,393	1,473,031
負債合計	51,978,396	5,554,931
株主持分	19,737,466	2,109,343
負債および株主持分合計	71,715,862	7,664,274

添付注記を参照のこと。

【損益計算書】

UBS オコーナー・エルエルシー

損益計算書

2019年12月31日終了年度

	米ドル	千円
収益		
顧問報酬	95,862,554	10,244,831
受取利息	328,914	35,151
その他の収益	458,766	49,028
収益合計	96,650,234	10,329,011
費用		
人件費	56,043,132	5,989,330
関連会社からの割当費用	26,524,201	2,834,641
専門家報酬	2,600,615	277,928
第三者への副顧問報酬	199,984	21,372
IT関連費用	1,482,611	158,447
旅費および交際費	361,990	38,686
その他	918,774	98,189
費用合計	88,131,307	9,418,593
純利益	8,518,927	910,418

添付注記を参照のこと。

UBS オコーナ ー ・ エルエルシー

株主持分変動計算書

2019年12月31日終了年度

	米ドル	千円
2018年12月31日現在の株主持分	21,218,539	2,267,625
純利益	8,518,927	910,418
UBSアメリカ・ホールディング・エルエルシーに対する 資本拠出の返還	(10,000,000)	(1,068,700)
2019年12月31日現在の株主持分	<u>19,737,466</u>	<u>2,109,343</u>

添付注記を参照のこと。

UBS オコーナ・エルエルシー

キャッシュ・フロー計算書

2019年12月31日終了年度

	米ドル	千円
営業活動		
純利益	8,518,927	910,418
純利益を営業活動より生じた現金に一致させるための調整：		
資産および負債の変動：		
未収顧問報酬	(13,177,342)	(1,408,263)
関連会社からの債権	(421,625)	(45,059)
その他の資産	(364,022)	(38,903)
未払金および未払債務	21,119,442	2,257,035
関連会社に対する債務	(3,138,772)	(335,441)
営業活動より生じた現金純額	12,536,608	1,339,787
資金調達活動		
UBSアメリカ・ホールディング・エルエルシーに対する		
資本拠出の返還	(10,000,000)	(1,068,700)
資金調達活動に使用された現金純額	(10,000,000)	(1,068,700)
現金の純増加	2,536,608	271,087
期首現在の現金	15,634,750	1,670,886
期末現在の現金	18,171,358	1,941,973

添付注記を参照のこと。

UBS オコーナ・エルエルシー

財務書類に対する注記

2019年12月31日終了年度

1．組織および業務の性質

UBS オコーナ・エルエルシー（以下「当社」という。）は、UBSグループAG（以下「UBS」または最終的な「親会社」という。）の間接的な全額出資子会社である。当社の直接親会社は、2019年12月31日付で、UBSアメリカ・ホールディング・エルエルシーからUBSアセットマネジメント（アメリカス）インクに変更された。当社は、UBSの事業部門であるUBSアセット・マネジメント部門の一部であり、米国証券取引委員会および日本の金融庁に登録された投資顧問会社である。当社は、関連オルタナティブ投資信託シリーズおよび個別運用口座（SMA）（以下「ファンズ」という。）に対して資産運用業務および顧問業務を提供する。当社の顧問報酬のすべては、ファンズからのものである。

2．重要な会計方針の要約

見積りの使用

財務書類は、米国において一般に認められる会計原則（U.S.GAAP）に準拠して作成されている。本財務書類の作成にあたり、経営陣は、財務書類および添付の注記の金額に影響を与える見積りおよび条件設定をたてることを要求される。実際の結果は、かかる見積りとは異なることがある。

現金

現金は、当社の関連会社が保有する17,113,475米ドルの預金および非関連銀行が保有する1,057,883米ドルの預金を表章する。

顧問報酬および未収金

資産基準報酬および実績報酬を含む顧問報酬は、顧問契約の条項に基づく役務実施時に収益として計上される。第三者および当社の関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、運用および実績に基づき純資産の比率に基づいている。関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、顧問報酬から控除されて損益計算書に表示される。第三者への副顧問報酬および販売報酬は、損益計算書の費用の中で計上される。当社の関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、関連会社に対する債務および関連会社からの債権としてそれぞれ貸借対照表に表示される。

キャップ付報酬は、当社のその他の費用の中で、ファンズのために当社が負担した経費および費用に対するファンズからの払戻金を表章し、運用に基づき純資産の比率に基づいてファンズに請求される。キャップ付報酬は、関連するファンドの管理事務代行費用控除後、損益計算書の顧問報酬収益に含まれる。その他のファンド関連費用は、損益計算書の専門家報酬の中で表示される。

以下の表は、財務報告基準審議会（FASB）会計基準編纂書（ASC）トピック606「顧客との契約から生じる収益」の影響を受ける収益を含んでおり、ASCトピック606の適用を受ける顧客との契約のみを含む。

顧客との契約から生じる収益の内訳	米ドル
ファンズからの顧問報酬	109,973,016
ファンズからのキャップ付報酬	24,928,207
関連会社からの販売報酬	2,422,328
関連会社への販売報酬	(21,991,875)
関連会社への副顧問報酬	(16,433,952)
ファンドの管理事務代行報酬	(3,035,170)
合計	95,862,554

回収が難しい未収金勘定に対して、必要により、貸倒引当金が設定される。2019年12月31日現在、貸倒引当金は計上されていない。

法人所得税

当社は、米国の連邦、州および地方の所得税法上、法人格がないとされる事業体として取り扱われる。そのため、当社は米国の連邦または州所得税につき引当金を積まず、またこれらを支払わない。当社のすべての収益、費用、利益または損失は、親会社へと流れる。

連結

U.S. GAAPは、報告事業体が議決権持分の過半数を所有していることに基づき、事業体の連結を最初に評価することを報告事業体に要求している。しかし、特定の状況においては、議決権が存在しないか、または議決権持分の過半数所有が支配の信頼できる指標とはならない。議決権持分が存在しない場合、あるいはそれらが経済的持分と著しく異なる場合、またはリスクのある株式に投資する保有者が、事業体の活動を主導する力、事業体の予想される損失を吸収する責任、または事業体の予想される残余利益を受領する権利を欠いている場合には、当該事業体は、ASCトピック810「連結」（ASCトピック810）に基づく変動持分事業体（VIE）とみなされ、支配は、当事者がVIEに支配的な金銭的利害関係を有している（主たる受益者として知られる）定性的測定に基づく。更なる情報については注記3を参照のこと。

外貨換算

当社の機能通貨は米ドルであるが、米ドル以外の通貨でもビジネス取引を行っている。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、期末の実勢直物レートで米ドルに換算される。収益および費用は、期中の平均レートで換算される。外貨取引から生じた差益または差損は、取引日の直物レートを使用して決定される。2019年12月31日に終了した年度において、純為替差益249,623米ドルが損益計算書のその他に含まれている。

会計の発展

2019年の採用

2016年2月、FASBは会計基準編纂書（ASU）第2016-02号「リース」を公表した。当該基準は、オペレーティング・リース契約の借主の会計処理方法を大幅に変更しており、リース負債および対応する使用権資産を、現行ではそれらを貸借対照表に表示しない処理であるのに対し、貸借対照表上で認識するよう要求している。当社はASU第2016-02号を、2019年1月1日付で採用した。当社はいかなるリース契約の借主でもないため、上記の基準の採用は、当社の資産および負債に影響を与えない。

未適用の採用

2016年6月、FASBはASU第2016-13号「金融商品 - 信用損失（トピック326）：金融商品に係る信用損失の測定」を公表した。当該改訂は、既存の発生損失減損指針に代わり、新たな信用損失モデルである現在予想信用損失モデル（CECL）を導入し、信用損失の早期認識を要求している。CECLモデルは、償却原価で計上された金融資産について、過去の実績、現在の状況および金融資産の残存期間にわたる合理的かつ裏付け可能な予測に基づき、すべての予想信用損失を測定するよう要求している。当社は当該改訂を、2020年1月1日付で採用した。当社は償却原価で計上された金融商品を保有していないため、上記の改訂の採用は、当社に影響を与えない。

2019年12月、FASBはASU第2019-12号を公表し、ASC740における特定の例外規定（とりわけ、税金の期間内配分の手法、期中の法人所得税の算定方法および基準外差異に対する繰延税金負債の認識方法に関する規定）を廃止することにより、またその他の編纂の改善によって、法人所得税の会計処理を簡素化する指針を提供している。さらに、ASU第2019-12号は、個別の財務書類で課税されない法人については、当期税金費用および繰延税金費用の連結金額を割り当てることを企業に要求しないと規定している。ただし、課税対象外かつ税務当局から無視されている法人については、企業がそのように（企業ごとに割り当てることを）選択することもできる。ASU第2019-12号は、2020年12月15日より後に開始される会計年度およびその期中の会計期間から適用される。改訂の早期適用は認められている。当社は現在、ASU第2019-12号の影響を評価しており、当社の財務書類に対して重要な影響を与えることは予想していない。

3．後援するヘッジファンド事業体

当社は、一部のヘッジファンド事業体の投資運用会社である。当該ファンの目的は、管理および運用ベースの報酬と引き換えに、投資者に戦略別の投資機会を提供することである。ファンの投資戦略は商品毎に異なるが、ファンの根本的リスクは、投資資本の損失ならびに管理報酬および運用ベースの報酬の損失を含めて類似の性質を有している。税務パートナーあるいは投資顧問としての当社の立場により、当社は、通常、自社を適切なファンのスポンサーとみなす。ファンの一部は、VIEsとみなされる。かかるVIEsにおける当社の変動持分は、主に重要でない株式持分を含んでいる。当社は、運用保証を与えず、また資本コミットメント以外にはいかなるVIEsに対しても資金提供のためのその他の財政的義務を負わない。2019年12月31日現在、当社は連結することが必要な重要なVIEsを有していなかった。

4．関連会社取引

2019年12月20日に、当社は、UBSアセットマネジメント（アメリカス）インクに再度子会社化される前に、UBSアメリカ・ホールディング・エルエルシーへ10,000,000米ドルの資本拠出を返還した。

当社は、一定のファンドについて、副顧問契約に基づき、その顧問報酬収益の一部をUBSオコーナー・リミテッド（英国企業）、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッド（香港企業）およびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール企業）に配分する。かかる副顧問報酬は、2019年12月31日に終了した年度について合計16,433,952米ドルで、損益計算書上は顧問報酬から控除されている。UBSオコーナー・リミテッド、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドおよびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、当社の関連会社である。

2019年12月31日現在、UBSオコーナー・リミテッドに対する1,255,346米ドルの未払副顧問報酬、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドに対する82,263米ドルの未払副顧問報酬およびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに対する742,322米ドルの未払副顧問報酬が、貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

配分される費用は、関連会社によって当社へ割り当てられる費用に関連している。配分費用は、かかるサービスおよびサポートを提供する関連会社が当社に請求する間接費、賃借料、IT関連費、福利費、マーケティング費用およびその他の報酬制度に係る費用に関連している。2019年12月31日に終了した年度に、当社は、賃借料を除く関連会社からの割当費用25,053,166米ドルを負担した。

当社は、外部との賃貸借契約に基づき他のUBSの関連会社が賃借した数箇所のオフィス・スペースを使用している。2019年12月31日に終了した年度においては、当社は、関連会社から割当てられた賃借料1,471,035米ドルを負担した。

当社は、当社のために支払われた額を関連会社に払い戻す。2019年12月31日現在、5,991,752米ドルが貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

当社は、UBSの関連会社に対し一定の販売報酬を支払った。かかる販売報酬は、損益計算書の顧問報酬を含む純額で計上される。2019年12月31日に終了した年度において、当社は、21,991,875米ドルの関連会社に対する販売報酬を負担した。2019年12月31日現在、関連会社に対する未払販売報酬5,711,710米ドルが、貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

当社は、当社が助言するファンドに一部のカナダ籍のファンドおよびカナダ人の投資者が投資することを許容するため、UBSアセット・マネジメント（カナダ）インクと投資運用契約を締結した。当該契約に基づき2019年12月31日に終了した年度に稼得した報酬は2,422,328米ドルであり、損益計算書の顧問報酬に含まれている。2019年12月31日現在、757,069米ドルの未収報酬は、貸借対照表において、関連会社からの債権に含まれている。

５．従業員福利制度

当社は、親会社が支援する、適格従業員に退職給付を提供する非拠出型の確定給付年金制度に関連会社と共に加入している。

2001年12月2日より、確定給付年金制度401(k)は、新規従業員の加入を認めず、新規従業員は自動的に確定拠出年金制度の新たな退職拠出金特典に加入させられ、2002年1月1日より退職拠出金の取得が開始された。さらに、2001年12月1日に在職している従業員は、2002年1月1日現在より確定拠出年金制度の新たな退職拠出金特典に加入するかまたは確定給付年金制度401(k)に残るかの選択を行った。

また、当社は、親会社が支援する退職後の医療および歯科制度に加入している。2014年1月1日以降に退職した適格従業員には、退職者医療・歯科プレミアムが助成される。2017年1月1日において、1999年1月1日から2013年12月31日までの間に退職した従業員は、歯科保険の費用全額を支払う。2014年1月1日以降に退職した適格従業員は、医療および歯科保険の費用全額を支払う。退職後の医療制度に関して、親会社は、利用時払い基準に基づく給付の資金提供を行う方針である。2019年1月1日以降、65歳以上の加入者または65歳未満で医療保険が適格である一定の従業員は、医療保険の購入および適格医療関連費用の支払いに使用できる医療用貯蓄口座(HSA)に対して年次想定拠出金を受領する予定である。

当社は、2019年12月31日に終了した年度において、上述の福利制度に関連する発生費用65,952米ドルを負担し、その額は損益計算書の人件費に含まれている。

当社はまた、適格従業員に退職給付を提供する親会社の確定拠出制度401(k)にも加入している。確定拠出制度401(k)に基づき、加入者は、内国歳入法に規定される特定の制限の下で、当社が上乘せするかかる拠出金の一部と共に、税引前ベースの適格報酬の一部を拠出することができ、確定拠出制度Roth401(k)に基づき、税引後ベースの適格報酬の一部を拠出することができる。2020年1月1日以降、当社の各加入者に対する上乘せ拠出金は、年額8,000米ドルまでに制限される。かかる上限は、2019年の5,850米ドルから引き上げられた。適格な加入者は、確定拠出制度に基づき、退職拠出金特典も受領することができる。加入者は、退職後3年の期間が経過した場合、雇用されている間に65歳に達した場合、高度障害となった場合、または死亡した場合のうちいずれか早い時点で、当社の退職拠出金および上乘せ拠出金に加えてそれにかかる稼得額が100%付与される。

原則として、退職拠出金を受領し、および／または当社の当期上乘せ拠出金を保持するために、加入者は、当該年度の最終営業日現在、現役の従業員でなければならない。当期中に、当社は、当制度に対する187,193米ドルの上乗せ拠出金を実施し、その額は損益計算書の人件費に含まれている。退職拠出金は、内国歳入法に規定される特定の制限の下で、適格報酬の2.0%から3.5%（加入者の就業日による。）に相当する。当社は、この制度に対して当期中に129,408米ドルの退職金を拠出した。これは、損益計算書の人件費に含まれている。

6. 株式投資制度およびその他の報酬制度

親会社は、グループ理事会（以下「GEB」という。）メンバーおよび株主持分を有するその他の従業員の持分を調整するための、複数の株式ベースおよびその他の報酬制度を保有している。また、これらの報酬制度は、規制上の要件を満たすように設計されている。最も重要な報酬制度は、以下に記載される。

持株制度（以下「EOP」という。）

EOPは、年間報酬総額が300,000米ドルを超える全従業員を対象とした、強制的な繰延株式ベース報酬制度である。2019年の業績年度から、GEBメンバー、グループのマネジング・ディレクター（以下「GMDs」という。）および副会長は、EOPの代わりに長期インセンティブ制度（以下「LTIP」という。）を受領する。当社において現在、2019年12月31日終了年度のLTIPを受け取っている従業員はいない。

2019年およびそれ以前の年にGEBメンバーおよびGMDsに付与されたEOP報奨、およびその他の特定の従業員に付与されたEOP報奨は、グループおよび事業部門の両方の業績要件が満たされた場合のみ、権利確定する。2019年および2020年に付与された、それぞれ2018年および2019年の業績年度に関連する報奨については、グループの業績要件は、普通株式Tier 1 資本に対する利益（以下「RoCET 1」という。）の報告平均に基づいている。2018年より前に付与された報奨については、グループの業績要件は、該当期間の繰延税金資産控除後の有形普通株式に対する利益（以下「RoTE」という。）の調整後平均に基づいている。事業部門の業績は、帰属する株式に対する利益（以下「RoAE」という。）の調整後平均に基づいて測定される。コーポレート・センターの従業員については、事業部門の調整後RoAEの平均に基づいて測定される。

通常の業績年度の周期から外れて発行された代替報酬などの特定の報奨は、EOP規則に基づき、繰越現金の形をとることがある。

想定株式は、権利確定時にUBS株式を受領する約束を表しており、権利確定期間中の議決権を有するものではない。付与された報奨は、一般的に想定株式または現金で支払われ、当該報奨と同条件で権利確定する配当相当額を受け取る権利を有する。ただし、2017年の業績年度に関して2018年に付与された報酬から、欧州銀行監督局の指針により、主要なリスク負担者（以下「MRTs」という。）とみなされる個人が繰延変動報酬として付与された商品の配当金または利息の支払いを受け取ることは認められていない。配当金の支払いが認められない場合、EOP報奨の付与価格は、無配当報奨の公正価値を反映するために、権利確定期間にわたる予想配当利回りで調整される。

報奨は、法的または税務上の理由でそれが許可されない法域を除き、権利確定時にUBS株式を交付することで決済される。EOP報奨は通常、かかる報奨が付与されてから2年後および3年後に均等分割されて権利確定する。2019年およびそれ以前の年にGEBメンバーに付与された報奨は通常、3年後、4年後および5年後に権利確定する。報奨は一般的に、とりわけUBSとの雇用関係の任意終了により、没収される。業績年度に認識されたすべてのEOP費用は予想失効率が課せられ、2019年12月31日終了年度は6%であった。

繰延条項付資本制度（以下「DCCP」という。）

DCCPは、年間報酬総額が300,000米ドルを超える全従業員を対象とした、強制的な繰延報酬制度である。

DCCP報奨は、想定上のその他のTier 1（以下「AT 1」という。）資本商品の形をとり、UBSの裁量によって現金または永久市場性AT 1 資本商品のいずれかで決済されることができる。DCCP報奨は、トリガー事象がない限り、5年後に全額が権利確定する。

存続可能性に関する事態が発生する場合、すなわち、スイス金融市場当局（FINMA）が、UBSの支払不能、倒産もしくは破綻を避けるためにDCCP報奨は減額される必要があるという旨を当社に書面で通知した場合、または、UBSが、かかる事態を避けるために必要な公的機関からの例外的な支援のコミットメントを受けた場合にも、報奨は没収される。さらに、グループの普通株式Tier 1 自己資本比率がGEBメンバーについては10%（GEBメンバー以外の全従業員については7%）を下回った場合には、報奨が減額される。追加の業績要件として、GEBメンバーは、権利確定期間中の損失計上年度ごとに報奨の20%を没収される。

DCCP報奨に対する利息の支払いは、UBSの裁量によって支払われる。MRTsのように利息の支払いを受け取ることが認められていない場合、DCCP報奨は、付与された無配当報奨の公正価値を反映する。報奨は一般的に、とりわけUBSとの雇用関係の任意終了により、没収されることがある。

資産運用EOP

資産運用に関わる特定の従業員の繰延報酬を彼らが運用する投資ファンドの業績に合わせて調整するために、かかる従業員には、現金決済の想定投資ファンドの形で報奨が付与される。受渡金額は、権利確定時の関連する投資ファンドの価値によって決定される。報奨は一般的に、とりわけUBSとの雇用関係の任意終了により、没収されることがある。

株式プラス制度（株式プラス）

株式プラスは、UBS株式を時価で購入し、購入した3株毎に1株の名目株を年間最高限度まで受領する機会を適格な従業員に提供する、任意の株式ベース報酬制度である。株式の購入は、業績報酬により年1回、および／または給与天引きを通じて毎月行うことができる。購入された株式が関連制度の開始年から3年間保有され、かつ、一般的に従業員がUBSに雇用され続けていた場合に、名目株は権利確定する。従業員は、同額の配当を名目株および／または現金のいずれかで受領する権利を有する。

2019年に未だ認識されていない付与されない報奨に関連する報酬費用の合計は、14,792,358米ドルであり、2.3年の加重平均期間にわたって認識されると予想される。

7. 融資枠

当社は、UBSアメリカ・ホールディング・アイエヌシーに、20,000,000スイスフランの拘束されない、無担保の短期融資枠を有している。当契約は、借入額に対する利息を定期的に支払うことを規定している。この融資枠に期限はない。2019年12月31日に終了した年度において、当年度中に借入金が発生しなかったため、当社は当該融資枠に関連した支払利息が生じなかった。

8. 契約債務および偶発債務

当社は、通常の業務過程で発生する様々な規制上の問題にかかわっている。経営陣は、未解決な規制上の問題の帰結を確証をもって予想することはできない。かかる問題の帰結は確証をもって予想することはできないが、当社の経営陣の意見によれば、いかなる訴訟も、当社の財務書類全般に重大な悪影響を及ぼすことなく解決される見込みである。

9. 後発事象

当社は、会計文献（ASC855「後発事象」）により、財政状態計算書日後で財政状態計算書の発行可能日前に発生した事象が、財政状態計算書日時点での会計処理または財務書類の開示を必要とするかどうかを評価することが要求されている。当社は、財務書類が発行可能となった日までのすべての後発事象を評価し、以下に記載されている事象を除き、そのような事象は発生していないと判断した。

中国における新型コロナウイルス（または「COVID-19」という。）およびその後の世界的な広がり、世界経済に関するリスクおよび投資の不確実性を著しく増大させている。また、原油価格の大幅な下落が、経済および特定の業界にさらなる影響を及ぼす可能性がある。結果として株式市場は大幅な下落を経験し、市場のボラティリティが大幅に上昇し、一部の市場では秩序ある機能に乱れが生じている。連邦準備制度理事会は、貸出金利を引き下げた。

COVID-19のアウトブレイクと、その結果として生じる大流行（パンデミック）のピークを引き下げるために世界中で行われる対策は、米国を含む世界の経済活動に重大な悪影響を及ぼす可能性が高い。COVID-19の経済的影響がもたらす財務的影響の見積額は、現在評価中である。

[次へ](#)

UBS O'Connor LLC

Statement of Financial Condition

December 31, 2019

Assets

Cash	\$ 18,171,358
Advisory fees receivable	51,001,306
Due from affiliates	757,069
Other assets	<u>1,786,129</u>
Total assets	<u><u>\$ 71,715,862</u></u>

Liabilities and member's equity

Accounts payable and accrued liabilities	\$ 38,195,003
Due to affiliates	<u>13,783,393</u>
Total liabilities	51,978,396
Member's equity	<u>19,737,466</u>
Total liabilities and member's equity	<u><u>\$ 71,715,862</u></u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Operations

Year Ended December 31, 2019

Revenues

Advisory fees	\$ 95,862,554
Interest income	328,914
Other income	458,766
Total revenues	<u>96,650,234</u>

Expenses

Personnel	56,043,132
Allocated expenses from affiliates	26,524,201
Professional fees	2,600,615
Subadvisory fees to third party	199,984
Information technology	1,482,611
Travel and entertainment	361,990
Other	918,774
Total expenses	<u>88,131,307</u>
Net income	<u>\$ 8,518,927</u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Changes in Member's Equity

Year Ended December 31, 2019

Member's equity as of December 31, 2018	\$ 21,218,539
Net income	8,518,927
Capital return to UBS Americas Holding LLC	<u>(10,000,000)</u>
Member's equity as of December 31, 2019	<u>\$ 19,737,466</u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Cash Flows

Year Ended December 31, 2019

Operating activities

Net income	\$ 8,518,927
Adjustments to reconcile net income to cash provided by operating activities:	
Changes in assets and liabilities:	
Advisory fees receivable	(13,177,342)
Due from affiliates	(421,625)
Other assets	(364,022)
Accounts payable and accrued liabilities	21,119,442
Due to affiliates	(3,138,772)
Net cash provided by operating activities	<u>12,536,608</u>

Financing activities

Capital return to UBS Americas Holding LLC	<u>(10,000,000)</u>
Net cash used in financing activities	<u>(10,000,000)</u>

Net increase in cash	2,536,608
Cash at beginning of year	<u>15,634,750</u>
Cash at end of year	<u>\$ 18,171,358</u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements

Year Ended December 31, 2019

1. Organization and Nature of Business

UBS O'Connor LLC (the Company) is an indirect wholly-owned subsidiary of UBS Group AG (UBS or the ultimate Parent). The Company's direct parent has been changed from UBS Americas Holding LLC to UBS Asset Management (Americas) Inc. as of December 31, 2019. The Company is part of the UBS Asset Management business, a division of UBS and is an investment adviser registered with the U.S. Securities and Exchange Commission and the Financial Services Agency in Japan. The Company provides asset management and advisory services to a series of affiliated alternative investment funds and separately managed accounts (the Funds). All of the Company's advisory fees are from the Funds.

2. Summary of Significant Accounting Policies

Use of Estimates

The financial statements have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (U.S. GAAP). The preparation of these financial statements requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from such estimates.

Cash

Cash represents deposits of \$17,113,475 held at affiliates of the Company and a deposit of \$1,057,883 held at a non-affiliated bank.

Advisory Fees and Receivables

Advisory fees, including asset-based and performance fees, are recorded as revenue as services are performed based upon terms of the advisory agreements. Subadvisory fees and distribution fees between third parties and affiliates of the Company are based on a percentage of net assets under management and performance. Subadvisory fees and distribution fees between affiliates are presented net within advisory fees on the statement of operations. Subadvisory fees and distribution fees to third party are recorded within expenses on the statement of operations. Subadvisory fees payable and distribution fees between affiliates are presented in due to affiliates and due from affiliates, respectively, on the statement of financial condition.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

Capped fees represent reimbursements from the Funds for costs and expenses borne by the Company on behalf of the Funds, among other expenses of the Company, and are charged to the Funds based on the a percentage of net assets under management. Capped fees are included in advisory fee revenue on the statement of operations, net of any related Fund administration expenses. Other Fund related expenses are presented within professional fees on the statement of operations.

The below table includes revenues which are impacted by Financial Accounting Standards Board (FASB) Accounting Standards Codification (ASC) Topic 606, *Revenue from Contracts with Customers* and it includes only those contracts with customers that are in scope of ASC Topic 606.

Disaggregation of Revenue from Contracts with Customers

Advisory fees from the Funds	\$ 109,973,016
Capped fees from the Funds	24,928,207
Distribution fees from affiliates	2,422,328
Distribution fees to affiliates	(21,991,875)
Subadvisory fees to affiliates	(16,433,952)
Fund administration fees	(3,035,170)
Total	<u>\$ 95,862,554</u>

An allowance for doubtful accounts is established, as needed, for those accounts receivable for which collection is in doubt. No allowance for doubtful accounts has been recorded as of December 31, 2019.

Income Taxes

The Company is treated as a disregarded entity for U.S. federal, state and local income tax purposes. As such, the Company does not provide for or pay any U.S. federal or state income taxes. All income, expense, gain or loss of the Company flows through to the Parent.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**Consolidation**

U.S. GAAP requires a reporting entity to first assess the consolidation of entities on the basis of the reporting entity's ownership of a majority of voting interest. However, in certain situations, there are no voting rights, or ownership of a majority of voting interest is not a reliable indicator of control. If voting interests do not exist or if they differ significantly from economic interests or if holders of the equity investment at risk lack the power to direct activities of the entity, the obligation to absorb the expected losses of the entity or the right to receive the expected residual returns of the entity, the entity is considered a Variable Interest Entity (VIE) under ASC Topic 810, *Consolidation* (ASC Topic 810), and control is based on a qualitative determination of which party has a controlling financial interest in the VIE (known as the primary beneficiary). See note 3 for additional information.

Foreign Currency Remeasurement

The Company's functional currency is the U.S. dollar; however, it transacts some business in currencies other than the U.S. dollar. Assets and liabilities denominated in currencies other than the U.S. dollar are remeasured to U.S. dollars at the prevailing spot rate in effect at year-end. Revenues and expenses are translated at average rates during the period. Gains or losses resulting from foreign currency transactions are determined using spot rates on the date of the transaction. For the year ended December 31, 2019, net foreign currency income of \$249,623 is included in other income on the statement of operations.

Accounting Developments**Adopted in 2019**

In February 2016, the FASB issued Accounting Standards Update (ASU) 2016-02, *Leases*. The standard substantially changes how lessees must account for operating lease commitments, requiring a lease liability with a corresponding right-of-use asset to be recognized on the balance sheet, compared with the current off-balance sheet treatment of such leases. The Company adopted ASU 2016-02 as of January 1, 2019. Upon adoption, the assets and liabilities of the Company were not impacted as the Company is not a lessee to any leases.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**Pending Adoption**

In June 2016, the FASB issued ASU 2016-13, *Financial Instruments – Credit Losses (Topic 326) Measurement of Credit Losses on Financial Instruments*. The amendment replaces existing incurred loss impairment guidance and introduces a new credit loss model; the Current Expected Credit Losses model (CECL), which requires earlier recognition of credit losses. The CECL model requires the measurement of all expected credit losses for financial assets carried at amortized cost based on historical experience, current conditions and reasonable and supportable forecasts over the full remaining expected life of the financial assets. The Company will adopt the amendment on January 1, 2020. Upon adoption, the Company will not be impacted as it does not hold any financial instruments carried at amortized cost.

In December 2019, the FASB issued ASU 2019-12, providing guidance that simplifies the accounting for income taxes by eliminating certain exceptions to ASC 740 related to, among other things, the approach for intra-period tax allocation, the methodology for calculating income taxes in an interim period and the recognition of deferred tax liabilities for outside basis differences, and other codification improvements. In addition, ASU 2019-12 specifies that an entity is not required to allocate the consolidated amount of current and deferred tax expense to a legal entity that is not subject to tax in its separate financial statements. However, an entity may elect to do so (on an entity-by-entity basis) for a legal entity that is both not subject to tax and disregarded by the taxing authority. ASU 2019-12 is effective for fiscal years, and interim periods within those fiscal years, beginning after December 15, 2020. Early adoption of the amendments is permitted. The Company is presently evaluating the effect of ASU 2019-12, and expects no material impact to its financial statements.

3. Sponsored Hedge Fund Entities

The Company is the investment manager of certain hedge fund entities. The purpose of these funds is to provide strategy specific investment opportunities for investors in exchange for management fees and performance based fees. The investment strategies of the funds differ by product; however, the fundamental risks of the funds have similar characteristics, including loss of invested capital and loss of management fees and performance based fees. In the Company's role as tax matter partner or investment adviser, it generally considers itself the sponsor of the applicable fund. Certain of the funds may be deemed to be VIEs. The Company's variable

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

3. Sponsored Hedge Fund Entities (continued)

interests in such VIEs predominantly include insignificant equity interests. The Company does not provide performance guarantees and has no other financial obligation to provide funding to any VIEs other than its own capital commitments. As of December 31, 2019, the Company did not have any material VIEs that had to be consolidated.

4. Related-Party Transactions

On December 20, 2019, the Company returned capital contributions of \$10,000,000 to UBS Americas Holding LLC prior to the Company being reparented to UBS Asset Management (Americas) Inc.

The Company allocates a portion of its advisory fee revenue to UBS O'Connor Limited (a U.K. company), UBS Asset Management (Hong Kong) Limited (a Hong Kong company) and UBS Asset Management (Singapore) Ltd (a Singapore company) for certain funds under subadvisory agreements. These subadvisory fees, totaling \$16,433,952 for the year ended December 31, 2019, are netted in advisory fees on the statement of operations. UBS O'Connor Limited, UBS Asset Management (Hong Kong) Limited and UBS Asset Management (Singapore) Ltd are affiliates of the Company.

As of December 31, 2019, \$1,255,346 of subadvisory fees payable to UBS O'Connor Limited, \$82,263 of subadvisory fees payable to UBS Asset Management (Hong Kong) Limited and \$742,322 of subadvisory fees payable to UBS Asset Management (Singapore) Ltd are included in due to affiliates on the statement of financial condition.

Allocated expenses relate to costs allocated to the Company by affiliates. Allocated expenses relate to overhead, occupancy, information technology, benefits, marketing and other compensation plan costs charged to the Company by affiliates that provide such services and support. For the year ended December 31, 2019, the Company incurred \$25,053,166 in allocated expenses from affiliates, excluding occupancy expenses.

The Company occupies office space in several locations leased by other UBS affiliates under external lease commitments. For the year ended December 31, 2019, the Company incurred \$1,471,035 in occupancy expenses allocated from affiliates.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

4. Related-Party Transactions (continued)

The Company reimburses affiliates for amounts paid on behalf of the Company. As of December 31, 2019, \$5,991,752 is included in due to affiliates on the statement of financial condition.

The Company has paid certain distribution fees to affiliates of UBS. Such distribution fees are recorded net within advisory fees on the statement of operations. For the year ended December 31, 2019, the Company incurred \$21,991,875 in distribution fees to affiliates. As of December 31, 2019, \$5,711,710 of distribution fees payable to affiliates is included in due to affiliates on the statement of financial condition.

The Company has entered into an Investment Management agreement with UBS Asset Management (Canada) Inc. to permit certain Canadian funds and investors to invest into a Company-advised fund. Fees earned for the year ended December 31, 2019 under this agreement of \$2,422,328 are included in advisory fees on the statement of operations. As of December 31, 2019, fees receivable of \$757,069 is included in due from affiliates on the statement of financial condition.

5. Employee Benefit Plans

The Company participates with affiliates in a noncontributory defined benefit pension plan sponsored by the Parent that provides retirement benefits to eligible employees.

Effective December 2, 2001, the defined benefit pension plan was closed to new employees, and new employees were automatically enrolled into the new retirement contribution feature of the defined contribution 401(k) plan and began earning retirement contributions beginning January 1, 2002. In addition, existing employees as of December 1, 2001, made an election either to participate in the new retirement contribution feature of the defined contribution 401(k) plan as of January 1, 2002, or to remain in the defined benefit pension plan.

The Company also participates in a Parent sponsored postretirement medical and dental plan. Retiree medical and dental premiums are subsidized for eligible employees who retired prior to January 1, 2014. Effective January 1, 2017, retirees who retired between and including January 1, 1999 and December 31, 2013, will be required to pay the full cost for dental coverage. Eligible employees who retired on or after January 1, 2014 pay the full cost of medical and dental

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

5. Employee Benefit Plans (continued)

coverage. With respect to the postretirement medical plan, the Parent's policy is to fund benefits on a pay-as-you-go basis. From January 1, 2019, these participants who are age 65 or older, or certain employees who are pre-65 and Medicare eligible, will receive an annual notional contribution to a Health Savings Account which they can use to purchase medical insurance and pay for eligible medical related expenses.

The Company incurred expenses of \$65,952 related to the aforementioned benefit plans for the year ended December 31, 2019, which are included in personnel expense on the statement of operations.

The Company also participates in a defined contribution 401(k) plan of the Parent that provides retirement benefits to eligible employees. Under the defined contribution 401(k) plan, participants may contribute a portion of their eligible compensation on a pre-tax basis, and on a Roth 401(k) and after-tax basis, with the Company matching some portion of those contributions, subject to certain limitations prescribed by the Internal Revenue Code. The Company's matching contributions to each participant will be limited to an annual amount of \$8,000 effective from January 1, 2020. The limit was increased from \$5,850 in 2019. Eligible participants may also receive a retirement contribution under the defined contribution plan. A participant is 100% vested in the Company's retirement and matching contribution plus earnings thereon after the earlier of three years of service, attaining age 65 while still an employee, becoming totally and permanently disabled or upon death.

Generally, to receive a retirement contribution and/or retain the Company's matching contributions for the year, a participant must be an active employee on the last business day of that year. The Company made a matching contribution of \$187,193 to this plan during the year, which is included in personnel expense on the statement of operations. The retirement contribution is equal to 2.0% to 3.5% of eligible compensation depending on a participant's date of employment, subject to certain limitations prescribed by the Internal Revenue Code. The Company made \$129,408 of retirement contribution to this plan during the year, which is included in personnel expense on the statement of operations.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

6. Equity Participation and Other Compensation Plans

The Parent has several share-based and other compensation plans that align the interests of Group Executive Board (GEB) members and other employees with the interests of investors. These compensation plans are also designed to meet regulatory requirements. The most significant compensation plans are described below.

Equity Ownership Plan (EOP)

The EOP is a mandatory deferred share-based compensation plan for all employees with total annual compensation greater than USD 300,000. Starting with performance year 2019, GEB members, Group Managing Directors (GMDs) and Vice Chairs receive Long-Term Incentive Plan (LTIP) awards instead of EOP. The Company currently does not have any employees receiving the LTIP awards for the year ended December 31, 2019.

EOP awards granted to GEB members and GMDs in 2019 and prior years, as well as EOP awards granted to certain other employees, will only vest if both Group and business division performance conditions are met. For awards granted in 2019 and 2020, related to the performance years 2018 and 2019, respectively, the Group performance condition is based on the average reported return on common equity tier 1 capital (RoCET1). For awards granted in 2018 and before, the Group performance condition is based on the average adjusted return on tangible equity (RoTE) excluding deferred tax assets over the performance period. Business division performance is measured on the basis of their average adjusted return on attributed equity (RoAE). For Corporate Center employees, it is measured on the basis of the average operating businesses' adjusted RoAE.

Certain awards, such as replacement awards issued outside the normal performance year cycle, may take the form of deferred cash under the EOP plan rules.

Notional shares represent a promise to receive UBS shares at vesting and do not carry voting rights during the vesting period. Awards granted generally carry a dividend equivalent that may be paid in notional shares or cash and that vests on the same terms and conditions as the awards. However, starting with awards granted in 2018 for the performance year 2017, European Banking Authority guidelines do not permit individuals who are deemed to be Material Risk Takers (MRTs) to receive dividend or interest payments on instruments awarded as deferred variable compensation. Where dividend payments are not permitted, the grant price of the EOP

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

6. Equity Participation and Other Compensation Plans (continued)

award is adjusted for the expected dividend yield over the vesting period to reflect the fair value of the non-dividend-bearing award.

Awards are settled by delivering UBS shares at vesting, except in jurisdictions where this is not permitted for legal or tax reasons. EOP awards generally vest in equal installments after two and three years following the granting of such awards. Awards granted to GEB members in 2019 and prior years generally vest after three, four and five years. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS. All EOP expenses recognized in the performance year for retirement eligible employees are subject to an expected forfeiture rate, which was 6% for the year ended December 31, 2019.

Deferred Contingent Capital Plan (DCCP)

The DCCP is a mandatory deferred compensation plan for all employees with total annual compensation greater than USD 300,000.

DCCP awards take the form of notional additional tier 1 (AT1) capital instruments, which, at the discretion of UBS, can be settled in either a cash payment or a perpetual, marketable AT1 capital instrument. DCCP awards vest in full after five years, unless there is a trigger event.

Awards are forfeited if a viability event occurs, i.e., if FINMA notifies the firm in writing that the DCCP awards must be written down to prevent an insolvency, bankruptcy or failure of UBS, or if UBS receives a commitment of extraordinary support from the public sector that is necessary to prevent such an event. Additionally, they are also written down if the Group's common equity tier 1 capital ratio falls below 10% for GEB members and below 7% for all other employees. As an additional performance condition, GEB members forfeit 20% of their award for each loss-making year during the vesting period.

Interest payments on DCCP awards are paid at the discretion of UBS. Where interest payments are not permitted, such as for MRTs, the DCCP award reflects the fair value of the granted non-interest-bearing award.

The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

6. Equity Participation and Other Compensation Plans (continued)***Asset Management EOP***

In order to align deferred compensation of certain Asset Management employees with the performance of the investment funds they manage, awards are granted to such employees in the form of cash-settled notional investment funds. The amount delivered depends on the value of the underlying investment funds at the time of vesting. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS.

Equity Plus Plan (Equity Plus)

Equity Plus is a voluntary share-based compensation plan that provides eligible employees with the opportunity to purchase UBS shares at market value and receive one notional share for every three shares purchased, up to a maximum annual limit. Share purchases may be made annually from the performance award and/or monthly through deductions from salary. If the shares purchased are held until three years from the start of the associated plan year and, in general, if the employee remains employed by UBS, the notional shares vest. Employees are entitled to receive a dividend equivalent which may be paid in notional shares and/or cash.

The amount of non-vested awards not yet recognized in 2019, was \$14,792,358 which is expected to be recognized over a weighted average period of 2.3 years.

7. Funding Facility

The Company has an uncommitted, unsecured money market funding facility with UBS Americas Holding Inc. for CHF 20 million. The agreement requires periodic interest payments on any borrowed amounts. The funding facility has no expiration date. For the year ended December 31, 2019, the Company did not incur any interest expense related to this funding facility as no borrowings occurred during the year.

8. Commitments and Contingencies

The Company is involved in various regulatory matters arising in the normal course of business. Management cannot predict with certainty the outcome of pending regulatory matters. While the outcome of such matters cannot be predicted with certainty, in the opinion of management of the

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

8. Commitments and Contingencies (continued)

Company, any such actions will be resolved with no material adverse effect on the Company's financial statements taken as a whole.

9. Subsequent Events

The Company is required by accounting literature (ASC 855, *Subsequent Events*) to evaluate whether events occurring after the statement of financial condition date but before the date the statement of financial condition is available to be issued require accounting as of the statement of financial condition date or disclosure in the financial statements. The Company has evaluated all subsequent events through the date the financial statements were available to be issued and determined that no such events have occurred other than as noted below.

The novel Coronavirus or Covid-19, in China and its subsequent spread worldwide has significantly increased risk within the global economy and investor uncertainty. In addition, substantial deterioration in oil prices may have additional effects on the economy and certain sectors. As a result equity markets have experienced significant declines, market volatility has substantially increased and some markets have experienced disruptions in orderly function. The Federal Reserve reduced lending rates.

The outbreak of Covid-19 and the measures being taken globally to reduce the peak of the resulting pandemic will likely have a significant adverse effect on global economic activity, including in the United States. An estimate of the financial effect of the economic implications of Covid-19 is under evaluation.

(2) 【2018年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

UBS オコーナー・エルエルシー

貸借対照表

2018年12月31日

	米ドル	千円
資産		
現金	15,634,750	1,670,886
未収顧問報酬	37,823,964	4,042,247
関連会社からの債権	335,444	35,849
その他の資産	1,422,107	151,981
資産合計	55,216,265	5,900,962
負債および株主持分		
未払金および未払債務	17,075,561	1,824,865
関連会社に対する債務	16,922,165	1,808,472
負債合計	33,997,726	3,633,337
株主持分	21,218,539	2,267,625
負債および株主持分合計	55,216,265	5,900,962

添付注記を参照のこと。

【損益計算書】

UBS オコーナー・エルエルシー

損益計算書

2018年12月31日終了年度

	米ドル	千円
収益		
顧問報酬	68,882,974	7,361,523
受取利息	71,989	7,693
その他の収益	40,761	4,356
収益合計	68,995,724	7,373,573
費用		
人件費	37,048,289	3,959,351
関連会社からの割当費用	28,444,568	3,039,871
専門家報酬	3,659,181	391,057
第三者への副顧問報酬	1,746,805	186,681
IT関連費用	986,145	105,389
旅費および交際費	761,242	81,354
その他	990,361	105,840
費用合計	73,636,591	7,869,542
純損失	(4,640,867)	(495,969)

添付注記を参照のこと。

UBS オコーナ・エルエルシー

株主持分変動計算書

2018年12月31日終了年度

	米ドル	千円
2017年12月31日現在の株主持分	4,124,488	440,784
ASU第2014-09号による期首残高調整(注記2)	(442,896)	(47,332)
ASU第2016-01号による期首残高調整(注記2)	431,308	46,094
調整された2018年1月1日現在の株主持分	<u>4,112,900</u>	<u>439,546</u>
親会社による資本拠出	25,000,000	2,671,750
純損失	(4,640,867)	(495,969)
UBSへの分配金（純額）	<u>(3,253,494)</u>	<u>(347,701)</u>
2018年12月31日現在の株主持分	<u><u>21,218,539</u></u>	<u><u>2,267,625</u></u>

添付注記を参照のこと。

UBS オコーナ・エルエルシー

キャッシュ・フロー計算書

2018年12月31日終了年度

	米ドル	千円
営業活動		
純損失	(4,640,867)	(495,969)
純損失を営業活動に使用された現金に一致させるための調整：		
資産および負債の変動：		
未収顧問報酬	(8,188,357)	(875,090)
関連会社からの債権	(16,524)	(1,766)
その他の資産	282,743	30,217
未払金および未払債務	(7,049,278)	(753,356)
関連会社に対する債務	(6,840,278)	(731,021)
営業活動に使用された現金純額	(26,452,561)	(2,826,985)
資金調達活動		
資本拠出	25,000,000	2,671,750
UBSへの分配金（純額）	(3,253,494)	(347,701)
資金調達活動より生じた現金純額	21,746,506	2,324,049
現金の純減少	(4,706,055)	(502,936)
期首現在の現金	20,340,805	2,173,822
期末現在の現金	15,634,750	1,670,886
キャッシュ・フロー情報に関する補足事項		
資金調達に関する支払利息	104,948	11,216

添付注記を参照のこと。

UBS オコーナ・エルエルシー

財務書類に対する注記

2018年12月31日終了年度

1．組織および業務の性質

UBS オコーナ・エルエルシー（以下「当社」という。）は、UBSグループAG（以下「UBS」または「親会社」という。）の間接的な全額出資子会社である。当社は、UBSアセット・マネジメント部門の一部であり、米国証券取引委員会および日本の金融庁に登録された投資顧問会社である。当社は、関連オルタナティブ投資信託シリーズおよび個別運用口座（SMA）（以下「ファンズ」という。）に対して資産運用業務および顧問業務を提供する。当社の顧問報酬のすべては、ファンズからのものである。

2．重要な会計方針の要約

見積りの使用

財務書類は、米国において一般に認められる会計原則（U.S.GAAP）に準拠して作成されている。本財務書類の作成にあたり、経営陣は、財務書類および添付の注記の金額に影響を与える見積りおよび条件設定をたてることを要求される。実際の結果は、かかる見積りとは異なることがある。

現金

現金は、当社の関連会社が保有する12,789,756米ドルの預金および非関連銀行が保有する2,844,994米ドルの預金を表章する。

顧問報酬および未収金

資産基準報酬および実績報酬を含む顧問報酬は、顧問契約の条項に基づく役務実施時に収益として計上される。第三者および当社の関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、運用および実績に基づき純資産の比率に基づいている。関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、顧問報酬から控除されて損益計算書に表示される。第三者への副顧問報酬および販売報酬は、損益計算書の費用の中で計上される。当社の関連会社との間の副顧問報酬および販売報酬は、関連会社に対する債務および関連会社からの債権としてそれぞれ貸借対照表に表示される。

キャップ付報酬は、当社のその他の費用の中で、ファンズのために当社が負担した経費および費用に対するファンズからの払戻金を表章し、運用に基づき純資産の比率に基づいてファンズに請求される。キャップ付報酬は、関連するファンドの管理事務代行費用控除後、損益計算書の顧問報酬収益に含まれる。その他のファンド関連費用は、損益計算書の専門家報酬の中で表示される。

回収が難しい未収金勘定に対して、必要により、貸倒引当金が設定される。2018年12月31日現在、貸倒引当金は計上されていない。

法人所得税

当社は、米国の連邦、州および地方の所得税法上、法人格がないとされる事業体として取り扱われる。そのため、当社は米国の連邦または州所得税につき引当金を積まず、またこれらを支払わない。当社のすべての収益、費用、利益または損失は、親会社へと流れる。

連結

U.S. GAAPは、報告事業体が議決権持分の過半数を所有していることに基づき、事業体の連結を最初に評価することを報告事業体に要求している。しかし、特定の状況においては、議決権が存在しないか、または議決権持分の過半数所有が支配の信頼できる指標とはならない。議決権持分が存在しない場合、あるいはそれらが経済的持分と著しく異なる場合、またはリスクのある株式に投資する保有者が、事業体の活動を主導する力、事業体の予想される損失を吸収する責任、または事業体の予想される残余利益を受領する権利を欠いている場合には、当該事業体は、会計基準編纂書（ASC）トピック810「連結」（ASCトピック810）に基づく変動持分事業体（VIE）とみなされ、支配は、当事者がVIEに支配的な金銭的利害関係を有している（主たる受益者として知られる）定性的測定に基づく。更なる情報については注記3を参照のこと。

外貨換算

当社の機能通貨は米ドルであるが、米ドル以外の通貨でもビジネス取引を行っている。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、期末の実勢直物レートで米ドルに換算される。収益および費用は、期中の平均レートで換算される。外貨取引から生じた差益または差損は、取引日の直物レートを使用して決定される。2018年12月31日に終了した年度において、純為替差損55,091米ドルが損益計算書のその他に含まれている。

会計の発展

2018年の採用

2014年5月、財務報告基準審議会（FASB）は、会計基準更新書（ASU）第2014-09号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。その後、FASBは当該指針の修正または明確化のために、追加のASUを公表している。当該ASUは、金融機関、リースおよび保険契約に関連する以外の顧客とのすべての契約に適用される収益認識の原則を確立し、履行義務が充足されるように収益を認識することを企業に対して求めている。特に、当該基準は、変動対価に関連する不確実性が後に解消され、重要な取消しが発生しないことがほぼ確実である限りにおいてのみ、変動対価が認識されることを明記している。このことは、運用ベースまたは資産ベースの報酬が認識された場合に影響を与える。また、収益および費用を総額ベースまたは純額ベースで表示する際の指針を提供し、収益の性質、金額、時期および不確実性ならびに顧客との契約からのキャッシュ・フローについての情報に対する統一された一連の開示要件を確立する。

当社は当該基準を、その強制的発効日である2018年1月1日付で採用し、当該基準の当初適用の累積的影響を未収顧問報酬の減少に対応する442,896米ドルの株主持分を期首残高調整として認識する修正遡及適用ベースで適用した。当該基準が提供する指針に基づき、特定の受取手数料および支払手数料の表示時期および表示方法に変更があった。

以下の表は、ASCトピック606「顧客との契約から生じる収益（トピック606）」の影響を受けており、ASCトピック606の適用を受ける顧客との契約のみを含む収益を含む。

顧客との契約から生じる収益の内訳

ファンズからの顧問報酬	90,978,404
ファンズからのキャップ付報酬	27,365,870
関連会社からの販売報酬	840,476
関連会社への販売報酬	(24,648,176)
関連会社への副顧問報酬	(21,962,365)
ファンドの管理事務代行報酬	(3,691,235)
合計	68,882,974

2016年1月、FASBはASU第2016-01号「金融資産および金融負債の認識および測定」（以下「ASU第2016-01号」という。）を公表した。2018年2月、FASBは、ASU第2016-01号の特定の条項を明確化するためにASU第2018-03号「金融商品に対する技術的修正および改善 - 全般（サブ・トピック825-10）」を公表した。当該ASUは、金融商品の認識、測定、表示および開示の特定の局面に対処し、主に公正価値オプションに基づく金融資産および負債に関する会計処理ならびに金融商品の表示および開示要件に影響を与える。当社は両方のASUを2018年1月1日付で採用し、経過規定に従って、当該基準の当初適用の累積的影響をその他の資産の増加に対応する431,308米ドルの株主持分を期首残高修正として認識した。2018年12月31日に終了した年度において、当社は損益計算書のその他の収益に含まれる公正価値測定から40,761米ドルの収益を認識した。

2017年3月、FASBはASU第2017-07号「報酬 - 退職給付（トピック715）：純期間年金費用および純期間退職後給付費用の表示の改善」（以下「ASU第2017-07号」という。）を公表した。ASU第2017-07号は、勤務費用要素とその他の期間給付費用の要素を分けるよう雇用者に求めている。純期間年金および退職後給付費用の勤務費用要素は、財務書類において、被雇用者の提供する業務から生じる従業員報酬費用と同じ項目で報告されるべきである。期間給付費用のその他すべての項目は、損益計算書において勤務費用要素と区分し、かつ営業利益の小計とは別に表示されなくてはならない。当社は当該基準を、その強制的発効日である2018年1月1日付で採用した。この表示方法の変更は、損益計算書に対して重要な影響を与えなかった。

2017年5月、FASBは、株式により支払われる報酬の修正に関する会計処理を改訂するASU第2017-09号「未収金 - 報酬 - 株式報酬（サブ・トピック718）：修正会計処理の範囲」（以下「ASU第2017-09号」という。）を公表した。ASU第2017-09号は、報酬の条項または条件への変更があった場合に修正会計が適用されることを求めている。当社は当該基準を、その強制的発効日である2018年1月1日付で採用した。この採用は、当社の財務書類に対して重要な影響を与えなかった。

３．後援するヘッジファンド事業体

当社は、一部のヘッジファンド事業体の投資運用会社である。当該ファンドの目的は、管理および運用ベースの報酬と引き換えに、投資者に戦略別の投資機会を提供することである。ファンドの投資戦略は商品毎に異なるが、ファンドの根本的リスクは、投資資本の損失ならびに管理報酬および運用ベースの報酬の損失を含めて類似の性質を有している。税務パートナーあるいは投資顧問としての当社の立場により、当社は、通常、自社を適切なファンドのスポンサーとみなす。ファンドの一部は、VIEsとみなされる。かかるVIEsにおける当社の変動持分は、主に重要でない株式持分を含んでいる。当社は、運用保証を与えず、また資本コミットメント以外にはいかなるVIEsに対しても資金提供のためのその他の財政的義務を負わない。2018年12月31日現在、当社は連結することが必要な重要なVIEsを有していなかった。

４．関連会社取引

2018年12月18日に、当社は、親会社から25,000,000米ドルの資本出資を受領した。資本再編により、当社は、適格専門資産運用会社（QPAM）の要件に従って、最低100万米ドルのプラスの株式ポジションを有する。

当社は、一定のファンドについて、副顧問契約に基づき、その顧問報酬収益の一部をUBSオコーナー・リミテッド（英国企業）、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッド（香港企業）およびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッド（シンガポール企業）に配分する。かかる副顧問報酬は、2018年12月31日に終了した年度について合計21,962,365米ドルで、損益計算書上は顧問報酬から控除されている。UBSオコーナー・リミテッド、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドおよびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドは、当社の関連会社である。

2018年12月31日現在、UBSオコーナー・リミテッドに対する4,618,338米ドルの未払副顧問報酬、UBSアセット・マネジメント（香港）リミテッドに対する157,231米ドルの未払副顧問報酬およびUBSアセット・マネジメント（シンガポール）リミテッドに対する376,598米ドルの未払副顧問報酬が、貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

配分される費用は、関連会社によって当社へ割り当てられる費用に関連している。配分費用は、かかるサービスおよびサポートを提供する関連会社が当社に請求する間接費、賃借料、IT関連費、福利費、マーケティング費用およびその他の報酬制度に係る費用に関連している。さらに当社は、当社のために支払われた額を関連会社に払い戻す。2018年12月31日に終了した年度に、当社は、賃借料を除く関連会社からの割当費用26,774,883米ドルを負担した。2018年12月31日現在、6,347,242米ドルの当該費用が、貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

当社は、外部との賃貸借契約に基づき他のUBSの関連会社が賃借した数箇所のオフィス・スペースを使用している。当社は、その賃借費用を当該関連会社に払い戻す。2018年12月31日に終了した年度においては、当社は、関連会社から割当てられた賃借料1,669,685米ドルを負担した。

当社は、UBSの関連会社に対し一定の販売報酬を支払った。かかる販売報酬は、損益計算書の顧問報酬を含む純額で計上される。2018年12月31日に終了した年度において、当社は、24,648,176米ドルの関連会社に対する販売報酬を負担した。2018年12月31日現在、関連会社に対する未払販売報酬5,422,756米ドルが、貸借対照表の関連会社に対する債務に含まれている。

当社は、当社が助言するファンドに一部のカナダ籍のファンドおよびカナダ人の投資者が投資することを許容するため、UBSアセット・マネジメント（カナダ）インクと投資運用契約を締結した。当該契約に基づき2018年12月31日に終了した年度に稼得した報酬は828,397米ドルであり、損益計算書の顧問報酬に含まれている。2018年12月31日現在、335,444米ドルの未収報酬は、貸借対照表において、関連会社からの債権に含まれている。

５．従業員福利制度

当社は、親会社が支援する、適格従業員に退職給付を提供する非拠出型の確定給付年金制度に関連会社と共に加入している。

2001年12月2日より、確定給付年金制度401(k)は、新規従業員の加入を認めず、新規従業員は自動的に確定拠出年金制度の新たな退職拠出金特典に加入させられ、2002年1月1日より退職拠出金の取得が開始された。さらに、2001年12月1日に在職している従業員は、2002年1月1日現在より確定拠出年金制度の新たな退職拠出金特典に加入するかまたは確定給付年金制度401(k)に残るかの選択を行った。

また、当社は、親会社が支援する退職後の医療および歯科制度に加入している。2014年1月1日以降に退職した適格従業員には、退職者医療・歯科プレミアムが助成される。2017年1月1日において、1999年1月1日から2013年12月31日までの間に退職した従業員は、歯科保険の費用全額を支払う。2014年1月1日以降に退職した適格従業員は、医療および歯科保険の費用全額を支払う。退職後の医療制度に関して、親会社は、利用時払い基準に基づく給付の資金提供を行う方針である。2019年1月1日以降、65歳以上の加入者または65歳未満で医療保険が適格である一定の従業員は、医療保険の購入および適格医療関連費用の支払いに使用できる医療用貯蓄口座(HSA)に対して年次想定拠出金を受領する予定である。

当社は、2018年12月31日に終了した年度において、上述の福利制度に関連する発生費用177,338米ドルを負担し、その額は損益計算書の人件費に含まれている。

当社はまた、適格従業員に退職給付を提供する親会社の確定拠出制度401(k)にも加入している。確定拠出制度401(k)に基づき、加入者は、内国歳入法に規定される特定の制限の下で、当社が上乗せするかかる拠出金の一部と共に、税引前ベースの適格報酬の一部を拠出することができ、確定拠出制度Roth401(k)に基づき、税引後ベースの適格報酬の一部を拠出することができる。2019年1月1日以降、当社の各加入者に対する上乗せ拠出金は、年額5,750米ドルまでに制限される。かかる上限は、2018年の4,500米ドルから引き上げられた。適格な加入者は、確定拠出制度に基づき、退職拠出金特典(詳細は前記のとおり)も受領することができる。加入者は、退職後3年の期間が経過した場合、雇用されている間に65歳に達した場合、高度障害となった場合、または死亡した場合のうちいずれか早い時点で、当社の退職拠出金および上乗せ拠出金に加えてそれにかかる稼得額が100%付与される。

原則として、退職拠出金を受領し、および/または当社の当期上乗せ拠出金を保持するために、加入者は、当該年度の最終営業日現在、現役の従業員でなければならない。当期中に、当社は、当制度に対する228,729米ドルの上乗せ拠出金を実施し、その額は損益計算書の人件費に含まれている。退職拠出金は、内国歳入法に規定される特定の制限の下で、適格報酬の1.5%から3.5%(加入者の就業日による。)に相当する。

6. 株式投資制度およびその他の報酬制度

親会社は、グループ理事会（以下「GEB」という。）メンバー、主要なリスク負担者および株主持分を有するその他の従業員の持分を調整するために、規制上の要件を継続的に満たすと同時に、複数の持株参加制度およびその他の報酬制度を設けている。親会社は、強制、自由裁量および任意ベースの報酬制度を運用している。

持株制度（以下「EOP」という。）

特定の従業員は、EOP想定株式またはEOP業績株式（すなわち、業績要件が課される想定株式）の形で、一定の基準を超えた年次業績連動報酬の一部を受領する。

想定株式は、権利確定時にUBS株式を受領する約束を表しており、権利確定期間中の議決権を有するものではない。2014年2月より前に付与された想定株式は、配当権を有していないが、2014年2月以降に付与された報奨は、当該報奨と同条件で権利確定する、想定株式または現金で支払われる配当相当額を受け取る権利を有する。ただし、主要なリスク負担者（以下「MRTs」という。）に対して、2017年の業績年度について2018年2月以降に付与された報奨は、規制条件に従って、かかる配当金総額を受け取る権利を有していない。

GEBメンバー以外の従業員に関しては、EOP報奨は通常2年目および3年目に均等分割されて権利確定する。当該制度は、（a）従業員が特定の有害行為を実行した場合、および（b）ほとんどは雇用終了の場合に、企業が権利未確定の報奨の一部またはすべてを没収される規定を含む。EOP費用は、付与日に従業員が適格な退職要件を満たしている場合には、業績年度において認識される。それ以外の場合、繰延報奨の権利確定部分それぞれの費用は、付与日から権利確定日または従業員の退職日のどちらか早い日付まで、定額法で認識される。認識されたすべてのEOP費用は、2018年12月31日現在、6.17%の予想失効率が課せられている。

主要なリスク負担者（役割の性質上、企業における相当量のリソースを設定、委任または管理すること、および/または企業のリスク・プロファイルに影響を及ぼすことが確定している従業員、と広く定義される。）、グループの管理取締役会、または報奨の総額が一定の基準を超える従業員は、EOPにおける業績株式を受領する。これらの業績株式は、一定の業績要件が満たされた場合のみ、全額が権利確定する。かかる業績要件は、現在、UBSグループの有形普通株式に対する調整後利益および権利確定期間中の業績年度に帰属する株式に対する部門別利益に基づいている。

代替報奨などの特定の報奨は、EOP規則に基づき、繰越現金の形をとることがある。

繰延条項付資本制度（以下「DCCP」という。）

EOP報奨と同様、特定の従業員は、想定上のその他のTier 1（以下「AT 1」という。）資本商品の形で、一定の基準を超えた年次業績連動報酬の一部を受領する。

DCCP報奨は、付与後5年間で全額が権利確定し、UBSの普通株式Tier 1（以下「CET 1」という。）自己資本比率が（GEBメンバー以外の従業員については）7%を下回った場合には、没収される。さらに、存続可能性に関する事態が発生する場合、すなわち、スイス金融市場当局（以下「FINMA」という。）が、UBSに対し、支払不能、倒産もしくは破綻を避けるためにDCCP報奨は減額される必要があるという旨を書面で通知した場合、または、UBSが、かかる支払不能、倒産もしくは破綻を避けるために必要な公的機関からの例外的な支援のコミットメントを受けた場合にも、報奨は没収される。DCCPにおいて、従業員は、任意の年次利息が支払われることがある。ただし、2017年の業績年度について2018年2月以降にMRTに付与された報奨は、規制条件に従って、利息が支払われない。

DCCP報奨の没収および関連する費用の認識に関する規定は、EOPと同様である。

任意の株式ベース報酬制度

株式プラス・プラン（株式プラス）

株式プランは、UBSグループAGの株式を時価で購入し、購入した3株毎に1株のUBSグループAGの名目株を年間最高限度まで追加費用なしで受領する機会を適格な従業員に提供する、任意のプランである。株式の購入は、業績報酬により年1回、および／または給与天引きを通じて毎月行うことができる。購入された株式が最長3年間保有され、かつ、一般的に従業員が雇用され続けていた場合に、名目株は権利確定する。2014年4月以降に付与された名目株については、同額の配当を名目株および／または現金のいずれかで受領する権利が従業員にある。

2018年に未だ認識されていない付与されない報奨に関連する報酬費用の合計は、15,291,346米ドルであり、2年の加重平均期間にわたって認識されると予想される。

7．融資枠

当社は、UBSアメリカ・アイエヌシーに、20,000,000スイスフランの拘束されない、無担保の短期融資枠を有している。当契約は、借入額に対する利息を定期的に支払うことを規定している。この融資枠に期限はない。2018年12月31日現在、未決済の借入れはない。2018年12月31日に終了した年度に、当社は当該融資枠に関連した利息104,948米ドルを負担し、支払った。これは損益計算書のその他の費用に含まれている。請求された金利は1か月LIBORを用いて算出された内部利率に基づく。

8．契約債務および偶発債務

当社は、通常の業務過程で発生する様々な規制上の問題にかかわっている。経営陣は、未解決な規制上の問題の帰結を確証をもって予想することはできない。かかる問題の帰結は確証をもって予想することはできないが、当社の経営陣の意見によれば、いかなる訴訟も、当社の財務書類全般に重大な悪影響を及ぼすことなく解決される見込みである。

9．後発事象

経営陣は、本財務書類が発行可能となった日付である2019年6月8日までの後発事象を評価した。経営陣は、当該日までに当社の財務書類に影響を及ぼすかまたは当社の財務書類に開示が要求される重大な事象または取引はないと判断した。

[次へ](#)

UBS O'Connor LLC

Statement of Financial Condition

December 31, 2018

Assets

Cash	\$ 15,634,750
Advisory fees receivable	37,823,964
Due from affiliates	335,444
Other assets	<u>1,422,107</u>
Total assets	<u>\$ 55,216,265</u>

Liabilities and member's equity

Accounts payable and accrued liabilities	\$ 17,075,561
Due to affiliates	<u>16,922,165</u>
Total liabilities	33,997,726
Member's equity	<u>21,218,539</u>
Total liabilities and member's equity	<u>\$ 55,216,265</u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Operations

Year Ended December 31, 2018

Revenues

Advisory fees	\$ 68,882,974
Interest income	71,989
Other income	40,761
Total revenues	<u>68,995,724</u>

Expenses

Personnel	37,048,289
Allocated expenses from affiliates	28,444,568
Professional fees	3,659,181
Subadvisory fees to third party	1,746,805
Information technology	986,145
Travel and entertainment	761,242
Other	990,361
Total expenses	<u>73,636,591</u>
Net loss	<u>\$ (4,640,867)</u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Changes in Member's Equity

Year Ended December 31, 2018

Member's equity as of December 31, 2017	\$ 4,124,488
Opening balance adjustment (Note 2) due to ASU 2014-09	(442,896)
Opening balance adjustment (Note 2) due to ASU 2016-01	431,308
Adjusted member's equity as of January 1, 2018	<u>\$ 4,112,900</u>
Capital contribution from Parent	25,000,000
Net loss	(4,640,867)
Distribution to UBS, net	<u>(3,253,494)</u>
Member's equity as of December 31, 2018	<u><u>\$ 21,218,539</u></u>

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Statement of Cash Flows

Year Ended December 31, 2018

Operating activities

Net loss	\$ (4,640,867)
Adjustments to reconcile net loss to cash used in operating activities:	
Changes in assets and liabilities:	
Advisory fees receivable	(8,188,357)
Due from affiliates	(16,524)
Other assets	282,743
Accounts payable and accrued liabilities	(7,049,278)
Due to affiliates	(6,840,278)
Net cash used in operating activities	<u>(26,452,561)</u>

Financing activities

Capital contribution	25,000,000
Distribution to UBS, net	<u>(3,253,494)</u>
Net cash provided by financing activities	<u>21,746,506</u>

Net decrease in cash	(4,706,055)
Cash at beginning of year	<u>20,340,805</u>
Cash at end of year	<u>\$ 15,634,750</u>

Supplemental disclosure of cash flow information

Interest paid on funding line	<u>\$ 104,948</u>
-------------------------------	-------------------

See accompanying notes.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements

Year Ended December 31, 2018

1. Organization and Nature of Business

UBS O'Connor LLC (the Company) is an indirect wholly-owned subsidiary of UBS Group AG (UBS or the Parent). The Company is part of the UBS Asset Management business and is an investment adviser registered with the U.S. Securities and Exchange Commission and the Financial Services Agency in Japan. The Company provides asset management and advisory services to a series of affiliated alternative investment funds and separately managed accounts (the Funds). All of the Company's advisory fees are from the Funds.

2. Summary of Significant Accounting Policies

Use of Estimates

The financial statements have been prepared in accordance with U.S. generally accepted accounting principles (U.S. GAAP). The preparation of these financial statements requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. Actual results could differ from such estimates.

Cash

Cash represents deposits of \$12,789,756 held at affiliates of the Company and a deposit of \$2,844,994 held at a non-affiliated bank.

Advisory Fees and Receivables

Advisory fees, including asset-based and performance fees, are recorded as revenue as services are performed based upon terms of the advisory agreements. Subadvisory fees and distribution fees between third parties and affiliates of the Company are based on a percentage of net assets under management and performance. Subadvisory fees and distribution fees between affiliates are presented net within advisory fees on the statement of operations. Subadvisory fees and distribution fees to third party are recorded within expenses on the statement of operations. Subadvisory fees payable and distribution fees between affiliates are presented in due to affiliates and due from affiliates, respectively, on the statement of financial condition.

Capped fees represent reimbursements from the Funds for costs and expenses borne by the Company on behalf of the Funds, among other expenses of the Company, and are charged to the Funds based on the a percentage of net assets under management. Capped fees are included in advisory fee revenue on the statement of operations, net of any related Fund administration

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

expenses. Other Fund related expenses are presented within professional fees on the statement of operations.

An allowance for doubtful accounts is established, as needed, for those accounts receivable for which collection is in doubt. No allowance for doubtful accounts has been recorded as of December 31, 2018.

Income Taxes

The Company is treated as a disregarded entity for U.S. federal, state and local income tax purposes. As such, the Company does not provide for or pay any U.S. federal or state income taxes. All income, expense, gain or loss of the Company flows through to the Parent.

Consolidation

U.S. GAAP requires a reporting entity to first assess the consolidation of entities on the basis of the reporting entity's ownership of a majority of voting interest. However, in certain situations, there are no voting rights, or ownership of a majority of voting interest is not a reliable indicator of control. If voting interests do not exist or if they differ significantly from economic interests or if holders of the equity investment at risk lack the power to direct activities of the entity, the obligation to absorb the expected losses of the entity or the right to receive the expected residual returns of the entity, the entity is considered a Variable Interest Entity (VIE) under Accounting Standards Codification (ASC) Topic 810, *Consolidation* (ASC Topic 810), and control is based on a qualitative determination of which party has a controlling financial interest in the VIE (known as the primary beneficiary). See note 3 for additional information.

Foreign Currency Remeasurement

The Company's functional currency is the U.S. dollar; however, it transacts some business in currencies other than the U.S. dollar. Assets and liabilities denominated in currencies other than the U.S. dollar are remeasured to U.S. dollars at the prevailing spot rate in effect at year-end. Revenues and expenses are translated at average rates during the period. Gains or losses resulting from foreign currency transactions are determined using spot rates on the date of the transaction. For the year ended December 31, 2018, net foreign currency loss of \$55,091 is included in other expenses on the statement of operations.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**Accounting Developments - Adopted in 2018**

In May 2014, the Financial Accounting Standards Board (FASB) issued Accounting Standards Update (ASU) 2014-09, *Revenue from Contracts with Customers*. Subsequently, the FASB has issued further ASUs for purposes of amending or clarifying that guidance. The ASUs establish principles for revenue recognition that apply to all contracts with customers except those relating to financial instruments, leases, and insurance contracts and require an entity to recognize revenue as performance obligations are satisfied. In particular, the standard now specifies that variable consideration is only recognized to the extent that it is highly probable that a significant reversal will not occur when the uncertainty associated with the variable consideration is subsequently resolved. This may affect when certain performance-based and asset based fees can be recognized. It also provides guidance on when revenues and expenses should be presented on a gross or net basis and establishes a cohesive set of disclosure requirements for information on the nature, amount, timing, and uncertainty of revenue and cash flows from contracts with customers.

The Company adopted the standard as of its mandatory effective date on January 1, 2018, and applied it on a modified retrospective basis, recognizing the cumulative effect of initially applying the standard as an adjustment decreasing the opening balance of member's equity in the amount of \$442,896, and a corresponding decrease in advisory fees receivable. There were changes in the timing and presentation of certain fee income and expense based on the guidance provided by the standard.

The below table includes revenues which are impacted by ASC Topic 606, *Revenue from Contracts with Customers* (ASC 606), and it includes only those contracts with customers that are in scope of ASC Topic 606.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)**Disaggregation of Revenue from Contracts with Customers**

Advisory fees from the Funds	\$ 90,978,404
Capped fees from the Funds	27,365,870
Distribution fees from affiliates	840,476
Distribution fees to affiliates	(24,648,176)
Subadvisory fees to affiliates	(21,962,365)
Fund administration fees	(3,691,235)
Total	<u>\$ 68,882,974</u>

In January 2016, the FASB issued ASU 2016-01, *Recognition and Measurement of Financial Assets and Financial Liabilities* (ASU 2016-01). In February 2018, the FASB issued ASU No. 2018-03, *Technical Corrections and Improvements to Financial Instruments-Overall* (subtopic 825-10), to clarify certain provisions in ASU 2016-01. The ASUs address certain aspects of recognition, measurement, presentation and disclosure of financial instruments and primarily affects the accounting for financial assets and liabilities under the fair value option and the presentation and disclosure requirements for financial instruments. The Company adopted both of the ASUs as of January 1, 2018 and in line with transitional provisions, recognized the cumulative effect of initially applying the standards as an adjustment increasing the opening balance of member's equity in the amount of \$431,308, and a corresponding increase in other assets. For the year ended December 31, 2018, the Company recognized \$40,761 of income from fair value measurement which is included in other income on the statement of operations.

In March 2017, the FASB issued ASU 2017-07, *Compensation—Retirement Benefits (Topic 715): Improving the Presentation of Net Periodic Pension Cost and Net Periodic Postretirement Benefit Cost* (ASU 2017-07). ASU 2017-07 requires that an employer disaggregate the service cost component from other components of net benefit costs. The service cost component of net periodic pension and postretirement benefit cost should be reported in the same financial statement line item(s) as other current employee compensation costs arising from services rendered by employees. All other components of net benefit cost must be presented separately in the income statement from the service cost component, and outside any subtotal of operating

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

2. Summary of Significant Accounting Policies (continued)

income. The Company adopted the standard as of its mandatory effective date on January 1, 2018. This change in presentation did not have a material effect on the statement of operations.

In May 2017, the FASB issued ASU No. 2017-09, *Receivables—Compensation—Stock Compensation (Subtopic 718): Scope of Modification Accounting* (ASU 2017-09), which amends the accounting for modifications of share-based payment awards. ASU 2017-09 requires that modification accounting be applied when a change to the terms or conditions of an award is substantive. The Company adopted the standard as of its mandatory effective date on January 1, 2018. Adoption did not have a material impact on the Company's financial statements.

3. Sponsored Hedge Fund Entities

The Company is the investment manager of certain hedge fund entities. The purpose of these funds is to provide strategy specific investment opportunities for investors in exchange for management fees and performance based fees. The investment strategies of the funds differ by product; however, the fundamental risks of the funds have similar characteristics, including loss of invested capital and loss of management fees and performance based fees. In the Company's role as tax matter partner or investment adviser, it generally considers itself the sponsor of the applicable fund. Certain of the funds may be deemed to be VIEs. The Company's variable interests in such VIEs predominantly include insignificant equity interests. The Company does not provide performance guarantees and has no other financial obligation to provide funding to any VIEs other than its own capital commitments. As of December 31, 2018, the Company did not have any material VIEs that had to be consolidated.

4. Related-Party Transactions

On December 18, 2018, the Company received capital contribution of \$25,000,000 from the Parent. The recapitalization will permit the Company to have a positive equity position of at least \$1 million to comply with the Qualified Professional Asset Manager (QPAM) requirements.

The Company allocates a portion of its advisory fee revenue to UBS O'Connor Limited (a U.K. company), UBS Asset Management (Hong Kong) Limited (a Hong Kong company) and UBS Asset Management (Singapore) Ltd (a Singapore company) for certain funds under subadvisory agreements. These subadvisory fees, totaling \$21,962,365 for the year ended December 31, 2018, are netted in advisory fees on the statement of operations. UBS O'Connor Limited, UBS Asset Management (Hong Kong) Limited and UBS Asset Management (Singapore) Ltd are affiliates of the Company.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

4. Related-Party Transactions (continued)

As of December 31, 2018, \$4,618,338 of subadvisory fees payable to UBS O'Connor Limited, \$157,231 of subadvisory fees payable to UBS Asset Management (Hong Kong) Limited and \$376,598 of subadvisory fees payable to UBS Asset Management (Singapore) Ltd are included in due to affiliates on the statement of financial condition.

Allocated expenses relate to costs allocated to the Company by affiliates. Allocated expenses relate to overhead, occupancy, information technology, benefits, marketing and other compensation plan costs charged to the Company by affiliates that provide such services and support. In addition, the Company reimburses affiliates for amounts paid on behalf of the Company. For the year ended December 31, 2018, the Company incurred \$26,774,883 in allocated expenses from affiliates, excluding occupancy expenses. As of December 31, 2018, \$6,347,242 of such expenses is included in due to affiliates on the statement of financial condition.

The Company occupies office space in several locations leased by other UBS affiliates under external lease commitments. The Company reimburses those affiliates for their lease expenses. For the year ended December 31, 2018, the Company incurred \$1,669,685 in occupancy expenses allocated from affiliates.

The Company has paid certain distribution fees to affiliates of UBS. Such distribution fees are recorded net within advisory fees on the statement of operations. For the year ended December 31, 2018, the Company incurred \$24,648,176 in distribution fees to affiliates. As of December 31, 2018, \$5,422,756 of distribution fees payable to affiliates is included in due to affiliates on the statement of financial condition.

The Company has entered into an Investment Management agreement with UBS Asset Management (Canada) Inc. to permit certain Canadian funds and investors to invest into a Company-advised fund. Fees earned for the year ended December 31, 2018 under this agreement of \$828,397 are included in advisory fees on the statement of operations. As of December 31, 2018, fees receivable of \$335,444 is included in due from affiliates on the statement of financial condition.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

5. Employee Benefit Plans

The Company participates with affiliates in a noncontributory defined benefit pension plan sponsored by the Parent that provides retirement benefits to eligible employees.

Effective December 2, 2001, the defined benefit pension plan was closed to new employees, and new employees were automatically enrolled into the new retirement contribution feature of the defined contribution 401(k) plan and began earning retirement contributions beginning January 1, 2002. In addition, existing employees as of December 1, 2001, made an election either to participate in the new retirement contribution feature of the defined contribution 401(k) plan as of January 1, 2002, or to remain in the defined benefit pension plan.

The Company also participates in a Parent sponsored postretirement medical and dental plan. Retiree medical and dental premiums are subsidized for eligible employees who retired prior to January 1, 2014. Effective January 1, 2017, retirees who retired between and including January 1, 1999 and December 31, 2013, will be required to pay the full cost for dental coverage. Eligible employees who retired on or after January 1, 2014 pay the full cost of medical and dental coverage. With respect to the postretirement medical plan, the Parent's policy is to fund benefits on a pay-as-you-go basis. From January 1, 2019, these participants who are age 65 or older, or certain employees who are pre-65 and Medicare eligible, will receive an annual notional contribution to a Health Savings Account which they can use to purchase medical insurance and pay for eligible medical related expenses.

The Company incurred expenses of \$177,338 related to the aforementioned benefit plans for the year ended December 31, 2018, which are included in personnel expense on the statement of operations.

The Company also participates in a defined contribution 401(k) plan of the Parent that provides retirement benefits to eligible employees. Under the defined contribution 401(k) plan, participants may contribute a portion of their eligible compensation on a pre-tax basis, and on a Roth 401(k) and after-tax basis, with the Company matching some portion of those contributions, subject to certain limitations prescribed by the Internal Revenue Code. The Company's matching contributions to each participant will be limited to an annual amount of \$5,750 effective from January 1, 2019. The limit was increased from 4,500 in 2018. Eligible participants may also receive a retirement contribution (as discussed below) under the defined contribution plan. A participant is 100% vested in the Company's retirement and matching contribution plus earnings thereon after the earlier of three years of service, attaining age 65 while still an employee, becoming totally and permanently disabled or upon death.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

5. Employee Benefit Plans (continued)

Generally, to receive a retirement contribution and/or retain the Company's matching contributions for the year, a participant must be an active employee on the last business day of that year. The Company made a matching contribution of \$228,729 to this plan during the year, which is included in personnel expense on the statement of operations. The retirement contribution is equal to 1.5% to 3.5% of eligible compensation depending on a participant's date of employment, subject to certain limitations prescribed by the Internal Revenue Code.

6. Equity Participation and Other Compensation Plans

The Parent operates several equity participation and other compensation plans to align the interests of Group Executive Board (GEB) members, Key Risk Takers and other employees with the interests of investors while continuously meeting regulatory requirements. The Parent operates compensation plans on a mandatory, discretionary and voluntary basis.

Equity Ownership Plan (EOP)

Certain employees receive a portion of their annual performance-related compensation above a certain threshold in the form of EOP notional shares or EOP performance shares (i.e. notional shares which are subject to performance conditions).

Notional shares represent a promise to receive UBS shares at vesting and do not carry voting rights during the vesting period. Notional shares granted before February 2014 have no rights to dividends, whereas awards granted since February 2014 carry a dividend equivalent which may be paid in notional shares or cash and which vests on the same terms and conditions as the awards. However, awards that have been granted to Material Risk Takers (MRTs) since February 2018 for the performance year 2017 do not carry such a dividend equivalent to comply with regulatory requirements.

For employees other than GEB members, EOP awards generally vest in equal installments in years two and three. The plan includes provisions that enable the firm to trigger forfeiture of some, or all, of any unvested award or portion of an award (a) if an employee commits certain harmful acts and (b) in most cases of terminated employment. EOP expense is recognized in the performance year if the employee meets the retirement eligibility requirements at the date of grant. Otherwise, the expense of each vesting portion of deferred compensation is recognized from the grant date to the earlier of the vesting date or the retirement eligibility date of the employee, on a straight line basis. All EOP expenses recognized is subject to an expected forfeiture rate, which was 6.17% at December 31, 2018.

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

6. Equity Participation and Other Compensation Plans (continued)

Key Risk Takers (globally defined as those employees who, by the nature of their role, have been determined to materially set, commit or control significant amounts of the firm's resources and / or exert significant influence over its risk profile), Group Managing Directors or employees whose total compensation exceeds a certain threshold, receive performance shares under EOP. These performance shares only vest in full if certain performance requirements are met. Such performance requirements are currently based on UBS Group's adjusted return on tangible equity and the divisional return on attributed equity over the defined financial years during vesting.

Certain awards, such as replacement awards, may take the form of deferred cash under the EOP rules.

Deferred Contingent Capital Plan (DCCP)

Similar to EOP awards, certain employees receive a portion of their annual performance-related compensation above a certain threshold in the form of a notional additional tier 1 (AT1) capital instrument.

DCCP awards vest in full five years from grant and are forfeited if UBS's common equity tier 1 (CET1) capital ratio falls below 7% (for employees other than the Group Executive Board). In addition, awards are also forfeited if a viability event occurs (that is, if the Swiss Financial Market Supervisory Authority ("FINMA") provides a written notice to UBS that the DCCP awards must be written down to prevent an insolvency, bankruptcy or failure of UBS, or if UBS receives a commitment of extraordinary support from the public sector that is necessary to prevent such an event). Under the DCCP, employees may receive discretionary annual interest payments. However, no interest is paid on awards that have been granted to MRTs since February 2018 for the performance year 2017 to comply with regulatory requirements.

Provisions for forfeiture of awarded DCCP and recognition of associated expense are the same as with EOP.

Voluntary share-based compensation plans*Equity Plus Plan (Equity Plus)*

Equity Plus is a voluntary plan that provides eligible employees with the opportunity to purchase

UBS O'Connor LLC

Notes to Financial Statements (continued)

6. Equity Participation and Other Compensation Plans (continued)

UBS Group AG shares at market value and receive, at no additional cost, one notional UBS Group AG share for every three shares purchased, up to a maximum annual limit. Share purchases may be made annually from the performance award and / or monthly through deductions from salary. If the shares purchased are held for maximum three years and in general if the employee remains in employment, the notional shares vest. For notional shares granted since April 2014, employees are entitled to receive a dividend equivalent which may be paid in either notional shares and / or cash.

The amount of non-vested awards not yet recognized in 2018, was \$15,291,346 which is expected to be recognized over a weighted average period of 2 years.

7. Funding Facility

The Company has an uncommitted, unsecured money market funding facility with UBS Americas Inc. for CHF 20 million. The agreement requires periodic interest payments on any borrowed amounts. The funding facility has no expiration date. There were no borrowings outstanding as of December 31, 2018. For the year ended December 31, 2018, the Company incurred and paid \$104,948 of interest related to this funding facility, which is included in other expenses on the statement of operations. The interest rate charged is based upon an internal rate derived using one-month LIBOR.

8. Commitments and Contingencies

The Company is involved in various regulatory matters arising in the normal course of business. Management cannot predict with certainty the outcome of pending regulatory matters. While the outcome of such matters cannot be predicted with certainty, in the opinion of management of the Company, any such actions will be resolved with no material adverse effect on the Company's financial statements taken as a whole.

9. Subsequent Events

Management has evaluated subsequent events through June 7, 2019, the date the financial statements were available to be issued. Management has determined that there are no material events or transactions that would affect the Company's financial statements or require disclosure in the Company's financial statements through this date.

4【利害関係人との取引制限】

信託証書における受託会社および管理会社の役務は独占的であるとはみなされず、受託会社および管理会社は、受託会社および管理会社が決めた条件に従って同様の業務を他者に対して自由に提供することができ（ただし、信託証書による管理会社の業務がこれによって阻害されないようにするものとする）、これによって得た報酬その他の金銭を自己のために保有することができる。受託会社および管理会社は、それぞれが他者に対する同種の業務提供の過程、または信託証書の義務を履行する過程を除く他の能力に基づくもしくはその他の態様において行う自らの業務の過程において、受託会社または管理会社またはそれぞれの使者もしくは代理人が知るところとなった事実や事項を受託会社に対して開示すべき旨の通知に影響されないものとし、またかかる開示義務には服さないものとする。

利益相反については、前記「第二部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3. 投資リスク、利益相反」を参照のこと。）

5【その他】

（1）有限責任会社契約書の変更等

有限責任会社契約書は管理会社の全社員の同意なしには変更または改訂されてはならない。ただし、各社員は（ ）当該社員に悪影響を及ぼさないか、または（ ）社員としてのその停止日以降に発効する、職務執行者によって承認された有限責任会社契約書の変更もしくは改訂またはその再録に同意している。

（2）事業譲渡または事業譲受

デラウェア有限責任会社法は、有限責任会社の事業の譲渡は有限責任会社契約書に依拠することを定めている。有限責任会社契約書によれば、管理会社の職務執行者は、管理会社のすべてのまたはほぼすべての事業を譲渡するよう提案する権限を有している。

（3）出資の状況

該当なし。

（4）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）AFSコントロールド・サブシディアリー・リミテッド（以下「受託会社」という。）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、1米ドル（約106.87円）

（ロ）事業の内容

ケイマン諸島においてケイマン諸島法に基づき設立された会社であるAFSコントロールド・サブシディアリー・リミテッドは、ファンドの受託会社を務めている。受託会社は、ケイマン諸島法に基づき設立された会社であり、ケイマン諸島の銀行業クラスA、信託業および無制限のミューチュアル・ファンド管理事務代行者の免許を保有するMUFGファンド・サービスズ（ケイマン）リミテッドの完全子会社である。受託会社は、その親会社の免許に基づいて信託業務を提供する権限を有する。ファンドに関するその投資権限のすべてを管理会社に委託しており、また、管理事務権限および保管権限のすべてを管理事務代行会社に委託している。

（2）MUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド（以下「管理事務代行会社」という。）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、130万ユーロ（約1億5,080万円）

（注）ユーロの円換算は、便宜上、2020年4月末日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝116.00円）による。以下、別段の記載がない限り同じ。

（ロ）事業の内容

アイルランドにおいてアイルランド法に基づき設立された会社であるMUFGオルタナティブ・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドは、ファンドの管理事務代行会社も務め、当該立場においてファンドの投資に関する登録・名義書換事務代行業務および保管業務を提供する。管理事務代行会社は、アイルランド中央銀行の監督を受けている。

（3）S M B C日興証券株式会社（以下「代行協会員」および「日本における販売会社」という。）

（イ）資本金の額

2020年4月末日現在、100億円

（ロ）事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、また、複数の外国投資信託証券について、代行協会員業務および日本における販売等の業務を行っている。

2【関係業務の概要】

（１）AFSコントロールド・サブシディアリー３・リミテッド

受託会社は、ファンドの受託業務を行う。

（２）MUFGオルタナティブ・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド

管理事務代行会社は、ファンドの資産保管業務および管理事務代行業務を行う。

（３）S M B C 日興証券株式会社

日本における受益証券の募集に関し、代行協会員業務および受益証券の販売・買戻業務を行う。

3【資本関係】

管理会社と他の関係法人との間に資本関係は存在しない。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2020年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2019年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、現在適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2020年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法のもとで規制の登録を免除されている投資信託は、ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の四つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じ、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

3.4 登録投資信託（第4（4）条投資信託）

規制投資信託の第四の類型は、「持分権に関する投資者が15名以内であり、その過半数がファンドの運営者を選任または解任することができる」投資信託に適用される。第4（3）条の規制投資信託と異なり、第4（4）条の規制投資信託には最低投資要件はない。また、ある特定の募集事項はCIMAへの提出が要求されるが、第4（4）条投資信託の販売用書類を提出する特定の要件はない。第4（4）条投資信託には、第4（3）条の登録投資信託と同額の年間登録料が課される。2020年8月7日までの移行期間があ

り、それにより、2020年8月7日以前に登録される第4（4）条投資信託は、2020年の年間登録料の支払義務がなく、最初の年間登録料は2021年1月に納付期限が到来する。2020年8月8日以降にミューチュアル・ファンド法第4（4）条に従い登録される投資信託は、2020年の年間登録料の支払義務がある。

4．投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- （a）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - （b）投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者によ

り行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2020年改訂）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定期間を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。

（f）免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

（i）ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

（ ）商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

（ ）リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。

（ ）リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。

（v）リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

（ ）有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

（g）リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

（h）リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

（i）免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

（j）免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

（k）免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄

下にある) グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
- (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
- (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
- (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実動的である場合は、CIMAは投資信託に関し必ずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること

- （d）管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - （e）投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10（e）項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - （c）第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合、または
 - （b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。

8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実質的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10．CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2020年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 两条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権

限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（l）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運

営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社は、ケイマン諸島または、ファンドを代理する管理事務代行会社がマナー・ロングリングおよびテロリストの資金調達のリスクが低いと評価する法域（以下「同等の法域」という。）のマナー・ロングリング防止制度において設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。

- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2020年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
- () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合

（ ）一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合

（h）投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

（a）本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

（b）投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

（c）本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監 査

（a）一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。

（b）一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

（c）監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。

（d）監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

（a）本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4（1）条および第4（6）条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。

（b）ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

（i）一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所

（ ）一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）

（ ）設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述

（ ）一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日

（v）監査人の氏名および住所

（ ）下記の（ ）、（ ）および（ ）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有する取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所

（ ）投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）

- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 交付目論見書の表紙および裏表紙ならびに請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社および／またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして以下の事項を記載する。
 - ・ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用がない旨
 - ・ファンドは、投資者の投資元本が保証されている商品ではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある旨
 - ・運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属する旨
 - ・投資信託は預貯金と異なる旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書および請求目論見書に、特化型運用を行う旨を記載することがある。
- (6) 交付目論見書の本文中に、マージャー・アービトラージ戦略のイメージ図その他の図案を記載することがある。
- (7) ファンド証券の券面は発行されない。

独立監査人の監査報告書

グローバル・M & A オポチュニティ・ファンドの受託会社御中

我々は、2019年12月30日現在の要約投資有価証券明細表を含む貸借対照表ならびに2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間の関連する損益計算書、純資産変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する財務書類に対する注記で構成される、グローバル・M & A オポチュニティ・ファンドの添付の財務書類の監査を行った。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示することに責任を負っている。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持が含まれている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務書類について意見を表明することである。我々は、米国において一般に認められる監査基準に準拠して監査を実施した。かかる基準は我々に、財務書類に重大な虚偽表示がないことの合理的な確信を得るような監査を計画および実行することを求めている。

監査には、財務書類中の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実施が含まれる。選択される手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽表示リスクの評価を含め、監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適した監査手続を構築するため、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の効果について意見を表明するという目的ではない。したがって、我々はかかる意見を表明するものではない。監査はまた、経営陣によって採用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた重要な会計見積の合理性の評価に加え、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、上述の財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、グローバル・M & A オポチュニティ・ファンドの2019年12月30日現在の財務状態、ならびに2019年12月6日（運用開始日）から2019年12月30日までの期間の運用実績、純資産変動およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド
ケイマン諸島

2020年4月20日

Report of Independent Auditors

The Trustee

Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund

We have audited the accompanying financial statements of Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund which comprise the statement of assets and liabilities, including the condensed schedule of investments, as of December 30, 2019, and the related statements of operations, changes in net assets and cash flows for the period from December 6, 2019 (commencement of operations) to December 30, 2019, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with U.S. generally accepted accounting principles; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of Nineteen77 Global Merger Arbitrage Opportunity Fund at December 30, 2019, and the results of its operations, changes in its net assets and its cash flows for the period from December 6, 2019 (commencement of operations) to December 30, 2019 in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

Ernst & Young Ltd.

Cayman Islands

April 20, 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

UBSオコーナー・エルエルシーの株主各位

我々は、2019年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の関連する損益計算書、株主持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する財務書類に対する注記で構成される、UBSオコーナー・エルエルシーの添付の財務書類の監査を行った。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示することに責任を負っている。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持が含まれている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務書類について意見を表明することである。我々は、米国において一般に認められる監査基準に準拠して監査を実施した。かかる基準は、我々に、財務書類に重大な虚偽表示がないことの合理的な確信を得るような監査を計画および実行することを求めている。

監査には、財務書類中の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実施が含まれる。選択される手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽表示リスクの評価を含め、監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適した監査手順を構築するため、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の効果について意見を表明するという目的ではない。したがって、我々はかかる意見を表明するものではない。監査はまた、経営陣によって採用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた重要な会計見積の合理性の評価に加え、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、上述の財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、UBSオコーナー・エルエルシーの2019年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営実績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

2020年5月29日

Report of Independent Auditors

The Member

UBS O'Connor LLC

We have audited the accompanying financial statements of UBS O'Connor LLC, which comprise the statement of financial condition as of December 31, 2019, and the related statements of operations, changes in member's equity and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements.

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with U.S. generally accepted accounting principles; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of UBS O'Connor LLC at December 31, 2019, and the results of its operations and its cash flows for the year then ended in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

Ernst & Young LLP

May 29, 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人の監査報告書

UBSオコーナー・エルエルシーの株主各位

我々は、2018年12月31日現在の貸借対照表ならびに同日に終了した年度の関連する損益計算書、株主持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに関連する財務書類に対する注記で構成される、UBSオコーナー・エルエルシーの添付の財務書類の監査を行った。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、本財務書類を作成し適正に表示することに責任を負っている。これには、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽表示のない財務書類の作成および適正な表示に関する内部統制の構築、実施および維持が含まれている。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて本財務書類について意見を表明することである。我々は、米国において一般に認められる監査基準に準拠して監査を実施した。かかる基準は、我々に、財務書類に重大な虚偽表示がないことの合理的な確信を得るような監査を計画および実行することを求めている。

監査には、財務書類中の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実施が含まれる。選択される手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類の重大な虚偽表示リスクの評価を含め、監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において、監査人は、状況に適した監査手順を構築するため、事業体の財務書類の作成および適正表示に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の効果について意見を表明するという目的ではない。したがって、我々はかかる意見を表明するものではない。監査はまた、経営陣によって採用された会計方針の適切性および経営陣によって行われた重要な会計見積の合理性の評価に加え、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎を提供するために十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、上述の財務書類は、米国において一般に認められる会計原則に準拠して、UBSオコーナー・エルエルシーの2018年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営実績およびキャッシュ・フローを、すべての重要な点について適正に表示しているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング・エルエルピー

2019年6月7日

Report of Independent Auditors

The Member

UBS O'Connor LLC

We have audited the accompanying financial statements of UBS O'Connor LLC, which comprise the statement of financial condition as of December 31, 2018, and the related statements of operations, changes in member's equity and cash flows for the year then ended, and the related notes to the financial statements.

Management's Responsibility for the Financial Statements.

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in conformity with U.S. generally accepted accounting principles; this includes the design, implementation and maintenance of internal control relevant to the preparation and fair presentation of financial statements that are free of material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with auditing standards generally accepted in the United States. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. Accordingly, we express no such opinion. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of significant accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of UBS O'Connor LLC at December 31, 2018, and the results of its operations and its cash flows for the year then ended in conformity with U.S. generally accepted accounting principles.

Ernst & Young LLP

June 7, 2019

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。